# 練馬区地域防災計画平成29年度修正

平成30年(2018年)3月 練馬区防災会議

# 用語の定義

本計画で使用する用語等は、次のとおりです。

# 1 法令・条例名等の標記

	標記	説 明
1	防災会議条例	練馬区防災会議条例
		(昭和 38 年条例第 13 号)
2	災対条例	練馬区災害対策条例
		(平成 16 年条例第 6 号)
3	災対本部条例	練馬区災害対策本部条例
		(昭和 38 年条例第 14 号)
4	災対本部施行規則	練馬区災害対策本部条例施行規則
		(昭和 51 年規則第 29 号)
5	災対本部運営要綱	練馬区災害対策本部運営要綱
<b>.</b>		(平成 12年3月7日練総防発第381号)
6	震災復興推進条例	練馬区震災復興の推進に関する条例
		(平成 21 年 12 月練馬区条例第 50 号)
7	災対法	災害対策基本法
		(昭和 36 年法律第 223 号)
8	災対法施行令	災害対策基本法施行令
		(昭和 37 年政令 288 号)
9	水防法	水防法
		(昭和 24 年法律第 193 号)
10	水防法施行規則	水防法施行規則
		(平成 12 年建設省令 44 号)
11	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対
		策の推進に関する法律
<b>.</b>		(平成 12 年法律第 57 号)
12	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法
		律(昭和 44 年法律第 57 号)
13	救助法	災害救助法
		(昭和 22 年法律第 118 号)

14	救助法施行規則	災害救助法施行規則
		(昭和 22 年政令第 225 号)
15	激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等
		に関する法律(昭和37年法律第150号)
16	建築基準法	建築基準法
		(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
17	東京都震災対策条例	東京都震災対策条例
		(平成 12 年条例第 202 号)
18	東京都帰宅困難者対策	東京都帰宅困難者対策条例
	条例	(平成 24 年条例第 17 号)
19	火災予防条例	火災予防条例
		(昭和 37 年 3 月 31 日条例第 65 号)

# 2 機関名等の標記

	標記	説 明			
1	防災機関	本計画防災共通編第1部第7章に網羅されて			
		いる、区、東京都(警視庁、東京消防庁、消			
		防団を含む。)自衛隊、指定公共機関、指定			
		地方公共機関等をいう。			
2	防災関係機関	計画事業に関係する全ての防災機関をいう。			
3	災対本部	練馬区災害対策本部をいう。			
4	都災対本部	東京都災害対策本部をいう。			
5	各部	部(室・局)			
6	災対各部	練馬区災害対策本部を構成する各部(室・局)			
		をいう。			
7	災対 部	練馬区災害対策本部を構成する部をいう。			

# 3 特定の用語に含まれる範囲、意味

	標記	説 明
1	震災	災対法第2条第1項に定める地震により生じ
		る被害をいう。
2	風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象
		により生じる被害をいう。

3	地震時	地震による振動の開始から終了までをいう。
4	発災時	地震動により生じる初期の災害発生をいう。
5	震災時	地震により生じる被害の開始から終息までを いう。
6	災害時要援護者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生(災害が発生する恐れがある場合を含む。)に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
7	水防管理者	水防団体(水防の責任を有する区市町村)の 長をいう。

# 用語の解説

### あ行

### ・液状化現象

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象をいう。 これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする。単に液状化ともいう。

### ・エコノミークラス症候群

長時間同じ姿勢で座ったままでいることで、血栓ができる病気をいう。血行 障害による呼吸困難に陥ることもある。

### ・応急危険度判定

住民の安全の確保を図るため、震災後の余震等による被災建築物の倒壊、 部材の落下等から生ずる二次災害を防止するために、建築物の被害の状況を 調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

### ・応急給水槽

地震等の災害時に備え、居住場所から概ね2kmの範囲内に、給水拠点(浄水場、給水所等)の無い空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

### か行

### ・がれき

震災による建物の焼失、倒壊および解体により発生する廃木材ならびにコンクリートがら等のことをいう。広義としては、緊急に行う道路障害物の除去により道路上から撤去したがれきも含む。

### ・気象庁ホットライン

突発的、局地的な集中豪雨による河川はん濫発生等に対して、気象庁予報 官と東京都の間で、直接情報共有を図り、早期に区や関係機関へ提供するこ とをいう。

### ・帰宅困難者

通勤や通学、買い物、行楽など、出先で突然の災害に見舞われ、交通機関が麻痺して自宅へ帰ることが困難な方をいう。

平成 17 年 7 月の首都直下地震対策専門調査会の報告によると、震度 5 強以上の地震が発生した場合には、交通機関が停止する可能性が高いことから、都内の外出者(滞留者)の多くが、すぐには帰宅できない状況となることが予想されている。この場合、帰宅までの距離が 10km 未満の外出者は全員を帰宅可能者とし、10km 以上から 20km 未満は、1 km 距離が増すごとに帰宅可能者が 10%ずつ逓減するものとし、20km 以上は全員を帰宅困難者としている。

### ・急傾斜地

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)では、傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と定義している。一般的に「地すべり」と対比して、大雨や地震その他の要因により斜面が突然崩れ落ちるものを急傾斜地の崩壊といい、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。

### ・給水拠点

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等および応急 給水槽をいう。居住場所から概ね2km程度の距離内に1か所ある給水拠点に は、応急給水用資器材を配備している。

### ・緊急通行車両

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、 公安委員会等で確認を受け、優先して通行することができる緊急車両をいう。

### ・区民防災組織

防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会等、初期消火活動や救助活動、 避難拠点への誘導等、地域の防災活動を担う組織をいう。広義では、自主防 災組織ともいう。

### ・激甚災害(激甚災害制度)

激甚法に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

### ・検視・検案

検視とは、検視官(警察官)が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医(医師)が死亡原因を調べることをいう。

### ・洪水予報

国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、重大な 損害が生じる恐れのある場合に、国土交通大臣または都道府県知事と気象庁 長官が共同で発表した予報をいう。

### さ行

### ・災害医療機関

東京都災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、傷病者の受入れを行う医療機関をいう。

### ・災害救助基金

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とする場合があることから、都道府県は、その財源に充てるため積立てている基金をいう。(災害救助法第22条)

### ・災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自ら安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々をいう。なお、練馬区では高齢者、障害のある方、難病の患者等を想定しており、これまで推進してきた災害時要援護者名簿を災対法第 49 条の 10 に規定する「避難行動要支援者名簿」に位置づけている。

### ・事業所防災計画

東京都震災対策条例にもとづき、その事業活動に関して震災を最小限にと どめるため、都および区市町村の地域防災計画を基準として、事業者が作成 しなければならない計画をいう。

### ・障害物除去

災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。道路啓開ともいう。

### ・震災復興計画

震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興ならびに区民生活の再建および安定を図るため策定する計画をいう。

### ・浸水予想区域図

河川や下水道がもつ治水能力を大幅に超える豪雨により氾濫することを予測し、浸水が予想される区域や浸水深を図にしたもので、東京都が管理する全河川について作成されている。なお、区では平成15年5月に公表された石神井川および白子川流域の浸水予想区域図をもとに、「練馬区浸水ハザードマップ」を作成している。

### ・震度

ある地点における地震の揺れの程度を表した指標。震度階級にはいくつか種類があるが、現在の日本では気象庁震度階級が使われており、日本では一般的にこれを「震度」と呼ぶ。0、1、2、3、4、5 弱、5 強、6 弱、6 強、7 の 10 段階に分かれている。

### ・水位周知河川

水防法第 13 条第 2 項に規定する洪水により相当な被害を生ずる恐れがある河川をいい、区内の河川では、石神井川が指定されている。

### ・水防活動

洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生する恐れがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講ずる活動のことをいう。

### ・水防計画

水防法第7条の規定にもとづき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門・排水機場の操作、関係団体との協力および応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備および運用に関する計画をいう。

### ・水防災総合情報システム

洪水や高潮等による被害を軽減するため、水防関係機関等に雨量・水位・ 潮位、気象等水防に関する情報を迅速・的確に提供するための東京都のシス テムをいう。

NTT専用回線や防災行政無線を使用して、都内の雨量・水位・潮位・排水機場のポンプ運転の情報を収集し、関係機関に提供する。

### ・水防団

水防法第5条の規定による、水防事務を処理するための組織をいう。水防団は、水防団長および水防団員をもって組織され、消防団組織が兼務している。

### ・図上訓練

防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレーイング方式等により訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。

### た行

### ・大規模災害

災害が発生し、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に 大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいう。

### ・超高層建築物

建築基準法施行令第36条に規定する高さ60mを超える建築物をいうが、一般には100m以上を指すことが多い。

### ・調節池

増水した河川の水を一時的に取り込み、下流の流量を減らして水害を軽減する、河川沿いに設置された貯留施設をいう。調節池の設置は、市街化が進んで河道の改修が極めて困難な都心部等においては、治水対策上有効な手段となる。

### ・DIS(東京都災害情報システム)

災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都災対本部が一元的 に管理する東京都のシステムをいい、災害対策活動に資するとともに、端末 設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。

また、区市町村や防災機関等との連携やあらかじめ登録された都職員などから災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を送信するなど多様な種類の情報を収集し、地図情報を基盤とした意思決定を支援する。

### ・土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の 生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、都道府県が 指定する。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。通 称イエローゾーン。

### · 土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に 損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認め られる区域で、都道府県が指定する。土砂災害警戒区域における危険の周知、 警戒避難体制の整備に加え、この区域では特定の開発行為に対する許可制、 建築物の構造規制等が行われる。通称レッドゾーン。

### ・土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12年法律第57号)。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れの ある区域において危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑 制、既存住宅の移転促進等の対策を推進するために制定された。

### ・土壌雨量指数

大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が 土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

### ・トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や 重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること をいう。

なお、標準的トリアージ手順のほかに、判定基準をより簡易にしたSTA RT方式トリアージがある。

### な行

### ・内水はん濫

規模の大きな降雨が生じた場合や河川水位等の影響により、堤内地の雨水が十分に排水できなくなり、堤内地にはん濫が生じることをいう。

### は行

### ・はん濫危険情報

住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して警戒を要するレベルに発表される洪水予報をいう。この情報により区市町村は避難勧告等の発令を判断する。

### ・避難拠点

練馬区では、全区立小・中学校を避難拠点として位置付けており、避難所と防災拠点の両方の機能を備えた避難所をいう。地震による避難所としては、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者または現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れするために開設する。避難拠点は、地震による避難所としての機能の他に、区の防災活動の拠点としての機能ももっている。

### ・避難道路

東京都が指定する避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。

### ・避難場所

東京都が指定する大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。「光が丘団地・光が丘公園一帯」、「石神井公園一帯」等がある。

### ·表面雨量指数

短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

### ・福祉避難所

震災時に、自宅や避難拠点での生活が困難で、介護や特別な配慮等を必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設をいい、社会福祉施設等が指定される。

### ・防災業務計画

災害対策基本法に規定されている計画で、指定行政機関の長はその所掌事務に関し、指定公共機関はその業務に関し、防災基本計画に基づき、その所 掌事務または業務について作成する防災に関する計画をいう。

### ・防災都市づくり推進計画

震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため東京都が策定した計画をいい、 防災都市づくりに関する指針を示すとともに、震災時の甚大な被害が想定される地域を指定し、具体的な整備目標や整備計画等を定めている。

### ま行・や行・ら行

### ・マグニチュード(M)

地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値をいう。マグニチュードが1増えるとエネルギーはおよそ32倍になる。一般にM6以上では災害となることがある。M7クラスの直下型地震では、条件にもよるが大災害になる。(阪神・淡路大震災はM7.3)

### ・メンタルケア

外傷後ストレス障害(PTSD)対策として、災害時の被災者等の精神的ストレスを専門職等との対話等のコミュニケーションを行うことで軽減させていく手当てのことをいう。

### ・ライフライン

電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称していう。阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊、木造住宅密集地域での延焼とライフラインの機能停止等、大規模な被害が発生した。

### ・ラジオ・アイソトープ(RI)

放射性同位元素といい、放射線を発する原子番号が同じで質量数の異なる元素をいう。医療や工業に広く利用されているが、放射線は、取扱いを誤ると人体に対して深刻な影響を与える可能性があることから、その取扱いについては注意を払う必要がある。

### ・ランニングストック

「流通在庫契約」のことで、生産者等との契約により常にある一定量の在庫 を義務付け、災害発生時に被災者に支給する方法をいう。

### ・り災証明書

災害が発生した場合に、被災者からの申請に基づいて、住家の被害その他 区市町村長が定める種類の状況を調査し、その災害による被害の程度を証明 するもので、区市町村長が交付する。(災害対策基本法第90条の2)。各種被 災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

### ・流域雨量指数

河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危

険度が高まるかを把握するための指標。降った雨が、地表面や地中を通って 河川に流れだし、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。

# 防災共通編

# 目次

# 防災共通編

第1部	総則
第1章	計画の方針1
第1節	計画の目的1
第2節	計画の性格1
第 3 節	計画の構成1
第4節	計画の基本的な考え方2
第 5 節	計画の効果的推進2
第2章	区の概況 4
第1節	地勢と気候4
第2節	民勢4
第 3 節	人口、都市整備状況等5
第4節	地震に関する地域危険度9
第3章	被害想定
第1節	計画作成の指標とする被害想定
第2節	被害想定の前提12
第3節	想定結果の概要14
第4章	平成29年度修正の概要27
第1節	背景27
第2節	対策の方向性27
第 3 節	対策の視点28
第5章	減災目標
第6章	計画の全体像 32
第 2 部	責務と体制
第1章	基本的責務と役割 35
第1節	区・区民・事業者の責務35
第 2 節	練馬区防災会議 37
第 3 節	区・防災機関の役割38
第2章	災害対策体制

第1節	災害対策体制の概要42
第2節	緊急初動体制46
第 3 節	練馬区災害対策本部体制47
第4節	水災害対策本部体制59
第5節	現地対策本部体制62
第6節	業務継続計画(BCP)64
第3章	広域的な視点からの応急対応力の強化67
第1節	受援体制67
第2節	ボランティアの受入体制
第3節	区立施設等の災害時利用計画81
第4節	救援体制83
第5節	災害救助法の適用87
第6節	激甚災害の指定100
第3部	基本的な対策
第1章	地域防災力の向上 102
第1節	地域防災力の向上計画103
第2節	消火・人命救助・救急活動120
第2章	災害に強い安全・安心なまちづくり125
第1節	防災都市づくり計画126
第2節	住宅および建築物の耐震計画
第 3 節	施設構造物等の災害予防計画140
第4節	放射性物質対策153
第5節	消防活動計画154
	/月四/右劉司 ―

# 防災共通編

第1部総則

# 第1章 計画の方針

# 第1節 計画の目的

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、練馬区防災会議が作成する計画です。

その目的は、区・東京都(警視庁・東京消防庁等を含む。)・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災機関が、各々が持つ全機能を有効に発揮して、練馬区の地域に係わる災害予防、災害応急対策、災害復旧、災害復興を行って、練馬区の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から守ることです。

そのため、この計画による対応は、災対本部が行います。

同時に、この計画は、災害対策条例で定められた、区の災害対策の基本的 理念や施策目標を実現しようとするものです。

# 第2節 計画の性格

この計画は、練馬区の地域に関する災害対策についての総合的かつ基本的な性格を持つものです。

また、練馬区の地域に係わる防災に関し、区の処理すべき事務または業務を中心に、東京都および各防災機関等が練馬区の地域に関して処理する事務を含んだ計画です。あわせて、区・東京都および各防災機関等の責任を明確にするとともに、事務または業務の一貫性を図る総合的な計画です。

計画の内容は、各防災機関が作成する防災業務計画または東京都地域防災計画、その他関係法令等に矛盾しないものとするとともに、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等、最近の災害から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化を取り入れたものとしています。

# 第3節 計画の構成

この計画は、「防災共通編」「防災本編」「風水害等編」「東海地震事前対策編」「資料編」の5編から成り立っています。

防災共通編		計画の方針、被害想定、減災目標、計画の
		全体像、責務と役割、基本的な対策等
	防災本編	地震に関する施策ごとの災害予防、災害応
		急対策、災害復旧・復興の具体的な対策
	風水害等編	風水害とその他災害についての対策
	東海地震事前対策編	東海地震に対する「警戒宣言に伴う対応措
		置」に伴う対策
	資料編	協定・協力等、参考資料

# 第4節 計画の基本的な考え方

この計画における災害対策は、第5章に掲げる減災目標を達成するために 講じるもので、次の基本的な考え方に基づき実施します。

区、防災関係機関、事業者、区民防災組織、区民が連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」による災害対応力を向上させる。

区や防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくために、対策内容と役割分担を明確化し、相互に密接な連携を図る。

災害予防段階では、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を 実施する。また、各対策は大規模災害から得る教訓を踏まえ、不断に見 直しを行う。

災害応急段階では、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。収集した情報については、練馬区個人情報保護条例に基づき、適切な取り扱いを行う。また、高齢者、妊産婦、乳幼児、その他の災害時に配慮が必要な方の多様なニーズに適切に対応する。 災害復旧・復興段階では、速やかに都市機能を復旧し、被災者に対して

# 第5節 計画の効果的推進

適切な支援を行う。

区および防災関係機関等は、効果的・効率的な防災施策が実施されるよう、 区と各防災関係機関等の連携を図りつつ、マネジメントサイクルに則った災害対策の効果的な推進を図ります。

### 第1款 計画の習熟・推進

区および各防災関係機関等は、この計画の遂行にあたり、それぞれの責務が十分に果たされるよう、平素から、自らもしくは他の防災関係機関等と共同して調査研究を行い、実働または図上訓練、その他の方法によって、計画の習熟に努めます。

また、区および各防災関係機関等は、この計画に定める対策を円滑に実施できるように、防災業務計画や災害対策に係わるマニュアル等の整備を行うものとし、可能な限り公表します。

### 第2款 計画の点検・修正

この計画は、練馬区防災会議が毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正します。(災対法第42条)

したがって、各防災関係機関は自己の所掌する事項について検討し、それが他の防災関係機関にも関係ある事項のときは、当該機関に連絡し、かつ了解を得たのち、すみやかに計画修正案を防災会議に提出します。

また、計画の修正に際しては、区民意見反映(パブリックコメント)制度や練馬区防災懇談会等から寄せられた区民等の意見を踏まえます。

防災業務計画や災害対策に係わるマニュアル等については、この計画の 修正に伴う見直しに留まらず、随時実施する訓練の結果を踏まえ、適宜修 正します。

# 第2章 区の概況

# 第1節 地勢と気候

練馬区は東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市に境をもち、北は埼玉県新座市、朝霞市、和光市に接しています。

面積は48.08kmで、東西は約10km、南北は約4~7kmのほぼ長方形の形状で、東経139度33分46秒~40分52秒、北緯35度42分43秒~46分46秒に位置しています。

ほとんど高低差のないなだらかな地形で、地盤高でみると東側が低く西側へ行くにつれて高く、平均すると海抜30m~50m程度の起伏の少ない台地状となっています。この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地で、比較的新しい時代に形成された地層です。

地質は上総層群と呼ばれる比較的固い第三紀層の上に武蔵野砂礫層が7~8mの厚さで重なりその上を関東ローム層が層厚7~10mに覆っていて、一般に支持力の強い地盤上にあるといわれています。ただし、石神井川、白子川に沿う谷底低地は腐植土に覆われた軟弱な地盤が連なっています。

かつて区内には、3河川が流れていましたが、都市化の進展に伴い河川の機能を失った田柄川は、下水道幹線として暗きょ化され緑道となり、現在では湧水を主な水源とする荒川水系一級河川の石神井川と白子川の2河川を残すのみとなっています。

区の年間平均気温は16 前後、最高気温は多少の変動を伴いながらここ20年ほどほぼ横ばいで推移しています。また、年間降水量は概ね1,000~2,000mmの間で推移しており、顕著な傾向は見られません。

# 第2節 民勢

戦前は武蔵野の面影を残す近郊農業地帯でしたが、昭和22年8月1日板橋 区より分離独立した頃から東京のベッドタウンとして都市化が進み、平成28年4月には人口約72万人、世帯数約35万5千世帯に達しました。急速な都市 化に伴って生じた曲折する道路や袋小路等が現在でも多く残り、全地域で空 地率が高いにもかかわらず木造低層住宅が密集して火災延焼危険度が高い 地域が点在します。

また昔、石神井川、田柄川の遊水池の役目を果たしていた沿岸農地が続々と宅地化されたことにともない、集中豪雨等でこれらの地域で床上・床下浸水の被害を生じることもありますが、河川改修や下水道の整備を進め対応を図っています。

# 第3節 人口、都市整備状況等

### 第1款 住民基本台帳による人口と世帯

平成29年6月1日現在の住民基本台帳による人口は726,914人(うち、男354,747人、女372,167人)、世帯数は364,398世帯で、1世帯あたりの人員は1.99人です。また、人口密度は15.118人/km²です。

なお、平成29年7月1日現在の災害時要援護者数は23,988人、うち65歳以上の高齢単身者数が最も多く7,888人です。

### 第2款 昼夜間人口

平成27年の国勢調査報告によると、区内の夜間人口は721,722人、昼間 人口は605,084人で、夜間人口と昼間人口の差は116,638人です。

また、区外からの流入人口は74,323人で、流出人口は190,961人です。

### 第3款 建物数等

平成27年の東京都税務統計年報によると、区内の建物棟数は149,012棟、 うち、木造の建物棟数は112,672棟です。建物の用途別では、住宅・アパートが142,087棟です。

また、平成27年の東京消防庁統計書によると、区内の4階以上の建物棟数は4,815棟です。

なお、エレベーターの設置が義務付けられる6階以上の高層住宅は、平成25年の練馬区の土地利用現況調査によると、区内に1,524棟(平成23年度現在)です。

### 第4款 土地利用・市街地整備状況等

区の面積は48.08kmで、用途別土地利用面積率をみると、宅地が約60%、 道路等が約20%、屋外利用地等や公園、農用が各5%程度ずつを占めてい ます。

	用途別土地利用面積率					
総面積	宅地	道路等	屋外利用 地等	公園	農用	その他
48.08km²	62.5%	18.7%	6.6%	5.6%	5.3%	1.3%

道路状況は、東西方向へは比較的整備が進んでおり、放射状の都心指向型となっていますが、南北方向の道路は少ない状況です。道路の総延長は約113万m、公道総面積は約736万㎡で、道路率は15.2%です。

区では、幅員が4mに満たない狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を実施しています。

(平成26年4月1日現在)

区分	総数	国道	都道	自動車専用道	区道
総延長	1,129,101m	2,522m	74,778m	4,549m	1,047,252m
総面積	7,356,731 m²	77,085 m²	1,331,424 m²	152,990 m²	5,795,232m <sup>2</sup>

区内を流れる石神井川・白子川の2河川の区内総延長は、約18.1kmに達します。

東京都では、1時間30mmの降雨に対処できるよう、全延長にわたる暫定 改修を昭和55年に完了しました。しかし、急激な市街化により雨水流出量 が増加するとともに、雨水の河川への流達時間が早められたことにより、 台風や集中豪雨時には所々で浸水・冠水等の被害が発生するという状況に あります。そのため東京都では、石神井川流域河川整備計画、新河岸川お よび白子川河川整備計画(ともに平成18年3月策定)に基づいて、1時間 50mmの降雨に対処できるよう本改修を順次進めており、平成26年4月1日 現在、石神井川で71.0%、白子川で21.9%が完了しています。

(平成26年4月1日現在)

河川名	延長	本改修済延長	本改修率
石神井川	11,644m	8,264m	71.0%
白子川	6,513m	1,429m	21.9%

区内の下水道普及率は平成7年度末に概ね100%に達しています。施設の計画基準は時間50mmの降雨強度(1)に対処できるものです。

しかし近年、下水道の整備地域内で降雨等の際に浸水被害が発生する場合があります。原因の一つとして、都市化の進展による雨水流出率の増大や突発的な気象現象等が指摘されています。東京都下水道局はこのような都市環境等の変化にも的確に対応できる下水道を目指し、施設の拡充や改良整備等に努めています。

区内で発生する下水は、近隣区の3箇所の水再生センターで処理しています。また下水道管に流入した雨水は雨水吐(2)を通じ河川に放流しており、白子川流域および石神井川流域の一部地域では、河川流下能力(3)を上回らないように雨水流出抑制型下水道を採用しています。

下水処理施設	所在地		
新河岸水再生センター	板橋区新河岸三丁目1番1号		
浮間水再生センター	北区浮間四丁目27番 1 号		
落合水再生センター	新宿区上落合一丁目 2 番40号		

- 1 降雨強度:瞬間的な雨の強さを時間あたりに換算した雨量のこと。
- 2 雨水吐:雨水吐は、合流式下水道において雨天時に未処理下水(雨水で 希釈された汚水)を越流させ公共用水域に排除するとともに、一定量の下 水をポンプ場または処理場に流下させる施設のこと。
- 3 河川流下能力:河川が流すことのできる洪水の規模のこと。

災害時の避難の場所や、火災の延焼防止帯として重要な役割を持つオープンスペースのうち、公園等の箇所数は約670箇所、総面積は約207万㎡、区民一人当たりの公園面積は2.88㎡です。

また、都立の4公園を除けば、面積が3千㎡以下の狭小なものが大部分です。

民間遊び場については、その緑化はいまだ十分ではなく、避難の場所と しての安全性が確保できないことも考えられます。

(平成28年4月1日現在)

種類	箇所数	面積(m²)	
計	672	2,074,216.28	
都立公園	4	1,059,970.76	
区立公園	203	771,261.83	
区立児童遊園	219	90,729.55	
区立緑地緑道	243	142,715.14	
区立市民農園	3	9,539.00	

	項目			面積(ha)	比率(%)
			樹木地	808.533	16.8
			果樹畑	25.081	0.5
			苗木畑	22.642	0.5
		樹之	木被覆地	856.256	17.8
				125.622	2.6
			草地普通		
			畑	168.454	3.5
			芝畑	9.268	0.2
		草	本被覆地	303.344	6.3
	緑	波地	/緑被率	1,159.600	24.1
	裸	地		140.967	2.9
	水ī	面		16.377	0.3
自然面		1,316.943	27.3		
公園裸地		43.244	0.9		
みどり率			25.3		
区面積				4,808	

### 練馬区の緑被等の状況(平成28年度調査)

緑被率:緑被地(樹林や草などのみどりに覆われた部分および農地)の面積が区域の面積に占める割合をいう。

みどり率:緑被地に加え、公園内で樹林等のみどりで覆われていない部分や、河川・湖沼などの面積が区域の面積に占める割合をいう。

# 第4節 地震に関する地域危険度

### 第1款 地域危険度とは

昭和50年11月に東京都は東京都震災対策条例(当時は震災予防条例)第 12条の規定に基づき第1回の「地震に関する地域危険度測定調査報告」を 公表しました。

この調査は、特定の地震(震源等)を想定したものではなく、都内の全ての地域で地震の強さを同条件で設定し、危険性を測定しています。概ね5年ごとに実施されており、平成30年2月に公表された第8回調査では、都内の市街化区域の5,177町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度に加えて、第7回調査から測定を始めた災害時活動困難度を加味し、総合危険度について測定しています。

これらの危険度は、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクで相対 的に評価しており、ランクの数値が高いほど、危険性が高いことを示しま す。

分類	測定方法等
建物倒壊危険	建物の構造、建築年、階数等で分類・集計した建物量に
度	地盤分類・建物種別ごとの建物が壊れる割合を掛け合わ
	せることにより、地震による面積当たりの建物全壊棟数
	「建物倒壊危険量(棟/ha)」を算出し、その値を町丁
	目ごとに順位付けした相対評価により測定。
火災危険度	出火の危険性と延焼の危険性を掛け合わせることによ
	り、地震による面積当たりの建物全焼棟数「火災危険度
	(棟/ha)」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付け
	した相対評価により測定。
災害時活動困	活動有効空間不足率と道路ネットワーク密度不足率を掛
難度	け合わせた数値を算出し、その値を町丁目ごとに順位付
	けした相対評価により測定。活動有効空間不足率は、町
	丁目内の幅員4m以上の道路や小公園等を、それらの周
	囲を含めて評価し、それ以外の空間が町丁目面積に占め
	る割合により測定。道路ネットワーク密度不足率は、町
	丁目内の各地点から、幅員が12m以上の外郭道路につな
	がる幅員 6 m以上の道路までに到達する平均所要時間に
	より測定。
総合危険度	建物倒壊危険量(棟 / ha)、火災危険量(棟 / ha)の各
	値に、災害時活動困難度の値を掛け合わせ、それを合算
	│した値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測 │ │
	定。

### 第2款 練馬区内の地域危険度

区内の各ランクの町丁目数は、下表のとおりです。いずれの危険度も、ほとんどの地区が「ランク1」から「ランク3」の中に分類され、総合危険度が、相対的な危険度が高い「ランク5」に該当する地区はありません。しかしながら、木造建物の建て替え等による不燃化や延焼を抑止する道路、公園の整備等の対策とともに、地域での初期消火力の強化に努めることが必要です。

人人米西	各ランクに位置付けられる町丁目数(割合)					
分類	ランク 1	ランク 2	ランク 3	ランク 4	ランク 5	
総合 5険度	67 ( 33.2% )	94 ( 46.5% )	39 ( 19.3% )	2 (1.0%)	0(0.0%)	
建物倒壊 危険度	87 ( 43.1% )	114( 56.4% )	1( 0.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	
火災 危険度	44 ( 21.8% )	91 ( 45.0% )	65 ( 32.2% )	2 (1.0%)	0(0.0%)	
災害時活動 困難度	73 ( 36.1% )	87 ( 43.1% )	36 ( 17.8% )	5 (2.5%)	1(0.5%)	

〔資料編 資料20-001 参照〕

# 第3章 被害想定

# 第1節 計画作成の指標とする被害想定

東京都は、平成9年に国の中央防災会議の南関東地域における直下地震の切迫性の指摘および阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国で初の直下地震による被害想定「東京における直下地震の想定に関する調査報告書」を公表しました。また、東京都は、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が、平成17年2月に首都中枢機能の継続性確保の視点から、国として初めて首都直下地震の被害想定を公表したことを踏まえ、平成17年5月から被害想定の調査検討を行い、平成18年5月に「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表しました。さらに、東京都は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、この被害想定を全面的に見直し、新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」(以下「都の被害想定」という。)を作成し、平成24年4月に公表しました。

また、中央防災会議に設置された首都直下地震対策検討ワーキンググループは、平成25年12月に「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」 (以下「国の被害想定」という。)を公表しました。

練馬区地域防災計画では、防災・減災対策を検討していく上で、人的被害・建物被害等の定量化が可能な被害想定については、地域の特性を詳細に分析し、区市町村別に被害を算定している都の被害想定を指標とします。また、最新の科学的知見に基づき検討が行われた国の被害想定を計画作成の参考指標とし、被害の様相から示された新たな課題を中心に練馬区地域防災計画に反映します。

なお、今後、都の被害想定が見直された場合には、その想定に基づき、練 馬区地域防災計画も修正します。

# 第2節 被害想定の前提

### 第1款 想定地震

都の被害想定は、想定地震として、首都直下地震である「東京湾北部地震」「多摩直下地震」、海溝型地震である「元禄型関東地震」、活断層で発生する地震である「立川断層帯地震」の4つの地震モデルを設定しています。

一方、国の被害想定は、首都直下M 7 クラスの19の地震モデルのうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きい「都心南部直下地震」を想定地震として設定しています。

練馬区地域防災計画では、首都直下地震やその他の大規模地震など様々な地震タイプの発生にも対応できる最大限の災害対策に取り組む必要があります。そのため、人的・物的被害など定量化が可能な被害想定の数値については、都が想定地震とした4地震モデルの最大値とします。

また、地震による練馬区の被害は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の被害状況によっても明らかなように、練馬区全域が一様でなく、地域により差異が生じることを前提とします。

### 第2款 気象条件等

都の被害想定の季節、気象条件の設定は下表のとおりです。

季節・時刻・風速	想定される被害の特徴
冬の朝 5 時	・兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災、1995年)と同 じ発生時間帯。
  風速 4 m/秒	・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒 壊による圧死者が発生する危険性が高い。
8 m/秒	・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利
	用者は少ない。
冬の昼12時	・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数 の滞留者が集中しており、店舗等の破壊、落下物等
	による被害拡大の危険性が高い。
風速 4 m/秒	・住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木
8 m/秒	造家屋の倒壊による死者数は冬の朝 5 時と比較し て少ない。

季節・時刻・風速	想定される被害の特徴
冬の夕18時	・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、 飲食のため多数の人が滞留。
風速 4 m/秒 8 m/秒	・ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で、人的被 害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

国の被害想定の季節、気象条件の設定は下表のとおりです。ライフライン施設被害等については、火災による被害が最大となるケースが設定されています。

被害種別	発災季節・時間帯・風速				
	・発災季節・時間帯:冬深夜・夏昼・冬夕				
建物等の被害	・風速:3m/秒(日平均風速( 1))				
人的被害	8m/秒(日最大風速( 2)よりもやや強め				
	の風速)				
ライフライン	・発災季節・時間帯:冬夕				
施設被害等	・風速:対象外				

1 日平均風速: 1時から24時までに観測された風速の平均値のこと。2 日最大風速: 1時から24時までに観測された風速の最大値のこと。

# 第3節 想定結果の概要

都の被害想定による練馬区と23区全体の被害の最大値およびその被害想定 の前提は、下表のとおりです。

I.	区分		練馬	馬区	23⊠	全体	
12	<u>\</u>	分		被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
面和	面積			ı	48.2km²	1	616.7km²
震馬	震度別面積率						
	5 弱以下			0.0%	多摩直下地震	0.0%	東京湾北部地震
	5 3	鱼		0.0%		0.0%	
	6 5			98.3%		30.0%	
	6 5	鱼		1.7%		69.8%	
	7			0.0%		0.2%	
建物	勿等者	皮害算定の	の前提	-	146,398棟	-	1,827,137棟
	木油			-	114,320棟	-	1,221,273棟
		<b>卜</b> 造		-	32,078棟	-	605,864棟
建物		の被害			多摩直下地震		東京湾北部地震
	_	国別建物的		2,611棟	-	111,898棟	
	抖	揺れによる	1	2,601棟	風速 8 m/秒	110,145棟	風速8m/秒
		棟数	木造	2,393棟		97,374棟	
		1/4 8/4	非木造	208棟		12,771棟	
		率	木造	2.1%		8.0%	
			非木造	0.6%		2.1%	
		を状化に よ		7棟		1,109棟	
	垣垣		博壊による全	3棟		644棟	
		●棟数 ●壊建物 <i>を</i>	を含む)	3,022棟		195,309棟	
		●棟数 ●壊建物を	を含まない)	2,968棟		182,188棟	
	焼失率 (倒壊建物を含む)		2.1%		11.1%		
	出火件数		12件		754件		
	原因別建物半壊棟数			13,941棟		295,020棟	
	揺れによる半壊			13,537棟		232,268棟	
	液状化による半壊			398棟		61,668棟	
	急傾斜地崩壊による   半壊			6棟		1,084棟	
震災	(廃す	<b>棄物</b>					
	重量	<u>=</u> <u>=</u>		101万 t		4,049万 t	
	体和	責		140万㎡		4,807万㎡	

	/ <del>+</del> F		カリ草版古心と	
区分		馬区 		全体
	被害の最大値	前提	被害の最大値	
		夜間人口		夜間人口
人的被害等算定の前提	_	716,124人	_	8,945,695人
		昼間人口		昼間人口
		530,628人		11,284,699人
人的被害				
死者	212人	多摩直下地震		東京湾北部地震
建物倒壊等による死者	164人	冬 5 時	5,222人	<b>-</b>
急傾斜地崩壊による死者	0人	風速 8 m/秒	54人	風速 8 m/秒
地震火災による死者	32人		3,964人	
┃ ┃ブロック塀、自動販売機				
の転倒、屋外落下物によ	16人		97人	
│││る死者				
再掲:災害時要援護者死	96人		4,741人	
者数	90人		4,741人	
屋内収容物による死者	11人		218人	
(参考値)			210人	
負傷者	5,389人		140,227人	
建物倒壊等による負傷者	4,715人		119,153人	
急傾斜地崩壊による負傷	0人		67人	
			07人	
地震火災による負傷者	86人		17,501人	
プロック塀、自動販売機				
の転倒、屋外落下物によ	588人		3,506人	
る負傷者				
屋内収容物による負傷者	223人		5,518人	
(参考値)	223/		3,310/	
うち重傷者数	585人		21,334人	
建物倒壊等による負	337人		15,131人	
傷者	337		10, 1017	
急傾斜地崩壊による	0人		34人	
負傷者			U-1/(	
地震火災による負傷	24人		4,886人	
	21/		.,5557	
ブロック塀、自動販売	_		-	
機の転倒、屋外落下物	224人		1,283人	
による負傷者				
屋内収容物による負	49人		1,201人	
傷者(参考値)	107		.,=0.70	
要救助者		4		
	1,331人	多摩直下地震	58,821人	東京湾北部地震
	1,001,70	冬 5 時	33,32.70	冬 5 時
閉じ込めにつながり得る	101台	多摩直下地震	6,980台	東京湾北部地震
エレベーターの停止台数		冬18時	-,	冬18時

V A	練馬区		23区全体	
<u></u> 区 分	被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
ライフライン被害				
上水道(断水率)	28.3%	多摩直下地震	50.4%	元禄型関東地震
下水道(管きょ被害率)	19.8%		27.1%	東京湾北部地震
電力(停電率)	6.3%	冬18時、風速 8 m/秒	24.9%	冬18時、風速 8 m/秒
通信				
固定電話(不通率)	2.2%	多摩直下地震 冬18時、風速8 m/秒	10 0%	東京湾北部地震 冬18時、風速8m/秒
携帯電話(停波基地局率)	20%未満	-	-	-
ガス(低圧ガス供給支障率)	95.3%	多摩直下地震	88.7%	多摩直下地震
避難者・帰宅困難者				
避難者	118,245人	多摩直下地震	3,110,940人	東京湾北部地震
避難生活者数	76,859人	冬18時	2,022,111人	冬18時
疎開者人口	41,386人	風速 8 m/秒	1,088,829人	風速8m/秒
帰宅困難者数(都内滞留者)	417,116人	冬12・18時	10,635,113人	冬12・18時
徒歩帰宅困難者数	98,294人		3,790,824人	

## 第1款 地震動(地震のゆれ)

練馬区における都の被害想定による地震動の超過確率の最大値(面積率)は、下表に示すとおりです。

区分		地震動	超過確率	
東京湾北部地震	練馬区	6 弱	100.0%	
	23区全体	७ प्रत्र	100.0%	
多摩直下地震	練馬区	C 22	100.0%	
夕 庠 且 下 地 莀 	23区全体	6 弱	99.7%	
元 禄 型	練馬区	C 22	99.9%	
関 東 地 震	23区全体	6 弱	99.9%	
立川断層帯地震	練馬区	c 没	99.0%	
丛川断僧市地辰	23区全体	5 強	70.7%	

地震動の超過確率:着目地点において、ある地震について、ある期間内に少なくとも1回地震動の強さがあるレベルを超える確率。地震動の強さのレベル(震度)が大きくなると、超過確率は小さくなる。

国の被害想定による都心南部直下地震の最大震度は練馬区で6弱、東京都23区では墨田区と江戸川区で7が想定されています。

# 第2款 建物等の被害、人的被害

# 1 建物等の被害

建物等

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩直下地震(冬18時、 風速8m/秒)のケースで、全壊および焼失棟数の合計は約5,600棟と 想定されています。

23区全体の最大被害は、東京湾北部地震(冬18時、風速8m/秒)のケースで、全壊および焼失棟数の合計は約29万4千棟と想定されています。

	多摩直下地震 冬18時、風速 8 m/秒(練馬区最大被害)		
区分		練馬区	23区全体
	計	5,579棟	67,140棟
内訳	揺れによる全壊	2,601棟	42,887棟
	液状化による全壊	7棟	773棟
	急傾斜地崩壊による全壊	3棟	534棟
	地震火災による焼失	2,968棟	22,946棟

	東京湾北部地震 冬18時、風速8m/秒(23区全体最大被害)			
	区分	練馬区	23区全体	
	計	5,010棟	294,086棟	
内訳	揺れによる全壊	1,935棟	110,145棟	
	液状化による全壊	7棟	1,109棟	
	急傾斜地崩壊による全壊	3棟	644棟	
	地震火災による焼失	3,065棟	182,188棟	

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、全壊および焼失棟数の合計は都区部では約29万9千棟(冬夕、風速8m/秒)、首都地域全体では約61万棟(冬夕、風速8m/秒)と想定されています。

また、ブロック塀等転倒数は約8万件、自動販売機転倒数は約1万5千件、屋外落下物が発生する建物数は約2万2千棟と想定されています。

	都心南部直下地震 冬夕、風速 8 m/秒		
区分		都区部	首都地域全体
計		約299,000棟	約610,000棟
	揺れによる全壊	約 97,000棟	約175,000棟
内訳	液状化による全壊	約 6,800棟	約 22,000棟
	急傾斜地崩壊による全壊	約 200棟	約 1,100棟
	地震火災による焼失	約195,000棟	約412,000棟

首都地域全体:国の被害想定で、都心南部直下地震(首都直下のM7 クラス)の地震震度分布が及ぶ茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県を示す。以下同じ。

#### 震災廃棄物

都の被害想定によると、練馬区の建物被害等の最大被害は多摩直下地震(冬18時、風速8m/秒)のケースで、これにより発生する震災廃棄物は体積換算で140万㎡と想定されています。

23区全体の建物被害等の最大被害は東京湾北部地震(冬18時、風速8m/秒)のケースで、これにより発生する震災廃棄物は体積換算で約4,800万㎡と想定されています。

国の被害想定によると、都心南部直下地震では、首都地域全体で建物被害等により発生する震災廃棄物は体積換算で約8,500万㎡と想定されています。

<b>4</b> – 7	多摩直下地震	東京湾北部地震	都心南部直下地震
ケース	冬18時、風速 8 m/秒	冬18時、風速 8 m/秒	即心用即且下地辰
区分	練馬区	23区全体	首都地域全体
体積換算	140万 m³	4,807万㎡	約8,500万㎡
重量換算	101万トン	4,049万トン	約9,800万トン

# 2 人的被害

#### 死者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩直下地震(冬5時、 風速8m/秒)のケースで、死者数の合計は212人、そのうち災害時要 援護者の死者数は96人と想定されています。

23区全体の最大被害は、東京湾北部地震(冬18時、風速 8 m/秒)のケースで、死者数の合計は約9,300人、そのうち災害時要援護者の死者数は約4,700人と想定されています。

	THE STATE OF THE S				
	多摩直下地震 冬 5 時、風速 8 m /秒 (練馬区最大被害)				
	区分	練馬区	23区全体		
	計	212人	2,953人		
	建物倒壊等による死者	164人	2,624人		
山	急傾斜地崩壊による死者	0人	39人		
内訳	地震火災による死者	32人	213人		
	ブロック塀、自動販売機の転 倒、屋外落下物による死者	16人	78人		
再掲	災害時要援護者の死者数	96人	1,424人		

東京湾北部地震 冬18時、風速8m/秒(23区全体最大被害)			体最大被害)	
	区分	練馬区	23区全体	
	計	145人	9,337人	
	建物倒壊等による死者	73人	5,222人	
д	急傾斜地崩壊による死者	0人	54人	
内 訳	地震火災による死者	57人	3,964人	
	ブロック塀、自動販売機の転 倒、屋外落下物による死者	15人	97人	
再掲	災害時要援護者の死者数	101人	4,741人	

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震(冬夕、風速8m/秒)では、死者数の合計は都区部では約8千~1万1千人、首都地域全体では約1万6千~2万3千人と想定されています。

	都心南部直下地震 冬夕、風速 8 m /秒				
	区分	都区部	首都地域全体		
計		約8,000~	約16,000~		
		約11,000人	約23,000人		
	建物倒壊等による死者	約 3,700人	約 6,400人		
	急傾斜地崩壊による死者	約 20人	約 60人		
内訳	地震火災による死者	約4,000~	約8,900~		
		約 7,400人	約16,000人		
	プロック塀、自動販売機の転 倒、屋外落下物による死者	約 300人	約 500人		

### 負傷者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩直下地震(冬5時、風速8m/秒)のケースで、負傷者数は約5,400人と想定されています。 23区全体の最大被害は、東京湾北部地震(冬18時、風速8m/秒)のケースで、負傷者数は約14万人と想定されています。

	多摩直下地震 冬5時、風速8m/秒(練馬区最大被害)			
	区分	練馬区	23区全体	
	計	5,389人	78,746人	
	建物倒壊等による負傷者	4,715人	75,458人	
内訳	急傾斜地崩壊による負傷者	0人	49人	
	地震火災による負傷者	86人	485人	
	ブロック塀、自動販売機の転 倒、屋外落下物による負傷者	588人	2,754人	

	東京湾北部地震 冬18時、風速8m/秒(23区全体最大被害)				
区 分 練馬区 23区全体					
計 3,265人 140			140,227人		
内訳	建物倒壊等による負傷者	2,521人	119,153人		
	急傾斜地崩壊による負傷者	0人	67人		
	地震火災による負傷者	225人	17,501人		
	ブロック塀、自動販売機の転 倒、屋外落下物による負傷者	519人	3,506人		

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震(冬夕、風速8m/秒)では、負傷者数は首都地域全体で約11万2千~12万3千人と想定されています。

#### 要救助者

都の被害想定によると、練馬区の自力脱出困難者の最大被害は多摩直下地震(冬5時)のケースで、約1,300人と想定されています。また、エレベーターの管制運転等による停止を除いた「閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止」の最大被害は、多摩直下地震(冬18時)のケースで、約100台と想定されています。

23区全体の自力脱出困難者の最大被害は東京湾北部地震(冬5時)のケースで、約5万9千人、閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止の最大被害は、東京湾北部地震(冬18時)のケースで、約7千台と想定されています。

多摩直下地震 (練馬区最大被害)				
区 分 練馬区 23区全体				
自力脱出困難者(冬5時)	1,331人	22,788人		
閉じ込めにつながり得るエレベー	101台	4 2244		
ターの停止(冬18時)	101日	4,321台		

東京湾北部地震(23区全体最大被害)				
区 分 練馬区 23区全体				
自力脱出困難者(冬5時)	990人	58,821人		
閉じ込めにつながり得るエレベー	98台	6 0004		
ターの停止 (冬18時)	90 🗖	6,980台		

自力脱出困難者:建物倒壊によって、下敷き・生き埋めになった人のうち、自力で脱出することができず、家族や近隣住民、消防団、警察、消防等による救出が必要な人のこと。

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震(冬夕、風速8m/秒)では、自力脱出困難者は首都地域全体で約5万8千人と想定されています。

### 第3款 ライフライン被害

# 1 上水道(断水率)

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩直下地震のケースで約28%の断水率が想定されています。

23区全体では、震度6強以上の地域が広範になることや、液状化の影響を受けることにより、元禄型関東地震のケースで最大被害となり、断水率は約50%と想定されています。

$\nabla \Delta$	多摩直下	東京湾北部	元 禄 型	立川断層帯
区分	地 震	地 震	関東地震	地震
練馬区	28.3%	17.2%	27.9%	6.8%
23区全体	38.7%	45.0%	50.4%	2.2%

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、発災直後から発災1日後の断水率は31%となることが想定されています。また、発災1か月後の断水率は3%となることが想定されています。

# 2 下水道(管きょ被害率)

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩直下地震のケースで約20%の管きょ被害率が想定されています。なお、東京湾北部地震、元禄型関東地震においても、同様の被害が想定されています。

23区全体では、震度6強以上の地域が広範になることや、液状化の影響を受けることにより、東京湾北部地震のケースで最大被害となり、管きょ被害率が約27%、多摩直下地震や元禄型関東地震のケースでは、管きょ被害率は約24%と想定されています。

区分	多摩直下	東京湾北部	元 禄 型	立川断層帯
区分	地 震	地 震	関東地震	地 震
練馬区	19.8%	19.7%	19.7%	16.8%
23区全体	23.5%	27.1%	24.2%	16.2%

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、発災直後から発災1日後の機能支障率は、揺れ・液状化等による管路被害や停電による施設被害等により、4%となることが想定されています。

発災1か月後には、ほとんどの地域で利用支障が解消されています。

## 3 電力(停電率)

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩直下地震(冬18時、風速8m/秒)のケースで、約6%の停電率が想定されています。23区全体では、揺れによる建物全壊や火災延焼による電柱折損などにより、東京湾北部地震(冬18時、風速8m/秒)のケースで最大被害となり、停電率は約25%と想定されています。

区分	多摩直下	東京湾北部	元 禄 型	立川断層帯
区分	地 震	地 震	関東地震	地震
練馬区	6.3%	5.3%	3.0%	0.7%
23区全体	7.8%	24.9%	7.8%	0.4%

各想定地震において最大被害が想定される時間帯はいずれも18時、風速は8m/秒のケースである。

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、発災直後の被害は首都地域全体の51%で停電が想定され、主因となる供給側設備の復旧には1か月程度を要することが想定されています。

### 4 通信

固定電話(不通率)

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩直下地震(冬18時、風速 8 m/秒)のケースで、約 2 %の固定電話が不通となることが想定されています。なお、東京湾北部地震、元禄型関東地震においても、同様の被害が想定されています。

23区全体では、東京湾北部地震(冬18時、風速8m/秒)のケースで最大被害となり、固定電話の不通率は約10%となることが想定されています。

区分	多摩直下	東京湾北部	元 禄 型	立川断層帯
	地 震	地 震	関東地震	地 震
練馬区	2.2%	2.2%	1.8%	0.4%
23区全体	1.3%	10.0%	7.6%	0.2%

各想定地震において最大被害が想定される時間帯はいずれも18時、風速は8m/秒のケースである。

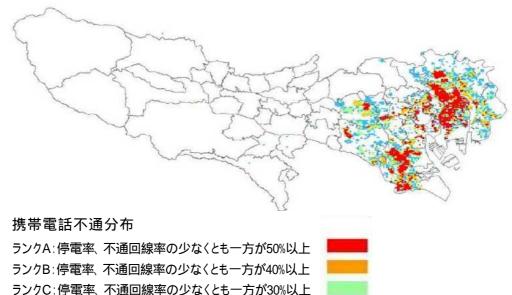
一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、発災直後から発災1日後の不通回線率は、停電や揺れ等の影響による屋外設備の被害や輻輳の発生により、48%となることが想定されています。

停電の解消に約1か月程度要することから、復旧にも約1か月かかり、1か月後の不通回線率は9%となることが想定されています。

### 携带電話(停波基地局率)

都の被害想定における携帯電話不通分布によると、いずれの地震においても練馬区の不通回線率は20%未満と想定されています。

23区全体では、東京湾北部地震(冬18時、風速8m/秒)のケースで最大被害となり、携帯電話の不通率は23区東部や南部を中心に50%以上となるなど高まることが想定されています。



ランクD:停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上 ランクD:停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%以上

ランクE: 停電率、不通回線率のいずれもが20%未満

【携带電話不通分布(東京湾北部地震(冬18時、風速8m/秒))】

国の被害想定によると、都心南部直下地震では、発災直後の停波基地局率は4%ですが、基地局の非常用電源による電力供給が停止する1日後に最大の46%となることが想定されています。

携帯電話も同様に、基地局の停電の解消に約1か月程度要することから、復旧にも約1か月かかり、1か月後の停波基地局率は9%となることが想定されています。

# 5 ガス(低圧ガス供給支障率)

都市ガスでは、地表面最大速度(以下「SI値」という。)が60kine を超えた地区において、ガスの供給を停止する取り決めがなされています。

東京都の被害想定では、低圧ガス供給停止件数について2種類の想定 パターンで結果を出しています。

1点目の想定パターンとしては、地域(ブロック)内の全域でSI値が60kineを超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケースになります。その一方、地域(ブロック)内のある程度の範囲で60kineを超え、さらに二次災害発生の危険性がある場合(火災延焼地域等)、追加で供

給停止を実行するケースも考えられるため、2点目の想定パターンとしては地域(ブロック)内の1/3で60kineを超える場合に、該当する地域(ブロック)の低圧ガスについても供給停止を行うケースになります。

その結果、練馬区内における最大被害は、2点目の想定パターンによる多摩直下地震のケースで、低圧ガス供給支障率が約95%になることが想定されています。

23区全体では、東京湾北部地震のケースで最大被害となり、低圧ガス供給支障率は約90%となることが想定されています。

ブロック:東京ガス供給区域内の約46,000kmの低圧ガス導管は、140のブロックに分割されており(平成24年4月公表時点)、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができます。

### 【低圧ガス供給支障率(練馬区)】

	多摩直下	東京湾北部	元 禄 型	立川断層帯
区分	地 震	地震	関東地震	地震
プロック内全域				
でSI値が	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
60kine超				
ブロック内1/3				
でSI値が	95.3%	25.6%	0.0%	0.0%
60kine超				

#### 【低圧ガス供給支障率(23区全体)】

区分	多摩直下	東京湾北部	元 禄 型	立川断層帯
区分	地 震	地震	関東地震	地 震
プロック内全域				
でSI値が	0.1%	34.3%	2.2%	0.0%
60kine超				
ブロック内1/3				
でSI値が	81.1%	88.7%	57.3%	0.0%
60kine超				

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、発災直後から発災1日後の供給支障率は17%となることが想定されています。

安全措置のために停止したエリアの安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、供給停止が多い地域においても約6週間で供給停止が解消されると想定されています。

### 6 道路

都の被害想定によると、23区の最大被害は東京湾北部地震のケースで、高速道路や一般国道の約10%に中小被害が発生し、細街路における閉塞の発生確率が15%以上の地域は約30%と想定されています(練馬区内の細街路閉塞率はいずれのケースも15%未満と想定されています)。

想定地震		東京湾北部地震				
道路種別		一般道路				
		高速道路	一般国道	都道	区道	
22区合体	大被害	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	
23区全体	中小被害	12.9%	12.8%	6.8%	2.4%	

「大被害」とは、機能支障に至る程度の橋梁・橋脚の損傷、「中小被害」とは、短期的には耐荷力に著しい影響のない程度の橋梁・橋脚の損傷です。 以下、鉄道についても同義です。

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、首都地域内の大被害は約50箇所発生すると想定されています。

### 7 鉄道

都の被害想定によると、23区の最大被害は東京湾北部地震のケースで、在来線・私鉄線の2.5%に中小被害が発生すると想定されています。一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、機能支障に至る鉄道構造物の中小被害が首都地域内の鉄道で約840箇所発生すると想定されています。

## 第4款 避難者・帰宅困難者

### 1 避難者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩直下地震(冬18時、 風速8m/秒)のケースで、避難者は約11万8千人と想定されています。 また、23区の最大被害は東京湾北部地震(冬18時、風速8m/秒)の ケースで、避難者は約311万1千人と想定されています。

想定地震 多摩直下地震			東京湾北部地震		
気象条件等 冬18時、風速 8 m/秒			冬18時、風	.速 8 m/秒	
	区分	練馬区	23区全体	練馬区	23区全体
	計	118,245人	1,877,243人	91,229人	3,110,940人
内	避難生活者数	76,859人	1,220,208人	59,299人	2,022,111人
訳	疎開者人口	41,386人	657,035人	31,930人	1,088,829人

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、断水・停

電の影響を受けて発災2週間後に避難者は最大となり、約720万人発生すると想定されています。

### 2 帰宅困難者

都の被害想定によると、冬12時または18時のケースで帰宅困難者数等は最大となり、練馬区では滞留者約41万7千人のうち徒歩帰宅困難者は約9万8千人、23区では滞留者約1,063万5千人のうち徒歩帰宅困難者は約379万1千人と想定されています。

気象条件等			<del></del>	冬12時・冬18時		
区分				練馬区	23区全体	
	滞留者			417,116人	10,635,113人	
	徒歩帰宅困難者		98,294人	3,790,824人		
内	内	自宅まで	10 ~ 20km	-	928,008人	
H/ \	訳	の距離	20km以上	-	2,862,816人	

滞留者:地震発生後、自宅および自宅周辺以外の外出先に滞留することになる人のこと。

徒歩帰宅困難者:自宅までの距離が10km以上の外出先で滞留者となる人のこと。被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km遠くなるごとに10%増加し、20km以上の帰宅困難割合は100%と設定される。

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、平日の12時に発災し、公共交通機関が全域的に停止した場合の滞留者は合計で約1,700万人、そのうち徒歩帰宅困難者は約640~800万人と想定されています。

# 第4章 平成29年度修正の概要

# 第1節 背景

## 第1款 熊本地震の教訓等を踏まえた計画修正の概要

練馬区では、平成23年3月の東日本大震災以降、災害対策基本法の改正 や東京都地域防災計画の修正等、防災を取り巻く環境の変化を踏まえ、練 馬区地域防災計画について3度の修正(直近修正:平成27年3月)を行い、 災害対策を進めてきました。

平成28年4月に発生した熊本地震では、全国の自治体からの応援職員受入れに係る被災自治体の混乱や、物資集積所から各避難所に物資が行き渡らなかった等、課題が明らかになっています。

今回の修正は、熊本地震の教訓を踏まえ、防災体制や防災対策の実効性を更に高めていくため、練馬区地域防災計画を修正するものです。あわせて、国の防災基本計画の修正や、区の施策の進展等を踏まえた修正を行うものです。

次節以降の、対策の方向性や視点については、継続します。

# 第2款 国や都の主な動向

平成27年7月	災害対策基本法等の一部改正
1 7-20-1 7 7 3	災害廃棄物に関する適正処理等について規定
平成27年7月	防災基本計画の修正 (中央防災会議)
平成28年2月	防災基本計画の修正(中央防災会議)
平成28年5月	防災基本計画の修正(中央防災会議)
平成29年4月	防災基本計画の修正(中央防災会議)
平成29年6月	水防法の一部を改正する法律の施行
平成29年6月	土砂災害防止法の改正

# 第2節 対策の方向性

国の防災基本計画は、引き続き、防災業務計画および地域防災計画において重点を置くべき事項として、東日本大震災の教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される首都直下地震等の大規模災害の発生に備え、さらなる災害対策

の充実を図ることが求められています。

災害対策の充実に際しては、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム 化・標準化を進めることや、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要が あることから、これらの観点を踏まえつつ、自治体の地域防災計画において 重点を置くべき事項の指針として、次のような事項が示されています。

大規模災害への即応力の強化に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 被災者の避難生活や生活再建に対する支援に関する事項 事業者や住民等との連携に関する事項 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

引き続き、災害対策の強化を図るために実施された法改正に対応するとと もに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を基 本理念とし、減災目標の達成に向けた取組の見直しを行います。

取組の見直しに際しては、次節の「対策の視点」に基づき、より実効性の 高いものとしていきます。

# 第3節 対策の視点

# 視点 1 災害対応力の強化

区や各防災関係機関、都、国、協定自治体等との連携により、大規模災害 にも対応し得る即応体制の充実・強化を図り、災害対応力を強化します。

#### 【重点取組項目】

- ・緊急初動・応急活動体制の整備
- ・受援体制の構築

### 視点2 地域防災力の向上

地域における初動対応など、自助・共助の担い手となる区民、区民防災組織等の活動による減災効果が期待されることから、区民に対する啓発活動や 支援を充実することで、地域防災力の向上を図ります。

### 視点3 災害に強い安全・安心なまちづくり

震災時、揺れによる建物等の倒壊や地震火災によって多くの人命や財産が失われることから、これらの被害を最小限に抑えるために、市街地整備や建物等の耐震化・不燃化促進など、災害に強い安全・安心なまちづくりをしていきます。

#### 視点4 情報伝達・広報の強化

住民の安全な避難を確保するため、避難勧告等の判断基準の明確化を図る

とともに、情報を必要とする方に、多様な情報伝達手段により、必要な情報 を伝えられるように、情報伝達・広報の体制を強化します。

#### 【重点取組項目】

- ・避難勧告等の発令基準の明確化
- ・情報伝達手段の充実

### 視点5 医療救護対策の強化

建物等の倒壊や地震火災によって、多くの負傷者が発生することから、発 災直後から人命救助のための迅速な医療救護活動を実施するため、医療救護 対策を強化します。

### 視点6 交通およびライフラインの確保

人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行うとともに、発災後の区民の暮らしを支えるために、緊急交通路の規制や応急給水、施設・設備の復旧活動などの応急・復旧対策により、交通およびライフラインの確保に向けた取組を進めます。

## 視点7 物流・備蓄・輸送対策の強化

平常時の市場流通機能が被害を受けた場合においても、被災者に必要な応急物資を迅速かつ的確に供給するため、物流・備蓄・輸送対策を強化します。

# 視点8 被災者・避難者対策の強化

震災では被災者や避難者、帰宅困難者が多数発生するとともに、様々な場面で支援等を必要とする方がいることから、災害時要援護者名簿の整備や避難生活における環境整備など、被災者・避難者対策を強化します。

#### 【重点取組項目】

- ・避難生活における環境の確保
- ・災害時要援護者名簿の整備
- ・災害時要援護者対策の充実
- ・安否情報の提供体制の整備

#### 視点9 区民生活の早期再建

発災後の被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備や被災者台帳の作成および活用など、区民生活の早期再建に対する取組を進めます。

### 【重点取組項目】

- ・リ災証明書の発行体制の整備
- ・被災者台帳の整備

# 第5章 減災目標

区の減災目標とそれを補足する目標は、次のとおりです。

#### 目標1 死者・負傷者を減らす

- ・住宅の倒壊等による死者・負傷者を6割減にする() 多摩直下地震M7.3、朝5時のケースで、住宅倒壊や家具類の 転倒等を原因とする死者を6割減にする。
- ・火災による死者・負傷者を6割減にする() 多摩直下地震M7.3、夕方18時、風速8m/秒のケースで、火災 を原因とする死者を6割減にする。
- 目標2 避難者や帰宅困難者を減らす
  - ・住宅の倒壊や火災による避難者を4割減にする() 多摩直下地震M7.3、夕方18時、風速8m/秒のケースで、住宅 の倒壊や火災による避難者を4割減にする。
  - ・帰宅困難者の発生を抑制するとともに、帰宅困難者が安全に帰宅で きるよう支援を行う( )
- 目標3 被災者の当面の生活を支えるとともに、早期に被災者の生活再建の 道筋をつける()

これらの目標を達成するため、区では平成35年度を目途に次の取組を展開していきます。

	目標を達成するための取組			
1	都市の防災機能の強化			
2	建物の耐震化・不燃化の促進			
3	家具類の転倒等の防止対策の推進			
4	帰宅困難者一時滞在場所の確保・充実			
5	備蓄体制の整備促進			
6	避難勧告・避難指示の発令対応力・情報伝			
	達力の強化			
7	緊急初動・応急活動の体制整備			
8	災害時要援護者対策の推進			
9	災害時要援護者名簿の整備			
10	安否情報の提供			
11	受援体制の構築			
12	り災証明書発行・被災者台帳整備の体制			
夯	<b>E</b> 実	 	 	
13	避難生活の環境整備			

凡例 表中の は対策が主に寄与する目標を示す。

# 第6章 計画の全体像

計画の全体像は、下図のとおりです。

防災共通編				
第1部 総則 計画の方針	/ 区の概況 / 被害想定	[ / 対策の方向性	/ 対策の視点	/ 減災目標
第2部 責務と係 基本的責務と	本制 と役割/災害対策体制	/ 広域的な視点/	からの応急対応	芯力の強化
第3部 基本的	な対策	予防対策	応急対策	復旧対策
第1章 地域防	が災力の向上			
一 第1節 地域防災	災力の向上計画			
第2節 消火・人	命救助·救急活動			
第2章 災害に	強い安全・安心なま	ちづくり		
第1節 防災都市	<b>方づくり計画</b>			
- 第2節 住宅およ	び建築物の耐震計画			
第3節 施設構造	造物等の災害予防計画			
- 第4節 放射性物	物質対策			
- 第5節 消防活動	前計画			
第6節 発災時間	こおける地域の防犯・防火値	本制		
防災本編 施	策ごとの具体的な対	策		
第1章 情報収	X集·伝達·広報			
一 第1節 情報連絡	各体制の確立			
- 第2節 情報の場	又集と伝達			
一 第3節 避難勧告	<b>きまたは避難指示等の発令</b>	·等		
第4節 広報体制	刮			
第2章 医療救	<b>放護等対策</b>			
第1節 医療救護				
第2節 遺体の耳				
	ゝよびライフラインのそ	<del></del>	: i	i i
	<b>通規制対策</b>	- I - I / N		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	ニース イン施設等の対策			

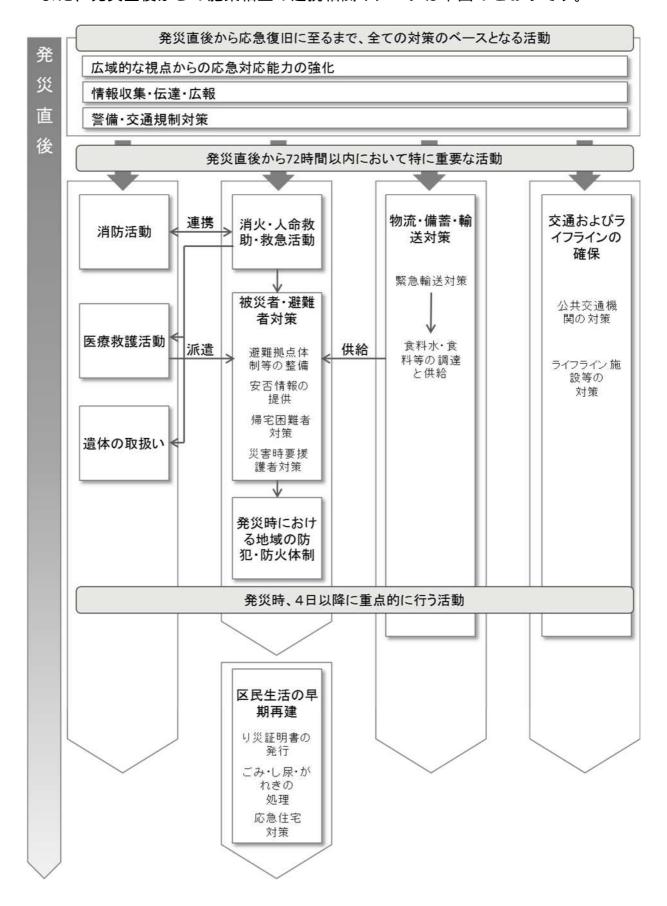
I 防災共通編			
Ⅱ 防災本編 施策ごとの具体的な対策	予防対策	応急対策	復旧対策
第4章 物流・備蓄・輸送対策			
一 第1節 備蓄対策			
一 第2節 緊急輸送対策			
第3節 飲料水・食料等の調達と供給			
第5章 被災者・避難者対策			
一 第1節 避難者対策			
一 第2節 災害時要援護者対策			
- 第3節 避難拠点体制等の整備			
- 第4節 避難生活における環境の確保			
- 第5節 女性の視点による災害対策の推進			
一 第6節 飼育動物対策			
- 第7節 安否情報の提供			
第8節 帰宅困難者対策			
第6章 区民生活の早期再建			
一 第1節 被災住宅等対策			
- 第2節 被災者台帳の整備			
- 第3節 住家被害認定調査	1		
- 第4節 り災証明書の発行			
- 第5節 区民生活の援護			
- 第6節 オープンスペースの確保			
- 第7節 ごみ・し尿・がれきの処理	1		
- 第8節 応急住宅対策			
- 第9節 応急教育·応急保育等対策			
- 第10節 復興の基本的な考え方			
- 第11節 市街地復興計画	1		
第12節 くらしと産業の復興、地域協働復興			

# Ⅲ 風水害等編

水災害対策/情報収集・伝達・広報/被災者・避難者対策/区民生活の早期再建/富士山噴火降灰対策/その他の応急対策活動

### Ⅳ 東海地震事前対策編

東海地震事前対策の考え方/防災機関などの役割/事前の備え/観測情報・ 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置/警戒宣言時の 対応措置/区民・事業者等のとるべき措置 また、発災直後からの施策相互の連携相関イメージは下図のとおりです。



# 防災共通編

第2部 責務と体制

# 第1章 基本的責務と役割

# 第1節 区・区民・事業者の責務

### 第1款 基本的な考え方

災害から一人でも多くの区民の生命と財産を守るためには、自助・共助の 理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明 らかにし、連携を図っていくことが欠かせません。

そこで、区は、区民との協働の体制づくりに努めるとともに、事業者や防 災関係機関との連携により災害対策を行います。

## 第2款 区の責務

- 1 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体および財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建および安定ならびに地域の復興を図るため、最大の努力を払います。
- 2 区長は、災害時における避難ならびに救出・救助を円滑に行うため必要な体制の整備に努めます。
- 3 区職員は、区民の生命・財産を守ることは自らの職務と認識し、日頃から災害が発生した場合の役割と果たすべき職責の自覚を持ちます。

# 第3款 区民の責務

- 1 「自らの身の安全は自らが守る」という自助の理念は防災の基本であり、 区民はこの観点で日頃から自主的に災害に備えるとともに、区や防災機関 が行う防災活動と連携・協力するよう努めます。
- 2 「自らのまちを自ら守る」という共助の意識を持ち、防災訓練や地域の 活動に積極的に参加して、大きな災害が発生した際には、相互に協力して 助け合います。
- 3 常に災害に対する備えを怠らないようにして、住居や敷地の安全性を確保します。
- 4 非常時に備え、水や食料等は、最低3日分、可能な限り1週間分程度の 備蓄を進めます。
- 5 自らの居住する地域において、被災者の救援、避難拠点での活動、その 他救護を必要とする人々への支援に取り組みます。
- 6 過去の災害から得られた教訓を活かし、引き継ぎます。

## 第4款 事業者の責務

- 1 従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割 を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。
- 2 自らの施設の安全性の確保、避難経路の確保、救助用資器材の準備等、 災害時に必要な対策を講じます。
- 3 区その他の防災機関が実施する災害対策に協力するとともに、事業活動 にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するために最大の努力を払います。
- 4 災害により帰宅困難が予測される従業員等の保護のために、非常食料等 の備蓄その他の対策をとるよう努めます。
- 5 災害時における事業活動の継続的な実施に努めます。
- 6 事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、都および区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成します。

# 第2節 練馬区防災会議

# 第1款 防災会議の所掌事務

災対法第16条の規定に基づき、練馬区防災会議を設置します。練馬区防災 会議は、防災会議条例第2条の規定により、次の事務を所掌します。

- 1 練馬区地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 区の地域に係る防災に関する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- 4 その他、法律または政令により、防災会議の権限とされた事務。

## 第2款 防災会議会長

練馬区防災会議会長は練馬区長とします。(防災会議条例第3条)

### 第3款 防災会議委員

練馬区防災会議は、次の防災機関や団体等から、区長が任命または指名する者で構成しています。

東京都建設局第四建設事務所、水道局北部支所、下水道局西部第二下

水道事務所、交通局都庁前駅務管区練馬駅務区

警視庁 第十方面本部、練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署

東京消防庁 第十消防方面本部、練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

自衛隊 陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第二中隊

消防団 練馬消防団、光が丘消防団、石神井消防団

指定公共機関 東日本電信電話株式会社東京北支店、日本郵便株式会社練馬郵

便局、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所、東日本高速道路株式会社関東支社三郷管理事務所、東京電力パワー

グリッド株式会社荻窪支社、東京ガス株式会社北部支店

指定地方公共機関等 東武鉄道株式会社東武練馬駅、西武鉄道株式会社練馬駅管区、

東京地下鉄株式会社池袋駅務管区小竹向原地区、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、東京都柔道整復師会

練馬支部、練馬区獣医師会

学識経験者および区民防災組織等

学識経験者、区民防災組織、高齢者・障害者・女性等の団体

練馬区および練馬区教育委員会職員

# 第3節 区・防災機関の役割

各防災機関の業務は、次のとおりです。なお、本来業務に密接に関係する業務は、その組織・機関が処理を行います。

# 第1款区

機関の名称	事務または業務の大綱
	1 練馬区防災会議に関すること
	2 防災に関する組織の整備
	3 防災に関する施設および設備の整備および点検
	4 防災に関する物資および資材の備蓄、整備および
	点検
	5 災害情報の収集および伝達に関すること
	6 緊急輸送の確保に関すること
	7 避難の勧告、指示および誘導に関すること
	8 被災者の救出・救護に関すること
	9 消防(東京消防庁による)および水防、その他の
	応急措置に関すること
練馬区	10 応急給水に関すること
	11 医療、防疫および保健衛生に関すること
	12 帰宅困難者の支援に関すること
	13 災害時における応急教育・応急保育に関すること
	14 ボランティアの支援に関すること
	15 公共施設の応急復旧に関すること
	16 災害復旧・災害復興に関すること
	17 防災に係る知識および技術の普及啓発に関すること
	18 区民防災組織の育成に関すること
	19 防災に関する訓練の実施
	20 その他災害の発生および被害の拡大防止のための
	措置に関すること
	21 防災関係機関との連絡、総合調整

# 第2款 東京都

機関の名称	事務または業務の大綱
	1 河川ならびに道路および橋梁の保全および復旧に
建設局	関すること
第四建設事務所	2 河川、道路等における障害物の除去に関すること
	3 その他災害対策に必要な事項
建設局	1 都立公園の保全および発災時の利用に関すること
東部公園緑地事務所	1 水洋体却の伊みに関すって ト
水道局北部支所	1 水道施設の保全に関すること
および練馬営業所	2 飲料水の確保および給水に関すること
下水道局	1 下水道施設の点検、整備および復旧に関すること
西部第二下水道事務所	2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること
	3 災害時における他の局の応援に関すること
	1 鉄道施設等の安全保全に関すること
交通局都庁前	2 災害時における鉄道等による救助物資および避難
駅務管区	者の輸送に関すること
	3 その他災害対策に必要な事項
警視庁	1 被害実態の把握および各種情報の収集に関すること
第十方面本部	2 交通規制に関すること
および警察署	3 被災者の救出および避難誘導に関すること
練馬	4 行方不明者の捜索および調査に関すること
光が丘	5 死体の見分および検視に関すること
石神井	6 公共の安全と秩序に関すること
	1 水火災およびその他災害の救助、救急情報に関す
	ること
<b>本会</b> 涉及 <b>亡</b>	2 水火災およびその他災害の予防、警戒および防御に
東京消防庁	関すること
第十消防方面本部	3 人命の救助および救急に関すること
および消防署	4 危険物施設および火気使用設備器具等の安全化の
練馬	ための規制指導に関すること
光が丘	5 区民の防災知識の普及および防災行動力の向上なら
石神井	びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること
	6 応急救護知識技術の普及および自主救護能力の向
	上に関すること

# 第3款 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊	1 災害派遣の計画および準備 防災関係資料の基礎調査 災害派遣計画の作成および地域防災計画への意見 提出 防災に関する訓練の実施 自衛隊の実施する訓練 練馬区地域防災計画に基づく防災に関する訓練 への参加 2 災害派遣の実施 人命または財産の保護のために緊急に行う必要の ある応急救護または応急復旧 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償 貸付および譲与に関すること

# 第4款 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
東日本電信電話株	1 電信電話施設の建設および保全に関すること
式会社東京北支店	2 災害時における通信の確保に関すること
式云 <u>位</u> 宋宗北义店	3 その他災害対策に必要な事項
	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持およびこれらの
日本郵便株式会社	施設等の保全に関すること
練馬郵便局	2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱いに関する
	こと
東日本高速道路	1 関越自動車道の道路、施設の維持管理に関すること
株式会社	2 災害時の輸送路の確保に関すること
所沢管理事務所	3 関越自動車道の災害復旧に関すること
東日本高速道路	1 東京外かく環状道路の道路、施設の維持管理に関する
株式会社	こと
M N 云 N   三郷管理事務所	2 災害時の輸送路の確保に関すること
二州各连争伤州	3 東京外かく環状道路の災害復旧に関すること
東京電力パワーグ	1 電力施設の安全および保全に関すること
リッド株式会社	2 災害時における電力の確保および需給に関すること
荻窪支社	

東京ガス株式会社 北部支店

- 1 ガス供給施設(製造設備等を含む)の建設および安全 確保に関すること
- 2 ガスの供給に関すること

# 第5款 指定地方公共機関等

機関の名称	事務または業務の大綱
東武鉄道株式会社	1 鉄道施設等の安全、保全に関すること
西武鉄道株式会社	2 災害時における鉄道車両等による救助物資および避難
東京地下鉄株式会社	者の輸送の協力に関すること
練馬区医師会	1 災害による救急医療に関すること
練馬区歯科医師会	2 医療関連事項
練馬区薬剤師会	
東京都柔道整復師会	
練馬支部	
練馬区獣医師会	1 ペットの救護・保護等に関すること

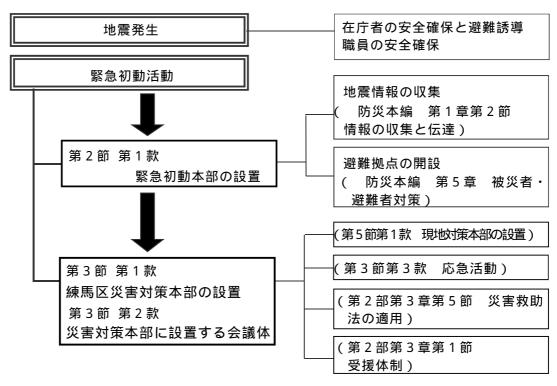
# 第2章 災害対策体制

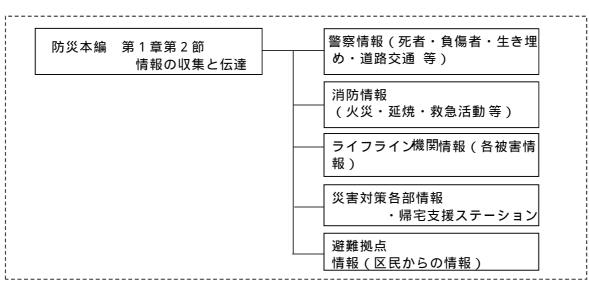
# 第1節 災害対策体制の概要

大規模な地震が発生した場合に、区その他の防災機関は、迅速な初動態 勢により、応急活動を実施します。

### 第1款初動活動の流れ【災対各部】

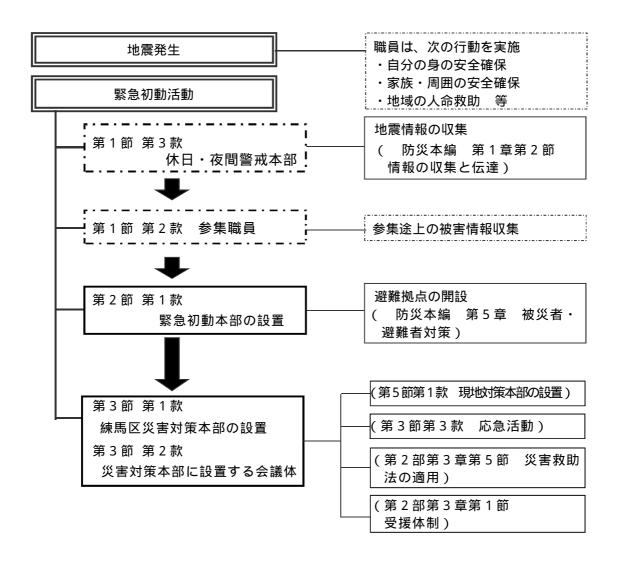
1 勤務時間内(平日昼間)





# 2 勤務時間外(休日・夜間)

破線の囲みは、休日・夜間・閉庁時のみの内容



# 3 災害応急対策活動態勢一覧

区分		要	件	態	勢	等
情報連絡態勢		じる災害に関する情たはその他の状況に必要があると認めが	服」若しくはこれに準 青報を受けた場合、ま こより危機管理室長が ととき。 意報」の場合にも発令	災害に関する の連絡および職 態勢とする。		、関係機関と 備を主とした
水災害応急対	待機態勢	くは水防組織隊が記	発せられた場合、若し 设置された場合におい の状況により、副区長 かたとき。	災害の防御指 必要な準備を開 険が予測される 勢をとる。	始する他、	
(策本部態勢	第1次 非常配備態勢	される場合、または	災害が発生すると予測 はその他の状況によ があると認めたとき。	石神井川、白 遣し、主に河川 ともに、発生し 救護活動を行う	周辺の警戒  た災害の防	
	第2次 非常配備態勢	2 区内数か所に多 大が予測される場合	が発令されたとき。 災害が発生し、その拡 合、またはその他状況 邪長が必要があると認	1 所定の行動 2 区内の数か および救援救譲 態勢とする。	外に発生し	た災害の防御 に対処できる
災害対策	第3次 非常配備態勢		態勢では不足をきた こ対処できないとき。			
本部態勢	第4次 非常配備態勢	が生じたとき、もし 区内のほとんどが补 第3次非常配備態勢	也震により甚大な被害 しくは災害が拡大し、 被災した場合において 勢では対処できないと 兄により災害対策本部 忍めたとき。	本部の全力を	-もって対処	する態勢とす
休日夜間態勢		休日、夜間等勤剤 の実施	<b>務時間外における警戒</b>	防災宿直専門 (休日夜間警		る輪番制常駐

# 第2款 参集職員【統括部】

練馬区の区域内で次の震度を観測するような大規模な地震が発生した場合、 勤務時間の内外を問わず、その震度に応じて、区職員は指示を待たずに参集 します。

震度	参 集 職 員	参 集 場 所	
4 以上	危機管理室職員	防災センター	
5 弱以上	全管理職員	勤務場所	
	緊急初動本部要員(あらかじめ指	防災センター	
	定された職員、防災職員寮職員)		
	避難拠点要員	各避難拠点	
	練馬区帰宅支援ステーション要員	各練馬区帰宅支援ステー	
		ション	
	災対各部初動要員	勤務場所等(各部であら	
		かじめ決めた場所)	
6 弱以上	上記以外の全職員	勤務場所	

なお、基準震度に達しなくても、動員指示を行うことがあります。

# 第3款 休日・夜間警戒本部【統括部】

区役所の執務時間外に災害が発生した場合に備えて、休日・夜間警戒本部 を設置しています。

庁舎内の防災宿直室に防災専門宿直員を配置し、災害発生時には災害に関する情報収集や緊急初動本部の設置準備などの初動対応を実施します。

# 第2節 緊急初動体制

# 第1款 緊急初動本部の設置【統括部】

### 1 緊急初動態勢

地震発生後、区災対本部が設置されるまでは、緊急初動本部が対応にあたります。次に掲げる職員は、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生したときは、指示を待たずに、あらかじめ決められた場所に参集し、緊急初動の任にあたります。(勤務時間中に、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合も同様に、緊急初動要員はあらかじめ決められた場所に向かいます。)

- ・危機管理室職員
- ・全管理職員
- ・緊急初動本部要員(緊急初動本部分担業務を担当する要員)
- ・緊急初動要員(避難拠点要員、練馬区帰宅支援ステーション要員)
- · 災害対策各部初動要員

緊急初動本部は次により設置します。

緊急初動本部は、危機管理室長の判断により設置します。

緊急初動本部は、危機管理室長を本部長、危機管理課長を副本部長とします。

緊急初動本部は、危機管理室職員および緊急初動本部要員により構成します。

# 2 緊急初動態勢組織の概要

系态 的 到 芯 另 流		
班名	分 担 業 務	
	1 応急対策活動の方針決定	
  指揮チーム	2 緊急初動本部および避難拠点等の指揮	
	3 各避難拠点等の開設等に対する助言	
	4 大規模災害における災対各部および防災機関との協議	
	1 本部の設置に係る準備	
庶務チーム	2 災対各部との連絡・調整	
点物ナーム	3 災害対策会議および災害対策運営会議の運営	
	4 指揮チームの補佐	
	1 緊急初動本部指示事項その他の情報の拠点等への伝達	
  通信チーム	2 情報の収集および記録	
一世にナーム	3 東京都および防災機関との調整・情報交換	
	4 防災機関等への情報の提供および支援等の要請	
記録チーム	収集した情報の記録および地図等への転記	
情報分析チーム	被害状況等の分析および被害予測	

班名	分 担 業 務	
	1 被害状況等の調査	
機動チーム	2 緊急初動本部内他のチームおよび避難拠点等の運営に	
	係る支援	
機器チーム	防災機器の操作、情報の発信および収集	
バイクチーム	1 被害状況等の調査	
ハイクテーム	2 防災機関、避難拠点等との連絡調整	
救援チーム	人命の救出・救護	
受援チーム	都・協定自治体、協定事業者等との、必要な支援内容の調	
文孩ナーム	整や受入態勢の整備	

# 3 災害対策本部への移行

災対本部が設置された場合、緊急初動本部の業務および初動態勢を、速 やかに災対本部に引き継ぎます。

# 第3節 練馬区災害対策本部体制

# 第1款 練馬区災害対策本部の設置【統括部、防災関係機関】

# 1 設置基準

練馬区の区域において、 災害が発生した場合、 発生する恐れがある場合、 警戒宣言が発せられた場合で、防災の推進を図るため非常配備態勢を発令する必要があると認めたときに、区長は災対本部を設置することができます。

災対本部は、区長の指示により設置します。

### 2 所掌事務

災対本部は、次に掲げる災害予防および災害応急対策についての事務を 行います。(災対法第23条の2)

練馬区の区域に係る災害に関する情報を収集すること。

練馬区の区域に係る災害予防および災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、ならびに当該方針に沿って災害予防および 災害応急対策を実施すること。

この場合において災対本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、 関係地方公共団体、関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と の連携の確保に努めます。

また、災対本部に設置する本部長室は、次に掲げる事項について本 部の方針を審議し決定します。(災対本部施行規則第2条) 本部の非常配備体制および廃止に関すること。

避難の勧告または指示に関すること。

応急対策の決定および実施に関すること。

他の区市町村との相互応援に関すること。

都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。 公用令書による公用負担に関すること。

前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

### 3 災害対策本部長

災害対策本部長は、区長とします。

### 4 災害対策副本部長

災対副本部長(以下「災対副本部長」という。)は、副区長、教育長と します。

災対副本部長は、災対本部長による指揮・監督が困難な場合に、災対本 部長の職務を代理します。その場合の順位は、次のとおりとします。

副区長(担任副区長を第一優先とする。)

教育長

## 5 災害対策本部員

災対本部員は、練馬区組織規則(昭和48年12月練馬区規則第33号)第3 条に規定する部長および室長、練馬区教育委員会事務局組織規則(平成4 年3月練馬区教育委員会規則第1号)第3条第1項に規定する部長、なら びに会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長および議会事 務局長、練馬区技監設置規程(平成24年3月練馬区訓令第5号)第2条に 規定する技監とします。

また、災対本部長は、必要があると認めるときは、区に勤務する職員の うちから災対本部員を指名することができます。

## 6 災害対策本部の設置の通知

危機管理室長は、災対本部の設置を他の災対本部員、都知事および防災 機関の長または代表者に通知します。

# 7 災害対策本部の表示の掲出

災対本部が設置された場合は、練馬区災害対策本部室(本庁舎7階)または他の適切な場所に「練馬区災害対策本部」の看板を掲出します。

### 8 本部派遣員

本部派遣員は、東京都、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、自

衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関および消防団の職員のうちから 災対本部長が指名する職員です。(災対本部条例施行規則第6条)

# 9 防災コーディネーター(警察署)

警視庁は、練馬区および東京消防庁等、防災関係機関との連携を図り、 災害時における円滑な初動体制等を構築するため、練馬区を管轄する警 察署から必要により防災コーディネーターを派遣します。

#### 目的

平常時から、防災関係機関との連携態勢の構築に努めるとともに、 発災時における救出・救助に関する連絡調整等の強化を図り、災害発 生時の万全を期することを目的としています。

#### 運用体制

発災時には、各警察署に参集し警察活動等の情報を集約し、警察署 長の直轄員として必要により区に派遣し、関係機関との連絡調整員と して活動します。

#### 発災時の役割

#### 連絡調整

災対本部において、関係機関の活動状況を集約し、各機関の救出・ 救助に必要な被災情報、活動情報など、災害警備活動に必要な連絡 調整を図り、関係機関の活動が輻輳しないよう調整を図ります。

#### 情報提供

各関係機関の活動状況を提供し区内の被災状況、交通状況等、災害 対応に必要な情報の提供を図ります。

### 情報共有

区災害対策本部会議等へ出席し、各警察署からの被災状況等、把握 した情報を提供します。また、会議で得た情報を各警察署に伝達し、 必要な対策が速やかに行われるよう情報の共有化を図ります。

### 第2款 災害対策本部に設置する会議体【統括部】

災対本部では、次の会議体を設置します。

### 1 災害対策会議

区の災害対策の方針を決定するため、災害対策会議を開催します。

#### 災害対策会議

災害対策会議の構成員は、次のとおりです。

本部長(区長)
副本部長(副区長、教育長)
本部員のうち、技監および次の部長
(区長室長、企画部長、総務部長、危機管理室長) 幹事
(広聴広報課長、秘書課長、企画課長、財政課長、総務課長、
職員課長、危機管理室の課長 )

### 災害対策会議の所掌事項

災害対策会議の所掌事項は、次のとおりです。(災対本部施行規則第2条)

本部の非常配備体制および廃止に関すること 避難の勧告または指示に関すること 応急対策の決定・執行に関すること 他の区市町村との相互応援に関すること 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること 公用令書による公用負担に関すること その他の重要な災害対策に関すること

災害対策会議の開催場所 庁議室(本庁舎5階)

### 2 災害対策運営会議

災害対策会議が決定した方針に沿って、災害対策を実施するため、災害 対策運営会議を開催します。

災害対策運営会議の構成

災害対策運営会議の構成員は、次のとおりです。

委員長	副本部長(担任副区長)
副委員長	副本部長(担任副区長以外の副区長、教育長)
委 員	本部員(技監、各部長)
幹事	広聴広報課長、秘書課長、企画課長、財政課長、
幹 事	総務課長、職員課長、危機管理室の課長

災害対策運営会議の審議事項

災害対策運営会議の審議事項は、次のとおりです。

災害対策各部の運営について検討すること その他、委員長が必要と認めること

災害対策運営会議の開催場所

庁議室(本庁舎5階)

#### 第3款 応急活動【災対各部】

### 1 応急対策期の職員配備

初動活動期は、地震直後に参集した職員によって災対本部機能を維持しますが、職員の参集状況により機能強化を図ります。

その後は、被害状況や災害の状況を的確に把握した上で、「練馬区非常時優先業務実施方針(地震編)」に基づき、参集した職員を重点対策部門等に適切に配置し、応急態勢を確立します。

#### 2 業務継続

災害が起きた時、区の業務は「継続の必要性」という観点から大きく3 つに分かれます。

- (1) 優先度の高い「通常業務」(停止や休止ができない通常業務)
- (2) 主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
- (3) 主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの

応急対策期においては、真に継続が必要な業務以外は一旦停止し、区民 の活動に対する支援、区民の救出・救護に関わる業務を最優先とします。

### 3 災害対策要員のローテーション

災害対応が長期化する大規模災害の場合、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテ・ションを組み、業務を行うことが重要です。

職員のローテーションについては、区の基本方針を示し、職務内容を考慮して決定します。

### 第4款 災害対策本部の組織【災対各部】

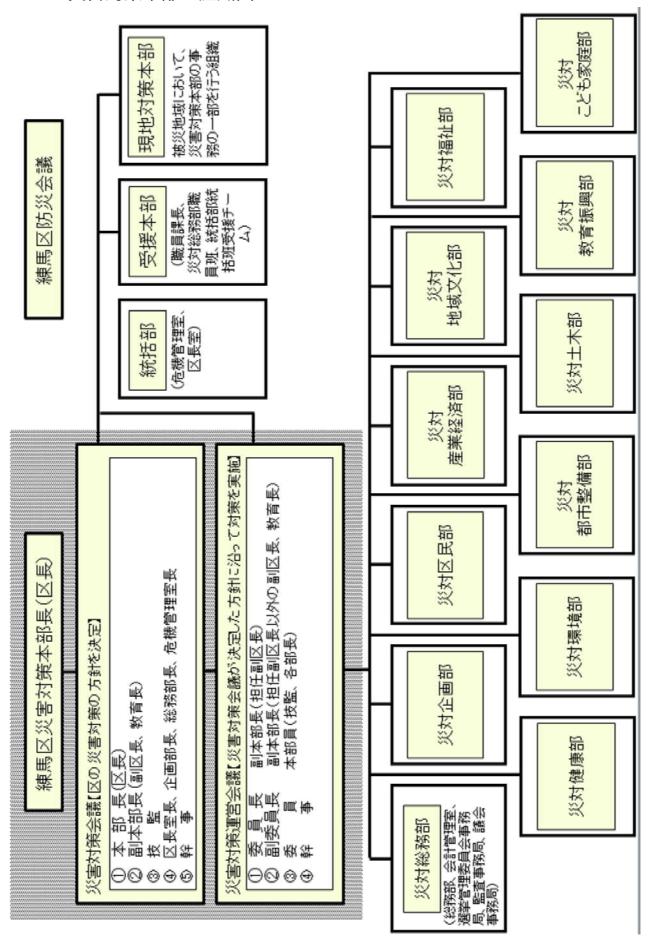
#### 1 災害対策各部の業務内容における共通事項

- (1) 部外との連絡調整に関すること。
- (2) 所管施設の復旧および所管業務の遂行に関すること。
- (3) 所管業務に関連した災害対策に関すること。
- (4) 防災センターに連絡要員を派遣し、各部との調整を行わせること。 所属職員の活動状況に関すること。

#### 2 災害対策各部の名称

災対各部の名称は、誰にとっても分かりやすいものとするため、統括部 を除き「災害対策+平常時の部の名称」とします。

#### 3 災害対策本部の組織図



## 4 災害対策各部の専管事項(平成29年4月現在)

( < >内は担当部長名、アンダーラインは班長)

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
統括部	危機管	統括班	危機管理課長	本部活動の総合統制および災害対
<危機管理	理室		防災計画課長	策本部長室等の運営
室長>	区長室		区民防災課長	防災センターの運営
	職員			区内の被害状況の把握
	で編成	広報班	<u>広聴広報課長</u>	災害広報
				区民からの問い合わせ・相談対応
				報道機関等の対応
		秘書班	秘書課長	災対本部長・災対副本部長(副区長)
				の秘書
災害対策	総務部	総務班	総務課長	災対各部間の調整
総務部	人事戦		文書法務課長	部内統制
<総務部長>	略担当		情報公開課長	区施設(教育施設を除く)の
	部			被害状況の把握
	施設管			区役所庁舎機能の維持・保全
	理担当	職員班	人事戦略担当部長	職員の動員調整
	部		職員課長	職員の配置・服務状況把握
	会計管		人材育成課長	職員への配給
	理室			執務環境の整備
	選挙管理			受援に関する全体調整
	委員会	調達班	<u>経理用地課長</u>	車両・資器材・食料等の調達
	事務局		国際・都市交流	義援品の受入・管理
	監査		課長	
	事務局		人権・男女	
	議会		共同参画課長	
	事務局	施設管	施設管理担当部長	区立施設の応急整備・営繕
	職員で	理班	施設管理課長	部内他班の応援
	編成		施設整備課長	
		機動班	<u>監査事務局長</u>	部内他班の応援
			選管事務局長	
		出納班	<u>会計管理室長</u>	応急対策経費の収支
				義援金の受入・管理
				部内他班の応援
		議会班	議会事務局次長	区議会対応
				部内各班の応援

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策	企画部	庶務班	<u>企画課長</u>	部内統括
企画部	区政改		区政改革担当課長	部内他班の応援
<企画部長>	革担当	財政班	<u>財政課長</u>	災害対策予算の編成
	部 職員で	情報シ	情報政策課長	情報システムの復旧および運営
	編成	ステム		中村北分館建物・設備の維持および
	利用リス	班		保全
災害対策	区民部	庶務班	<u>戸籍住民課長</u>	所管施設の被害状況の把握
区民部	職員で			り災証明書の発行
<区民部長>	編成			死亡届の受理、火葬許可証の交付
				他部の応援
		支援班	<u>税務課長</u>	他部の応援
			収納課長	
			国保年金課長	
災害対策	産業経	生活班	経済課長	所管施設の被害状況の把握
産業経済	済部		商工観光課長	営農指導
部	都市農		都市農業課長	他部の応援
<産業経済	業担当		都市農業調整課長	
部長>	部職員			
	で編成			
災害対策	地域文	第二生活	<u>地域振興課長</u>	所管施設の被害状況の把握
地域文化	化部職	班	協働推進課長	遺体安置所の設営
部	員で編成		オリンヒ゜ック・ハ゜ラリン	ボランティアの受入れ・配置(外国
<地域文化			ピック担当課長	人に関する活動に従事する者のみ)
部長>			文化・生涯学習	他部の応援
			課長	
			スポーツ振興課長	
			シティマラソン	
			担当課長	
災害対策	福祉部	庶務班	<u>管理課長</u>	福祉部における災害対策活動の統
福祉部	高齢施		生活福祉課長	括、情報集約
<福祉部長>	策担当			災害時要援護者の安否確認等支援
	部職員			活動の指示・調整
	で編成			福祉避難所の開設要請・受入の指示
				ボランティアの受入れ支援
				協定団体等への受援要請・調整

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		高齢者班	高齢社会対策課長	福祉避難所の開設と運営支援
			高齢者支援課長	施設の被害状況調査
			介護保険課長	
		障害者班	障害者施策推進	
			<u>課長</u>	
			障害者サービス	
			調整担当課長	
		機動班	練馬総合	被害甚大地域を優先した安否確認
			福祉事務所長	生活保護世帯の安否確認
			光が丘総合	ひとり暮らし高齢者等の安否確認
			福祉事務所長	介護・障害福祉サービス事業者から の報告とりまとめ
			石神井総合	
			福祉事務所長	生活資金等の貸付 義援金の配付
			大泉総合	被災者生活再建支援金申請書の受
			福祉事務所長	付
災害対策	健康部	庶務班	健康推進課長	医療救護活動の統括
健康部	保健所			各部との連絡調整
<健康部長>	地域医			所管施設の被害状況の把握
	療担当			派遣医療チーム等の受入調整
	部			ボランティアの受入れ・配置(医療
	職員で			活動に従事する者のみ)
	編成	救護班	<u>地域医療課長</u>	医療救護所(10か所)開設・運営の
			医療環境整備課長	支援
				医療救護班等の活動支援
				避難拠点等への医療提供の要請
				災害医療コーディネーターの補助
		衛生班	<u>生活衛生課長</u>	食品衛生監視・環境衛生監視
				動物保護
				医薬品確保の連絡調整
		予防班	<u>保健予防課長</u>	医療機関からの情報収集等連絡調整
				専門医療の連絡調整
				感染症予防
				難病等による在宅人工呼吸器使用
				者の情報収集

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		保健班	豊玉保健相談所長	医療救護所要員の派遣
			北保健相談所長	医療救護活動や地域活動拠点の運
			光が丘保健相談	営補助
			所長	避難拠点等の相談支援(感染症予
			石神井保健相談	防・精神保健相談・保健相談・栄養
			所長	相談・歯科相談等)
			大泉保健相談所長	難病等による在宅人工呼吸器使用
			関保健相談所長	者の支援
災害対策	環境部	庶務班	<u>環境課長</u>	所管施設の被害状況の把握
環境部	職員で			部内の連絡調整等
<環境部長>	編成	 清掃班	清掃リサイクル	災害廃棄物の処理
			課長	し尿の処理
			—— 練馬清掃事務所長	がれきの処理
			石神井清掃事務	被災地の環境維持
			所長	
		支援班	みどり推進課長	所管施設の被害状況の把握
				部内他班の応援
災害対策	都市整	庶務班	都市計画課長	 各部、部内の連絡調整等
都市整備	備部職		交通企画課長	所管施設の被害状況の把握
部	員で編成			住家被害認定調査
<都市整備		復興班	まちづくり推進	
部長>		iα <del>,</del> νι	<u> </u>	部内他班の応援
			<del>SSI DE PORTO</del> 東部地域まちづ	所管施設の被害状況の把握
			くり課長	
			西部地域まちづ	
			くり課長	
			新宿線・外環沿線	
			まちづくり課長	
			大江戸線延伸推	
			進課長	
1		住宅班	<u>住宅課長</u>	所管施設の被害状況の把握
		住宅班	住宅課長	所管施設の被害状況の把握 被災者用住宅の確保および情報提供
		住宅班	住宅課長	

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		危険度	<u>建築課長</u>	被災建築物応急危険度判定
		判定班	開発調整課長	被災宅地危険度判定
			建築審査課長	ボランティアの受入れ・配置( 応急
				危険度判定に従事する者のみ)
災害対策	土木部	庶務班	管理課長	所管施設の被害状況の把握
土木部	職員で		道路公園課長	各部との連絡調整
<土木部長>	編成		交通安全課長	
		土木	計画課長	道路・橋梁・河川・公共溝渠・公園
		復旧班	維持保全担当課長	の被災調査および応急復旧工事
		(東部土		道路障害物の除去
		木復旧		がれきの処理
		班)		土石・竹木等の除去
		(西部土	土木部副参事	
		木復旧	特定道路課長	
		班)		
災害対策	教育振興	統括班	<u>教育総務課長</u>	教育委員会事務局内における指示
教育振興	部職員で		教育施策課長	伝達および災対本部等関係機関と
部	編成		施設給食課長	の連絡調整
<教育振			光が丘図書館長	教育委員会所管施設の被害状況の
興部長>				把握
				避難拠点運営支援
				学校再開に向けた調整
		学校再	<u>学務課長</u>	生徒・児童・園児および教職員の安
		開班	教育指導課長	否確認
			学校教育支援セ	応急教育(教材・学用品、教育者の
			ンター所長	確保)
			副参事(教育政	転校手続き等の実施
			策特命担当)	児童・生徒・園児の状況把握(心的
				ストレス等)
				通学路の点検状況の把握
				授業計画の策定
				心のケアの実施

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策	こども家	子ども班	子育て支援課長	所管施設の被害状況の把握
こども家	庭部職員		こども施策企画	乳児・幼児・児童等の保護
庭部	で編成		課長	応急保育
<こども家			保育課長	他部の応援
庭部長>			保育計画調整課長	
			青少年課長	
			練馬子ども家庭	
			支援センター所長	
	l			

### 第5款 災害対策本部の縮小と廃止

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対策の完了 に伴い、復興本部への引継ぎ、もしくは通常業務への移行を行います。

- 1 災害対策本部の縮小【統括部】 災対本部長の役割は、次のとおりです。
  - (1) 二次災害発生の恐れが減少し、事態が安定に向かったと判断したときは、災害対策会議の審議を得て、災対本部を縮小します。
  - (2) 非常配備態勢を低次のものに移行させる等、平常業務の比重を大きくします。
- 2 災害対策本部の廃止【統括部】 災対本部長の役割は、次のとおりです。
  - (1) 区の区域において災害が発生する恐れが解消したと認めたとき、または、災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策会議の 審議を経て、災対本部を廃止します。
  - (2) 職員の非常配備態勢を解除します。

危機管理室長の役割は、次のとおりです。

- (1) 災対本部の廃止を、他の本部員、都知事および防災機関の長に通知します。
- (2) 練馬区災害対策本部室(防災センター)等に掲出している「練馬区災害対策本部」の掲示を撤去します。

各本部員(部長)の役割は、次のとおりです。

- (1) 災対本部の廃止を所属職員に周知します。
- (2) 平常業務への円滑な移行に努めます。
- (3) 災対本部が廃止された場合において、引き続き災害応急対策を実施する必要があるときは、速やかに災対本部における所管業務を、関係部長に引き継ぎます。
- (4) 当該業務の処理状況をまとめて危機管理室長に報告します。

## 第4節 水災害対策本部体制

第1款 水災害応急対策本部の組織・運営【危機管理室、土木部】

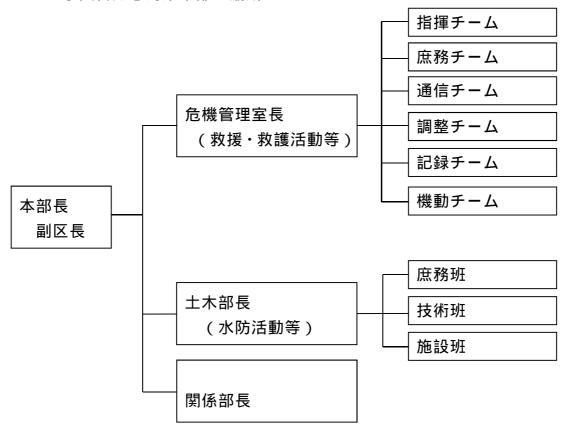
### 1 配備態勢

区では、気象状況等により洪水等の恐れがあるときは、危機管理室、 土木部および必要な関係部署により直ちに事態に即応した配備態勢を とります。(水災害応急対策実施要綱第2条)

	とります。(水災害心急対束実施要綱第2条)				
		配備基準	態 勢 等		
情報	連絡態勢	気象情報の「警報」もし	災害に関する情報の収集、関係機		
		くはこれに準じる災害に	関との連絡および職員動員の準備を		
		関する情報を受けた場合、	主とした態勢とします。		
		またはその他の状況によ			
		り危機管理室長がその必			
		要があると認めたとき。			
		(必要により「注意報」の			
		場合も)			
水	待機態勢	副区長がその必要があ	災害の防御措置および救援救護活		
災		ると認めたとき。	動に必要な準備を開始するほか、必		
害			要により危険が予測される地域をパ		
応			トロールする態勢とします。(自宅		
急			待機を含みます)		
対	第 1 次	区内の数か所に災害が	石神井川、白子川の河川沿いのあ		
策	非常配備	発生すると予測される場	らかじめ指定する拠点に職員を派遣		
本	態勢	合、またはその他の状況に	し、同河川周辺の予想される危険か		
部		より、副区長がその必要が	所等のパトロールを行います。区内		
		あると認めたとき。	の数か所に発生した災害の防御およ		
態			び救援・救護に直ちに対処できる態		
勢			勢とします。		

### 2 水災害応急対策本部の組織

水災害応急対策本部の編成



救護活動等(危機管理室)

チーム	主 な 役 割			
	応急対策活動の方針決定			
指揮チーム	本部および避難所等の指揮・調整			
	各避難所等の開設等に対する助言			
庶務チーム	本部の設置に係る準備			
	本部による指示事項その他の情報の避難所等への伝達			
マンド イン・イン・ストラー	情報の収集および記録			
通信チーム	都および防災関係機関との情報交換			
防災無線等による広報				
卸数イン	防災関係機関への情報の提供および支援等の要請			
調整チーム	防災関係機関との調整			
記録チーム	収集した情報の記録および地図等への転記			
	被害状況等の調査			
機動チーム	本部内の他チームおよび避難所等の運営に係る支援			
	現地対策本部の支援			

### 水防活動等(土木部)

班	分 担 業 務
	部内外との連絡および調整
	水防機関との連絡
庶務班	水防情報の収集および伝達
	応急土木資材および人員の調達および運用
	応急車両の調達および配車
	所管施設の防護および保全管理
   技術班	道路、橋梁等の防災および応急復旧
仅加加	障害物の除去
	河川の水位、流量および雨量の調査
	所管施設の防護および保全管理
施設班	公園、遊園等の防災および応急復旧

### 3 災害対策本部への移行

練馬区の区域において、災害が発生した場合もしくは発生する恐れが ある場合で第2次非常配備態勢を発令する必要があるときに、区長は災 対本部を設置して災害対策本部態勢へ移行することができます。

## 第5節 現地対策本部体制

#### 第1款 現地対策本部の設置【統括部】

#### 1 現地対策本部態勢

災対本部長は、被災地域において、災対本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を設置することができます。

(災対法第23条の2第5項)

#### 2 現地対策本部の目的

区内の特定の地域において避難勧告等の発令等が必要な被害の発生が予想される場合、住民の速やかな避難を促すなど、当該地域において応急対策を実施するための組織として、災対本部長の指示により、現地対策本部を設置します。

(避難勧告等の発令基準は、「防災本編 第5章 被災者・避難者対策」を参照)

#### 3 現地対策本部長

現地対策本部長は、災対本部長が指名します。

#### 4 設置基準

現地対策本部の設置基準は、次のとおりです。

被害が局地的で、被災地域(以下「現地」という。)における応急 対策を機動的かつ迅速に指揮する必要があると認めるとき

土砂災害等の発生する恐れがあり、迅速かつ適切な避難の勧告または指示の決定・通報ならびにその他の応急対策を行うために必要と認めるとき

### 5 現地対策本部設置のための準備を開始する基準例 火災

- ア 重要対象物(避難拠点、避難場所、大規模医療機関、福祉施設等) や、危険物施設付近で大規模な延焼火災が発生し、早期に大規模な 避難誘導を必要とする場合
- イ 延焼火災が発生し、放任または消防力が劣勢な現場において、強 風注意報が発令され、飛び火の恐れがあり、消防機関等との密な連 携が必要とされる場合
- ウ 大規模な建物倒壊や多数傷病者が発生するなど、社会的な関心が

高く、より円滑な対応が必要とされる場合

エ その他、本部長が必要と認めた場合

河川はん濫(風水害時)

河川の溢水が予想され、区民が屋外へ避難する時間が取れる場合 その他の事象

上記(1)から(2)以外の事象により、特定地域の住民避難が必要となった場合

#### 6 現地対策本部の所掌事務

現地対策本部の分掌事務は、次のとおりです。

被害および復旧状況の情報分析に関すること 関係機関との連絡調整に関すること 現地対策本部の役割分担および調整に関すること 現地対策本部長の指示による応急対策の推進に関すること その他緊急を要する応急対策の実施に関すること

災対本部長は現地対策本部長の指名にあたって、必要に応じた次の 権限を委任します。

現地の避難勧告および指示、警戒区域の設定 現地の人的かつ物的応急公用負担

災対法第60条、第63条(防災本編 第5章 被災者・避難者対策参照) 災対法第64条、第65条

### 7 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、当該区域周辺にあり、かつ被害が及ぶ危険性が少ない区立施設から選定します。また、適切な区立施設が存在しない場合は、公園等のオープンスペースから選定します。

# 第6節 業務継続計画(BCP)

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる機能を保持する ため、区政の事業継続計画である「練馬区業務継続計画(地震編)」を策定し ています。

また、事業者についても、災害時において、経済を停滞させることなく、 経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、業務継続計画(BCP)の策定 に努めるものとします。

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものです。

### 第1款 業務継続計画(BCP)の役割【危機管理室】

#### 1 業務継続の取組内容

業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定します。

災害後に活用できる人的・物的資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込みます。

各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討しておきます。

重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処します。

重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をします。

指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要 性等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいます。

### 第2款 練馬区業務継続計画(地震編)の策定【危機管理室】

「事業継続計画」と「業務継続計画」の名称について、企業等の場合には 多数の「業務」が相互に連携しながら実施され、全体として一つの「事業」 を構成することが多いのに対して、官公庁では、そのような考え方が一般的 ではないことから、練馬区では、「業務継続計画」という名称を用いること としました。

また、行政の業務継続計画は、本来の通常業務のうち停止や休止ができない業務に加え、応急対策業務や復旧・復興業務のうち迅速な実施が求められる業務に従事する人員を確保する意味合いがあります。

#### 1 目 的

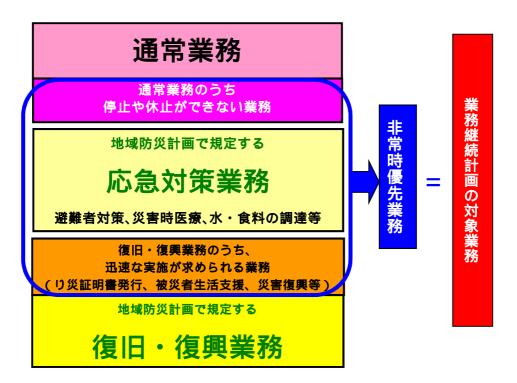
首都直下地震などによる震災の場合には、区そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができません。しかし、業務が中断すると、住民の生命、生活および社会経済活動に大きな支障が生じます。

そこで、区は発災時に迅速かつ的確に地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧業務等に取り組みながら、優先度の高い通常業務も継続し、最短で平常業務に復することができるよう、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めておく「練馬区業務継続計画(地震編)」(以下「業務継続計画」という。)を、平成23年度に策定しました。

#### 2 対象業務(非常時優先業務)

業務継続計画に基づいて取り組む「非常時優先業務」は、次の3つの業務から構成されます。

非常時優先業務の位置づけ



優先度の高い「通常業務」(停止や休止ができない通常業務) 主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」

主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの

### 3 適用範囲

業務継続計画の適用範囲は、区が実施する業務全般とします。

区の業務を委託している事業者や指定管理者等についても、非常時優先 業務の実施に関係する場合には、実施方法等について、主管課と事業者間 であらかじめ調整を行うものとします。

#### 4 実施体制

非常時優先業務では、地域防災計画で定める練馬区災害対策本部の下で 実施します。また、平常時から業務継続マネジメント(BCM)により、 持続的な改善を図っていくものとします。

#### 5 練馬区非常時優先業務実施方針

平成27年3月に策定した「練馬区非常時優先業務実施方針」に基づき、 発災時には、区長のリーダーシップの下、限られた人的・物的資源を重 点的に投入するとともに災対各部が緊密に連携することにより、非常時 優先業務を円滑かつ迅速に実施します。

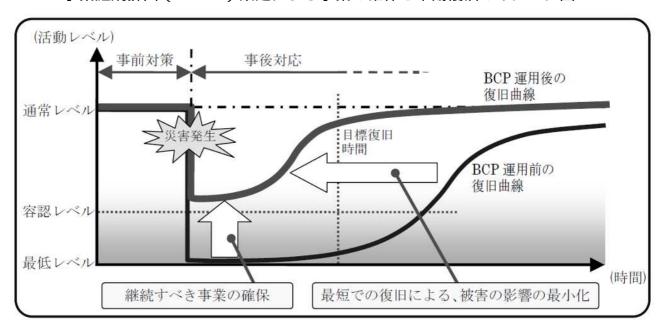
### 第3款 事業者の事業継続計画(BCP)の策定【危機管理室】

事業者が事業継続計画(BCP)を策定し、災害に備えることにより、震災が発生した場合でも事業の継続と迅速な復旧が図られ、顧客や従業員の安全が確保されます。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながります。

東京都地域防災計画では、「都は、事業継続計画(BCP)の普及啓発および策定に係る取組を支援する」と定めています。

今後、区においても事業者への事業継続計画(BCP)の普及・啓発に努めます。





# 第3章 広域的な視点からの応急対応力の強化

## 第1節 受援体制

被害が甚大で、区だけで対応ができない場合は、東京都に応援を求めます。また、協定自治体、被災していない他の地域の自治体や民間事業者の協力支援の要請を行います。

発災時には、都、特別区支援対策本部、協定自治体や民間事業者などから、 支援物資や人的支援等を受けることから、それらの支援を受入れるための受 援体制を構築します。とりわけ人的支援について、熊本地震では、10万人を 超える全国自治体の職員などが被災地支援に取り組んだことからも、より具 体的な体制や手順等を整備していく必要があります。平成28年度に策定した 「練馬区災害時受援ガイドライン(人的支援編)」に沿って体制整備を図り、 自治体職員等の応援を前提に応援職員等を円滑に受入れ、非常時優先業務を 実施していきます。

### 第1款 受援本部の設置【統括部・災対総務部】

災害対策本部内に、受援に関する全体の調整を担当する受援本部を設置します。受援本部は、自治体への応援要請や区全体の人的支援のニーズ把握や配分、受援に関する状況の取りまとめおよび災害対策本部への報告等を行います。

協定締結団体や専門ボランティア等については、災対各部が応援要請を 行い、受援に関する状況を受援本部に報告します。

### 第2款 特別区支援対策本部への支援要請【統括部・災対総務部】

災対本部長は、練馬区独自では十分な対応ができない場合は、特別区支援対策本部へ支援を要請します。特別区支援対策本部は、被災を免れた区または被災の軽微な区のうち、被災区への支援が可能な区(以下「支援区」という。)が連携して支援体制を構築します。支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従って支援活動を行うものとします。

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、次 に定める順位に従って決定します。 第1順位 区長会会長区

第2順位 区長会副会長区のうち、行政順位先順位区

第3順位 区長会副会長区のうち、行政順位後順位区

「特別区災害時相互協力および相互支援に関する協定」が定める支援内容

項目	主 な 内 容
職員の派遣	応援職員の派遣
144 S V // K / E	応援職員のための宿舎・食料等の提供
救援物資	救援物資の提供
3732 1352	集積場所等の提供
避難場所	共同現地本部の設置
	ボランティアのあっせん
ボランティア	ボランティアへの情報提供・募集・受付・宿舎提
	供
被災者	施設提供
動物	職員・資器材・物資等の派遣、提供
医療救護	医療救護班の派遣
ごみ、し尿、がれき	職員・資器材・物資等の派遣、提供
	専門職員等の派遣
災害時要援護者	支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者
	の受入れ
遺体の搬送、埋葬	職員・物資等の派遣、提供
道路復旧	職員・資器材等の派遣、提供
住家被害認定調査、り災	一
証明書発行	職員・資器材等の派遣、提供
/C + 0 / - + -	職員・資器材等の派遣、提供
仮設住宅 	支援区での建設用地の確保

[資料編 資料10-011、資料10-012 参照]

#### 第3款 東京都への応援要請【統括部・災対総務部】

災対本部長は、区の能力では応急対策の万全を期しがたい場合は、都知事等に対し、応援または応援のあっせんを求め、または災害応急対策の実施を要請することができます(災対法第68条)。

都知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、または防災機関の応援をあっせんします。

まず、口頭または電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理 をします。 要請の種類は次のとおりです。

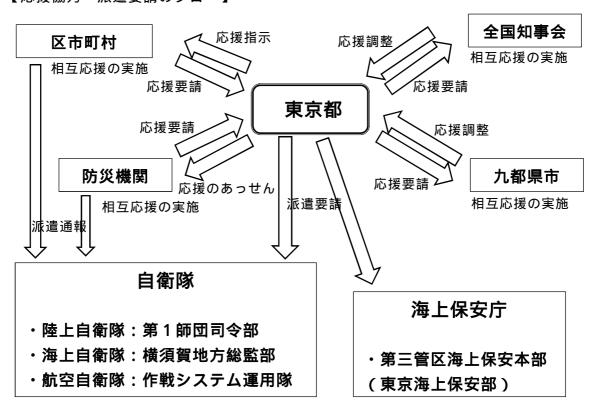
自衛隊の災害派遣

災害救助法の適用(第3章 第5節 災害救助法の適用 参照) 被災者の他地区への移送 東京都の各局による応援または応急措置 他区市町村、他県または指定地方行政機関の応援あっせん 他県または指定地方行政機関の派遣のあっせん

応援にあたって示すべき事項は、次のとおりです。

災害の状況および応援を求める理由 応援を希望する機関名 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名および数量 応援を必要とする場所、期間 応援を必要とする活動内容 その他必要な事項

#### 【応援協力・派遣要請のフロー】



#### 第4款 他市町村等への応援要請【統括部・災対総務部】

災対本部長は、必要と認めるときは、他の市町村に対し、応援の要請を行います(災対法第67条)。

また、他の自治体の円滑な協力が得られるようあらかじめ協定を締結し、協力体制を確立します。区の防災体制の強化を図るため、災害に関する各種協定の締結指針として、自治体間、各種団体等との協定締結の促進および平常時からの連携強化、災害時における支援体制の迅速性確保等にかかわる事項を定めています(災害に関する各種協定の締結指針)。

#### 1 協定の内容

災害時総合応援協定(総合協定)

職員の派遣を含む総合的な応援協定

災害時物資等支援協定(物資等支援協定)

生鮮食料品等の応急物資の援助に絞った協定

災害時隣接自治体応援協定(隣接協定)

災害時における連携を強化するために、応援職員の派遣や避難者の 相互受入れ等の協定

#### 2 協定締結自治体

災害時総合応援協定(総合協定)

長野県上田市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市

災害時物資等支援協定(物資等支援協定)

福島県塙町、群馬県下仁田町、群馬県館林市

災害時隣接自治体応援協定(隣接協定)

特別区支援対策本部、東京都西東京市、埼玉県和光市、埼玉県新座 市、東京都武蔵野市

#### 3 協定締結自治体との連携強化

協定を締結した自治体については、下記のとおり連携強化の取組を推進します。

災害時総合応援協定(総合協定)

- ・定期的な情報交換の実施
- ・協定に基づくマニュアルの策定(救援項目、方法の明確化等)
- ・自治体間相互による合同防災訓練の実施や各自治体が実施する防災 訓練等への職員派遣や協力

災害時物資等支援協定(物資等支援協定)

・協定に基づくマニュアルの策定(救援項目、方法の明確化等) 災害時隣接自治体応援協定(隣接協定)

- ・定期的な情報交換の実施
- ・協定に基づくマニュアルの策定(救援項目、方法の明確化等)
- ・自治体間相互による合同防災訓練の実施や、各自治体が実施する防 災訓練等への職員派遣や協力

(第4節第1款 災害救援計画 参照)

#### 第5款 民間団体等との協力体制【統括部・災対各部】

#### 1 関係機関との協力

練馬区の区域内における公共的団体と連絡を密にし、その機能を発災時 に十分発揮できるよう体制を整備します。

#### 2 民間団体との協定

発災時に民間団体からの積極的協力が得られるよう体制を整備します。 また、各種団体と協定を結ぶことで、発災時の協力業務内容を定めます。

[資料編 資料11-001~資料18-023 参照]

協定の内容および協定団体

資料編を参照

協定団体との連携強化

協定団体は、下記のとおり、連携強化の取組を推進します。

- ・定期的な情報交換の実施
- ・協定に基づくマニュアルの策定
- ・各種団体等との合同防災訓練等の実施

#### 第6款 自衛隊への災害派遣要請【統括部、自衛隊、東京都総務局】

#### 1 区が行う手続き

災対本部長は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合で応 急措置を実施する必要があると認めたときは、都知事に自衛隊の災害 派遣を要請します。

通信の途絶等により、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、 直接、自衛隊に通報します。その後、速やかに都知事に通知します。

#### 2 東京都が行う要請手続き

都知事は、次の事項を明らかにした文書で要請します。ただし、緊急時は電話または口頭で要請し、事後速やかに文書を送達します。

- (1) 災害の状況および派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

### 3 自衛隊派遣部隊の活動

災害派遣部隊の活動内容は次のとおりです。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路または水路の障害物除去
- (7) 応急医療、救護および防疫
- (8) 人員および物資の緊急輸送
- (9) 被災者生活支援
- (10) 救援物資の無償貸付または譲渡
- (11) 危険物の保安および除去
- (12) その他臨機の措置等

#### 4 自衛隊派遣部隊の受入れ

他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮します。

作業計画および資器材の準備

どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、計画しておきます。

また、必要な資器材を準備し、施設の使用に際しては、管理者の了解を得ます。

救助・救急部隊が使用する重機等に不足が生じる場合は、東京都の協力を得て、確保に努めます。

活動拠点およびヘリポート等使用の通報

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポートおよび宿舎等必要な設備について、東京都と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報します。

災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

各機関の長および派遣部隊の長ならびに自衛隊連絡班と協議して

防災共通編 第2部責務と体制 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

行います。

経費の負担

経費は、原則として派遣を受けた区が負担するものとします。 2 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して 定めます。

## 第2節 ボランティアの受入体制

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、 ボランティアや関係機関との連携を図ります。

#### 第1款 ボランティア等による共助【危機管理室】

行政による「公助」や、住民一人ひとりが自発的に行う「自助」だけでなく、区民防災組織をはじめとした地区内の住民が連携して行う「共助」なくしては、被災者に対する効果的な救援活動を実施することは困難です。そのため、区は地域住民が自主的に行うボランティア活動も含めた共助の活動を、促進します。

#### 第2款 練馬区の災害ボランティア制度【危機管理室、健康部】

#### 1 練馬区災害ボランティア

目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、学校に多くの方が避難し、 地域の助け合いなどにより様々な支援活動が行われました。

しかしながら、いつ発生するか分からない災害に対して、支援者がどれだけ集まることができるのか、また、高齢者や障害者などが避難場所まで自力で避難できないなど、様々な課題も指摘されています。

こうした課題への取組みの一つとして、区では事前登録制の災害ボランティア制度を設けています。

#### 活動内容

練馬区の区域内で、震度5弱以上の地震が発生したときに、災害時の 避難拠点となる区立の小中学校に参集し、自力での避難が困難な災害時 要援護者の安否確認や、避難拠点運営連絡会の方々とともに被災者の支 援活動を行います。

#### 登録対象者

18歳以上の方。在住・在勤は問いません。

ただし、既に災害時に活動する団体(防災会や避難拠点運営連絡会など)に所属し、この制度による活動が困難な方は対象外です。

#### 2 練馬区災害時ペット管理ボランティア

目的

震災時、自宅が被災して避難が必要なときは、ペットを同行して避難拠点(区立小中学校)へ避難します(防災本編 第5章第6節 飼育動物対策 参照)。ペットは、飼い主の方が責任を持って適正管理することが原則です。

過去の災害では、災害時の混乱の中で、鳴き声や臭い、飼育のマナー等が原因で、ペットを巡って避難者の間でトラブルが発生しています。

こうした課題に取り組むため、区では、災害時に飼い主とともに適切にペットの保護・管理を行うボランティアを募集しています。

#### 活動内容

災害時、避難拠点において、ペットを連れてきた避難者の登録を する。

災害時、飼い主とともに避難ペットの適正飼育、管理を行う。

災害時、(仮称)動物救護センターに収容された動物の飼育管理 を行う。

平常時において、避難拠点の会議や訓練等に参加をする。

平常時において、区の研修や関連事業に参加し、日頃から知識の 習得を図る。

#### 登録対象者

ボランティアとして区と協働して活動する意欲があること。 満18歳以上であること。

動物の適正飼育に関する知識や技能があること。または、動物の適正飼育について十分な経験があること。

動物を扱う上で健康上の問題がないこと。

活動場所への移動手段が確保できること。

交通費や食費等、活動に要する経費を負担できること。

第3款 練馬区災害ボランティアセンターの設置および運営【災対福祉部、練馬区社会福祉協議会】

#### 1 基本方針

災害発生後、区は練馬区災害ボランティアセンターを設置し、練馬 区社会福祉協議会に対し、運営の要請を行います。

区は、その運営が円滑に行われるよう、体制整備の支援に努めます。

#### 2 活動内容

練馬区社会福祉協議会は、区の要請により、練馬区災害ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)を設置・運営します。ボランティアセンターにはコーディネーターを配置し、ボランティアの活動体制を確保します。

被災地域周辺におけるボランティアの活動拠点が必要な場合は、被 災状況等を勘案して当該活動拠点を設置します。

区は、災害時におけるボランティアセンターの運営に関し、練馬区社会 福祉協議会と協定を締結しています。

練馬区社会福祉協議会では、災害ボランティアセンター運営のためのマニュアルおよび災害ボランティアセンター活動参加マニュアルを策定し、運営や活動のルールなどについて定めています。

練馬文化センターを活動拠点として指定しています。

災対各部、区民、団体等からのボランティアの申し込み、および派 遣を依頼する際の窓口は、直接ボランティアセンターが行います。

支援業務は次のとおりです。

災対本部(災対福祉部)との連携による情報の収集および提供 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整

ボランティア団体との連絡調整

ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示

ボランティア保険の加入手続き

## 3 対象となるボランティア(個人・NPO等)活動

対象となるボランティア活動として、主に次の活動が考えられます。

- (1) 避難拠点の運営補助および避難生活者の支援
- (2) 物資配送拠点における支援
- (3) 災害時要援護者の支援
- (4) その他被災者支援のための活動

第4款 登録ボランティアの派遣【災対健康部、災対都市整備部、東京都生活文化局、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部】

#### 1 医療ボランティア

災対健康部は、医療救護所または避難拠点等に医療ボランティアを派遣 します。

#### 2 応急危険度判定員

災対都市整備部は、東京都と連絡を取り合い、計画的に応急危険度判定 員の支援を要請します。

応急危険度判定員の資格要件は、次のとおりです。

応急危険度判定員資格(所管:東京都都市整備局)

建築士法第2条に規定する

1級建築士 2級建築士 木造建築士

または都知事が特に必要と認めた者であって、都内在住または在勤者

### 3 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士資格(所管:東京都都市整備局)

被災宅地危険度判定実施要綱(平成10年2月被災宅地危険度判定連絡協議会)に規定する

土木または建築技術者

#### 4 建設防災ボランティア

公共土木施設の整備・管理等の職員として勤務した者(所管:東京都 建設局)

公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者

### 5 交通規制支援ボランティア

交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請を受け、警察官に協力 し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器(機)材の搬送 および設置等を実施します。

登録要件、活動内容は次のとおりです。

登 録 資 格 者	活動内容
警察署の管轄区域内に居住 し、または活動拠点を有してい る方で、大震災等の発生時に、 警察署長からの要請により交 通規制の支援を行う方	大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器(機)材の搬送および設置を行う活動平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

### 6 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁管轄区域に震度6弱以上の地震が発生した場合および大規模 災害や大規模自然災害が発生した場合、東京消防庁災害時支援ボランティ アはあらかじめ登録した部署に参集し、消防活動の支援を行います。 登録要件、活動内容は次のとおりです。

登 録 資 格 者	活動内容
	応急救護活動
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する方また	消火活動の支援
は勤務もしくは通学する15歳(中学生を除く。)	救助活動の支援
以上の方で次のいずれかの要件を満たす方	災害情報収集活動
応急救護に関する知識を有する方	消防用設備等の応急
過去に消防団員、消防少年団として1年以上	措置支援
の経験を有する方	参集受付、チーム編
元東京消防庁職員	成等の消防署内での活
発災時等、復旧活動時の支援に必要となる	動
資格、技術等を有する方	その他の支援活動

## 7 赤十字ボランティア

赤十字ボランティアの所管と活動内容は、次のとおりです。

所 管	活動内容	
赤十字 災害救護 ボランティア	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を修了・登録したボランティア。医療救護の支援活動および赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネート等を行う。	
地域赤十字 奉仕団	地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村 と連携し、避難所および赤十字エイドステーション等にお いて被災者等への支援活動を行う。	
特別赤十字 奉仕団	学生および特定の技能を有した方で組織された奉仕団 で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災 者のケア等の活動を展開する。	
赤十字個人 ボランティア	日本赤十字社東京都支部および病院・血液センター等で活動する個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。	

## 8 赤十字エイドステーション

赤十字エイドステーションの活動内容は、次のとおりです。

目			的	災害時に多数の帰宅困難者が、都心部から郊外の居住地 に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所 (エイドステーション)を設置し、徒歩で帰宅する帰宅困 難者を支援する。	
内			容	炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・ 通過情報の提供等を必要に応じ組み合わせて行う。	
開	設	時	期	災害発生直後から36時間以内	
•	・時		間	次古元王且仅 <i>加</i> ·550时间以内	
活	動	主	体	赤十字救護ボランティアおよび周辺住民等の協力者	

防災共通編 第2部責務と体制 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

### 9 防災(語学)ボランティア

被災外国人への対応として、東京都では「外国人災害時情報センター」 を開設します。区は東京都に対して、東京都防災(語学)ボランティアを、 必要に応じて派遣要望します。また、災害時の外国人への支援ボランティ アの活用や災害情報の提供方法について検討します。

東京都防災(語学)ボランティア(所管:東京都生活文化局) 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内の在住、 在勤、在学者)

## 第3節 区立施設等の災害時利用計画

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するため、必要な施設を事前に 確保します。

### 第1款 区立施設等の利用計画【関係災対各部、社会福祉協議会】

災害時の区立施設等の利用計画は、災害対策検討委員会で決定します。 また、区を含む各防災関係機関においても、必要に応じて、災害時の区立施設 等の利用計画を定めます。複数の防災関係機関に関係するものは、防災会議にお いてその用途を決定します。

#### 区立施設等の災害時の利用計画

区立施設等名称	災害時の用途	災害時の担当部等
練馬文化センター	練馬区帰宅支援ステーション 練馬区災害ボランティアセンタ ー	災対地域文化部 災対福祉部 練馬区社会福祉協議会
地区区民館、地域集会所等	小規模な水害等の際の避難所(河 川の溢水、崖崩れ等)	災対地域文化部
中村橋福祉ケアセンター(心 身障害者福祉センター) 福祉園 デイサービスセンター 都立特別支援学校	福祉避難所	災対福祉部
区立小中学校	避難拠点 大水害等の際の避難所( 一部を除 く )	災対教育振興部
光が丘区民ホール 関区民ホール 石神井公園区民交流センター 区民・産業プラザ 勤労福祉会館 生涯学習センター分館	練馬区帰宅支援ステーション	統括部 災対区民部 災対産業経済部 災対地域文化部
中村南スポーツ交流センター 平和台体育館 上石神井体育館 大泉学園町体育館 桜台体育館(予備)	遺体安置所	災対地域文化部
区民事務所	り災証明書の発行所	災対区民部
総合体育館 光が丘体育館	地域内輸送拠点	災対地域文化部
都立石神井高等学校 都立大泉桜高等学校 都立練馬高等学校 都立練馬工業高校 東京学芸大附属大泉小学校 東京三育小学校 アオバジャパンインターナショナルスクール光が丘校	救援物資集積所(候補) 地域内輸送拠点による集積 が困難な場合 (順不同)	災対地域文化部 統括部

上記のほか、区民が自主的に自宅周辺の区立施設に避難した場合には、一時的に受入れることができるよう、一時(いっとき)避難場所として開設します。

### 第2款 防災関係機関相互での代替施設・活動拠点の提供【危機管 理室、地域文化部】

災害時に、応援部隊の駐留場所が必要になったり、警察署・消防署等の防 災機関の庁舎が使用不能になる等の事態が生じた場合は、施設利用状況との 調整を行いながら、施設を提供します。

区は、区内各警察署と費用負担等を定めた協定を結び、必要に応じて、次の施設の一部を提供します。

地 区	代替候補施設
練馬地区	生涯学習センター
光が丘地区	旭町南地区区民館
石神井地区	石神井公園ふるさと文化館

上記施設が利用できない場合は、別の施設の利用を検討します。

また、区は、指定公共機関である日本郵便株式会社との間で「災害時における練馬区と郵便局(当時)との相互協力に関する覚書」を結び、必要に応じて、施設や用地の一部を相互に提供します。

#### [資料編 資料 18-004 参照]

#### 第3款 都立学校およびその他の学校との協定【危機管理室】

都立学校については、区市町村長からの避難所指定の要請があった場合には、東京都地域防災計画に基づき、原則として承認されることになっています。区は、事前に都立学校との協定を結び、災害時の避難所としての利用について定めています。また、各校の立地条件により避難所以外に物資集積所やその他の用途を予定しています。

また、その他の学校についても、必要に応じて協議を進め、協定を結ぶ等の方法で災害時の利用について定めるものとします。

協定を締結している都立学校およびその他の学校は、次のとおりです。

#### 平成29年4月1日現在

		井草高校、大泉高校、石神井高校、第四商業高校、
<b>本7 → ☆ +</b> →		田柄高校、練馬高校、光丘高校、大泉桜高校、練馬
都立学校 		工業高校、練馬特別支援学校、石神井特別支援学校、
		大泉特別支援学校
	私立小学校	学校法人三育学園東京三育小学校
その他の学校	その他	アオバジャパンインターナショナルスクール光が 丘校、東京学芸大学附属国際中等教育学校、東京学 芸大学附属大泉小学校

〔資料編 資料17-001~資料17-012 参照〕

## 第4節 救援体制

他の地域で発生した被害に対しては、自治体相互の救援体制の確立が重要です。相互援助協定自治体の場合は要請を待たずに、協定締結自治体以外の自治体の場合には要請に基づいて、それぞれ救援を行います。また、 状況によっては要請がなくても救援を行います。

#### 第1款 災害救援計画【統括部】

大規模な災害に見舞われた自治体は、その自治体単独で十分な災害対策を 行うことができません。

また、全ての自治体で、必要な食料や物資の備蓄などを自前で全て行っていることは物理的にも経済的にも困難です。

そこで、区は、自治体相互の救援体制の重要性を深く認識し、他の地域で 発生した災害に対し、必要な救援活動を行います。

### 第2款 相互援助協定締結自治体に対する救助計画【統括部】

区は、災害時総合応援協定、災害時物資等支援協定、災害時隣接自治体応援協定を締結している自治体の区域内に災害が発生した場合、その自治体が迅速かつ円滑な災害対策活動を実施できるように、また通常業務に一刻も早く戻れるように、日頃から応援・派遣体制等の整備に努めます。

#### 相互援助協定締結状況 1

平成26年10月現在、自治体との協定締結状況は、次のとおりです。

練馬区と福島県塙町との災害時における相互援助に関する協定書

(平成7年12月5日)

練馬区と西東京市との災害時における相互応援に関する協定書

(平成22年8月20日)

練馬区と和光市との災害時における相互応援に関する協定書

(平成22年8月27日)

練馬区と下仁田町との災害時における物資等の支援に関する協定書

(平成22年11月24日)

練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書

(平成23年1月6日)

練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書

(平成23年9月2日)

練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書

(平成24年1月30日)

練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定書

(平成24年3月27日)

練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書

(平成25年4月3日)

練馬区と上尾市との災害時における相互応援に関する協定書

(平成25年4月3日)

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(平成26年3月14日)

#### 2 事前の準備

区は、災害時総合応援協定、災害時物資等支援協定、災害時隣接自治体 応援協定の趣旨に基づき、事前に必要な協議を行うとともに共同で訓練を 実施し、その検証に努めます。

#### 3 災害時の救援

初動

区は、協定締結自治体において震度5弱以上の地震やその他の災害が 発生したときは、速やかに情報収集態勢をとります。被災地で相当の被 害が発生していることが確認された場合は、要請を待たずに救援活動の 準備を開始します。

救援本部

区長は、被災地から要請があった場合、または、被害が甚大で要請が 困難であると判断した場合は、救援本部を設置し、直ちに関係機関に通 知します。

また、救援本部の組織は災対本部に準じます。

救援本部の必要がなくなったときはこれを廃止し、関係機関に通知 します。

#### 救援要員の派遣

救援本部は、被災地に区職員の中から必要な人員を派遣します。 派遣期間は、原則として、1週間程度とします。

#### 第3款 その他の自治体に対する救援計画【統括部】

区は、相互協力、相互支援、相互援助などの協定を締結している自治体の ほか、要請があれば必要な救援活動を行います。

災害時の人員の派遣および物資の輸送は、交通渋滞や被災地の混乱を助長する可能性があるため、協定締結自治体以外の自治体の支援については、国や都、被災自治体からの直接の応援要請に基づいて行います。

しかし、状況によっては、プッシュ型や押し掛け型の支援が有効な場合も あることから、災害の状況に応じた対策を講じます。

#### 1 救援計画

#### 救援計画方針

「市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、応援を拒んではならない」と規定されています。(災対法第67条)

練馬区が同時に被災し、区域内の応急措置を実施するため、応援に応じるだけの余力がない場合であっても、原則支援します。

#### 2 災害時の救援

#### 初動

区は、協定締結自治体以外の自治体において、震度5弱以上の地震やその他の災害が発生したときは、速やかに情報収集態勢をとります。

協定締結自治体以外の自治体に対しては、基本的には国・都からの要請または被災自治体からの直接の要請に基づいて救援を行います。

ただし、区内や周辺自治体で震度5弱以上の地震が発生して、被災地で相当の被害が発生していることが確認された場合は、救援活動の準備を開始します。

防災共通編 第2部責務と体制 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

#### 救援本部

国・都または直接被災自治体から要請があった場合は、必要に応じて救援本部を設置します。

### 第4款 他区市町村に対する都からの応援指示【統括部】

都内自治体が被災し、都知事からの応援要請を受けた場合には、区は、 被災区市町村に対して支援を円滑・迅速に行います。

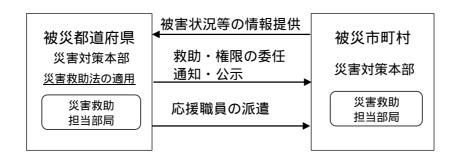
# 第5節 災害救助法の適用

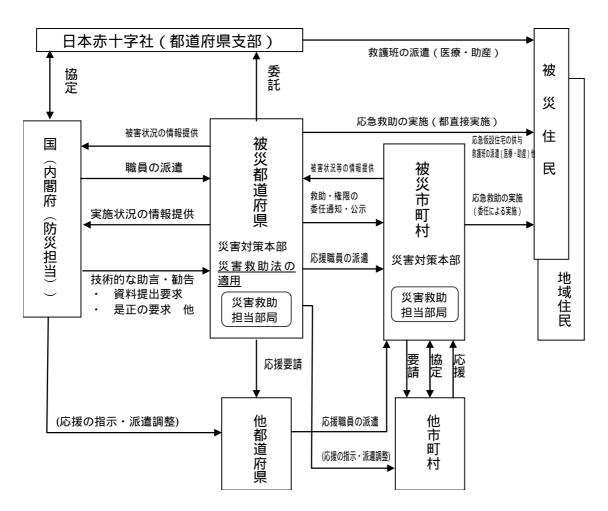
災害が発生し被害が一定以上でかつ応急的な救助を必要とする場合、被 災者の保護と社会秩序の安定を図るため、災害救助法の適用を申請します。

## 第1款 災害救助法の適用基準【統括部】

災害救助法施行令第1条の規定により、災害救助法の適用基準のいずれか一つに該当する場合、申請により災害救助法が適用されます。

## 1 災害救助法の適用の流れ





## 2 適用基準

- (1) 区の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が、災害救助法施行令別表第1に定める数(練馬区では150世帯)以上であること。
- (2) 東京都の区域内で滅失した住家が災害救助法施行令第2表に定める数以上(2,500世帯以上)で、かつ、区の区域内で滅失した住家が別表第3に定める数(75世帯)以上であること。
- (3) 東京都の区域内で滅失した住家が災害救助法施行令別表第4に 定める数(12,000世帯)以上または災害が隔絶した地域に発生した 等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたこと。

練馬区は、人口30万人以上の場合の数値が適用されます。 東京都は、人口300万人以上の場合の数値が適用されます。

## 3 住家滅失等の認定

## (1) 滅失

住家の損壊・焼失・流失した部分の床面積が住家延床面積の70%以上、または主要な構成要素の経済的被害額の損害割合が住家の50%以上

- (2) 半壊半焼:2世帯をもって滅失1世帯とみなします。 住家の損壊焼失部分の床面積が住家延床面積の20%以上70%未 満、または主要な構成要素の被害額が住家の20%以上50%未満
- (3) 床上浸水・土砂堆積:3世帯をもって滅失1世帯とみなします。 滅失・半壊・半焼に該当しない場合で、浸水が床上に達した程度 のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの。

## 第2款 災害救助法の適用申請【統括部】

## 1 都知事への災害救助法の適用申請

救助法の適用基準に該当し、または、該当する見込みがあるときは、 その旨を都知事に報告し、法の適用を要請します。

要請は、次の事項を電話で伝え、後日文書によって、改めて処理します。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因、被害の概要
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 適用を必要とする地域
- (6) 既にとった救助措置、とろうとする措置
- (7) その他必要な事項

## 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫していて、都知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受けます。

#### 3 災害救助法適用の公布

救助法が適用されたときは、速やかに次のとおり公布されます。

公告

月 日発生の 災害に関し 月 日から 区の区域に災害救助 法(昭和22年法律第118号)により救助を実施する。

平成 年 月 日

東京都知事

## 第3款 災害救助法の内容【統括部】

## 1 災害業務の実施者

救助法の適用後は、都知事が災害対策の実施者となり、区長は、都知事の補助または委任による執行として災害に係る救助を行います。

#### 2 帳簿の作成

救助法による救助の実施にあたり、救助ごとにその救助内容に沿った 帳票の作成が義務付けられています。 防災共通編 第2部責務と体制 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

災対各部は、遅滞なく救助業務を実施できるように、事前に準備をしておき、初期活動期から救助活動が終了するまで、関係帳簿の作成を行い、日ごとに記録、整理します。

## 3 災害報告および災害実施状況の報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、 発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、 各種の対策の基礎資料となります。このため、迅速かつ正確に被害状況 を収集把握して、速やかに都知事に報告します。

## 4 救助の種類(災害救助法第4条)

救助法において規定されている救助の種類は、次のとおりです。

避難所および応急仮設住宅の供給

炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与

医療および助産

被災者の救出

災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、

日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

被災した住宅の応急修理

生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与

学用品の給与

埋葬

死体の捜索および処理

救助は現物によって行うことが原則ですが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができます。

救助の程度・方法および期間については、内閣総理大臣が定める 基準に基づき都知事が定め、区市町村のほか関係機関に通知しま す。

## 第4款 従事命令等【統括部】

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する 手段として、都知事には次のような権限が付与されています。

#### 従事命令

一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限 協力命令

被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限 管理、使用、保管命令および収用

管理 知事が病院・診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

使用 管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

保管 救助その他緊急措置の物資を、一時的に業者に保管さ

せておく権限

収用 必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているよ

うな場合は、その物資を収用する権限

## 第5款 災害救助基金の運用【東京都会計管理局】

救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、東京都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てています。(災害救助法第22条)

#### 第6款 災害救助法施行細則【東京都総務局】

東京都は、災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則の施行 に関し、必要な事項を定めています。

第3:	
章広	
域的な	ভ
視点	防災共通編
章広域的な視点からの応急対応力の強化	通읇
(急)	第2
拉克比	部責務
0の強1	8と体制
4	遭

	救助の程度および方法				救助の期間
救助の種類 救助の対象および方法		救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	教助の期间	
+ 00	避難 所応 は 仮 の 供 与	避難所	災害により被害を受け、または被害を受ける恐れのある方 学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、またはその他の適切な方法により実施 〇避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げ、供与	避難所設置費用は320円(1人1日あたり) ・賃金職員等雇上費(避難所の設置、維持管理) ・消耗器材費 ・建物の使用謝金 ・器物の使用謝金 ・建物・器物の借上費または購入費 ・光熱水費・仮設トイレ等の設置費  高齢者等の要配慮者の方で、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方に供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算	災害発生日から7日以内 (避難所開設期間)
			全壊、全焼または流失により、居住する	1 建設型仮設住宅 原則として、公有地を利用する。ただし、適当な 公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利 用することができる	建設型仮設住宅について は災害発生日から20日以内 に着工
		応急仮設 住宅	住家がない方で、自らの資力では住家を得ることができない方に建設し供与するもの(建設型仮設住宅)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(借上型仮設住宅)、または、その他適切な方法により供与するもの	ー戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、 地域の実情、世帯構成員等に応じて設定し、その設 置のために支出できる費用は、設置に係る原材料 費、労務費、附帯設備工事費、輸送費および建築事 務費等の一切の経費とし、551,600円以内とする	借上型仮設住宅は、災害 発生日から速やかに民間賃 貸住宅を借上げ、供与 建設型仮設住宅および借 上型仮設住宅を供与できる 期間は、完成日から仮設建 築物として認められた期間

費用の種類および限度額等

同一敷地内または近接する地域内に約50戸以上 設置した場合は、居住者の集会施設を設置できるこ ととし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な

救助の程度および方法

救助の対象および方法

救助の種類

ω

救助の期間

	救助の程度および方法				****	
救助の	D種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等		救助の期間	
炊そよのよ 出他食与が が が が が	炊き出し その 食 る ら の 給 与	避難所に避難している方 住家に被害を受け、もしくは災害により 現に炊事のできない方 炊き出し等による食品は現物支給		鸗用は1,130円以内 燃料等の経費を含		災害発生日から7日以内 (炊き出し等期間)
水の供給	飲料水の 供給	災害のため現に飲料水を得ることがで きない方	(水の購入費、給	費用は通常の実費 水または浄水に必 費・燃料費、薬品費		災害発生日から7日以内 (飲料水の供給期間)
:	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼ま たは床上浸水( 土砂の堆積等により一時的		分により1世帯あ 別は災害発生日で	合与・貸与の費用は 5たり下表に掲げる で決定) 焼または流失によ	額の範囲内( 季	
		ものを含む)、全島避難等により、生活上 必要な被服、寝具その他日用品等を喪失ま たは損傷等により使用することができず、	世帯区分\季別	夏季 (4~9月)	冬季 (10月~3月)	
必需品の約	その他生活 合与または	直ちに日常生活を営むことが困難な方	1 人世帯	18,400円	30,400円	災害発生日から10日以内 (生活必需品等の給与・貸
貸与		被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範 囲内で現物支給	2 人世帯	23,700円	39,500円	与期間)
		・被服、寝具、身の回り品・日用品	3 人世帯	34,900円	54,900円	
		・炊事用具、食器 ・光熱材料	4 人世帯	41,800円	64,200円	
			5 人世帯	52,900円	80,800円	

	救助の程度および方法			救助の期間		
救	助の種類	救助の対象および方法	費用	の種類および限度額	額等	<b>小人 の</b> 」 (シャカ (日)
	夏具その他生活 の給与または	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼まの全壊、全焼、流出等によりとなり、治療を含む、変異をできないによりをきない。ななでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	6 人以上の世帯 住家の半壊、半世帯区分\季別 1 人世帯 2 人世帯 3 人世帯 5 人世帯 6 人以上の世帯	帯人員が 6 人 以上 1 人を増 すごとに7,800 円を加算した	冬季 (10月~3月) 9,800円 12,700円 18,000円 21,400円	災害発生日から10日以内 (生活必需品等の給与・貸 与期間)

	救助の程度および方法			
救助の種類 救助の対象および方法 救助		救助の対象および方法	救助の種類	救助の対象および方法
医療・助産	医療	災害により医療が受けられなくなった 方(応急処置) 原則、救護班が実施。ただし、急迫した 事情があり、やむを得ない場合は、病院ま たは診療所において医療を行うことが可 能 医療の範囲内 ・診療 ・薬剤または治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療・施術 ・病院または診療所への収容 ・看護	使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費(救護班の場合) ただし、病院または診療所による場合は国民健康 保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定 料金の額以内	災害発生日から14日以内 (医療実施期間)
	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした方で、災害により助産が受けられなかった方 助産 助産の範囲・分べんの介助・分べん前後の処置・衛生材料の支給	使用した衛生材料等の実費(救護班の場合) ただし、助産師による場合は慣行料金の8割以内	分娩した日から7日以内 (助産実施期間)	
被災者の救	花出	生命・身体が危険な状態にある方、生死 不明の状態にある方	通常の実費 (救出のための機械、器具等の借上費または購入 費、修繕費、燃料費等)	災害発生日から3日以内 (救出期間)

	救助の程度および方法		
救助の種類	救助の対象および方法	救助の種類	救助の対象および方法
被災した住宅の応急 修理	住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理することができない方 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方	一世帯あたり574,000円以内 (日常生活に必要最小限度の部分の修理費)	災害発生日から1月以内に 完了 (住宅応急修理期間)
生業に必要な資金の 貸与	別途規定		
: 学用品の給与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水による喪失もしくは損傷等により学用品を使用することができない就学上支障のある児童・生徒 学用品の給与は、次に掲げるものを被害の実情に応じ現物支給・教科書・文房具 ・通学用品	学用品の給与費用は、次の額の範囲内 教科書代 ・小・中学生徒 教科書や教科書以外の教材で、 教育委員会に届け出て、またはその承認を受けて使 用しているものの費用 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材費 文房具・通学用品 小学校児童 1 人につき4,400円 中学校生徒 1 人につき4,700円 高等学校等 生徒 1 人につき5.100円	災害発生日から教科書は1 月以内、その他の学用品は、 15日以内 (学用品の給与期間)
埋葬	遺体の応急的処理程度 次の範囲内で、なるべく棺または棺材等 の現物を実際に埋葬を実施する方に支給・棺(附属品を含む。) ・埋葬または火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ・骨つぼ、骨箱	埋葬費は、一体あたり大人210,200円以内、小人 168,100円以内	災害の発生の日から10日以 内 (埋葬実施期間)

第3章広域的な視点からの応急対応力の引	防災共通編 第2部責務と
t	務と体制

		救助の期間		
	救助の種類	救助の対象および方法	救助の種類	救助の対象および方法
	遺体の捜索	行方不明の状態で、各般の事情により既 に死亡していると推定される方	通常の実費 (捜索のための機械、器具等の借上費または購入 費、修繕費、燃料費等)	災害発生日から10日以内 (遺体捜索期間)
# 22	遺体の処置	災害の際死亡した方について、埋葬を除 く遺体に関する処理 遺体の処置は、次の範囲内において実施 ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・遺体の一時保存 ・検案 原則として救護班によって実施	遺体の処置のため費用は、次に掲げるとおり ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理費用は、一体あ たり3,400円以内  遺体の一時保存のための費用 遺体を一時収容するために既存建物を利用する 場合 ・借上費は通常の実費 既存建物を利用できない場合 ・一体あたり5,300円以内 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、通常の実費を加算  検案が救護班でできない場合は慣行料金の額以 内	災害発生日から10日以内 (遺体処理期間)
	障害物の除去	居室、炊事場など生活に欠くことのできない場所または玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態で、自らの資力では障害物を除去することができない方	一世帯あたり135,100円以内 (除去のため必要な機械、器具等の借上費または購 入費、輸送費、賃金職員等雇上費等)	災害発生日から10日以内 (障害物除去期間)

井
တ
Õ

救助の種類

救助のための輸送

費・賃金職員等雇上費

救助の対象および方法

被災者の避難に係る支援

救済用物資の整理配分

医療・助産 被災者の救出

遺体の捜索 遺体の処理

飲料水の供給

能公	
辽臺 8	
· 包 型	
章広域的な視点からの応急対応力の	
当なが	
01 9 21	, i
が他	1
쌀	Ī
心	](
L B	子 子 子 八 子 人
$\overline{}$	

救助の程度および方法		救助の期間
および方法	救助の種類	救助の対象および方法
支援 分	通常の実費 (輸送費・賃金職員等雇上費)	当該救助の実施が認められ る期間 (救助のための輸送・賃金 職員等の雇用を認められる 期間)

# 第6節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合には、激甚法による財政援助等を受け、迅速な 復旧を実施します。

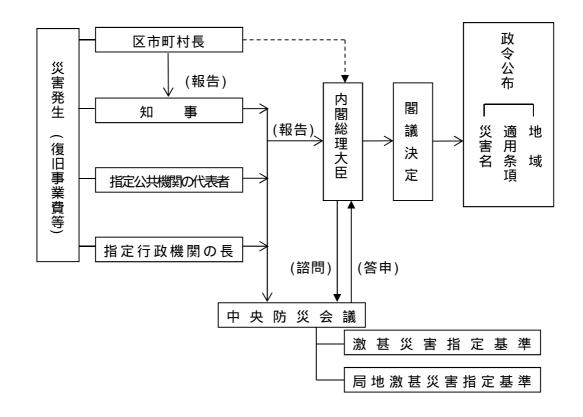
## 第1款 激甚災害指定の手続【統括部】

災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況およびこれに対してとられた措置の概要を都知事(都道府県に報告できない場合は内閣総理大臣)に報告します。(災対法第53条)

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断します。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、指定すべき災害かどうかを答申します。

#### 激甚災害(激甚災害制度)

激甚法に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる制度をいいます。



## 第2款 激甚災害に関する被害状況等の報告【統括部】

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

災害の原因

災害が発生した日時

災害が発生した場所または地域

被害の程度(災対本部施行規則別表第1に定める事項)

災害に対しとられた措置

その他必要な事項

## 第3款 特別財政援助額の交付手続【災対企画部】

手続きは、次のとおりです。

機関名	計 画 内 容
区	区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調 書等を作成し、東京都各局へ提出する。
東京都	東京都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。 激甚災害の指定を受けたときは、東京都関係局は、事業の 種別ごとに激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負 担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。

# 防災共通編

第3部 基本的な対策

# 第1章 地域防災力の向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の震災では、地震発生直後の住民同 士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助 の重要性が明らかになっています。そのため、自助・共助の担い手となる区民、 区民防災組織、町会・自治会等が連携して防災活動を促進し、地域の防災力を向 上させることが重要です。

本章では、地域防災力の向上のため、区民防災組織の育成や区民に対する災害 対策の普及啓発等の取組、および区民防災組織や関係機関による消火・人命救助・ 救急活動等の取組について示します。

## 予防対策 応急対策 復旧·復興対策 地域防災力の向上 体制構築 第1節 地域防災力の向上計画 防災教育·普及啓発 第1節 地域防災力の向上計画 防災訓練計画·実施 第1節 地域防災力の向上計画 事業所防災体制の充実・強化 第1節 地域防災力の向上計画 ボランティアの育成 消火·人命救助·救急活動 第1節 地域防災力の向上計画 消火活動 第2節 消火·人命救助·救急活動 地区防災計画の提案 第1節 地域防災力の向上計画 人命救助·救急活動 第2節 消火·人命救助·救急活動 ねりま防災カレッジ 第1節 地域防災力の向上計画 事業所の活動 第2節 消火·人命救助·救急活動

#### 【対策の流れ】

#### 【対策内容体系図】

		対策内容	
	予防対策	応急対策	復旧·復興対策
第1章 地域防災力の向上			
第1節 地域防災力の向上			
第2節 消火·人命救助·救急活動			

: 記載があるもの : 記載があるもの : 記載があるもの : 記載がないもの

# 第1節 地域防災力の向上計画

「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とします。災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合うシステムを確立します。

災害対策を計画・実施し、災害時の被害の軽減を図ることは、国や地方自治体、防災関係機関の責務です。しかし、同時多発的に甚大な被害をもたらす地震災害に対しては、各機関だけでは対応できません。

阪神・淡路大震災では、自治組織の充実していたところほど被害が小さかったといわれています。また、東日本大震災や熊本地震においても、住民による自治が早くから機能した避難所ほど、円滑な避難所運営が行われました。この例からも、地域住民が自主的に結成した区民防災組織の活動が極めて重要なことが分かります。

このことから、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とし、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合うシステムを確立します。

区をはじめとする防災関係機関は、防災に関する普及啓発活動を積極的に行い、区民の防災意識の高揚に努めるとともに、区民防災組織の拡充・育成に努めます。また、区は、区民防災組識が男女共同参画の視点に立って活動できるよう、女性の参画促進に努めます。

# 予 防 対 策

## 第1款 区民相互、区民と区の絆の強化【危機管理室】

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方を実践するには、 区民相互や区民と行政が日頃から顔の見える関係を築き、相互の「絆」を強 めておくことが前提となります。

区は、「日常できないことは非常時にもできない」という格言を平常時から意識し、区民相互、区民と区の「絆」による地域防災力の向上を図ります。

区の日常業務において、常に災害時の対応を意識します。

区は、日常から、区民防災組織や町会・自治会活動にこれまで以上に関わり、区民防災組織の強化や地域でのネットワークの構築を働きかけます。

## 第2款 区民防災組織【危機管理室】

## 1 計画方針

区では、既存組織の育成・指導を継続するとともに、新たな組織の結成を支援し、地域の防災力の向上と自主防災活動の推進を図っています。

発災時に、地域の力で対応可能な現場が増えれば増えるほど、専門的活動を行う防災関係機関が、より激しい被害が進行している困難現場へ進出・専念できる可能性が高まります。

## 2 区民防災組織の種類と設置目的

防災会

地震や水害等の災害に際して、初期消火や避難誘導、救出・救護活動、安否確認の実施など、地域全体を守る活動を担っています。

区は、町会・自治会その他の関係機関の協力を得て、昭和51年度から防災会の結成に努めています。

#### 市民消火隊

避難拠点周辺や避難道路などの消火を目的とする組織です。

東京都によって編成された市民消火隊は、昭和54年4月に東京都から区へ移管された後、区民防災組織として位置づけています。

避難拠点運営連絡会

避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うことを目 的とする組織です。

区は、町会・自治会やPTA等の協力を得て、平成10年から避難拠点ごとに避難拠点運営連絡会の組織化を開始しました。現在、全ての避難拠点において避難拠点運営連絡会が結成されています。

その他の組織

主に防災に関する普及啓発を行っています。

## 3 区民防災組織の結成状況 (平成29年7月1日現在)

防災会 309 組織

市民消火隊 13 組織

避難拠点運営連絡会 99 組織

その他 2組織

合計 423 組織

#### [資料編 資料20-012、資料20-013 参照]

## 4 区民防災組織の育成計画

災害発生時における初期消火や人命救助の能力を高めるとともに、避難者への支援体制を充実させるなど、災害時に十分機能する組織づくりに努めます。区は、訓練の実施・組織の整備等を、積極的に働きかけます。

## 5 助成計画

各区民防災組織の充実を図るため、活動状況等を考慮のうえ、訓練費 や資器材等の助成を行います。

## 6 活 動

防災会の活動

平常時

- ア 防災会各部の役割の理解と実践力の養成、防災リーダーの養成
- イ 防災訓練の実施
- ウ 家庭における出火防止および初期消火の徹底
- エ 防災資器材の点検、維持管理
- オ 防災意識の高揚

#### 災害時

- ア 情報連絡活動
  - 災害情報の伝達や状況の把握・情報連絡
- イ 消火周知活動 初期消火への呼びかけ
- ウ 消火活動
  - 軽可搬消火ポンプ(D級)・スタンドパイプによる延焼防止
- 工 延焼防止等初期消火・延焼防止活動、関係機関との協力
- オ 救出救護活動 救出・救護の実施、負傷者の把握、医療救護所等への搬送、区や 関係機関への連絡
- 力 避難誘導活動
  - 人員把握・避難誘導・区や関係機関との連絡
- キ 避難拠点の運営補助 避難拠点における避難者支援の諸活動
- ク 給食給水活動 給食の補助、救援物資の配分、区との連絡

#### 市民消火隊の活動

平常時

- ア 防災訓練の実施
- イ 軽可搬消火ポンプ(C級)や資器材点検、維持管理、消防水利 の把握

#### 災害時

- ア 避難拠点の周辺や避難道路などで、軽可搬消火ポンプ(C級)・ スタンドパイプによる初期消火および延焼防止活動を行います。
- イ 避難拠点の運営補助 避難拠点における避難者支援の諸活動

#### 避難拠点運営連絡会の活動

#### 平常時

- ア 避難拠点要員(区・学校)や防災関係者との意思の疎通を図る
- イ 避難拠点運営連絡会各部の役割の理解と実践力の養成
- ウ防災訓練の実施
- エ 備蓄資器材の点検、維持管理への協力
- オ 防災意識の高揚

#### 災害時

- ア 情報連絡活動
  - 災害情報の伝達、被害状況の把握・区や関係機関との情報連絡
- イ 避難者の把握 避難者名簿の作成、安否確認作業
- ウ 救出救護活動
  - 救出・救護の実施、負傷者の把握、医療救護所等への搬送、区 や関係機関への連絡
- 工 避難誘導活動
  - 人員把握・避難誘導および避難場所等への誘導
- オ 給食給水活動等 給食、救援物資の配分等

区民防災組織が実施する活動内容の詳細については、「避難拠点運営の手引」および「区民防災組織活動の手引」を参照。

## 第3款 防災意識等の向上【危機管理室】

## 1 計画方針

区・東京都・防災関係機関は相互に緊密に連携し、区民のための防災知識を普及広報するとともに、常に防災意識の向上に努めます。また、防災関係職員の防災知識の向上に努めます。

## 2 広報事項

区民を対象とした主な広報事項は、次のとおりです。

練馬区地域防災計画の内容およびこれに伴う各防災関係機関の防 災体制

災害時の心得、避難誘導(避難先、経路、勧告・指示の伝達等) 過去における主な災害例 災害予防に関すること その他

職員を対象とした主な広報事項は、次のとおりです。

練馬区地域防災計画の内容および各防災関係機関の防災体制 防災関係法令の運用 地震、風水害、火災等の防災知識 その他

## 第4款 区民に対する防災教育【危機管理室、消防署】

#### 1 防災教育の内容

区は、災対条例に定める区民の責務に関する次の事項に基づいて、区民への啓発に努めます。

災害を防止するため、自己および家族の安全を図るとともに、建築物等の耐震性および耐火性の確保、出火の防止、初期消火の手段の確保、飲料水および食料の確保等について、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努める。

地域において相互に協力し、区民防災組織に参加する等、防災活動の推進に努める。

#### 2 講習会等による普及広報

地域の団体等の求めに応じて、ねりま防災カレッジ事業の出前防災講座において、警察・消防等の防災機関と連携して、講演会・講習会等を行い、

防災知識の周知と意識の高揚を図ります。また、防災学習センターに常設の展示コーナーを設け、防災用品の普及・知識の啓発に努めます。

## 3 印刷物による普及広報

区報やホームページ等様々な広報媒体への防災関係記事の掲載や、普及 啓発冊子・パンフレット等の発行を通じて、区民の防災意識の高揚を図り ます。普及啓発冊子やパンフレット等は特別な配慮を必要とする方々に配 慮するとともに、外国語版の発行をあわせて行います。また、災害時要援 護者向け、事業所向け、中高層住宅居住者向けなど対象者を特定して、災 害時の行動や事前の備えについて記載した普及啓発冊子を作成します。

さらに、防災関係情報を網羅した防災地図を作成し、区民への周知を図ります。

## 4 中高層住宅における災害対策

区は、平成26年5月に中高層住宅の管理組合や自治会、防災会、居住者向けの普及啓発冊子「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を発行するとともに、中高層住宅独自の防災対策に関する講習会等を実施しました。今後も、中高層住宅の実情に即した対策を進めます。

## 5 防災広報の充実

消防署は、「地震に対する10の備え」および「地震その時10のポイント」、「地震から命を守る7つの問いかけ」を広報メッセージの軸として、区民や事業所等を対象に、パンフレットの配布やホームページ、SNSおよび消防博物館等の常設展示の活用を行います。あわせて、地域の防火防災功労賞制度、表彰事例の活用を通じて町会、自治会、事業所等との連携方策を一層推進するなど、それぞれに適した方法で震災に対する知識の普及や防災意識の高揚に努めます。

また、児童・生徒や区民防災組織および事業所の防火管理者等を対象に、 学校教育の場や講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、 実践的な防災行動力の向上に努めています。

#### 防災知識の普及啓発

児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集、地域の町会・自治会等を対象とした講演会・座談会および映画会等を開催し、防災意識の啓発を図ります。

地域住民を対象とした組織の育成

消防団、区民防災組織、防火女性の会、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図ります。

都民防災教育センターの活用

区民や事業所の防災担当者等が防災に関する知識や消火・応急救護等の技術、実践的な行動力を身につけられるよう、池袋、立川、本所の各都民防災教育センターの活用を図ります。

応急救護知識および技術の普及

区民や事業所を対象として応急救護知識および技術の普及を図る とともに、応急手当ての指導的立場の従業員等を養成することにより、 事業所における自主救護能力の向上を図ります。

防火防災診断の推進

災害時要援護者宅を中心に各家庭の防火防災診断を実施し、防火防災に対する安全性の確認や、住宅防火防災機器の設置等に関する指導を行います。

[資料編 資料20-007~資料20-009 参照]

## 第5款 風水害対策の普及啓発【危機管理室、東京都下水道局】

## 1 浸水ハザードマップ

区は、東京都による浸水予想区域図(平成15年5月作成)を基に、浸水 ハザードマップを作成しています。(平成16年6月作成、平成27年9月改 訂)

浸水ハザードマップ作成の目的は、区民が浸水に対する危険性の認識を深め、事前の準備をし、風水害時には迅速な対応を行うことで被害を最小限に止めることにあります。自宅の周囲の地形や治水設備、避難経路等を確認し、区民が被害にあわないための方法や避難方法等を考えていくきっかけになる情報を掲載しています。

#### 2 土砂災害ハザードマップ

平成29年3月に練馬区内の3地区が土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定されたことに伴い、土砂災害ハザードマップを作成して、災害の危険性について周知を図っています。ハザードマップには、日頃からの備えに関することのほか、区民が被害にあわないための情報伝達手段、避難方法等について掲載します。

今後、東京都は、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の追加指定を予定しています。区域指定後は、ハザードマップを修正する予定です。

# 3 防災広報の充実

防災広報として、次の例があります。

- (1) 台風、集中豪雨に関する一般知識
- (2) 家庭での風水害対策
- (3) 避難する時の注意事項
- (4) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- (5) 土砂災害に対する心得
- (6) 台風時の風に対する対策
- (7) 災害情報の入手方法
- (8) 応急救護の方法
- (9) 区民防災組織の育成
- (10) 防災行動力の向上

## 4 家庭内での対策

区は、家庭内で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易 水防工法等を学べる場を提供します。

## 第6款 住民指導の充実・強化【消防署】

軽可搬消火ポンプやスタンドパイプ等を活用した、実践的な訓練指導を行い、消火知識・技術の向上や、救出・救助技術の普及啓発を図るとともに訓練の充実を図ります。また、発災時には、広域的または局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救出・救助訓練を行います。

区民自らが適切な応急救護措置を行える能力を身につけられるよう、応急 救護知識および技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導 者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図ります。

# 第7款 児童・生徒の防災教育【危機管理室、教育振興部、こども家庭部、消防署】

各学校は、児童・生徒の発達段階や学級の実態に則して、計画的な防災指導を行います。

教育委員会は、校長および副校長を中心とした学校防災対策委員会を設置 し、学校防災計画および避難誘導訓練等の指針となる基本的事項を検討しま す。毎月の避難訓練のうち、震災に対処した訓練を少なくとも年1回以上、 適宜設定して行います。 区や防災機関は、学校や教育委員会との連携のもとに、各学校の防災学習への取組に対し、ねりま防災カレッジ事業における出前防災授業によるものも含め、講師派遣や訓練指導等により、積極的に支援します。また、区の講師派遣や訓練指導等にあたっては、内容に応じて、専門的な知識・技術を有する区民等との協働により実施します。

また、消防署では、地震、火災および都民生活において生ずる事故に関する教育を総合防災教育と位置づけ、幼稚園や学校に通園・通学する園児、児童および生徒に対して、授業や学校行事の一環として防災教育を行っており、年代に応じたプログラムを消化していくことを通じて、区民一人ひとりの防災行動力の向上を図ることを目指しています。

## 第8款 職員の防災教育【危機管理室】

区は、区民の生命・財産を守る責務を果たすため、職員に対する啓発・研修を充実します。

緊急初動要員を中心とした区職員に対し、少なくとも年1回、練馬区地域 防災計画の内容や初動期における活動態勢等に関する研修会や講演会を開催 します。さらに、東京都や防災機関等が開催する講習会や訓練等に職員を派 遣します。

今後は、ねりま防災カレッジ事業により、職員を対象とした研修をさらに 体系的に実施します。

## 第9款 防災訓練計画の策定【危機管理室】

## 1 長期計画

次の推進項目を加味して計画します。

- (1) 区民一人ひとりの防災力の向上、促進を図るため訓練を実施します。
- (2) 地域の組織的行動力を高めるため、区民防災組織の役員等防災 リーダーに対する指導育成の推進、および区民防災組織と事業所 の自衛消防隊との協力訓練を推進します。
- (3) 災害時要援護者に関する防災力を向上させるため、区民防災組織と災害時要援護者関係施設との合同訓練等地域住民と災害時要援護者との連携体制の確立を推進します。
- (4) 多くの区民や区民防災組織等が一堂に会することのできる機会や訓練の場を提供することにより、連携の強化や普及啓発の促進につなげます。

## 2 年度計画

訓練の具体化を図るため、図上および実動訓練を計画的に実施します。

## 3 訓練計画書の提出

区民防災組織等の訓練計画・実施状況を把握するため、区民防災組織等が防災訓練を実施する場合は、決められた様式に則った「防災訓練実施計画書」を区等に提出します。

## 第10款 防災訓練実施要領【危機管理室】

避難拠点訓練や地域防災訓練は、訓練の目的にあわせて、避難拠点運営連絡会や各防災会等の発案により、次の訓練項目を適宜選択、組み合わせて行います。

区は、訓練の準備から実施まで積極的に支援・協力します。

自宅・地域から避難拠点までの避難ルート選定・避難行動訓練 避難拠点立ち上げ、避難者・帰宅困難者受入訓練 区が備蓄・貸与している資器材の操作方法体験・習熟訓練 起震車を使用した身体防護・出火防止訓練 煙ハウス等を使用した身体防護・避難行動訓練 訓練用消火器を使用した初期消火訓練 AEDや三角巾、担架を使用した応急救護訓練 情報連絡・安否確認訓練 講演会、上映会および座談会 その他の訓練

#### 1 避難拠点訓練

災害発生時における避難拠点の開設・運営を円滑に行うため、避難拠点 要員、避難拠点運営連絡会、防災会、関係機関および地域住民等の参加に よる訓練を各小・中学校単位で計画的に実施します。

## 2 地域防災訓練

防災会や町会・自治会等による地域の自主防災体制を確立し、発災時に 有効に機能できる組織的防災行動力の向上を目指して行います。

## 3 防災機関合同訓練

発災時の様々な事象に対処できるよう、防災関係機関と連携した活動 に資する次の訓練を実施します。 災対本部、災対各部、避難拠点、練馬区帰宅支援ステーション等を立ち上げ、各種防災関係機関(警察署、消防署、ライフライン機関、協定自治体・団体、ボランティア等)も参加した発災時の連携を図るための訓練

医療救護所指定避難拠点と災害時医療機関等との連携を取り、発 災時の負傷者を円滑に治療するための「医療救護所訓練」

その他、災害協定に基づく他自治体や民間事業者との連携の強化 や防災意識の普及啓発に資する訓練

## 第11款 事業所防災体制の充実・強化【消防署】

## 1 事業所の防災計画の作成指導

全ての事業者は防災計画を作成し、事業所の防災計画の確立を図ります。このうち防火管理者の選任を要する事業所については、

震災に備えた事前計画

発災時の活動計画

施設再開までの復旧計画

について消防計画に定めるように指導し、防火管理者の選任を要しない 事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画 表」を配布し、作成を指導します。(東京都震災対策条例第10条)

## 2 事業所における備蓄

事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制と従業員の3日分の食料等の 備蓄についての努力義務を課しています。(東京都帰宅困難者対策条例第7 条第2項)

## 3 自衛消防隊の設置

多数の人が利用する一定規模以上の事業所に対しては、自衛消防の活動 に必要な人員および装備を有する自衛消防隊の設置を指導するとともに、 講習および訓練を実施して防災活動能力の向上に努めています。

特に自衛消防活動の中核要員を配置する義務がある事業所については、 自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導、救命講習の受 講を推進します。(火災予防条例第55条の5)

# 4 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛消防組織が、発災時に迅速・的確に防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員の一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要です。

今後も、事業所自衛消防組織の活性化を図るため、防災訓練を積極的に 実施するよう各事業所に働きかけていくとともに、各種防災訓練の技術指 導に努めます。

## 5 大規模・高層建築物の自衛消防力の確保

不特定多数の人が利用することから、災害時に円滑な避難誘導が求められる大規模・高層建築物については、自衛消防組織の設置、防災管理者の選任および火災以外の災害に対応した消防計画を作成するように指導します。(消防法第8条の2の5、消防法第36条)

# 第12款 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成および活動 【消防署】

現場活動の支援として、応急救護をはじめ専門的な知識技術を有するボランティアの協力を得るため、練馬・光が丘・石神井消防署では、事前に登録した東京消防庁災害時支援ボランティアの受入れ体制を確立するとともに育成指導に努めます。

登録要件は次のとおりです。

原則、東京消防庁管轄区域内に居住する方または勤務もしくは通学する 15歳(中学生を除く)以上の方で、次のいずれかの要件を満たす方

応急救護に関する知識を有する方

過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する方 元東京消防庁職員

発災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する方

## 第13款 地区防災計画【危機管理室】

平成25年に改正された災対法では、新たに地区防災計画という考え方が 取り入れられました。(災対法第42条第3項)

この制度のねらいは、地域による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、沿岸部や山間部などの各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を区市町村の地域防災計画に定めることができるようにするものです。

練馬区内の地域的特性は、ほとんど高低差のないなだらかな地形であることと比較的小規模な石神井川と白子川の2河川が流れていることがあげられます。また、木造密集住宅地区が北町、貫井、富士見台地区に存在し、光が丘地区では中高層住宅が多数存在します。

練馬区内では、コミュニティレベルにおいて、避難拠点運営連絡会、防災会、市民消火隊その他の区民防災組織が、それぞれの地域で地域の特性に応じた防災活動を盛んに行っています。

こうした各地域における自助・共助の取組は、法による地区防災計画の ねらいに相応する活動といえます。

こうしたことから、区では、それぞれの地域の特性に応じた取組を一層 推進するとともに、地域の方々から地区防災計画が提案されたときは、区 と地域が一体となって検討します。

## 第14款 消防機関が実施する防災訓練【消防署】

地震時の各種災害に対処するため、各消防署において、消防団、災害時 支援ボランティア、事業所、住民等を対象として基本的防災訓練を個別に 行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施します。また、建物倒 壊や電車脱線事故による多数の死傷者が発生する救助救急事象および大 規模な市街地火災に対処するため、医療機関や民間団体等と協力体制を確 立し、連携した総合訓練を実施します。

#### 各種訓練

参 加 機 関	訓練項目	実施時期および場所
消防団	<ol> <li>情報活動訓練 参集(情報収集)および初 動措置(災害対応)訓練 情報整理および通信運用訓練</li> <li>部隊編成訓練</li> <li>火災現場活動訓練</li> <li>救出救護訓練</li> <li>応急救護訓練</li> </ol>	年間教育訓練計画を作成し実 施するほか、防災週間等の時期 を捉え、町会、自治会等と協力 して実施します。
東京消防庁 災害時支援 ボランティア	<ol> <li>応急救護訓練</li> <li>災害情報提供訓練</li> <li>消火訓練</li> <li>救出・救助訓練</li> <li>その他の支援活動訓練</li> </ol>	火災予防運動、防災週間、防災 とボランティア週間等を捉え、 講習会、総合訓練等を実施しま す。

_		
区民	<ol> <li>出火防止訓練</li> <li>初期消火訓練</li> <li>救出・救助訓練</li> <li>応急救護訓練</li> <li>通報連絡訓練</li> <li>身体防護訓練</li> </ol>	基本訓練は、年間防災訓練計画 を作成し実施するほか、火災予 防運動、防災週間および防災と ボランティア週間等を捉えて 実施します。
	7 避難訓練   8 その他の訓練	
事業所	<ol> <li>出火防止訓練</li> <li>防護訓練</li> <li>消火訓練</li> <li>救出・救助訓練</li> <li>応急救護訓練</li> <li>避難訓練</li> <li>情報収集訓練</li> </ol>	消防計画に基づいて訓練計画 書を作成して実施します。 また、総合防災訓練を実施しま す。
医療機関	1 現場救護所の設置・運営訓練 2 傷病者の緊急度に応じた 分類(トリアージ)および、 救急処置ならびに搬送訓練	防災週間における総合防災訓練において実施するほか、救急 医療週間等において連携した 訓練を実施します。
協定締結等 の民間団体	<ol> <li>消防用水の搬送および消火活動支援訓練</li> <li>消防部隊輸送支援訓練</li> <li>救助犬等による救助活動支援訓練</li> <li>救急救助資器材の搬送、活用訓練</li> </ol>	防災週間における総合防災訓練において実施するほか、火災 予防運動期間等において連携 した訓練を実施します。

## 第15款 無線通信訓練【危機管理室】

## 1 計画方針

災害時には有線通信系が不通または利用することが著しく困難な状況に陥ることが想定されます。このような状況においては、無線通信系による通信の円滑な遂行を図ることが必要となります。

そこで、区移動系防災行政無線各局において、通信の要領、無線機の 操作等、災害時の無線通信に関する訓練を実施します。

## 2 実施時期および規模

各種防災訓練時または適時、災対本部と災対各部、各防災関係機関間の通信訓練を行います。同様に、災対本部、情報拠点、避難拠点間の通信訓練を行います。

## 3 実施方法

訓練においては通話機能だけでなく、ファクス通信等その他の通信機能を積極的に活用します。

# 第16款 小中学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブの訓練 計画【教育振興部、こども家庭部】

次の事項を意識して、訓練を実施します。

災害に際し、沈着冷静、敏速に行動することの意味や必要性を 理解させ、身の安全を守る態度、方法を身に付けさせます。

避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制を作り ます。

集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と 実践する態度を育てます。

# 第17款 ねりま防災カレッジ事業【危機管理室】

## 1 目 的

いつ起きてもおかしくないといわれる首都直下地震や新しい都市型災害である集中豪雨などによる被害を少なくするためには、防災について、区民一人ひとりが関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に行動に移すことが大切です。

このことから、区民の防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するために、ねりま防災カレッジ事業(以下「カレッジ事業」という。)を平成24年度から実施しています。

また、カレッジ事業を実施する上での中心拠点として、平成26年4月1日に練馬区立防災学習センター(光が丘6-4-1)を開設しました。

## 2 カレッジ事業の基本的な方向

目 標

一人でも多くの区民が、災害から自分や身近な人の生命を守ること ができるよう、カレッジ事業では、次のことを目指します。 防災に対する関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に 行動に移すことができる区民を増やします。

災害に強いまちづくりの核となる人づくりを行い、地域防災力の 向上を図ります。

#### 基本方針

区民が、誰でもいつでも参加でき、学ぶことができる開かれた場にします。

人づくり、組織づくりに寄与し、ネットワークを築きます。 変化やニーズに的確に対応するカレッジを目指します。

#### 実施事業

カレッジ事業は、次の5つの分野の事業を実施します。 研修分野・・・人材育成を行う研修機関としての機能

区民の防災に関する知識や技術の習熟度にあわせたコース制講座を実施し、自分の命、身近な人の命を守る意識を高め、日頃から防災への取組を行えるよう啓発します。また、地域の中核をなし、行政等との連携が図れる防災リーダーになりうる人材を育成するための講座を実施します。

学習・教育分野・・・実際に役立つ知識・技術の習得ができる学習・教育機関としての機能

災害時に、区民が実際に行動するために必要な知識・技術を習得できるよう、消火器やD級ポンプの操作体験や、煙の怖さを理解してもらうための煙ハウス体験などの講座を実施します。

調査・広報分野・・・知識や情報の収集・発信を行う調査・研究、 広報機関としての機能

いつでも気軽に防災について区民等が学ぶことができるよう、防 災に関する情報の拠点として情報収集を行います。

また、区の災害特性や中高層住宅・ペット防災等の今日的な課題 に関しても積極的に情報を発信し、区民等の防災活動を支援します。 支援分野・・・地域の活動を助ける支援機能

区民防災組織等からの防災に関する相談の受付や知識・技術の提供等を行い、地域での課題の解決のための支援を行います。また、 区民防災組織の更なる活性化や組織間の連携を深められるよう支援します。

場や機会の提供分野・・・訓練や交流会・各種イベントなど、場 や機会を提供する機能

防災に関する地域ごとの交流会や各種イベントの実施場所として場の提供を行います。また、事業者や学校等へ出向き、出前防災 講座や出前防災事業を行い、防災活動に関する相談等を受け付けて、

防災共通編 第3部基本的な対策 第1章地域防災力の向上

日常の活動を支援できるようにします。

また、区民防災組織や地域の企業、他の分野で活動する団体など、 日頃あまり交流する機会がない団体同士が交流・連携できるように 場や機会を提供し、それぞれが地域の防災力の向上に寄与できるよ う取り組みます。

# 第2節 消火・人命救助・救急活動

災害時に人命を守るため、平常時から区民相互、区民と区との絆を活かした 体制を整備し、発災後の迅速な消火・人命救助・救急活動を実施します。 応援が必要な場合は、各関係機関に要請します。

# 応 急 対 策

# 第1款 震災消防活動【消防署】

東京消防庁は、発災時において都民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行います。

消防団とともに、大規模市街地火災から都民の生命、財産を守るため、 全庁をあげて延焼の拡大防止と避難の安全確保に努めます。

# 1 震災配備態勢

23区、多摩東部および多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合または地震の被害状況により必要と認めた場合は、震災配備態勢を発令し、所要の人員を召集して震災消防活動態勢の強化を図り対応します。

#### 2 震災非常配備態勢

23区、多摩東部および多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、震災非常配備態勢を発令し、全消防職員および全消防団員を召集して震災消防活動態勢の強化を図り対応します。

#### 3 活動方針

延焼火災が多発したときは、消防力をあげて消火活動を行います。

震災消防活動態勢が確立されたときは、消火活動と並行して救助・救急活動等の活動を行います。

延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動を行います。

## 4 部隊の運用等

地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所

定の計画に基づき部隊運用および現場活動を行います。

地震被害予測システムおよび延焼シミュレーションシステム、震災 消防活動支援システム等を活用した震災消防活動対策システムによ り効率的な部隊運用を図ります。

# 5 消火活動

防火水槽をはじめ、あらゆる水利を活用するとともに、現有の消防部隊および消防装備を活用して、火災の早期発見および一挙鎮圧を図ります。

延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行います。

道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、区 民防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施しま す。

#### 6 情報収集等

署隊本部は所定の計画に基づき、119番通報、高所見張り情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等により災害情報収集を行います。

震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行います。 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換・分析を行います。

# 第2款 消防団活動【消防団】

#### 1 初期対応

消防団は、災害が発生すると同時に付近の区民に対し、出火防止と初期 消火の呼びかけを行います。消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集 を行い、携帯無線機を活用し、消防団本部等に伝達します。

#### 2 消火活動

消防団は、延焼拡大防止を図るため、消防署隊と連携して分団受持区域の消火活動や避難道路防護活動を行います。さらに、所轄消防署・消防出張所の消防署隊応援要員として消火活動等を応援するとともに、活動障害の排除および消防部隊の誘導にあたります。

# 3 救出活動

消防団は、救助器具等を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所へ搬送を行います。

避難勧告・指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導と避難場所の防護活動を行います。

# 第3款 区民防災組織による消火【統括部】

防災会および市民消火隊は、災害が発生した場合、まずは自分や家族の身を守り、自宅の安全を確認後、事前計画に従って参集し、資器材格納庫を開けて活動の準備を行うとともに、付近の区民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行います。

また、消防水利を利用して軽可搬消火ポンプやスタンドパイプによる消火を行います。消防隊到着後は消防隊の指示に従い、消火活動を応援します。状況により、また避難拠点の要請を受けて、避難拠点への延焼防止に協力します。

# 第4款 災害対策本部による調整の要請【統括部】

災対本部長は、人命救助活動等を行うために、各防災機関相互間で人命救助活動地域等を調整するよう要請します。

大地震が発生した場合、建物の倒壊等により救助・救急活動を必要とする 事案が、区内各地で同時多発的に発生すると予測されます。この場合、防災 機関のみで、すべての事案に対応することは不可能です。

そのため、区や防災関係機関、各地域における区民防災組織の連携による活動が重要となります。

# 第5款 区による救出・救護【統括部、災対各部】

発災後において、人命の救出・救護は区職員にとって最優先事項です。 来庁者の対応だけでなく、参集途中や災害現場対応中など、消防署、警察 署、その他の防災関係機関や区民防災組織の協力を得ながら、人命の救 出・救護にあたります。

また、発災初動期から応急対策期にかけては、防災関係機関や区民防災組織は多くの救助要請に対応中であることが想定されます。

このことから、区職員による迅速・柔軟な救出・救護・搬送体制を構築することを目的に災害対策本部直属(緊急初動要員)の練馬区救援チームを組織しています。この救援チームは被害状況に応じて、適宜増員を図ります。

# 第6款 消防署による救助・救急【消防署】

# 1 救助活動

延焼火災の発生状況に応じて、特別救助隊およびポンプ隊の投入構成や規模を変えて対応し、人命救助活動を実施します。また、活動内容等により消防署が保有する人員や資器材に不足が生じる場合には、関係事業者との協定等に基づき、重機や資器材等の調達や事業者と適宜連携し、効果的な活動を実施します。

#### 2 救急活動

救急活動は、医療救護所が開設されるまでの間、消防署や消防出張所に仮救護所を設置して、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたります。傷病者は、トリアージに基づき、緊急度の高い者を最優先し、救急車等を活用し、医療機関へ迅速に搬送します。

# 3 関係機関等との連携協力

警察署、自衛隊、東京DMAT、区民防災組織等と連携協力します。

#### 第7款 警視庁による救出・救護【警察署】

#### 1 救助活動

生存者の救出を最重点に部隊を投入します。 緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行います。 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぎます。

#### 2 関係機関等との連携協力

東京消防庁、自衛隊、区民防災組織等と連携協力して、救出・救助活動を行います。

#### 第8款 区民防災組織による救出・救護【統括部】

防災会は、災害が発生した場合、まずは自分や家族の身を守り、自宅の安全を確認後、事前計画に従って参集します。そして、貸与資器材等を活用し、救助・救出にあたります。市民消火隊・避難拠点運営連絡会等の他の区民防災組織は、防災会に協力し、または自ら救助・救急活動にあたります。

参集した防災会の会員は、地域の被災等の情報を集約するとともに、家屋内に人が残っていないか確認します。人がいる場合は、資器材格納庫の資器材等を使用して、救出・救助活動を行います。消防署、警察署や防災機関職員が現場にいる場合は、その指示に従い、協力します。

また、避難拠点班長や避難拠点運営連絡会会長から救助要請があった場合は、これに協力します。

## 第9款 事業所の自衛消防組織による活動【消防署】

事業所は発災時に、自らの事業所の自衛消防組織と、隣接事業所や区民防災組織、住民等との連絡および協力を図り、消火活動や救出・救護活動、防災資器材の援助等を行い被害の拡大を最小限に防ぎます。

# 第10款 エレベーター保守会社等による救出【災対都市整備部】

民間建築物のエレベーターに人が閉じ込められたとの通報が区にあった場合は、「定期検査報告書(昇降機)」に基づき作成した台帳から、エレベーター保守会社を特定し、救出を依頼します。

電話では、次の情報をできる限り詳細に確認します。

閉じ込められた人の人数および健康状態

民間建築物の名称

住所

連絡先

また、必要に応じて警察署・消防署への連絡についても検討し、速やかに救出できる体制を整えます。

# 第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり

災害から、一人でも多くの生命・貴重な財産を守り、災害時における都市機能 を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高め、災害に強い安全・安心 なまちづくりをさらに推進する必要があります。

本章では、区内の住宅および建築物の耐震化促進や、電気・水道等のライフライン施設の耐震性の向上等の取組について示します。

# 予防対策 応急対策 復旧·復興対策 安全・安心なまちづくり 都市基盤および施設系の対策 第1節 防災都市づくり計画 第2節 住宅および建築物の耐震計画 第3節 施設構造物等の災害予防計画 第4節 放射性物質対策 消防に係る対策 危険物の対応措置 第5節 消防活動計画 第5節 消防活動計画 安全・安心なまちづくり 平時の防犯・防火活動 発災時における防犯・防火活動 第6節 発災時における地域の 第6節 発災時における地域の 防犯·防火体制 防犯·防火体制

#### 【対策の流れ】

# 【対策内容体系図】

		対策内容	
	予防対策	応急対策	復旧·復興対策
第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり			
第1節 防災都市づくり計画			
第2節 住宅および建築物の耐震計画			
第3節 施設構造物等の災害予防計画			
第4節 放射性物質対策			
第5節 消防活動計画			
第6節 発災時における地域の防犯・防火体制			

: 多くの記載があるもの: 記載があるもの: 記載があるもの: 記載がないもの

# 第1節 防災都市づくり計画

安全な市街地の整備を行うとともに、公園等の都市空間の確保や道路橋梁の整備を図り、地震に強い都市づくりを実現します。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を防災都市づくりに活かすため、都・区・市および関係機関が一体となって、平成7年9月「防災都市づくり・木造住宅密集地域整備促進協議会」を発足させました。

この協議会による協議に基づき、都は、「防災都市づくり推進計画」を策定しました。(平成8年策定、28年最終改定)

この計画に基づいて、震災時の市街地大火災や建物倒壊から住民の生命および財産を守るための都市づくりを進めています。

区では、「防災都市づくり推進計画」に定める事業を含めて、各事業の拡充強化を行うことにより、東京直下の地震災害にも強い防災都市づくりを進めています。

# 予 防 対 策

# 第1款 防災まちづくりの推進【都市整備部】

# 1 市街地整備

駅周辺および幹線道路沿いの密集市街地は、密集住宅市街地整備促進事業等の手法により、建物の不燃化、道路の拡幅、オープンスペースの確保等を進めます。

今後新たな密集市街地が発生することを防止し、良好な環境を保持するため、適地については地区計画等の手法により市街地整備を推進します。

事業名	事 業 内 容	地区	計 画
		練馬地区	平成18年3月完了
	老朽住宅の密集や公共施 設が不足している市街地	7 H H 10 H 0 L	平成31年3月 (完了予定)
	を整備し、住環境の向上と不燃化を図ります		平成32年3月 (完了予定)
×10	7,7,10000	貫井・富士見台地区	平成32年3月 (第2期)

# 2 防火地域・準防火地域の指定、まちの不燃化

防火地域・準防火地域の指定は、都市計画法に基づき、建物の密度が高い地域や、火災防止のうえで特に重要な地域について行われます。

区は、大震災時の市街地大火を防止し、区民が安全に避難できる道路を 確保するため、都市計画道路(幅員 15m以上)、幹線道路および避難道路 に準ずる道路に面する地域も、積極的に防火地域に指定してきました。

今後も、防災ネットワークを形成し安全なまちづくりを計画的に行うため、都市計画道路等の整備にあわせて、緊急輸送道路や延焼遮断帯の形成などに必要な地域について防火地域の指定を推進します。

なお、避難道路のうち不燃化率が低い地域については、都市計画道路 等の整備にあわせて必要に応じて不燃化促進事業の導入を検討し、避難 道路の安全性の確保を図ります。

#### 指定状况

1月221/1/1/1				
	面積		比率	
	平成8年	平成28年	平成8年	平成28年
防火地域	526.4ha	601.8ha	10.9%	12.5%
準防火地域	4,213.9ha	4138.5ha	87.5%	85.9%
無指定	75.7ha	75.7ha	1.6%	1.6%
計	4,816.0ha	4,816.0ha	100.0%	100.0%

#### 指定による規制

	防火地域	準防火地域
耐火建築物としなけれ ばならないもの	階数が3以上のもの または 延べ面積100㎡を超えるもの	地階を除く階数が4以上のもの または 延べ面積1,500㎡を超えるもの
耐火建築物または準耐	階数が2以下で	地階を除く階数が3以下で
火建築物としなければ	かつ	かつ
ならないもの	延べ面積100㎡以下のもの	延べ面積が1,500㎡以下のもの
耐火建築物、準耐火建築物または防火上必要な技術的基準に適合するものとしなければならないもの		地階を除く階数が3で かつ 延べ面積が500㎡以下のもの
防火構造としなければ ならないもの		地階を除く階数が2以下で かつ 延べ面積が500㎡以下のもの

木造建築物等の外壁および軒裏で、延焼の恐れのある部分に限ります。

特殊建築物は、防火地域・準防火地域の指定にかかわらず、用途・規模等によっては耐火建築物または準耐火建築物としなければならない場合があります。

#### 不燃化促進事業完了地区

事業	事業内容	地区名	対象地域	備考
都市防	事業区域内で耐火建	川越街道北	区内川越街道	避難道路(延
災不燃	築物を建築する際、建	地区	から沿道30 m	長約2.9km)
化促進	築費の一部を助成す		の範囲	平成19年3
事業	ることにより、不燃化			月事業完了
	を促進する。	笹目通り・	区内笹目通り	避難道路(延
		環状 8 号線	・環状8号線	長約4.3km)
		地区	の一部から沿	平成23年3
			道30mの範囲	月事業完了

# 第2款 緑の保全・育成【産業経済部、環境部、土木部】

# 1 みどりの保全・育成計画

公園の整備

区内の公園緑地の量的な拡大を図るとともに、災害対策上からも、 都市計画で定められた大規模公園の早期整備を図ります。

区立中村かしわ公園では防災性を兼ね備えた公園整備を行っています。公園等の整備にあたっては、敷地面積や施設の特性に鑑み、防災備蓄倉庫や集中備蓄倉庫を整備しています。今後も、必要に応じて設置について検討し、整備を進めます。

避難場所として指定される都立公園は、機能の確保と安全性の向上 のために必要な整備の促進を、今後も必要に応じ東京都へ要請します。 道路等の緑化

道路空間と植栽の相乗効果による延焼遮断帯として、また安全な避難を確保するため、道路の緑化を進めます。

また、ブロック塀の倒壊防止と緑化を推進するため、既存のブロック塀等を生け垣に変更する場合、ブロック塀等の除去費用および生け垣設置費用の一部助成を行い、安全の確保と良好な生活環境の創出を推進します。

なお、練馬区緊急道路障害物除去路線については、生け垣の助成を拡大します。

公共施設の緑化

避難拠点等を延焼火災から守るため、区は率先して区立小中学校や その他の施設のみどりを適切に管理するとともに緑化を推進します。 農地の保全

都市農地は、災害時の延焼防止空間として、また震災時における避難場所、生鮮野菜の供給など様々な防災機能があります。このように、 農地は、農作物を供給する役割に加え、都市における防災的な役割を 持つ貴重な都市空間です。

このため、保全する農地を生産緑地地区に指定し、都市計画として 計画的に保全するとともに農業振興策を推進し、みどりの確保と貴重 な都市空間の保全に努めます。

平成27年農地面積:218.9ha(うち生産緑地面積 187.1ha) 農地面積や生産緑地面積は、一般社団法人東京都農業会議調査(平成 29年3月)によります。

# 第3款 道路整備計画【都市整備部、土木部】

# 1 都市計画道路

計9路線

災害時における消防活動の円滑な遂行と、避難拠点または避難場所への 安全な通行、救援物資の輸送および延焼遮断帯として重要な役割を果たす 都市計画道路の整備を推進します。

事業計画:「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化 計画)」

東京都施行

11 区間

練馬区施行

宋尔即旭1」				深尚区池1」	
路線名	区間	延長 m	路線名	区間	延長 m
放射 35号線	環状7号~放射36号	2,780	補助 132号線	石神井町五丁目(豊島 橋交差点~石神井公園 前交差点)	300
外環の2	放射6号~ 石神井町八丁目(前原 交差点)	3,340	補助	補助230号付近	460
補助	補助76号~補助229号	1,100	135号線	補助156号付近	70
133号線	放射 7 号 ~ 補助172号	1,240		放射6号~練馬区画街路6号	2,770
補助 135号線	関町南三丁目~ 放射6号	120	補助 230号線	放射 6 号~補助76号	910
補助	放射7号~外環の2	1,310	補助	石神井公園駅~ 練馬区画街路7号	220
156号線	補助135号~ 西東京市境	1,410	232号線	補助135号付近	510
補助 172号線	放射35号 ~ 早三東通り	190	練区街 1 号線	補助172号~ 練馬二丁目	360
補助 229号線	西武新宿線交差部付 近	350	外環の2	上石神井駅 ( 交通広場 約5,100㎡ )	-
補助 230号線	補助76号~富士街道	430	計6路線	9 区間	5,600
補助 232号線	富士街道~外環の2	830			
*1.55*	— ==				

13,100

事業中

#### 東京都施行路線

路線名	区間	延長(m)
放射 7 号線	大泉学園町二丁目~西大泉五丁目	2,000
放射35号線	早宮二丁目~北町五丁目	1,330
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目~早宮二丁目	1,970
補助172号線	早宮三丁目~早宮四丁目	390
補助229号線	関町南一丁目~上石神井一丁目	430
補助230号線	大泉学園町七丁目~大泉町二丁目	2,100
補助233号線	大泉学園町四丁目~大泉学園町八丁目	500
外環の 2	石神井町八丁目~東大泉二丁目	1,000

(注)放射35・36号線は板橋区間を含む総延長

#### 練馬区施行路線

路線名	区間	延長(m)
補助132号線	石神井町三丁目~石神井町一丁目	415
補助232号線	石神井町一丁目~石神井町三丁目	155
補助235号線	北町五丁目~北町七丁目	182
練馬区画街路1号線	早宮三丁目~練馬二丁目	230

#### 2 その他の道路整備

避難拠点への避難、救援、消防等の活動を確保するため、災害に強い 道路整備を図ります。

#### 空間の確保

区内には、道路の幅員が狭く、消防活動の困難な区域が存在し、災害 にきわめて弱い状況を生んでいます。

これを解消するため、道路整備を推進し、道路の拡幅をはじめ歩道を設置する等空間の確保を図ります。

区道幅員別構成

(平成28年4月1日現在)

規格改良	済	未 改	良	構成比
幅員	延長距離	幅員	延長距離	伸 ル し
5.5m未満	501,265m	3.5m未満	136,087m	5.5m未満
3.3   水闸	501,265III	3.5m以上 5.5m未満	17,201m	62.4%
5.5m以上 13.0m未満	383,339			5.5m以上
13.0m以上 19.5m未満	2,101m	5.5m以上	8,139m	37.6%
19.5m以上	871m			011070

# 3 無電柱化の推進

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の 創出を目的として、区道の無電柱化を推進します。

都市計画道路および生活幹線道路を新設・拡幅する際には、あわせて無電柱化を実施します。

また、既存道路を含めて区道の無電柱化を総合的・計画的に進めるために練馬区無電柱化推進計画を策定します。

# 第4款 都市計画公園・緑地の事業化計画【土木部】

都市公園・都市緑地は、レクリエーション、環境保全、景観機能に加え、 防災機能としても非常に重要な役割を持っています。

東京都および区は、平成23年12月に策定した「都市計画公園・緑地の整備 方針(改正)(東京都・特別区・市町)」において、次の練馬区内の重点公園・緑地の優先整備区域を平成32年度までに着手することとしています。

# 1 東京都事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」(練馬区内)

	重点公園・緑地 名 称	優先整備区域 面積(㎡)	優先整備区域 箇 所
1	上板橋公園 (城北中央公園)	72,200	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目 練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目
2	練馬城址公園	219,000	練馬区春日町一丁目、向山三丁目
3	石神井公園	29,000	練馬区石神井台一・二丁目、 石神井町五丁目

# 2 練馬区事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」

	重点公園・緑地 名 称	優先整備区域 面積(㎡)	優先整備区域 箇 所
1	大泉橋戸公園	2,100	練馬区大泉町二丁目
2	三原台第二公園 (三原台ののはな公園)	1,000	練馬区三原台二丁目
3	北大泉公園 (大泉町もみじやま公園)	2,800	練馬区大泉町一丁目
4	大泉井頭公園	14,500	練馬区東大泉七丁目
5	大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘公園)	10,000	練馬区大泉学園町九丁目
6	中村かしわ公園	15,000	練馬区中村一丁目
7	羽沢緑地	8,800	練馬区羽沢二丁目
8	中里郷土の森緑地	2,500	練馬区大泉町一丁目

# 第5款 防災都市づくり推進計画【東京都都市整備局】

防災都市づくり推進計画は、東京都が、東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、発災時の被害拡大を防ぐため、建築物等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画です。

本計画は、都内の市街化区域(23 区 28 市町)を対象とし、2016 年度(平成 28 年度)から 2025 年度(平成 37 年度)までの 10 年間を計画期間とします。また、整備プログラムの計画期間は、2016 年度(平成 28 年度)から 2020 年度(平成 32 年度)までの 5 年間とします。

基本方針 平成28年度から平成37年度までの10年間 整備プログラム 平成28年度から平成32年度までの5年間 主な計画内容

避難場所

東京都が特別区を対象に指定しています。大規模な市街地の火災による輻射熱を考慮して算定し、避難計画人口一人当たり 1 ㎡以上を確保します。

指定された避難場所までの避難距離は約3kmを目安に避難圏域を 指定します。なお、市街地火災が拡大する恐れがなく広域避難を要 しない地区については、地区内残留地区に指定します。

(練馬区には、地区内残留地区はありません)

延焼遮断帯

延焼遮断帯は、軸となる都市計画道路の整備と防火地域等の規制・誘導策や都市防災不燃化促進事業等の実施による沿道の不燃化 など、様々な施策を重層的に実施することで形成します。

# 第6款 液状化対策【危機管理室、都市整備部】

東日本大震災では、各地で液状化現象が発生し、家屋等に大きな被害を もたらしました。都内でも、23区東部を中心に9区において液状化現象が 確認され、うち5区で建物被害が発生しました。

一方、都の被害想定では、初めて、練馬区内の一部の地域で液状化の被害が 想定されました。

東京都地域防災計画により、東京都都市整備局は、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえ、「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成しました。それとともに、平成26年5月より「東京都 建物における液状化対策ポータルサイト」が開設され、建物の所有者や設計者が自ら液状化対策に取り込むことができるように、液状化関連情報が集約されました。ポータルサイト内では、地歴図や地盤調査データなどを閲覧することができます。また、液状化による建物被害に備えていくためには、地盤や建築に関する専門的な知識が必要であることから、東京都は一般社団法人東京建築士会による「東京都液状化対策アドバイザー制度」を創設しました。こちらでは、液状化対策を検討する初期段階において必要な情報の提供やアドバイスが受けられます。

区では、このような新しい液状化関連情報などの提供に努めています。

# 第7款 河川の整備【土木部、東京都第四建設事務所】

# 1 事業計画

石神井川

区内の延長は約11.6kmであり、そのうち改修工事は、板橋区境から 豊島橋下流まで完了しています。

長光寺橋から山下橋までの区間は、治水の安全性を高めるほかに、 水辺環境の整備として緩傾斜護岸工事が完了しています。

山下橋から蛍橋まで概成し、蛍橋から扇橋の区間については、順次 改修工事を進めています。

なお、平成21年度に新規事業認可を取得した扇橋~本立寺橋間については、平成26年度に都営上石神井アパート付近の整備を着手し、測量等の調査委託業務および用地取得を実施しています。

白子川

区内の延長は約5.9km (都施工分)であり、そのうち改修工事は、 川越街道の東埼橋まで完了しています。

水を一時貯留して、水害の防止と軽減を図る比丘尼橋上流調節池 (昭和61年・貯留量34,400㎡)と、比丘尼橋下流調節池(平成13年・ 貯留量212,000㎡)が整備済みです。

三ツ橋から御園橋、御園橋から一新橋の区間については、順次改修 工事を進めています。

さらに、道路(目白通り)の地下深くに設置する白子川地下調節池 工事は、平成21年度より事業を再開し、シールドトンネルおよび到達 立坑工事が平成25年度に完了しました。以降、立坑内部構築工事や排 水設備工事を実施し、平成28年度末に取水が可能になり、平成29年度 より運用を開始しました。

#### 2 橋梁の整備

区内の橋梁は、平成29年4月1日現在、141橋(国、都管理橋を含む)あり、その他に立体横断施設として歩道橋が36橋あります。

これらは防災活動上必要な施設であり、河川沿いや幹線道路沿いの住民の日常生活上の利便性と災害時における避難の確保の両方を図るものです。今後も定期的な点検等で長寿命化に取り組みます。

石神井川の本改修事業に伴って架替えられた区管理橋は、平成29年4月1日現在54橋あります。

#### 3 東京都豪雨対策基本方針

急激な都市化に伴い流域の保水・遊水機能が低下し、雨水の流出量が 増大したため、集中豪雨等によるいわゆる都市型水害が多発しています。 この都市型水害を防止するためには、河川や下水道の整備を促進する とともに、流域全体の雨水流出量を抑制する必要があります。

東京都豪雨対策基本方針

東京都は、時間50mmを超える局所的な集中豪雨に対する取り組みについて、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改訂しています。

#### 練馬区総合治水計画

区では、平成2年度に練馬区総合治水計画(平成23年度に改定)を制定し、雨水浸透ますや雨水貯留施設などの雨水流出抑制施設を設置することにより、流域の貯留・浸透機能の確保を図る総合的な治水対策の推進に取り組んでいます。

雨水流出抑制施設の設置

公共施設

[区の施設] 新設または改修時に設置

[国、東京都の施設] 新設または改修時に設置を指導

民間施設

〔大規模民間施設〕 新設または改修時に設置を指導 〔500㎡未満の個人住宅〕 雨水浸透施設設置費用を助成

#### 第8款 下水道施設の防災対策【東京都下水道局】

#### 1 浸水防止

東京都下水道局は、豪雨の際の浸水防止策として、下水道管きょの清掃等を行い、流下能力の確保に努めます。さらに台風その他の災害発生が予測される場合は、テレビ・ラジオによる情報収集、降雨情報システム(東京アメッシュ)の活用、雨量測定地点情報の状況把握を行い、地域に応じた的確な事前対策を実施することにしています。

また、経営計画2016(平成28年2月)における浸水対策の取組方針に基づく下水道施設整備に取組み、機能向上に努めていきます。

# 第9款 自立分散型エネルギー対策の推進【環境部】

電気やガスなどのエネルギー資源は、都市の機能を支える上で不可欠な ものです。災害時であっても、避難拠点や家庭、事業所等において必要と される最小限のエネルギーが得られるよう、平時から備えをしておくこと が重要です。

避難拠点には、当面の避難生活を支える資機材として小型発電機と一定量の燃料を配備しています。平成30年度に、安全・安心パトロールカーを電気自動車に入れ替えます。入れ替えた安全・安心パトロールカーを含む区所有の電気自動車、燃料電池自動車を、緊急電源として活用します。軽症者への対応が必要となる医療救護所併設の避難拠点を中心に活用します。

災害時におけるエネルギーセキュリティをさらに高めることを目指し、 区民・事業者の協力のもとに、自立分散型エネルギー社会の構築に取り組 みます。

# 第2節 住宅および建築物の耐震計画

区内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高めます。合わせて、震災から区民の生命・財産を守ります。

地震災害から建築物その他の工作物を保護し、被害の軽減を図るとともに機能を維持するため、関係機関と連絡・協調しながら、その耐震・不燃化を進めてきました。今後も防災活動の拠点となる区立施設ならびに民間建築物等の耐震性の向上と不燃化の促進を一層進め、必要に応じて特定建築物の所有者に対して耐震診断・改修の指導を行います。

# 予 防 対 策

# 第1款 練馬区耐震改修促進計画【都市整備部】

練馬区耐震改修促進計画の目的は、区内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命および財産を守ることです。

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づき、平成19年3月に策定し、建築物の耐震化に総合的に取り組んできましたが、平成28年3月をもって計画期間が終了したため、新たに計画を策定しました。計画期間は平成28年度から32年度までの5年間で、対象区域は練馬区全域です。

計画に位置づけられた民間建築物については、平成32年度末の耐震化率の目標を95%とします。平成27年度末に区立小中学校の耐震化率は98.9%、その他の区立施設は100%耐震化することができました。

新計画では、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の特定建築物について重点的に耐震化を促進していきます。

# 第2款 区立施設の耐震性の向上【総務部、教育振興部】

昭和56年6月以降に建設された新耐震基準の建築物については、建物の用途による重要度(災害時における役割の重要度)に応じて耐震性能を高めています。

また、それ以前に旧耐震基準で建設された、区立小中学校をはじめとする 区立施設については既に耐震診断を行いました。

重点的に耐震化すべき建築物にあっては、必要とする構造耐震指標(Is値)をより高い基準に設定し、耐震診断結果がそれを下回っている施設について

は、耐震補強工事あるいは改築等の対策を計画的に進めています。

# 第3款 民間建築物の耐震性確保【都市整備部】

大地震の際に、家屋倒壊等による死者を低減し、延焼火災の発生を抑えるためには、住宅の耐震性を確保することが重要です。区は、「耐震改修促進計画」を策定し、区民に対して住宅の耐震性確保の重要性をPRするための各種啓発事業や、所有者への指導・指示、支援事業等を行っています。

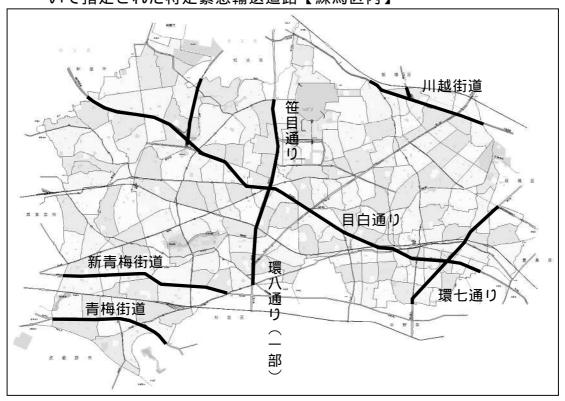
区では、民間建築物について、昭和56年5月以前に建築された現在の建築基準を満たさない建築物に対して、耐震診断・耐震改修工事費用等の助成を実施しており、建物倒壊による被害発生の予防に努めています。

さらに、特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成制度を拡充し、耐震 化に取り組んでいます。

特定緊急輸送道路とは、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を 推進する条例」第7条の規定に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路 として指定した道路をいいます。 < 東京都地域防災計画 >

練馬区では目白通り、川越街道等の道路が指定されています。

図 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」にお いて指定された特定緊急輸送道路【練馬区内】



# 第4款 ブロック塀等の倒壊防止【都市整備部、環境部】

倒壊する恐れのある大きい塀等を法令に定める基準の強固な塀、あるいは 金網フェンス、生け垣に改良するよう倒壊防止対策を引き続き推進します。

なお、危険と判断されたブロック塀の所有者等に対しては、生け垣化が図られるように生け垣助成制度を紹介します。

# 第5款 落下物の防止【都市整備部】

地震が発生した際、建築物の壁面で傾斜部を有する外壁が直接道路等に落下する可能性がある建築物、大規模空間を有する建築物で天井部分が落下する可能性がある建築物、落下物による災害の可能性の高い地域内にある外壁に広告板が取り付けられている建築物の所有者に対して、助言や指導を行います。

# 第6款 家具類の転倒・落下・移動防止【危機管理室、福祉部、消 防署】

都の被害想定によると、発災時における区内負傷者のうち屋内収容物による負傷者が多数出ると想定されています。

このような観点から、区では高齢者のみ世帯、障害者のみ世帯等に対して 家具転倒防止器具の取付費を助成しています。

さらに、各防災関係機関と連携を図るとともに、防災訓練等の機会を有効に活用し、広く区民へ家具類転倒・落下・移動防止の啓発活動を行っていきます。

# 第7款 エレベーター対策【各部】

1 エレベーターの地震対策の推進

都市整備部では、1年に1回提出される「定期検査報告書(昇降機)」に基づき、エレベーターがある民間建築物名、製作会社名、保守会社名の連絡先等を台帳化し、エレベーター内に閉じ込められたと区に通報があった場合に備える体制を整えています。

#### 2 エレベーターの地震対策の基本的な考え方

建築基準法に基づく耐震設備の設置を推進する。

日常・定期点検の更なる確実な実施をする。

早期救出・復旧体制の整備を推進する。

適時適切な情報提供・情報共有を推進する。

# 3 エレベーター復旧ルールの徹底

災害発生時には、多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されています。しかし、保守要員が限定されるため、都では、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧し、できるだけ多くのビルの機能の回復を図ることを原則としています。

都の普及・啓発活動にあわせ、区も、今後普及・啓発活動を行うことが 課題となっています。

#### 第8款 区立施設の対策【各部】

区立施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止を自ら実施し、家具類 転倒・落下・移動防止対策を推進していきます。

区有施設のエレベーターについては、地震発生時の安全確保と速やかな復旧を行います。災害対策業務を行ううえで必要な防災拠点となる建築物をはじめ、建築物の用途に応じて速やかな復旧が求められる建築物については、建築基準法で求められる耐震設備を有し、地震直後の利用者の安全確保、避難誘導を確実に実行し、速やかな運転復旧の体制づくりに努めます。

区有施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施します。その判定が困難な場合、また、社会公共施設の管理者から応急危険度判定の実施について支援要請があった場合は、都災対本部に判定実施の支援を要請します。

# 第3節 施設構造物等の災害予防計画

地震被害の軽減と防止を図るため、建築物の不燃化の促進ならびに落下物の被害の防止等施設構造物の安全化を図ります。

# 予 防 対 策

# 第1款 一般建築物の計画【消防署・厚労省】

#### 1 計画方針

建造物等の位置・構造・設備等は、建築法令その他の関係法令に基づき、 それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工し、かつ維持する よう指導します。

また、消防署では既存建築物の防火管理や消防用設備等(消火設備、警報設備、避難設備、消防用水および消火活動上必要な施設をいう。)に関しては、消防関係法令に基づく消防立入検査を通じ、適法な維持管理と防火指導を行います。

# 2 防災施設の維持管理

既存不適格である建築物や法令改正等に伴い遡及対象となる消防 用設備等は、現行法令に適合するよう改修の指導を行います。

建築物等は、適法に建築され、防災上の欠陥を生じないよう指導します。

消防用設備を建築・消防等関係法令に基づいて設置、維持、管理するよう指導します。

# 3 火気使用設備・器具等の安全指導

都火災予防条例により、地震動等により作動する安全装置付石油燃焼器 具の普及の徹底および火気使用器具等の固定等、各種安全対策の推進を図 るとともに、各種の安全装置を含めた火気使用器具の点検、整備の指導の 徹底を図ります。

#### 4 電気設備等

変電設備や自家発電設備などの電気設備は、都火災予防条例により、出 火防止、延焼防止のための規制がなされているとともに、維持管理につい ても関係法令により点検、整備が義務付けられています。

各種電気設備の耐震化および不燃区画化を推進するとともに、出火防止 等の安全対策を強化します。

#### 5 住民指導の強化

各家庭における発災時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、起震車等の指導用資器材の整備を充実し、実践的な防災訓練を通じて区民の防火行動力の向上を図ります。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器の普及を図ります。

#### 【出火防止等に関する備え等の主な指導事項】

- (1) 火気器具や喫煙の管理など、日常的な出火防止対策の励行
- (2) 水の汲み置きや消火器、住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の 準備
- (3) カーテンや寝具など防炎品の普及
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- (5) 灯油等危険物品の整理や安全管理の徹底
- (6) 防災訓練への積極的な参加
- (7) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーおよびガス元栓 のしゃ断等を行う

#### 6 消防立入検査の実施

建築物の関係者に対し、消防用設備等の維持管理の徹底、防火対象物の 定期点検報告、自主点検報告の励行等、火災等への備えや対策について指 導します。

#### 立入検査実施

人命危険・出火危険の大きい防火対象物を重点的・計画的に検査します。

#### 法令違反に対する措置

立入検査の結果、消防関係法令に違反し、かつ是正されない事案については警告、命令、告発等を行い、早期是正を図ります。

# 7 事業所に対する防災指導

管理について権原を有する者に対し、防火管理者の選任とともに、 「防火管理に係る消防計画」を作成させ、防火管理業務が法令の規定お よび「防火管理に係る消防計画」に従って適正に行われるよう指揮・監 督するように指導します。(消防法第8条)

一定の条件を満たす事業所については、防災管理者の選任および所要の計画の作成など、防災管理に必要な業務を行うように指導します。 (消防法第36条)

防火管理者および防災管理者に対し、自衛消防訓練を行うように指導するとともに、訓練の指導を行います。

防災共通編 第3部基本的な対策 第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

建物や事業所の規模に応じた事業所防災計画を作成するとともに、 什器類の転倒・落下・移動の防止対策や火気器具、危険物施設、消防 用設備等の日常的な点検整備等を行うように指導します。(東京都震 災対策条例第10条)

事業所の従業員等が一斉に帰宅することによる混乱や二次災害の 発生を防止するため、一斉帰宅を抑制する教育の実施や計画の作成、 事業所に従業員等が待機できる場所や所要の物資の準備を行うよう に指導します。

危険物の貯蔵等に係る許可を受けていない施設で危険物を扱った り、許可を受けていない危険物を取り扱うことが想定される場合は、 実施計画書を作成するとともに、消防署に届出を行うように指導しま す。

### 〔資料編 資料20-005 参照〕

#### 8 その他設備の維持管理指導

厚労省は、労働関係法令に定める諸設備のうち、地震発生時に転倒・ 落下等の危険性が想定される設備は、関係法令に定める構造上の基準に 従い、維持管理するよう指導します。

# 第2款 高層建築物の計画【都市整備部、消防署】

## 1 計画方針

高層建築物は一般建築物より収容人員が多く、用途によっては不特定 多数の利用者があることから、地震火災の発生に伴う被害の軽減や混乱 を防止するため、防災上の安全性の確保、消防用設備の適切な維持管理 と防火防災管理を通じた防火安全対策について、一層の推進を図ります。

#### 2 予防計画

主要構造部等の耐震安全性の確保

都市整備部は、新築時等に、建築基準法等に基づく適正な検査を通 じ、防災上の安全性を確保します。

防火・防災管理の推進

#### ア 法令等に基づく防火防災管理制度の周知徹底

消防署は、管理権原者および防火・防災管理者等を核とした防火・防災管理を徹底するため、消防計画の作成指導とともに、従業員への周知、自衛消防隊の訓練・指導、防災センターの機能強化と要員教育を推進します。

イ 消防用設備の適正な設置・維持

消防署は、スプリンクラー設備等の消火設備や火災の延焼拡大を 最小限に食い止める防火区画や内装材料の不燃化について、法令等 に基づく適正な設置・維持を指導します。

ウ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

消防署は、長周期地震動の影響が懸念される高層建築物について、 家具類の転倒・落下・移動防止対策に関する対策の重要性を周知し、 対策を講じるように普及を図ります。

避難安全対策の推進

消防署は、避難施設や通路の確保とともに、利用者等の安全な避難 誘導を実施するため、避難口等の明示や避難誘導指示に関する教育訓 練を推進します。

消防活動対策の推進

消防署は、円滑な消防活動を実現するため、水利の確保、消火活動に必要な設備の設置・維持、そして、消防車両の進入路(耐用20 t)や寄り付きスペースの確保、非常用エレベーターの設置について、指導等を行うとともに、ヘリコプターの緊急離発着場・緊急救助用スペースの設置について、適宜、要望します。

# 第3款 危険物施設等の計画【健康部、消防署、東京都環境局、東京都福祉保健局】

#### 1 危険物施設

予防計画

消防署は、消防法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に 当たるとともに危険物取扱者の資質の向上と責務を再認識させ、自主 的な災害予防体制の確立を図ります。

タンクローリー、トラック等の危険物輸送車両については、立入検査を適宜実施し、他区市町村等と連携した安全対策を推進します。

また、「危険物の運搬または移送中における事故等の措置・連絡資料(イエローカード)」の車両への配備を確認し、活用の促進を図ります。

災害の防止

消防署は、危険物製造所等の施設に対し、消防法や政令、条例に基づき、耐震性が担保された設備の設置や転倒・落下・移動防止に関する指導を行うとともに、自主防災体制の整備、防災資器材の整備を促すことにより出火防止や流出防止対策の推進を図ります。

#### 2 高圧ガス施設

東京都環境局は、「東京都高圧ガス施設安全基準」(1997年改訂)に基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、 過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を 行っています。

消防署では、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導します。

#### 3 毒物・劇物保安計画

健康部は、事故の未然防止を図るため、健康部が所管する毒物・劇物 取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点 検等の励行、事故発生時の対応措置および定期的防災訓練の実施等を指 導しています。

消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導します。また、都内の公私立の小中高等学校に対して、化学実験室等薬品保管場所における毒物劇物等の容器および収納戸棚等の転倒落下防止ならびに破損等の防止措置など安全対策を実施するよう指導します。

# 4 ラジオアイソトープ(放射性同位元素)保安計画

放射性使用施設は、国(文部科学省)が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI(ラジオ・アイトープ)の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備します。また、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じます。

また、消防署では、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導します。(東京都震災対策条例第10条)

# 第4款 水道施設の計画【東京都水道局】

#### 1 計画方針

東京都水道局では、「東京都水道局震災対策事業計画」(平成25~27年)を策定し、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水をできる限り確保するため、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備します。

#### 2 水道システムの耐震強化

水道システムの耐震化は、施設の被害箇所をできるだけ軽減するための 水道システムの耐震化および断水区域・断水時間の縮小を図るためのバッ クアップ機能の強化を推進します。

水道システム全体の耐震化にあたっては、全ての水道施設の耐震化の完了には、長い年月と膨大な費用を要することから、水道システムの連続性に配慮し、優先度の高い施設から耐震化を進めていく必要があります。

また、バックアップ機能の強化については、個別施設が停止しても可能な限り給水できるよう、導送水管の二重化、ネットワーク化に取り組んでいきます。

#### 3 飲料水の確保

水道施設の耐震化に加え、震災時における水の確保をより確かなものにするため、浄水場、給水所、応急給水槽等を給水拠点として位置付け、震災時の飲料水を確保し、応急給水が可能となるよう努めます。

こうした応急給水拠点については、概ね半径2キロメートルの距離内に 1か所を設け、災害時に必要な飲料水を確保しています。

また、震災時の応急給水活動を迅速、的確かつ安全に実施することを目的に、給水拠点の改造を行うとともに、給水タンク、エンジンポンプ、応急給水栓等の応急給水用資器材および収納倉庫を配備するなど、給水拠点としての充実を図ります。

# 第5款 下水道施設の計画【東京都下水道局】

#### 1 計画方針

東京都下水道局は、経営計画2016(平成28年2月)における震災対策の取組方針に基づき、下水道管の耐震化や水再生センター、ポンプ所の耐震対策、非常時の自己電源の確保などに取組を推進しています。

このなかで、下水道管とマンホールの接続部の耐震化の対象については、ターミナル駅や災害拠点病院のほかに新たに指定された避難所や防災上重要な施設を加えて対象を拡大して対策を進めます。

#### 2 防災業務計画

地盤の状況(液状化砂層・軟弱地盤)や管路施設の経年度合によって 構造的弱点か所での管きょの破損(破断・沈下)、目地ずれ、管内への 土砂流入堆積等の被害が発生すると、流下機能に影響が出てしまいます。

被害を軽減する対策として、平素からきめ細かな維持管理業務(巡視・点検・テレビカメラ調査・診断等)を行い、クラック、故障、破損、 土砂堆積等機能低下の原因の発見に務め、補修・改良工事の実施など、 予防管理の徹底に努めています。

# 3 下水道施設の活用

区との連携により、避難所等の近辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図ります。

# 第6款 電気施設の計画【東京電力パワーグリッド㈱】

### 1 計画方針

地震、台風、その他非常災害時の電力設備の被害防止および復旧対策 を迅速に実施し、電力供給の機能確保に努めます。

# 2 施設の耐震化

次の耐震設計基準に基づき設置されています。

訤	设 備 名	耐 震 設 計 基 準
变	電設備	変電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを 勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電 気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
送	架 空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震 動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
電設備	地中電線路	終端接続箱、給油装置については、変電設備の電気技術 指針に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書 (土木学会)」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に 応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性 を考慮した設計とする。
配電	架 空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震 動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
設 備	地 中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用す るなど耐震性を考慮した設計とする。
電	通設備	屋内に設計される装置については、建物の設置階を考慮 した設計とする。

# 3 防災計画

災害予防

災害時の被害軽減のため、定期的な巡視、巡回を実施し、設備の保 守に万全を期します。

#### 防災訓練

災害発生を想定し、「非常災害訓練」を年1回以上実施します。

復旧用資器材等の常備・確保

非常災害に備え必要な資機材等は常備・確保します。

#### 広報

#### 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気 火災を未然に防止するため、住民に対し次の事項を中心に広報活動 を行います。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した 場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は 危険なため、使用しないこと。
- オ 屋外に避難する時は安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- カ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- キ その他事故防止のため留意すべき事項。

報道機関に対する広報

広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、

- 電力施設の被害状況、復旧予定等を迅速、適切に広報を行います。 地方公共団体等への対応
- ア 地方公共団体の災対本部から要員派遣の指示・要請があったと きは、要員を派遣します。
- イ 電力施設等の被害状況、復旧状況等は官公署に対し、迅速・的 確に報告します。

#### 第7款 ガス施設の計画【東京ガス㈱】

#### 1 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧します。そのため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸政策を重点に災害対策の推進を図ります。

#### 2 ガス施設の災害予防措置

施設の機能の確保

ガス施設については、既存の予防措置を活用しつつ、次のとおり施

設の機能に努めます。

系統の多重化・拠点の分散

ガスの安定的な供給のため、系統の多重化、拠点分散等に努めます。

代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努めます。

#### ガスの安定的な供給等

ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき、所要の対策を講ずるとと もに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を 図ります。

ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、ガス遮断装置の設置、導管防護装置、他の工事に係る導管事故防止措置等を行います。

また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進します。

#### 非常用設備の整備

連絡・通信設備

非常時の情報連絡、指令、報告を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備します。

コンピュータ設備

災害に備え、コンピューターシステムやデータベース等のバック アップをする体制を整備します。

自家発電設備等

常用電力の停止時において、防災業務設備の機能を維持するため、 必要に応じて自家発電設備等を整備します。

防災中枢拠点設備

対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講じます。

ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持します。さらに、事故未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図ります。

また、被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検を行います。

## 3 事業継続計画の策定

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定しま す。

また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全および被害拡大 防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない次の業務を最優 先とします。

ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務 ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務事業 継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本 部長が命じます。

#### 4 防災教育・訓練

防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規定等について、社員等関係者に対する教育を実施します。

防災訓練

各部所は、年1回以上、実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認します。また、地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化します。

#### 5 広報活動

日常の広報

お客様および他の工事関係会社に対し、ガスの安全知識等の普及を 促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に、 通報者等の協力を得るように広報活動を実施します。

広報資料の作成

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター(マイコンメーター)復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布します。

# 第8款 通信施設の計画【NTT東日本】

#### 1 計画方針

通信の確保を図ることがNTT東日本の責務であることから、被害防止および応急復旧作業の迅速な実施を図るため予防対策、非常召集体制の確立、機動力の整備、工事資材の確保等万全を図ります。

あわせて、防災訓練を定期的に実施します。また、行政機関の計画する防災訓練にも積極的に参画します。

#### 2 防災計画

災害時の被害を極力軽減するため、各設備の災害対策を計画的に実施します。線路・土木設備は、都市計画および地域開発の推進にあわせ、必要により無柱化を実施するとともに、ケーブルについては光ケーブル化の推進・PE外被ケーブル(PEC化)への更改等を行うことにより水に強い設備の構築を図ります。また、交換設備については、地震による倒壊を防ぐため、耐震対策を施しています。社屋については、それぞれ耐震、防火、防水等の設備を施し、関東地震級でも倒壊しない設計としています。なお、停電時においては、自家発電装置または移動電源車等により通信を確保します。

# 第9款 公共交通機関の防災計画【各公共交通機関】

#### 1 計画方針

鉄道、地下鉄および高速道路等の交通施設を震災等の災害から防護して人命の保護ならびに輸送の確保を図るために、交通施設等に被害があった場合は迅速かつ的確な復旧を図り、大量輸送機関としての機能維持に努めます。

施設の現況 (練馬区内)

機関名	路線延長		駅舎
東京都交通局		3.8km	4
東日本高速道路㈱	関越道	3.2km	-
	外環道	1.5km	
西武鉄道㈱	15.6km		13
東京地下鉄㈱		4.6km	4

# 2 公共交通機関施設の安全化

各施設は、十分耐震性を考慮して設計されていますが老朽化による耐震性の低下を考慮して、必要に応じて改良工事を実施しています。

鉄道や地下鉄の車両は不燃化構造となっており、各車両には消火器を 備え付けてあります。

# 3 公共交通機関防災意識の高揚

旅客、道路利用者に対し、地震に関する一般的知識と防災意識の普及 徹底を図るため関係機関と緊密な連絡をとり、平素から広報を実施して、 大地震発生時における旅客、道路利用者の避難誘導が円滑に行われるよ う配慮します。

また、駅周辺の混乱防止対策を策定するとともに、計画に基づく訓練を促進します。

# 4 公共交通機関の防災訓練

4 公共文地機関の例文訓練				
機関名	内 容			
東京都交通局	災害対策に必要な情報の収集、旅客への伝達方法、避難誘			
	導等の教育訓練を春、秋の火災予防運動期間および防災の日			
	(9月1日)等を重点に年2回以上実施し、その徹底を期し			
	ます。			
	災害応急対策および警戒宣言に係わる地震対策の円滑な			
	実施を図るため、これらを想定した防災訓練を実施するも			
	のとします。この場合において、関係機関と連携を図り、			
東日本	必要に応じて関連委託会社および道路利用者等の協力、参			
高速道路㈱	加を得て行うよう努めるものとします。			
	防災訓練は、図上および実動訓練とし、情報の伝達、応			
	急対策の実施、関係機関との連絡調整等について実施する			
	ものとします。			
西武鉄道㈱	基本訓練は年2回以上、総合訓練は年1回以上行うととも			
	に必要に応じ非常召集訓練をあわせて行います。			
	地震に関する知識、震災発生時の初動措置要領心構え等に			
東武鉄道㈱	ついて、毎年春、秋の全国火災予防運動、防災の日(9月1			
	日)等を重点に教育訓練を実施し、その徹底を期します。			
東京地下鉄㈱	防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施します。			
	ア 非常召集訓練			
	イ 情報連絡訓練			
	ウル旅客誘導訓練			
	エー各担当業務に必要な防災訓練			
	   また、関係自治体、警察署、消防署等が、実施する総合防			
	│ │災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識技能を修			
	得します。			

# 第10款 文化財施設の安全対策【地域文化部】

次のとおり、文化財施設の安全対策を実施します。

文化財周辺の整備・点検

防災体制の整備

防災知識の啓発

防災訓練の実施

防災設備の整備と点検

緊急時の体制整備

# 第4節 放射性物質対策

# 応 急 対 策

# 第1款 放射性物質対策【危機管理室】

東日本大震災により発生した原子力発電所の事故の経験を踏まえ、原子力発電所の事故などにより、区に放射性物質等の影響が懸念される事態が生じた場合、または影響が生じた場合の対応策を定めた「練馬区放射線危機管理ガイドライン」により対応します。

# 第5節 消防活動計画

地震による火災やパニック発生等の被害を防止するため、施設や体制を整備 します。

# 予 防 対 策

第1款 計画方針【消防署、東京都環境局、東京都福祉保健局、健康部、環境部】

地震被害の軽減を図るためには、地震発生時における出火および延焼拡大を最小限に抑えることが重要です。

区、消防署および消防団は、地域住民の協力による出火防止、初期消火および延焼拡大の防止等について計画します。さらに消防署では、東京消防庁全体での大規模な震災消防訓練のほか、様々な規模の消防演習や訓練の実施を通じて、発災時における対応能力の向上に努めています。

また危険物、高圧ガス関係等の貯蔵または取扱施設については立入検査を 実施するとともに、これらの事業に従事する者に対し、当該物件の取扱指導、 訓練等を実施することにより、被害の拡大防止を図ります。

消防署では、消防法等で届出することが規定されている物質に関して届出 を指導するとともに、災害発生時に物質の流出による被害が予測される施設 等の警防計画を作成し、災害発生時における被害の拡大防止を図ります。

# 第2款 初期消火【危機管理室】

1 街頭消火器の整備

区は、地域危険度を考慮し、街頭消火器等の整備を行っています。維持管理として年1回の保守点検を行っており、現在約5,000本以上の消火器を区内の各所に設置しています。

消火器の設置基準(昭和47年度より設置)

・一般地域 100m×100mに1本

・危険区域 50m× 50mに1本

・避難道路沿い 50mに1本

# 2 軽可搬消火ポンプの配備

軽可搬消火ポンプは、市民消火隊および防災会に配備しており、それぞれの防災資器材格納庫に置かれています。区は、年1回の定期点検を実施するとともに、配備されたポンプの操作や管理が定期的に行われ発災時に有効に活用できるよう指導を行っていきます。

各消防署は、防災訓練等の機会を捉えて、軽可搬消火ポンプ操法の指導を行っています。また、「軽可搬ポンプ操法大会」「軽可搬ポンプ操法技術発表会」もあわせて行っています。

【軽可搬消火ポンプ配備状況】

	配備台数	対象組織	能力(放水量等)
C 級ポンプ	13台	市民消火隊	420 /分・高さ約20m
D級ポンプ	214台	防災会	190 /分・高さ約10~12m

(平成29年7月1日現在)

# 3 スタンドパイプの配備

スタンドパイプは、消火栓に差し込み、ホースと管槍を結合することで、毎分100 以上の放水ができる消火用資器材です。消火用資器材としては、軽量で操作も簡単なことから、消防車両が進入できない場所でも有効な消火活動を行えます。

区では、平成25年度から貸与事業を実施し、希望のあった防災会や市 民消火隊へ貸与しています。

【スタンドパイプ配備状況】

対象	段組織	配備台数	媒介金具口径
防	災会	144台	40ミリ
市民	消火隊	6台	50ミリ

(平成29年7月1日現在)

# 第3款 初期消火体制の強化【危機管理室、消防署】

#### 1 初期消火体制の確立

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、 初期消火が重要です。消防署では、消防用設備等の適正化、初期消火資器 材の開発・普及ならびに家庭、事業所および地域における自主防災体制を 充実強化し、防災教育、防災訓練により区民の防災行動力を高めて、初期 消火体制の確立を図ります。

消防用設備等の適正化指導

消防法施行規則第12条第1項第9号等では、「貯水槽、加圧送水装

防災共通編 第3部基本的な対策 第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

置、非常電源、配管等には地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること」と規定していることから、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、排煙設備、連結送水管について、指導を行います。

初期消火資器材の普及

区では、区内の各地域で活動している防災会・市民消火隊を対象として、軽可搬消火ポンプやスタンドパイプを配備しています。

また、主に家庭で使用する目的に、消火器のあっせんを行っています。

区民、事業所の自主防災体制の強化

区民の防災意識を調査し初期消火体制等の実態を把握して、初歩から 実践に至る段階的な体験が可能な訓練を推進することで区民防災力の向 上を図ります。

また、地域の協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図ります。

事業所の自主防災体制の強化については、全ての事業所の防災計画の作成を進めるとともに、各種訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図ります。また、事業所相互間の協力体制および区民防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用した地域との協力体制づくりを推進します。

#### 第4款 消防力の現況【消防署】

#### 1 常備消防体制

練馬区における常備消防力は、東京消防庁の下に、3消防署、7消防出 張所に、ポンプ車、救急車、はしご車等を配備し、災害に備えています。

消防力を、発災時においても最大限に活用できるよう、震災消防計画に 基づく訓練の徹底、有事即応体制の確立を図っています。

なお、区内の消防署には、ポンプ車が23台(水積載のポンプ車は8台) 救急車13台、化学車1台、救助車2台、はしご車3台、水槽車1台、可搬ポンプ19台等が配備されています。

#### [資料編 資料20-006 参照]

#### 2 消防団体制

練馬区における消防団は管轄地域に応じ、練馬、光が丘、石神井の3団で構成され、さらに、各消防団は、活動地域ごとに分団に分かれています。練馬消防団は8個分団、光が丘消防団は5個分団、石神井消防団は10個分団となっています。発災時、消防署隊と連絡し消火活

防災共通編 第3部基本的な対策 第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

動に従事するとともに、救出・救護活動を行います。また、平常時は、 地域住民に対し、技術的な訓練指導を行うなど地域防災の中核として 重要な役割を担っています。

住民指導体制の充実を図り、消防団組織体制を強化するとともに、 消防団活動の拠点として、分団本部施設を整備する等、発災時におけ る消防団情報活動体制の強化を図ります。

消防団活動を強化、充実するため消防団員の入団促進と、可搬式ポンプ、照明器具、応急救護資器材、簡易救助器具の整備・増強を図ります。

可搬式ポンプおよび可搬式ポンプ積載車を増強し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図ります。

なお、区内の消防団には、可搬ポンプ 45 台が配備されています。

[資料編 資料20-006 参照]

#### 第5款 消防水利整備【危機管理室、消防署】

発災時の同時多発火災に対処するため、建築物の延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に関係機関と連携して、水利確保を推進します。

民間の開発行為等の機会を活かした防火水槽の設置 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際しての 防火水槽の設置

都市基盤整備にあわせた都市河川や洪水調節池の有効活用を図る等関係機関と連携した多角的な水利の設置

河川等の水源の有効活用を図ります。

その他の活用方策

雨水貯留施設や親水公園等、他用途の水源の消防水利への活用および消火栓対策として鉄管口径の増径等を要請します。

地下貯水槽の設置

都・区間の役割分担により、小型防火水槽(40㎡以下)は区が管理することになっています。そこで、区は、40㎡および5㎡の地下貯水槽を設置し、消防水利の確保を図っています。(消火用に使用しない場合は、生活用水に転用)

現 況(平成29年8月1日現在)

区 分	全体計画	現	況	今後の	計画
貯水槽 (40㎡)	93基		93基	完	了
貯水槽 ( 5 m³ )	102基		102基	完	了

[資料編 資料20-011 参照]

#### ミニ防災井戸の指定

水量が豊富な区内の浅井戸のうち約500か所をミニ防災井戸に指定して、手押ポンプおよび軽可搬消火ポンプの吸水蛇口を設置し、災害時における消火用水および生活用水として活用を図ります。

#### [資料編 資料20-021 参照]

経年防火水槽耐震力を強化し、発災時の消防水利を確保します。 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・ 排水栓等の水道施設について、東京都水道局と連携して、自主防災 組織等が初期消火に使用する水源として活用を図ります。

防火水槽の鉄蓋を、軽可搬消火ポンプの吸管が容易に投入できるよう親子蓋などに改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備します。

消防水利開発補助金制度の活用することによる、消防水利の整備促進や宅地開発等に伴う水利の確保に努めます。

#### 第6款 消防活動路等の確保【消防署】

発災時には、道路周辺の建物等工作物の倒壊、道路の陥没等により、消防 車両等が通行不能になることが予想されます。このため、消防活動路を確保 するため、次の事項の推進を図ります。

消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、細街路の整備、行き止まりの解消、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備等を関係機関へ提言します。また、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議します。

発災時通行可能道路のない地域について、消防活動路が確保されるよう関係機関との検討を図ります。

#### 第7款 消防活動が困難な地域への対策【消防署】

防火水槽等の充足、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団体制の充実等の施策を推進します。また、地域別延焼危険度の測定結果や発災時における焼け止まり効果等を活用する立場から、防災都市づくり事業等に対して消防機関として意見反映を図り、消防活動困難区域の解消に向けて関係機関等との調整を行います。

#### 第8款 地域防災体制の確立【危機管理室、消防署】

発災時には、火災や救助・救急事象が同時に多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動ができなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要があります。このため、消防機関、災害時支援ボランティア、区民防災組織および事業所など組織間の連携促進を目的として合同防災訓練の実施を推進します。

#### 第9款 危険物施設保安計画【消防署】

製造所等の管理者等に対し、大規模災害発生時における施設の緊急停止の方法や手順および実施体制等について、予防規程を定めるように指導します。また、万一の際の初期消火等の対応に係る従業員教育の実施や、消防設備等の適切な維持管理について指導します。(消防法第14条の2)

さらに、大規模な危険物施設や消火困難な危険物を取扱う対象については、警防計画を作成し、円滑な消防活動による被害の拡大防止を図ります。

#### 第10款 高圧ガス保安計画【東京都環境局、消防署】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

第11款 毒物・劇物保安計画【消防署、東京都福祉保健局、健康 部】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

第12款 ラジオアイソトープ(放射性同位元素)保安計画 【文 部科学省、東京都環境局、消防署】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

# 応 急 対 策

- 第13款 高圧ガス等の災害時の対応措置【消防署】
  - 1 高圧ガスの災害時の対応措置 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧

告または指示を行います。

災害時の広報活動および火災警戒区域に対する規制を行います。

関係機関との情報連絡を行うとともに、必要に応じて、応急措置命 令等を実施します。

警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害 の拡大防止を図ります。

#### 2 毒物・劇物の災害時の対応措置

有毒物等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避 難勧告、指示を行います。

災害時の広報活動および消防警戒区域等の火災の拡大や二次的災害が発生する恐れがある区域に対する規制を行います。

関係機関との情報連絡を行うとともに、必要に応じて、応急措置命 令等を実施します。

警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害 の拡大防止を図ります。

#### 3 ラジオアイソトープの災害時の対応措置

放射性物質の露出、流失による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置をとるよう取扱者を指導し、災害応急活動を行います。 施設の破壊による放射線源の露出、流失の防止を図る緊急措置 放射線源の露出、流失に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する 応急措置

核燃料物質等輸送車などの場合は、事故の状況に応じ、火災の消火、 延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置 警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害

#### 第14款 危険物等の応急措置による危険防止【統括部】

の拡大防止措置

石油等の危険物取扱所、高圧ガス等製造所、毒物・劇物製造所、ラジオアイソトープ施設その他の危険物取扱施設において、事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。

住民に対する避難の勧告または指示 住民の避難誘導 避難所の開設、避難住民の保護 情報提供、関係機関との連絡

# 第6節 発災時における地域の防犯・防火体制

発災時における地域の安全・安心を維持するため、地域の防犯・防火団体や 防災会等が連携して、発災時における地域の防犯・防火活動を推進できる体制 を促進します。

# 予防対策

#### 第1款 平常時における防犯・防火活動【危機管理室】

地域の防犯・防火に関わる団体が協力関係を強めるためには、実際に顔を合わせ、情報交換などを行う必要があります。

それぞれの団体が日常どのような活動をしているか、また、どのような 構成員で成り立っているかなど理解した上で、発災時などの非常時にどの ように協力していくかあらかじめ決めておく必要があります。したがって、 平常時に地域での防災訓練に防犯・防火組織も参加をするなどして連携を 深めていく必要があります。

# 応 急 対 策

#### 第2款 被災地における安全・安心【統括部】

東日本大震災の被災地においては、空き巣・盗難等の犯罪が増加するとともに、人の善意に乗じた詐欺等も発生しました。

首都直下地震の発生時においても、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されます。発災時において、こうした心無い犯罪が行われることは、地震の被害で厳しい状況にある被災者の心の動揺を大きくすることになりかねません。こうしたことは、被災地における秩序の乱れや被災者の精神状況の悪化につながり、被災地の復興を遅らせる要因となる恐れがあります。

### 第3款 「発災時における地域の防犯・防火体制」の構築【統括部】

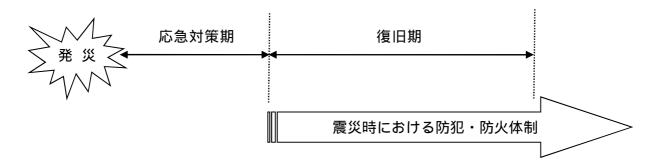
#### 1 想定している状況

発災直後は、区や警察、消防等は、区民の安全の確保と救出救護に全力を挙げて取り組むため、地域の防犯・防火活動を災害前と同様に行うことは困難な状況にあります。

したがって、地震直後の地域の安全・安心は、地域住民によって構成されたパトロール団体等が主体となって、住民自ら協力して行うことが必要となります。

#### 2 体制の開始時期

「応急対策期」後から「復旧期」以降を想定しています。(下図参照)

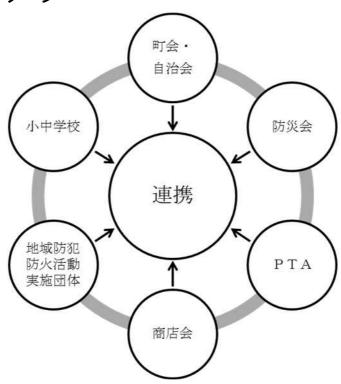


#### 3 防犯・防火の連携体制について

練馬区では防犯・防火活動を行う団体は、約250団体の「パトロール 団体」をはじめ、町会・自治会、商店会、PTAなど数多くの団体があ り、規模の違いはありますが、それぞれの団体の特性を活かして日頃か ら地域防犯・防火活動を行っています。

しかし、大規模地震が発生した場合などの非常時においては、各団体が個々に通常時の活動を継続することは困難である場合が想定されます。このことから、各団体が連携してそれぞれの地域における防犯・防火活動を支えあうことが必要であり、地域で防犯・防火活動を行う団体が連携して活動できる体制づくりを進めています。

#### 連携のイメージ



# 防災本編

# 目次

# 防災本編

第1章	情報収集·伝達·広報	1
第1節	「 情報連絡体制の確立	2
第2節	「 情報の収集と伝達	7
第 3 節	「 避難勧告等の発令等	. 16
第4節	「 広報体制	. 19
第2章	医療救護等対策	. 22
第1節	「 医療救護活動	. 23
第2節	「 遺体の取扱い	. 36
第3章	交通およびライフラインの確保	. 41
第1節	「警備・交通規制対策	. 42
第2節	「 公共交通機関の対策	. 51
第3節	「 ライフライン施設等の対策	. 57
第4章	物流·備蓄·輸送対策	. 67
第1節	ī 備蓄対策	. 68
第2節	「 緊急輸送対策	. 70
第3節	「 飲料水・食料等の調達と供給	. 75
第5章	被災者·避難者対策	. 80
第1節	「 避難者対策	. 82
第2節	ī 災害時要援護者対策	. 87
第3節	「 避難拠点体制等の整備	. 95
第4節	「 避難生活における環境の確保	105
第 5 節	「 女性の視点による災害対策の推進	112
第6節	i 飼育動物対策	115
第7節	「 安否情報の提供	118
第8節	「 帰宅困難者対策	120
第6章	区民生活の早期再建	129
第1節	i 被災住宅等対策	131

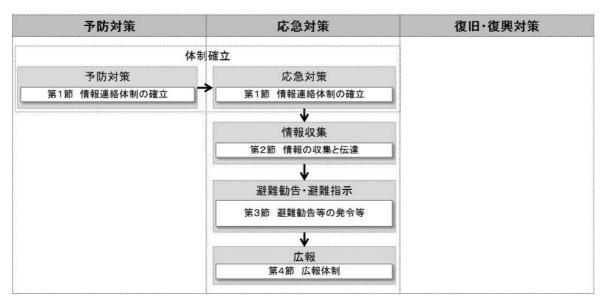
第 2	節	被	災者	台I	帳(	の整	と備										 		 	 		 	136
第 3	節	住	家被	害	認え	定訴	直										 		 	 		 	139
第4	節	IJ	災証	明	書(	の新	行										 		 	 		 	144
第5	節	X	民生	活	の‡	爰諺	養.										 		 	 		 	146
第6	節	オ	ーフ	゚ン	スク	ペ-	-ス	の	確	保							 		 	 		 	155
第7	節	ご	み・	し	尿	・カ	バれ	き	の	処	理						 		 	 		 	162
第8	節	応	急住	宅:	対兌	策 .											 		 	 		 	171
第 9	節	心	急教	育	٠ ,	心急	魚保	育	等	対	策						 		 			 	174
第1	0 筤	ĵi a	復興	<b>の</b>	基Z	怕才	な	考	え	方							 		 	 		 	177
第1	1 筤	ĵi i	市街	地征	复卵	电計	画										 		 	 		 	179
第 1	2 筤	î	<b>45</b>	L.	上庭	業	ÉØ	復	興.		地:	域	協	働	復	睴			 	 		 	184

# 第1章 情報収集・伝達・広報

災害関連情報の収集・伝達は、関係機関による円滑な応急対策活動を実施する 上で欠かせないため、発災時に迅速かつ的確に収集・伝達できる情報通信網を整 備する必要があります。さらに、区民等に対して正確な災害情報を的確に提供 し、適切な行動が取れるようにするための広報体制を確立する必要があります。

本章では、通信手段の充実等による情報収集・伝達体制の確立、避難勧告等の 発令、広報体制の確立等の取組について示します。

#### 【対策の流れ】



#### 【対策内容体系図】

			対策内容	
		予防対策	応急対策	復旧·復興対策
第1章				
	第1節 情報連絡体制の確立			
	第2節 情報の収集と伝達			
	第3節 避難勧告等の発令等			
	第1節 情報連絡体制の確立			

| : 多くの記載があるもの : 記載があるもの : 記載がないもの

# 第1節 情報連絡体制の確立

災害時に各防災機関は密接な情報連絡体制をとり、被害状況等の把握を行い、迅速な対応を行います。

情報連絡の手段としては、有線通信設備(電話・ファクス・インターネット)を利用することを第一とします。発災当初においては有線通信の途絶等の可能性があるので、複数の通信手段を確保し、無線による情報連絡体制を強化します。

また、これらの通信設備の積極的な活用を図り、その全機能をあげて情報活動にあたります。

# 予 防 対 策

#### 第1款 情報連絡体制の確立【区長室、危機管理室】

無線通信による情報連絡手段だけでなく、以下のような、他の様々な手段を活用し、情報連絡体制を確保します。

#### 1 防災行政無線自動音声応答サービスの導入

同報系防災行政無線による放送が聞き取れなかった場合に、電話によって内容を確認することができる防災行政無線自動音声応答サービスを、平成 24 年 8 月から導入しています。

### 2 区ホームページの障害対策の強化

区ホームページが被災により配信不能となった場合に備え、「災害時における相互応援に関する協定」を締結している群馬県前橋市と、双方の公式ホームページに被災自治体の情報を掲載し代行発信する覚書を締結しています。

また、災害時には、区ホームページにアクセスが集中することによる閲覧の遅延障害が懸念されます。そこで、区ホームページへのアクセスの軽減を図るため、ヤフー株式会社と災害協定を締結し、同社が運営するポータルサイト「Yahoo! JAPAN」において、区ホームページのキャッシュサイト(複製サイト)を作成し、配信します。

#### 3 メール配信サービスの充実

平成25年6月より、防災気象情報、安全・安心情報、区政情報(イベン

トや新規事業など)を配信する「ねりま情報メール」の配信サービスを提供しています。

このメール配信サービスは、区の防災気象情報など緊急性の高い情報を 希望する区民の携帯電話やパソコンにメールを配信します。

また、緊急時にはこのサービスを通じて、練馬区の防災等に関する 重要なお知らせを携帯各社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル) から緊急速報(災害・避難情報)メールとして練馬区の区域内に配信 します。

#### 4 各種メールやホームページ等の充実

緊急地震速報や避難情報等を練馬区の区域内に提供する「緊急速報(災害・避難情報)メール」や、SNSを活用して、よりきめ細かな情報提供が 実施できるよう充実を図ります。

また、第2項のヤフー株式会社との災害協定に基づき、平常時にも同ウェブサイトの地図情報サイトにおいて、避難拠点や練馬区帰宅支援ステーションなど防災関連拠点の位置情報等を配信するとともに、災害発生時には、区の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)被災状況等の情報を同ウェブサイトの防災情報サイトおよび、ヤフー防災速報「自治体からの緊急情報」で発信します。

#### 5 区施設および避難拠点における情報掲示の即応態勢の構築

庁内LANや防災無線ファクスを活用して、災対本部から区施設に情報を送信し、各区施設がその内容を紙で掲示することによって、区民に情報提供を行う態勢を整備します。

また、練馬区新聞販売同業組合と協定を締結し、避難拠点に臨時広報紙の配布等を行う体制を整備します。

#### 6 他のメディアの活用

災害時の広報体制を強化するため、ケーブルテレビ・ジェイコム東京 (地上デジタル放送 11 チャンネル)のデータ放送を活用して、区の情報 を発信しています。災害発生時には、このデータ放送において、区の避難 勧告等、被災状況等の情報を随時発信します。

また、災害情報共有システムの L アラートのサービス や、 F M ラジオ 放送など、様々なメディアの活用について検討します。

DISに避難勧告等の情報を入力することにより、地上デジタル放送やYahoo!JAPANなどの様々なメディアに対して情報が配信されるサービス。

# 応 急 対 策

#### 第2款 情報連絡【統括部】

災害時における通信の輻輳による混乱を防止するため、区および防災 関係機関等に連絡員を置き、、情報の収集・伝達にあたります。

有線電話・ファクス・インターネットを第一の通信手段とし、無線 通信はその補完的運用にあてることとします。災害の状況により、無 線通信システムの特性を生かし、無線による通信を行います。

災害情報の受発信の総括窓口は、災対本部に置きます。

各防災機関は、災対本部と直接連絡する必要があるとき、または、 災対本部の求めがあったときは、災対本部へ連絡員を派遣します。

#### 第3款 災害時優先電話の指定【危機管理室】

電話輻輳等のパニックを防止するための各種通信規制を受けずに利用できる電話として、また、他に優先して復旧する電話として、「有線電気通信法」および「電気通信事業法」に基づき、区役所34回線のほか、区民事務所、保育園、小中学校その他一部の区立施設206回線が指定されています。

#### 第4款 無線通信連絡体制【危機管理室】

迅速かつ正確な情報の収集および伝達は、的確な災害対策活動を行う上の 最も基本的で重要な事項です。

区では、有線電話が途絶した場合に備え、無線通信による情報連絡体制を 整備しています。

区における防災行政用無線は、260MHz周波数帯を使用する移動系防災行政無線、800MHz周波数帯を使用するMCA無線、および区民に対する災害情報の伝達を目的とした60MHz周波数帯を使用する同報系無線の三つの無線システムを整備しています。

#### 移動系防災行政無線

有線途絶時における、区および防災関係機関等との情報連絡を行うための主なシステムです。災対本部(防災センター)を基地局として、避難拠点等の一般局との間において運用します。

音声による通信のほか、ファクス通信等のデータ通信を行うことができます。

#### MCA無線

グループ単位で完結する無線としてタクシーや物流業等で汎用的に使用されており、災害時には自治体の通信が優先されるシステムで、3つのグループに導入しています。

帰宅困難者対策用として、災対本部と帰宅支援ステーションや鉄道 事業者との間で情報連絡を行います。

福祉避難所連絡用として、災対福祉部と福祉避難所等との間で情報連絡を行うほか、安否確認の連絡手段として使用します。

物流対策用として、災対本部と地域内輸送拠点や物流業務を行う協 定団体の事務所等との間で情報連絡を行います。

#### 同報系防災行政無線

防災センター(災対本部)を親局として、区内に設置した子局(無線放送塔)や、区施設等に配備した戸別受信機(防災ラジオ)を通して、 災害に関する情報を区民へ提供します。

無線のデジタル化や無線放送塔の増設により、放送の伝達状況を改善しました。視力障害者等の災害時要援護者への災害情報の伝達方法について、引き続き検討を進めます。

#### 無線通信手段の整備状況(平成29年12月1日現在)

移動系防災行i	<b>政無線</b>	統制局無線装置	1局
		半固定型無線機	133局
		可搬型無線機	10局
		車載型無線機	3局
		車携帯型無線機	19局
		携帯型無線機	38局
同報系防災行i	<b>玫無線</b>	親局無線機	1局
		無線放送塔	207局
		戸別受信機	
			1,063台
MCA無線	帰宅困難者対策用	携帯型無線機	10局
		固定型無線機	1局
	福祉避難所連絡用	携帯型無線機	52局
	物流対策用	携帯型無線機	5局

帰宅困難者対策用の固定型無線機については、平成29年度に整備予定。

防災本編 第1章情報収集・伝達・広報

#### 第5款 緊急地震速報【危機管理室】

緊急地震速報は、地震による強いゆれを事前に知らせ、あらかじめ揺れへの対応ができるようにするための情報伝達システムです。

(平成19年10月から一般への提供を開始)

情報の入手方法には、例えばテレビ、ラジオ、インターネット回線を利用 した専用の装置の設置等、様々な手段があります。

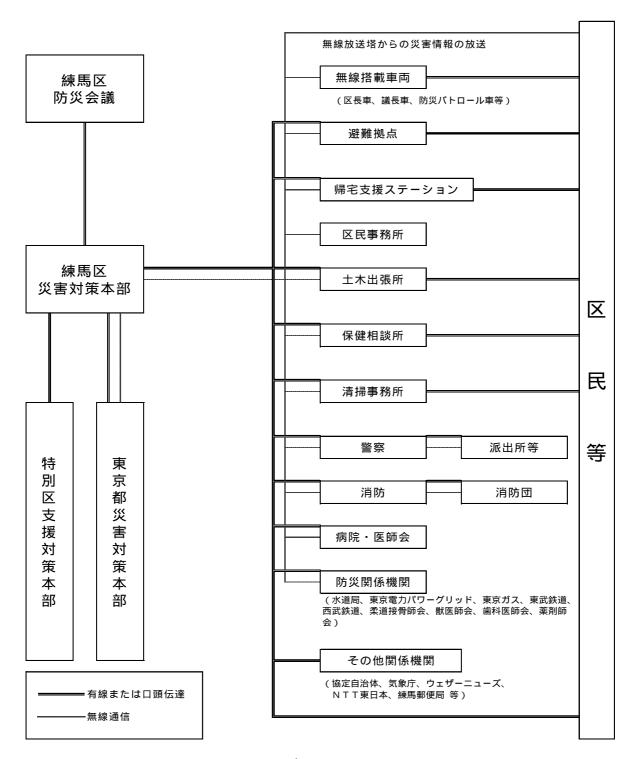
区では、最大震度5弱以上の地震が発生すると推定されるときは、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、同報系防災行政無線から緊急地震速報の伝達を行います。

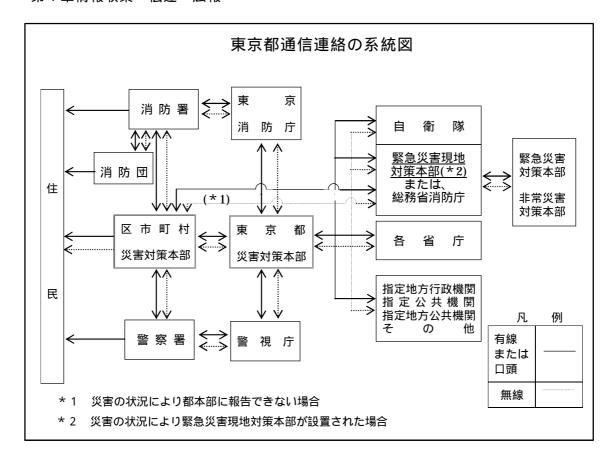
# 第2節 情報の収集と伝達

災害対策を行うために必要な情報の収集と伝達を行い、状況認識を共有して、迅速かつ的確な災害対策を実施します。

# 応 急 対 策

#### 第1款 伝達経路と伝達手段【統括部】





#### 第2款 情報の収集と伝達【統括部】

#### 1 情報の収集手段

迅速かつ正確な情報の収集は、的確な災害対策活動を行うために非常に重要です。区では、以下の手段を使用して災害に関する情報を収集します。

#### 情報収集手段(双方向)

有線電話、ファクス、メール、携帯電話、衛星電話 移動系防災行政無線 MCA無線 東京都防災行政無線、DIS、災害映像システム

# 情報収集手段(一方向)

高所カメラ、計測震度計、水防テレメーター、テレビ、ラジオ、 インターネット、地震情報配信サービス

#### 2 リアルタイムで入手できる防災気象情報等

気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の河川の防災情報では、区 市町村向けにリアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配 信されています。これらの情報は、定期的または随時に更新されることか ら、常に最新の情報の入手・把握に努めます。

#### 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

情報	発 表 時 期
	・台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気
ム見味却	圧等の実況および予想が記載されている。
台風情報	・台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新
	頻度を上げて提供される。
	・警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を
府県気象情報	補完して現象の経過、予想、防災等の留意点を解説する
	ために、適宜発表される。
	・ 気象情報・地震・津波等によって災害が起こる恐れのあると
	きに発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある。
	・気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意警戒
気象警報等	を要する時間帯(注意警戒期間)、最大1時間雨量、最大
	風速、最高潮位等の量的な予想値も記載されている。
	・平成22年から、大雨警報(浸水害)と大雨警報(土砂
	災害)を区別して発表している。

# 雨量に関する情報

情報	発 表 時 期
	・アメダス:各観測地点で実測した降水量:10分毎
地点雨量	・テレメーター雨量、リアルタイム雨量:各観測地点で実
	測した降水量:10分毎
流域雨量	・河川の流域毎に面積平均した実況の雨量:10 分毎
	・レーダー雨量:C バンドレーダー雨量計: 1 kmメッ
	シュ、 5 分毎
	・XRAIN雨量情報:XRAINによって観測:250mメッシュ、
	1分每
	・リアルタイムレーダー:各レーダー情報の重ね合わせ:
<b>工的</b> 45.正見	5 分毎
面的な雨量 	・解析雨量:レーダーとアメダス等の降水量観測値から作
	成した降水量の分布:1kmメッシュ、30分毎
	・レーダー・降水ナウキャスト:レーダー実況と 1 時間先
	までの降水強度:1kmメッシュ、5分毎
	・降水短時間予報:6 時間先までの1時間毎の降水量分布
	の予想:1 kmメッシュ、30分毎

#### 水位に関する情報

情報	発 表 時 期
水位情報	・テレメーター水位:水位観測所の実測水位:cm単位、 10分毎
	・水位予測:1時間後から3時間後までの予想水位:
	cm単位、 1 時間毎

#### 浸水害に関する情報

情報	発 表 時 期
大雨警報(浸水害) 危険度分布	・大雨警報(浸水害)の発表基準に、短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量よりも高い指数・表面雨量指数を導入する。 ・大雨警報(浸水害)を補足するため、1時間先までの表面雨量指数の予測値が、区市町村内のどこで大雨警報(浸水害)基準値に到達するかを視覚的に確認できるよう、危険度を5段階に色分けして地図上に1kmメッシュで表示
表面雨量指数	する。 地面の被覆状況や地質、地形勾配等の地理情報を考慮して、降った雨が地表面にたまっている量を数値化した指標。 ・平坦な場所や都市域で大きな値を示す傾向がある。 ・短時間に降る局地的な大雨による浸水害発生との相関が高い。

#### 洪水害に関する情報

情 報	発 表 時 期
	・洪水警報の発表基準に、洪水警報発表の基となる指数 -
	流域雨量指数を精緻化する。
洪水警報	・洪水警報を補足するため、3時間先までの流域雨量指数の
   危険度分布	予測値が、区市町村内のどこで洪水警報の基準値に達す
7517(2)3 15	るかを視覚的に確認できるよう、危険度を5段階に色分け
	して地図上に1kmメッシュで表示する。

	河川の上流域に降った雨水が、地表面や地中を通って河
	川に流れ出し、河川に流れ下る量を数値化した指標。長さ
次比不是比粉	15km未満の河川も計算対象とする。
流域雨量指数 	・各地点での中小河川の洪水危険度の高まりを表す。
	・流域で降った大雨による中小河川の外水氾濫による洪水
	害発生との相関が雨量よりも高い。
指定河川洪水予 報(区では該当 なし)	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、 洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水の恐れ があると認められるときに発表される。
水位到達情報	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位への到達情報 を通知および周知する河川として指定された河川におい て、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表され る。
規格化版流域雨	流域雨量指数を、過去20 年間の最大値に対する比率として
量指数	表したもの:5 kmメッシュ、30分毎

# 土砂災害に関する情報

情 報	発 表 時 期
	・土砂災害警戒情報および大雨警報(土砂災害)を補足す
土砂災害警戒判	る情報。2時間先までの土壌雨量指数の予測値が、区市町
定	村内のどこで土砂災害の基準値に達するかを視覚的に確
メッシュ情報	認できるよう、危険度を5段階に色分けして地図上に5km
	メッシュで表示する。
	・土砂災害危険度の高まりを把握するため、降った雨が土
土壌雨量指数	壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを指数化し
	た指標
都道府県が提供	
する土砂災害危	都道府県毎、1~5kmメッシュ、10分~60分毎、最大2~
険度をより詳し	3 時間先までの土砂災害の危険度を表示
く示した情報	

#### 第3款 防災機関相互の情報連絡体制【統括部】

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害 状況等について、次により東京都に報告します。なお、家屋の倒壊や火災が 多発する災害が発生した場合や被害状況を東京都に報告できない場合には、国 (総務省消防庁)に報告します。(災対法第53条)

区は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各 1 名の情報連絡責任者を選任します。また、情報連絡責任者は、情報連絡従事者をあらかじめ指名します。

情報連絡責任者(正)	危機管理室長の職にある者
情報連絡責任者(副)	危機管理室の課長の職にある者
情報連絡従事者	危機管理室の防災施設係長の職に
	ある者

なお、夜間、休日を含め、常時、都と情報連絡を行えるよう必要な人員を配置します。

#### 報告すべき事項

災害の原因

災害が発生した日時

災害が発生した場所または地域

被害状況(「被害程度の認定基準」に基づく)

災害に対して既に行った措置(日時、場所、活動人員、使用資器 材を明らかにします)

災害に対し今後行おうとする措置(同上)

救助法適用の要否および必要とする救助の種類

#### 報告の方法

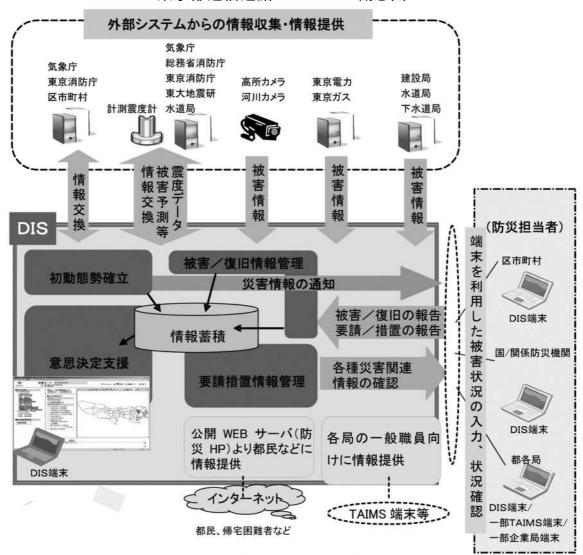
原則として、DISの入力によります。(ただし、システム障害等により入力できない場合は、電話、ファクス等により報告する。)

防災本編 第1章情報収集・伝達・広報

報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
			災害総括
被害措置概況速報		即時および東京都が通知する期限内	被害情報
			措置情報
要請通	知	即時	要請情報
確	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
確定報	夕4年76000 470 47	E L	被害情報
	各種確定報告	同上	措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

#### 東京都通信連絡のDISの概念図



#### 第4款 情報拠点校の設置・運営【統括部】

避難拠点は21グループに分けられ、各グループのうち 1 校が情報拠点校と して情報集約の機能を担います。

情報拠点校の任務は、避難拠点としての役割のほか、地域の災害情報の集 約です。また、災対本部からの連絡・指示を必要に応じグループ内の避難拠 点に伝達することです。

避難拠点から災対本部への移動系防災行政無線による音声や無線ファクスが、通信の集中等により円滑に行えない場合は、それぞれの拠点において最適な通信手段で災対本部に伝達します。

#### 第5款 避難拠点での情報連絡【統括部】

避難拠点では、情報連絡を次のように取り扱います。

地域の被災状況や避難者の情報等を、災対本部からの要請に応じて 情報拠点校または災対本部へ連絡します。場合により、自主的に連絡 します。

防災会や市民消火隊・レスキュー隊等の活動調整のために、避難拠 点間や災対本部と連絡を行います。

その他災害対策上必要な情報を連絡します。

# 第3節 避難勧告等の発令等

# 応 急 対 策

#### 第1款 避難勧告等の流れ【統括部】

#### 1 避難勧告等の発令

震災や台風・豪雨による水害、土砂災害等により住民が自らの命を 守るための行動が必要になった場合には、区長は区内の警察署長と消 防署長に連絡の上、要避難地域と避難先を定めて避難の勧告等をする とともに、速やかに都災対本部へ報告します。

このとき、統括部は、避難勧告等の内容を、区民に迅速かつ的確に 伝達します。また、同一の内容を区のホームページにも表示します。

#### 2 屋内での退避等の安全確保措置

平成25年6月の災対法の改正により、区長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになりました。(災対法第60条第1項および第3項)

これは、災害によって屋外を移動して避難所等へ避難(立退き避難) する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留 まったり、建物の上階へ移動(垂直避難)したりするほうが安全な場 合もあり得ることから、新たに位置づけられたものです。

#### 3 避難勧告等の判断基準

練馬区地域防災計画に記載している「災害の種類別の判断基準」に ついては、「避難勧告等に関するガイドライン 平成29年1月(内閣府 (防災担当))」を参考に記載しています。

#### 第2款 三類型の避難勧告等一覧【統括部】

#### 【例 災害の種類:地震による大規模な延焼火災】

		発令時の状況	区民に求める行動
より切迫した状況	高齢者等避難開始避難 準備・	・災害時要援護者等の避難行動に時間を要する区民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	<ul><li>・災害時要援護者等の避難行動に時間を要する区民は、避難所等への避難行動を開始。</li><li>・上記以外の人は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li></ul>
	避難勧告	・通常の避難行動ができる区 民が避難行動を開始しなければならない段階であり、 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	・通常の避難行動ができる区 民は、避難所等へ避難行動 を開始。
	避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された場合。 ・人的被害の発生した状況。	・避難勧告等の発令後で避難中の区民は、確実な避難行動をただちに完了。 ・未だ避難していない対象区民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動。

自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じた避難が必要です。

#### 第3款 避難準備等にかかる消防署の対応【消防署】

災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、区へ通報します。

避難勧告等がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況および 消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区および防災機 関に通報します。また、災害状況および消防力の余力に応じて、広報車 等の活用により避難勧告等を伝達し、防災機関と協力して住民等が安全 で速やかな避難ができるよう、必要な措置を図ります。 防災本編 第1章情報収集・伝達・広報

第4款 避難行動(安全確保行動)の考え方【統括部】

#### 1 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とします。避難行動を取るにあたって明確にする必要がある事項は、次のとおりです。

災害種別(延焼火災、水害、土砂災害等)毎に脅威がある場所を 特定すること。

それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを 明確にすること。

どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にする こと。

#### 2 避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、避難所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とします。

指定避難場所への移動

(自宅等から移動しての)安全な場所への移動(公園、親戚や友 人の家等)

近隣の高い建物等への移動

建物内の安全な場所での待避

# 第4節 広報体制

災害の被害状況、応急対策および生活情報を区民に的確に周知し、区民の生活再建に寄与します。

# 応 急 対 策

#### 第1款 広報【統括部】

災対本部は、次の要領で広報活動を行います。

#### 1 基本方針

災害時においては、平常時以上に広報活動が重要になってくるとともに、区内に向けた情報発信と区外に向けた情報発信のいずれもが必要とされてきます。特に区内に向けた情報発信においては、情報の空白地帯をなくすことに重点を置いた活動を行います。また、初動期から応急活動期において、区民のニーズにあった情報の提供を行います。

#### 2 広報活動

災対本部では、東京都、東京消防庁、警視庁等との連携を図り、被害状況を正確に把握します。その情報をもとに、避難者および区民に対して応急対策および生活情報を周知するとともに、広く区外に向けて発信します。

収集した情報に基づき、報道機関への発表の内容と時期を決定します。各防災関係機関の広報担当を含め、広報窓口を統括部(広報班)に一本化します。

防災本編 第1章情報収集・伝達・広報

#### 3 広報事項

次の事項に関する広報を実施します。

初動期 地震情報、被害状況や危険箇所の情報

出火防止・初期消火措置等(電気・ガス・灯油

器具の始末等)

避難の時期、方法

災害時要援護者等の安否確認と援助の呼びかけ

応急活動期 緊急輸送道路および交通規制

ライフラインの復旧情報

生活必需品の供給情報

建物の修理や解体、応急仮設住宅の情報

医療機関等の診療情報

避難勧告等が発令された場合に実施する広報内容は、次のとおりです。

火災等の災害拡大の状況

避難が必要な地域

避難の方法と避難先

家を出る時の注意

#### 4 広報手段の例

広報の実施にあたっては、次の手段を活用します。

防災行政無線

広報車両

広報紙

区ホームページや民間ソーシャルメディアサービスによる

告知・公表

メール配信システムや災害・避難情報メールなど、各種メールに よる個別通知

ヤフー防災速報「自治体からの緊急情報」による通知

臨時災害放送局

ラジオ・テレビ等の放送媒体

自動販売機掲示板

公設掲示板および町会・自治会の回覧板、区立施設における掲示

#### 5 報道機関への発表

本部長が決定した内容や区の対応状況等を発表します。窓口は統 括部(広報班)とします。取材機関が多い場合は、発表会場を用意 します。

報道機関への発表後、速やかに内容を区ホームページに掲載します。

報道内容を災対各部および各避難拠点に周知するとともに、必要 に応じて広報紙等に掲載し、区民等へ周知します。

# 第2章 医療救護等対策

災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、迅速に医療救護活動を行う必要があります。また、遺体の処置については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う必要があります。

本章では、発災時における初動医療体制の確立や遺体の取扱い等の取組について示します。

# 

#### 【対策の流れ】

#### 【対策内容体系図】

		対策内容	
	予防対策	応急対策	復旧·復興対策
第2章 医療救護対策			
第1節 医療救護活動			
第2節 遺体の取扱い			

: 記載があるもの : 記載があるもの : 記載があるもの : 記載がないもの

# 第1節 医療救護活動

医療情報の収集・伝達、初動医療体制、傷病者等の搬送体制および医療機関の体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行います。

# 応 急 対 策

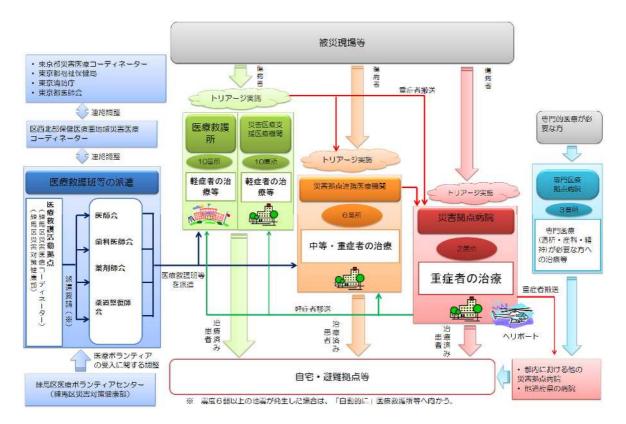
第1款 医療救護活動【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

1 医療救護活動におけるフェーズ区分

区分		想定される状況	主な活動内容	
	発災直後	建物倒壊や火災等の発生に	被害情報の収集・集約	
0	光 <b>火</b>	より傷病者が多数発生し、	避難拠点要員の参集	
	間)	救出救助活動が開始される	医療救護所の設置・運	
	143 /	状況	台	
		救助された多数の傷病者が	医療救護所の運営	
	超急性期	医療機関に搬送されるが、	医薬品の供給	
1	(6~72時	ライフラインや交通機関が	医療救護活動拠点の設	
'	間)	途絶し、被災地外からの人	置	
		的・物的支援の受入が少な	派遣医療チーム等の受	
		い状況	入れ	
		被害状況が少しずつ把握で		
	急性期 (72時間~1 か月)	き、ライフライン等が復活		
		し始めて、人的・物的支援	   医療救護所の運営体制	
		の受入体制が確立されてい	の見直し	
2		る状況(72時間~1週間)	避難拠点等における巡	
		地域の医療機関、ライフラ	回診療・定点診療	
		イン機能および交通機関等		
		が徐々に回復している状況		
		(1週間~1か月)		
	慢性期	避難生活が長期化している		
3	(1~3か	が、地域の医療機関や薬局	健康相談等の実施	
	月)	が徐々に再開している状況		
1				

#### 2 応急救護活動

#### 応急救護体制図



#### 医療救護活動のあらまし

練馬区災害対策本部の設置

災害が発生すると、災対本部および災対健康部が立ち上がります。

#### 医療救護所の活動

ア 練馬区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、医師会・ 歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会(以下「四師会」とい う。)から医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班・柔道整復 師班(以下「医療救護班等」という。)が、医療救護所に自動 参集します。

練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの 要請を受け、四師会から医療救護班等が医療救護所に参集しま す。

イ 傷病者は、医療救護所や医療機関に押し寄せることが予想されます。そこで、医療救護所では、負傷の程度に応じ、重症、中等症、軽症のトリアージ()を行います。重症者・中等症者は災害拠点病院や災害拠点連携医療機関へ搬送します。また、軽症者は医療救護所内で応急処置を行います。

トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいいます。

重症者・中等症者に対応する災害時医療機関の活動

災害拠点病院や災害拠点連携医療機関においてもトリアージを行います。重症者・中等症者については、トリアージを実施した医療機関において引き続き治療を行い、軽症者は医療救護所、災害医療支援医療機関または近隣で開設している診療所へ誘導します。

### 重症者の広域搬送

災害拠点病院において受入能力を超える多くの重症者等が搬送された場合は、東京都の区西北部二次保健医療圏における医療救護活動を統括する区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに支援を要請し、DMAT等の派遣を受入れます。あるいは、災害用ヘリコプター等を用い、区外の災害拠点病院および被災を免れた病院へ搬送します。

災害医療支援医療機関の活動

災害医療支援医療機関は、通常の診療を継続するとともに、軽症者の応急処置を行います。

地域の診療所の開設

被災を免れた診療所は、可能な限り開設し、通常の診療や軽症者 の応急処置に努めます。

専門医療拠点病院の活動

専門医療が応急に必要な患者(透析患者・妊産婦・精神疾患患者)は専門医療拠点病院で対応します。

練馬区災害医療コーディネーターの活動

上記 から までの医療救護活動が円滑になされるよう、災対健康部には、練馬区災害医療コーディネーター(以下「区コーディネーター」という。)を設置します。区コーディネーターは、区内の医療救護活動について医学的な見地から助言を行うとともに、東京都や他自治体の医療救護活動と調整を図るため、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターと情報連絡を行います。

#### 医療救護所の設置および活動内容

医療救護所の設置

災害時に区立小中学校に設置される避難拠点のうち、10校に医療救護所を設けます。医療救護所では、来所する傷病者のトリアージを行い、重症者・中等症者を災害拠点病院または災害拠点連携医療機関に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行

います。

(平成29年8月1日現在)

	区指定医療救護所名	所在地
1	旭丘中学校	旭丘二丁目40番1号
2	開進第三中学校	桜台三丁目28番1号
3	貫井中学校	貫井二丁目14番13号
4	練馬東中学校	春日町二丁目14番22号
5	光が丘第四中学校	光が丘二丁目5番1号
6	石神井東中学校	高野台一丁目8番34号
7	谷原中学校	谷原四丁目10番5号
8	大泉南小学校	東大泉六丁目28番1号
9	大泉西中学校	西大泉三丁目19番27号
10	石神井西中学校	関町南三丁目10番3号

医療救護所における医療救護活動

- ア 練馬区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、避難拠点の 緊急初動要員が自動参集し、医療救護所を設置します。
- イ 四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動(本-26ページ「医療救護班等の主な活動内容」参照)を実施します。なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、各医療救護所に自動参集します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、各医療救護所に参集します。
- ウ 避難拠点の緊急初動要員および医療救護班等は避難拠点運営 連絡会()と協議し、医療救護活動の場所を選定し、活動体 制を整えます。
- エ 医療救護所における医療救護活動期間は、原則として発災から72時間とします。なお、発災から72時間以降(本-33ページ 巡回診療・定点診療参照)については、状況に応じて医療救護 班等は、避難拠点等の巡回を行います。
- オ 医療救護所の責任者は、医療救護所が設置される避難拠点の 班長とします。医療救護所の開設、運営および医療救護班等の 活動支援などの業務は災対健康部救護班が担います。

なお、医療救護所におけるトリアージの実施および応急処置 については医療救護班等があたります。

カ 医療救護所が設置される避難拠点の班長は、必要に応じて、 災対健康部に東京都医療救護班等の派遣や医薬品・医療用資器 材の供給を要請します。

[協定内容については、資料編 資料14-001~14-008 参照]

避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うことを目的とする組織のこと。町会・自治会やPTA等の協力を得て、現在、全ての避難拠点において、避難拠点運営連絡会が結成されています。

#### 医療救護班等の編成

#### 医療救護班等の派遣

四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動を実施します。また、医師会は医療救護班を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、来所する傷病者に対し中等症者の治療にあたる機能を確保するため、トリアージ等の活動を実施します。

### 派遣基準

- ア 練馬区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、四師会の医療救護班等は各医療救護所に自動参集します。また、医師会の医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院にも自動参集します。
- イ 練馬区内で震度 5 強以下の地震が発生した場合は、区からの 要請を受けた後、四師会の医療救護班等は各医療救護所に参集 します。また、医師会の医療救護班は災害拠点連携医療機関・ 専門医療拠点病院にも参集します。

### 医療救護班等の主な活動内容

区分	活動内容
	ア トリアージ
医療救護班	イ 傷病者の応急処置
	ウ 死亡の確認
	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
	イ トリアージ
歯科医療救護班	ウ 医療救護所等における転送困難な患者および軽易
	な患者に対する歯科治療・衛生指導
	エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
	ア 医療救護所等における被災者等に対する調剤、服薬指導
薬 剤 師 班	イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬
	品の仕分け、管理等
	ア 負傷者に対する応急手当
柔道整復師班	イ 負傷者に対する応急手当の必要な衛生材料等およ
	び労務の提供

[協定内容については、資料編 資料14-001~14-008 参照]

# 防災本編 第2章医療救護等対策

# 災害時医療機関の活動

# 災害時医療機関等

病院をはじめ区内の医療機関には多くの傷病者が押し寄せることが考えられます。そこで、災害拠点病院をはじめとした区内の 災害時医療機関等が傷病者の症状の程度に応じた治療を担いま す。

# 【災害時医療機関(22医療機関)】

区分		医療機関名	対応区分		
災害	1	順天堂練馬病院(高野台三丁目1番10号)	赤・黄		
拠点 病院	2	練馬光が丘病院(光が丘二丁目11番1号)	(重症者・ 中等症者)		
	1	練馬総合病院(旭丘一丁目24番1号)			
災害	2	浩生会スズキ病院(栄町7番1号)			
拠点連携	3	大泉生協病院(東大泉六丁目3番3号)	黄・赤		
医療	4	川満外科(東大泉六丁目34番46号)	(中等症者・ 重症者)		
機関	5	田中脳神経外科病院(関町南三丁目 9 番23号)			
	6	辻内科循環器科歯科クリニック(大泉学園町八丁目24番25号)			
	1	島村記念病院(関町北二丁目4番1号)			
	2	保谷病院(南大泉四丁目50番15号)			
	3	東大泉病院(東大泉七丁目36番10号)			
災害	4	関町病院(関町北一丁目 6 番19号)			
医療	5	東京聖徳病院(北町三丁目7番19号)	. 63		
支援	6	慈雲堂病院(関町南四丁目14番53号)	· 緑 · (軽症者)		
医療機関	7	陽和病院(大泉町二丁目17番1号)			
機関	8	豊島園大腸肛門科(春日町四丁目6番14号)			
	9	阿部クリニック(桜台二丁目 1 番 7 号)			
	10	練馬駅リハビリテーション病院(練馬一丁目17番1号)			
	11	ねりま健育会病院(大泉学園町七丁目3番28号)			
専門医療	1	久保田産婦人科病院(東大泉三丁目29番10号)	産科		
拠点	2	大泉病院(大泉学園町六丁目9番1号)	精神		
病院	3	東海病院(中村北二丁目10番11号)	透析		

# 【透析医療機関(11医療機関)】

区分		医療機関名	対応区分
	1	高松病院(高松六丁目 4 番23号)	
	2	練馬中央診療所(豊玉北五丁目32番8号)	
	3	腎クリニック高野台(高野台一丁目3番7号)	
	4	練馬桜台クリニック(豊玉北四丁目11番 9 号)	
透析	5	優人クリニック(田柄二丁目52番10号)	
医療機関	6	練馬高野台クリニック(高野台一丁目 8 番15号)	透析
	7	優人大泉学園クリニック(東大泉一丁目28番7号)	
	8	大泉学園クリニック(東大泉五丁目40番24号)	
	9	武蔵野総合クリニック練馬(練馬一丁目26番1号)	
	10	優人上石神井クリニック(上石神井一丁目13番13号)	
	11	石神井公園じんクリニック(石神井町七丁目2番5号)	

「赤」は重症者、「黄」は中等症者、「緑」は軽症者

専門医療拠点病院については、原則として重症・中等症(赤・黄)者の受入 は行わず、専門的医療を必要とする患者への対応を行います。

## 災害時医療機関の役割

災害時医療機関の役割については、次のとおりです。

区分	役割
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 病院の入口においてトリアージを行 い、軽症者や慢性疾患の患者について は、災害医療支援医療機関または医療 救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関	主に中等症者や容態の安定した重症者の 収容・治療を行う医療機関 病院の入口においてトリアージを行 い、軽症者や慢性疾患の患者について は、災害医療支援医療機関または医療 救護所等へ誘導します。
災害医療支援医療機関	軽症者への応急処置や慢性疾患への対応 等を行う医療機関 重症者・中等症者については、災害 拠点病院または災害拠点連携医療機関 へ搬送します。
専門医療拠点病院	専門医療が必要な患者(透析患者・妊産婦・精神疾患患者)への対応等を行う医療機関 専門医療を必要としない重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。

医療救護班の災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院への派遣 医師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を災害拠点連携 医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、トリアージ等の医療救護 活動を実施します。

なお、練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、医療救護班は災害拠点連携 医療機関・専門医療拠点病院に自動参集します。練馬区内に震度 5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、医 療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に参集しま す。

#### 医療情報の収集と伝達

次の要領で医療情報の収集および伝達を行います。

医療情報の収集と医療救護方針の策定

- ア 災対健康部は、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等から情報を集約し、人的被害および医療機関の被害状況 や活動状況を把握します。
- イ 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部について は、あらかじめ区で定めた様式を用いて被害状況等を災対健康 部に報告します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、自動的に 発災後6時間以内に災対健康部に被害状況等を報告します。練 馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、災対健康部 からの要請に基づき報告を行います。

第一報後の報告については、状況が変わり次第、随時災対健康部へ報告することとし、必要に応じて災対健康部からも情報収集に関する連絡を関係機関に行います。

ウ 各関係機関からの情報収集後、地域別被災状況、医療機関の 被害・活動状況を勘案し、区コーディネーターの助言を踏ま え、医療救護方針を定めます。

医療情報の共有化と医療救護方針の伝達

- ア 災対健康部は、収集した医療情報および区コーディネーター の助言を踏まえて決定した医療救護方針を区災対本部内に報告 するとともに、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機 関等の関係機関に伝達します。
- イ 区コーディネーターは、収集した医療情報および医療救護方 針を東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネー ターに伝達し、必要に応じて派遣医療チーム等の要請や傷病者 の収容先・搬送などについて調整します。

広域における医療情報の収集

区西北部保健医療圏および東京都における医療情報ならびに都立病院および東京都災害拠点病院の被害については、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター等から収集します。

#### 傷病者の搬送

医療救護所において、災害時医療機関に収容する必要のある者

#### 第2章医療救護等対策

が発生した場合、災害時医療機関の被災状況、活動状況、収容可能数および区内の交通状況を把握し、災害時の協定に基づき災害時医療機関へ搬送します。

区内の災害時医療機関だけでは対応できない場合は、他自治体の医療機関への受入および搬送を東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターへ要請します。

#### 医薬品等の備蓄と調達

#### 医薬品等の備蓄

区は、医療救護所等において傷病者の医療救護を行う際に必要 となる医薬品および医療用資器材を医療救護所で備蓄します。

なお、備蓄する医薬品等については、医療救護所の役割に基づき、軽症者に使用する医薬品等を3日分備蓄します。

不足医薬品等に関する情報連絡

備蓄医薬品等が不足した場合は、医療救護所から災対健康部に 対して連絡します。

医療救護所からの連絡を受け、災対健康部で活動している区 コーディネーターおよび医薬品等の調達業務を調整する医薬品統 括責任者が協議し、不足医薬品等の調達を行います。

不足医薬品等の調達

協定に基づき、練馬区薬剤師会および練馬薬業協同組合から不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた練馬区薬剤師会および練馬薬業協同組合は医療救護所へ不足医薬品等を直接搬送します。

これらの機関から医薬品等が十分に確保できない場合には、医薬品等の供給協力に関する協定を締結している医薬品卸売販売業者7社に対して不足薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた医薬品卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品等を直接搬送します。

医薬品卸売業者から医薬品等を十分に確保できない場合には、 東京都に対して不足医薬品等の供給を要請します。東京都から区 が設置した集積所等へ不足医薬品等が搬送された後、区が医療救 護所へ不足医薬品等を搬送します。

練馬区災害時医療コーディネーターの活動および医療救護活動拠 点の設置

練馬区災害医療コーディネーターの設置・活動

- ア 区内の医療救護活動等を統括・調整するために、災対健康部等に対して医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを任命(4 名)しています。
- イ 区コーディネーターは、災害時に災対健康部に設置する医療救護 活動拠点に参集し、区の非常勤職員として活動します。
- ウ 区コーディネーターは、医療救護班等の活動、医療救護所の設置・運営および傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行います。また、医薬品等の確保に関する助言や東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターとの連絡調整を行います。

### 医療救護活動拠点の設置

- ア 区コーディネーターを中心に、医療救護所、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等への医療支援に関する調整・情報 交換等を行う場所として、医療救護活動拠点を災対健康部に設 置します。
- イ 練馬区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、自動的 に医療救護活動拠点を立ち上げます。練馬区内で震度 5 強以下 の地震が発生した場合には、必要に応じて設置することとしま す。
- ウ 医療救護活動拠点では、区コーディネーターを中心に、災対 健康部職員および派遣医療チーム等が活動します。
- エ 区内6か所の保健相談所を医療救護活動拠点の補助機関として位置付けます。
- オ 東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等と情報連絡を行う際の通信手段として、衛星携帯電話を医療救護活動拠点に配備します。

# 3 専門医療の対応

専門医療拠点病院

専門医療を応急に必要とする患者への後方支援を行う病院として、次のとおり専門医療拠点病院を指定しています。

<b>+</b> 955	1	久保田産婦人科病院	産科
│ 専門医療 │ 拠点病院	2	大泉病院	精神
Je m m pi	3	東海病院	透析

### 助産救護

災害時に、医療機関の被災または対応態勢によって、かかりつけ 医における分娩等が不可能となった場合、区は医師会と連携し、妊 産婦の受入を調整します。

#### 精神疾患患者への対応

保健相談所の地区活動の中で、災害時において病状の急激な悪化や自助が困難と思われる精神疾患患者を平常時から把握します。さらに精神疾患患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会と連携し患者の受入を調整します。また、医療機関等関係機関と連携し病状の悪化予防とその対応に努めます。

#### 人工呼吸器使用者への対応

区は、平常時から難病等による在宅人工呼吸器使用患者を把握し、人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、個別支援計画を作成しています。また、医療機関等の関係機関と連携し、救護の体制整備等に努めます。

#### 人工透析患者への対応

区は、人工透析患者の生命を守るため『練馬区災害時における透析医療確保に関する行動指針』に基づき活動します。

区は、日本透析医会災害時情報ネットワーク等の協力により、 透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集 し、透析医療機関および患者からの問い合わせに対し情報を提供 します。

区は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料等の供給および患者搬送について関係機関と調整します。

透析患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会、透析医療機関と連携し、透析患者の受入を調整します。

区内の透析医療機関等において患者の受入が難しい場合、区 コーディネーターは、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療 コーディネーターを通じて透析患者の区外での受入先医療機関の 確保を要請します。

# 4 受援体制の構築

区内の医療救護体制だけでは十分に人的被害に対応できない場合、区コーディネーターは東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに対してDMATや東京都医療救護班等の派遣を要請します。また、災対健康部は、災害時における相互援助に関する協定を締結している自治体からの派遣医療チームの受入および派遣について調整します。

東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター等を 通じて区に派遣された医療チームの派遣先の調整については、区 コーディネーターの助言を踏まえ、災対健康部が行います。

派遣医療チーム等の医療支援に関する調整・情報交換等は、医療 救護活動拠点(補助機関の保健相談所含む。)において行います。

災対健康部は、区役所内に(仮称)医療ボランティアセンターを 設置します。医療ボランティアセンターでは、災対健康部が医療ボ ランティア(区内在住の医師・看護師等)の受付・登録を行い、区 コーディネーターと調整の上、医療救護所および避難拠点等に医療 ボランティアを派遣します。

# 5 巡回診療・定点診療

急性期以降、災対健康部巡回訪問班による避難拠点における健康相談実施後、必要に応じて医療救護班等を避難拠点に派遣し、巡回診療を行います。

また、被災者の状況に応じて、巡回診療のほかに定点診療を行います。

# 6 練馬区災害時医療救護体制の検討

発災直後の医療救援活動から急性期、さらには避難生活が長期化した慢性期における対応など、区の医療救護体制にはさまざまな場面が想定されます。

区は、災害時医療救護体制について関係機関と検討を重ね「練馬区災害 医療救護体制構築に係る調査検討報告書」を平成19年3月にまとめまし た。

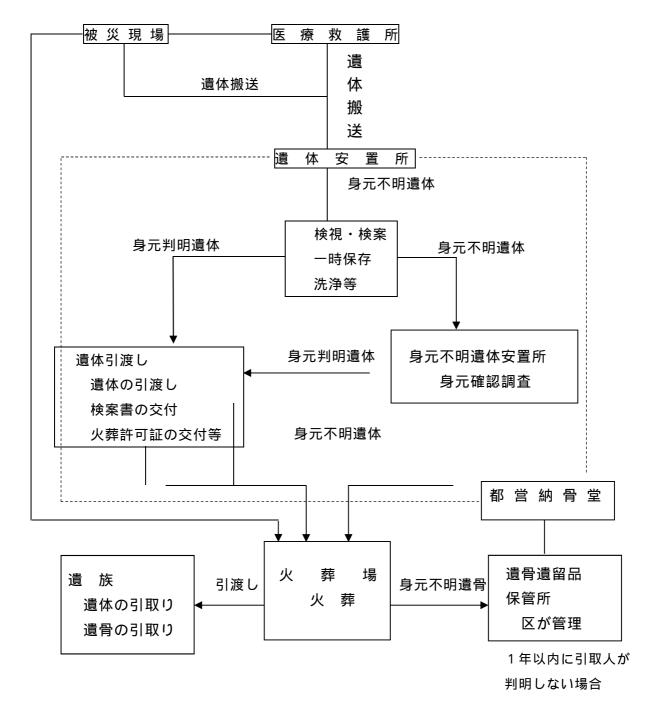
この報告書にまとめられた課題、また、平成23年3月に発生した東日本大震災で明らかになった医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携をしながら、医療体制のあり方について、検討を重ねていきます。

# 第2節 遺体の取扱い

遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱います。

# 応 急 対 策

# 第1款 遺体の取り扱いの流れ【統括部、警察署】



第2款 遺体の捜索および搬送【統括部、警視庁、東京都福祉保健 局】

# 1 遺体の捜索

東京都、警視庁、その他関係機関との協力、またはボランティアの活用 等の方法により、遺体の捜索を行います。

災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお遺体を捜索する必要がある場合は、 捜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、都知事に申請します。(期間の特別延長)

延長の期間

期間の延長を要する地域

期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。)

その他(延長することによって捜索されるべき遺体数等)

救助法の規定によります。

# 2 書類の作成・保存

救助実施記録日計票 搜索用機械器具燃料受払簿 遺体搜索状況記録簿

遺体搜索用関係支出証拠書類

区が支出した費用の国庫負担を申請する際に必要となります。

# 3 遺体の搬送

統括部は、遺族等による搬送が困難な遺体を発見したときは、区民防災 組織との協力、ボランティアの活用等の方法により、遺体を遺体安置所へ 搬送します。

状況に応じて、東京都および関係機関への協力依頼等を行います。搬送 に際しては、協定団体から車両の提供等を受けます。

遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知 の有無等について、確認します。

[資料編 資料18-007、資料18-008 参照]

#### 第2章医療救護等対策

第3款 遺体の安置【統括部、災対地域文化部、警察署、東京都福 祉保健局】

## 1 遺体安置所の設営

遺体安置所は災対本部が設置し、設置について東京都および警視庁(各警察署)へ報告するとともに、区民等への周知を図ります。状況に応じて、東京都および関係機関に応援を要請します。

遺体安置所には管理責任者を配置し、東京都や関係機関との連絡調整を 行うとともに、東京都および警視庁(各警察署)と連携して検視・検案業 務等を集中的に、迅速かつ適切に実施できるよう遺体安置所の配置区分、 業務の体制整備等を決定します。また、遺体の腐敗防止に努めます。

検視・検案は、遺体安置所において行います。ただし、遺体の搬送が困難である等の理由により、遺体安置所以外において検視・検案活動を行う必要が生じた場合には、災害医療機関など死亡確認現場においても行います。

なお、検視・検案や遺体の取扱いに関連する各種活動の実施にあたっては、「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針(マニュアル)」 (平成9年3月 東京都)に基づき実施します。

### 検視【警視庁】

検視官(警察官)が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。警視庁が検視班を遺体安置所に派遣して行います。

#### 検案【東京都】

監察医が死亡原因を調べること。東京都福祉保健局が監察医等を 遺体安置所に派遣して行います。

### 2 設営場所

遺体安置所は、死亡者が少数の場合は既存の葬祭施設を利用します。死亡者が多数におよんだ場合は、下表の区立体育館の主競技場(アリーナ)を利用します。ただし、検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体安置所の配置区分、業務の体制整備等を決定します。

体育館等名称	所在地	延床面積 (主競技場)
中村南スポーツ交流センター	中村南一丁目 2 番32号	約953㎡
平和台体育館	平和台二丁目12番 5 号	約977㎡
上石神井体育館	上石神井一丁目32番37号	約952㎡
大泉学園町体育館	大泉学園町五丁目14番24号	約1,008㎡
桜台体育館(予備)	桜台三丁目28番 1 号	約520㎡

# 3 情報提供

大規模災害に伴う死亡者に関する広報について、東京都および警察 署と連携して、遺体安置所等への掲示、報道機関への情報提供、問い 合わせ窓口の開設など、区民等への情報提供を実施します。

# 4 遺体安置所の運営

遺体の処置期間は災害発生の日から10日以内とします。災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処置する必要がある場合は、期間内(10日以内)に都知事に期限の延長を申請します。

次の書類を作成し、保存します。

遺体処理票、遺留品処理票、遺体処理費支出関係証拠書類

区の対応能力だけでは不十分なときは、東京都および関係機関に応援を要請します。遺体の身元を確認し、遺体処理票および遺留品処理票を作成して納棺し、氏名および番号を記載した氏名札を棺に貼付します。

時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に身元確認を実施します。 また、行方不明者を探す家族に対する広報を関係機関と連携して行います。

身元判明遺体を遺族に引渡します。または、火葬後に遺族に引渡 します。

遺体の引渡し業務は、原則として警視庁(各警察署)および災対本部が協力して行います。職員が遺体の引渡業務に従事する場合、 警視庁「遺体引渡班」の指示に従います。

災対区民部は、死亡届の受理、火葬許可証等の発行等を行います。 通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ 的確な処理をするため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許 可証」を必要に応じて発行します。

# 第4款 火葬【統括部、災対区民部】

統括部は、次の要領で遺体を火葬します。

# 1 火葬の要件

災害時に死亡した者であること。

災害による混乱の為、遺族が通常の火葬を行うことが困難であること。

## 2 埋火葬の実施

災害発生の日から10日以内に完了します。延長する場合は、期間内(10日内)に都知事への期間延長の申請が必要です。

平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて 東京都に広域火葬の応援・協力を要請します。区民に都内全域が広 域火葬体制にあることを周知します。

東京都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認します。遺体の搬送に必要な車両を確保します。場合により、東京都に対して遺体搬送手段の確保を要請します。

遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路で速やかに搬送します。

# 復旧・復興対策

第5款災害復旧段階の火葬【統括部、災対区民部、警視庁】

## 1 身元不明遺体

警視庁(身元確認班)は、概ね2日間身元確認調査をしても身元が判明しなかった場合は、所持金品とともに遺体を災対本部へ引継ぎます。ただし、身元確認調査はその後も引き続き行い、身元が判明したときは速やかに災対本部へ通知します。

警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(概ね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬します。

身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管 し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、 都営納骨堂等に保管します。

また、引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取 人が現れるまでの間、保管します。

## 2 埋火葬に関する書類

災対区民部は、埋葬台帳、埋葬費支出関係証拠書類を作成、整理します。

# 第3章 交通およびライフラインの確保

災害時には、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行うためには、交通対策を迅速かつ的確に実施する必要があります。また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するために、道路・交通・ライフライン等の確保に努める必要があります。

本章では、道路交通や公共交通機関の応急対策、ライフラインの初動対策および復旧対策等の取組について示します。

# 予防対策 応急対策 復旧·復興対策 警備·交通規制対策 緊急通行車両の事前届出 警備·交通規制 第1節 警備·交通規制対策 第1節 警備·交通規制対策 車両の調達 第1節 警備·交通規制対策 燃料の確保 第1節 警備·交通規制対策 公共交通機関の対策 応急対策 第2節 公共交通機関の対策 旅客の避難誘導 第2節 公共交通機関の対策 救護活動 第2節 公共交通機関の対策 ライフライン施設等の対策 応急対策 復旧対策 第3節 ライフライン施設等の対策 第3節 ライフライン施設等の対策

#### 【対策の流れ】

## 【対策内容体系図】

		対策内容		
		予防対策	応急対策	復旧·復興対策
第3章	章 交通およびライフラインの確保			
	第1節 警備·交通規制対策			
	第2節 公共交通機関の対策			
	第3節 ライフライン施設等の対策			

:多くの記載があるもの :記載があるもの :記載がないもの

# 第1節 警備・交通規制対策

発災時における、区民の生命・財産の保護および各種犯罪の予防、取締り、ならびに交通秩序の維持を行い、被災地域における治安の万全を期します。

# 予防対策

# 第1款 緊急通行車両の事前届出【警察署】

# 1 緊急通行車両の概要

緊急通行車両は、災対法施行令第32条の2において、次のとおり定められています。

- 道路交通法の緊急自動車(消防用自動車、緊急用自動車など)(道路 交通法第39条第1項)
- ・ 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両

# 2 緊急通行車両の事前届出制度

## 事前届出制度の概要

事前届出制度は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両について、東京都公安委員会に対し、事前に届け出ておくことで、発災時の確認事務の迅速化を図るものです。 (災対法施行令第33条)

事前届出を済ませることにより、「緊急通行車両等事前届出済証」が 交付され、災害発生後、交通規制が行われた際には、届出済証を提示す ることで、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して緊急通行 車両の確認が実施されることとなります。

### 事前届出制度の対象車両

事前届出制度の対象車両は、地域防災計画等に基づき、災対法に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両であって、地方公共団体等が自ら保有する車両、もしくは協定等により常時地方公共団体等の活動のために使用される車両、または災害発生時に他の機関等から調達することになっている車両が対象となります。

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域 防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策 を実施するために使用される計画がある車両

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という)が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両または災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

# 3 車両番号の制限

緊急通行車両等事前届出の申請は、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会または都道府県知事が受領することとされています。

なお、警視庁においては、原則として車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署が申請窓口になります。

都内ナンバー(品川、練馬、足立、世田谷、杉並、多摩、八王子の自動車、都内の区市町村ナンバーの原付二種)であることが必要です。

車両の使用の本拠の位置(車庫証明書を取得している場所)が都内であることが必要です。

他県ナンバーである場合は、それぞれの道府県公安委員会へ申請 する必要があります。

# 4 受理区分

緊急通行車両等の事前届出は、東京都公安委員会(警視庁)のほか、東京都知事(財務局、交通局、水道局、下水道局、東京消防庁が窓口)にも受理権限があり、緊急通行車両等事前届出済証の交付区分は次のとおりです。

東京都知事が交付する車両

- ・東京都が保有する車両
- ・東京都が調達する車両
- ・東京都との契約・委託等により災害応急対策等を行う民間車両 23区内の消防団は東京消防庁が窓口

東京都公安委員会(警視庁)

・上記以外の車両

防災本編

第3章交通およびライフラインの確保

### 5 緊急通行車両等の種類

災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

道路交通法第39条に規定する緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両

医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両

医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するための使用中の車両 患者等搬送車両(特別な構造または装置があるものに限る。)

建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両

災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所 に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車

災害応急対策に従事する者が参集または当該目的のために使用中 の自転車

緊急の手当を要する負傷者または病院の搬送のための使用中の車 両

歩行が困難な者または介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

災害対策に従事する自衛隊、米軍および外交関係の車両であって 特別の自動車番号標を有している車両

交通対策本部長または警察署長が必要と認めた車両

# 応 急 対 策

## 第2款 警備活動【警察署】

警察は、警視庁管内に大震災(震度5強以上の地震(以下この章において「大地震」という。)により、多数の人的被害が生じた災害をいう。)が発生した場合、現場警備本部を設置し、次の警備活動を行います。

被害実態の把握および各種情報の収集

交通規制

被災者の救出救助および避難誘導

行方不明者の捜索および調査

遺体の見分および検視

公共の安全と秩序の維持

# 第3款 交通規制【警察署】

# 1 第一次交通規制(道路交通法)

大地震が発生した場合は、速やかに次の第一次交通規制を実施します。

環状7号線における都心方向への流入禁止

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止します。

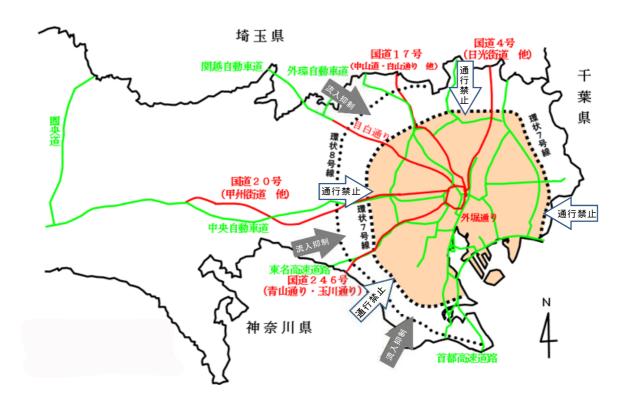
環状8号線における都心方向への流入抑制

環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制します。

緊急自動車専用路における通行禁止

「目白通り(九段下~三軒寺)」を緊急自動車および道路点検車等(以下「緊急自動車等」という。)以外の車両の通行を禁止する緊急自動車専用路に指定し、緊急自動車以外の車両の通行を禁止します。

被害状況等に応じて、上記 ~ までの交通規制を拡大・縮小、または別の路線を指定して交通規制を実施します。



# 防災本編 第3章交通およびライフラインの確保

	凡	例	
環状7号線		環状8号線	•••••
緊急自動車専用路			1 17号・国道20号・ 目白通り・外堀通り
		高速自動車国	]道·首都高速道路

警視庁HPより引用

# 2 第二次交通規制(災害対策基本法)

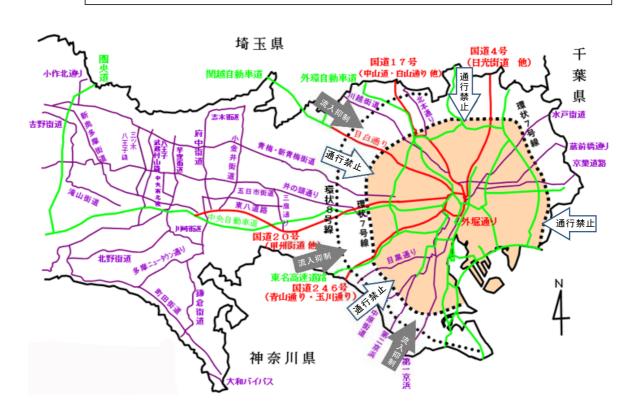
被害状況等に応じて、第一次交通規制から第二次交通規制に移行します。

被害状況等に応じた交通規制

原則として第一次交通規制の から を継続しますが、規制範囲を拡大・縮小します。

## 緊急交通路の指定

緊急自動車専用路(目白通り)を緊急交通路に指定するとともに、被害状況等に応じて、「青梅・新青梅街道(新宿大ガード西~田無本町1~北原、瑞穂松原~都県境、北原~瑞穂松原)」、「国道254号(川越街道)(本郷3~東埼橋)」を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止します。



凡 例				
流入禁止区域 (環七以内)	\$	環状7号線		
緊急交通路		環状8号線	• • • •	
		通行禁止	通行禁止	
		流入抑制	流入抑制	

警視庁HPより引用

# 3 緊急交通路の確保

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプター テレビおよび現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によりま す。また、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察およ び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等によって行 われます。

都県境、国道16号線、環状7号線および緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保を行います。規制要員は、制服警察官を中心に編成されますが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮します。

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線が指定されます。

## 第4款 車両の調達と緊急輸送等【災対総務部】

## 1 車両の確保

災対総務部は、次の要領で車両を調達し緊急輸送にあたります。

庁有車で不足するときは、車両の借上げを行います。 区有貨物自動車で不足するときは、協定団体から調達します。 上記 、 でも不足するときは、災害時の優先供給規定を設けて

上記 、 でも不足するときは、災害時の優先供給規定を設けている契約相手から調達します。なお、それでも不足するときは、東京都(財務局)に調達斡旋を要請します。

[資料編 資料12-006、資料12-007 参照]

# 第5款 緊急通行車両の確認制度【災対総務部、警察署】

# 1 緊急通行車両の確認制度の概要

東京都公安委員会が、当該要件に該当する車両であることを確認し、標章および証明書を交付します。(災対法施行令第33条)

標章を掲示し、また証明書を備え付けた車両は、交通規制が実施されている区間を通行することが可能となります。

この標章および証明書の交付を円滑に進めるため、一定の要件を満たした車両については、事前届出を行うことが可能です。

# 2 緊急通行車両等の確認

区有車両は、原則として東京都公安委員会に対して「緊急通行車 両等事前届出書」を提出し、「緊急通行車両等事前届出済証」の交 付を受けているため、発災後これを警視庁本部(交通規制課)、交 通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署または緊急交通路上の交通 検問所のいずれかへ提示して「標章」の交付を受けます。

調達した外部車両については「緊急通行車両等届出書」を提出 し、「緊急通行車両確認証明書」・「緊急輸送車両確認証明書」お よび「標章」の交付を受けて運行します。

車両用燃料は協定団体所属の給油所で、優先供給を受けます。この給油所では、避難拠点等で使用する燃料の優先供給も行います。

### [資料編 資料12-002 参照]

## 3 交通規制除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、東京都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外します。

# 4 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプターおよび現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集および東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努めます。

#### 第3章交通およびライフラインの確保

# 5 交通規制の実行性を確保する手段・手法

警察署が交通規制の実行性を確保するにあたっての手段・手法は、次のとおりです。

### 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交 通路等の確保に努める。

特別派遣部隊(交通部隊)の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊(交通部隊)の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

装備資器(機)材等の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

交通管制システム等の効果的な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通 情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

# 第6款 燃料の確保と供給【統括部、東京都総務局】

都は、石油連盟(製造・卸業)および東京都石油商業組合(小売)等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を締結し、対策を進めています。練馬区においては、東京都石油業協同組合板橋練馬支部と「災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書」を締結し、燃料供給等について定めています。

協定の実行性を高めるため、平常時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたり実行性のある体制を構築します。具体的には、同支部と連携し、石油燃料のランニングストック方式による燃料の確保に努めます。

# 第2節 公共交通機関の対策

輸送手段の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行います。

# 応 急 対 策

# 第1款 活動態勢【各公共交通機関】

## 1 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客および鉄道施 設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置します。

# 2 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、 指令電話、鉄道電話等を利用し、必要に応じて無線等を利用します。

# 第2款 災害発生時の応急対策【各公共交通機関】

各機関は、初動期に列車および旅客の安全を確認するため、各社の規定に 従い徐行等の運転規制を実施します。

# 東京都(交通局)

## 1 運転規制

震度4の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、震度に応じた点検等を行います。

震度5弱以上の場合は、運転を中止し、震度に応じた点検等を行います。

# 2 乗務員の対応

駅に停車中の時は、出発を見合わせて駅長の指示を受ける。

走行中の時は、前途に支障の有無に注意して、速度を節制のうえ、 次駅まで走行することに努める。

やむを得ず駅間に停止の際は、状況判断し旅客の安全確保に努める。

車内放送により、乗客の動揺防止および車外脱出の防止を行い、安全確保に努めるとともに、負傷者がいる場合は救護を行う。

# 3 その他の措置

地震による運転規制が実施された場合には、関係各所(駅、保守区等) は、あらかじめ指定した箇所を点検し、速やかに運輸指令に点検結果を報告します。

## 西武鉄道(株)

## 1 運転規制

震度4のときは、直ちに一旦停止後、55km/h以下で次駅または先 行列車が停止していた位置まで注意運転をします。

震度5弱のときは、直ちに一旦停止後、25km/h以下で次駅または 先行列車が停止していた位置まで注意運転をします。

震度5強以上のときは、直ちに一旦停止後、点検が終了するまで 運転を中止します。

## 2 乗務員の対応

列車の運転が危険と判断した場合または停止指令があった場合、 列車を安全な箇所に停止させる。

停止した箇所が橋梁で危険の恐れがあるときは、進路の安全を確かめ列車を移動させる。この場合、運転司令に状況を報告し、指示を受ける。

## 3 その他の措置

駅長は、構内を巡視し異状の有無を運転司令に報告します。電気所長および保線所長は巡回点検し異状の有無を電気司令長および施設司令長に報告します。電気司令長は、必要に応じて一時送電中止の処置をとります。

# 東武鉄道(株)

## 1 運転規制

震度4の場合は、全列車一旦停止後、25km/h以下の注意運転をし ます。

震度5の場合は、全列車一旦停止、安全確認まで運転見合せにし ます。

# 2 乗務員の対応

速やかに安全な箇所に停止し異状の有無を確認する。

異状が認められないときで、指令が震度4と判断したときは、25km/h 以下で注意運転を行い、震度5以上と判断したときは、運転を見合せ る。

次駅駅長に異状の有無を通告する。

車内放送等により乗客の不安除去に努め、混乱防止を図る。

車内に負傷者が発生した場合は、駅長の協力を得る等して救出救護等 臨機の処置をとる。

# 3 その他の措置

運転指令は、震度や被害および列車運行の把握に努め適切な指令を行います。電気指令は、必要により送電中止等適切な処置をします。

駅長は運転を見合せ運転指令に報告し、構内を点検します。

工務電気関係管理所長は、要注意箇所の点検を行う。なお震度 5 以上と認めたときは、至急巡回点検を行います。

# 東京地下鉄(株)

### 1 運転規制

地震警報装置または早期地震警報装置に震度4以上の表示があった場合 は運転規制を実施します。

震度4(第2地震警報)

・ 先発列車のあった駅まで注意運転

震度5弱以上(第1地震警報)

・運転見合せ

# 2 乗務員の対応

列車を緊急停止させた後、状況を総合指令所に報告し指示を受ける。

停止した箇所が橋梁で危険の恐れがあるときは、進路の安全を確かめ列車を移動させる。この場合、総合指令所に状況を報告し、指示を受ける。

車内放送により、状況を旅客に説明し、動揺防止および車外脱出の 防止に努める。

# 3 その他の措置

震度4(第2地震警報)

・ 運転士の報告に基づき運転規制を解除

震度5弱以上(第1地震警報)

- ・ 工務および電気関係区長による歩行点検報告に基づき、注意 運転を指令
- ・ 運転士の報告に基づき運転規制を解除

# 第3款 旅客の避難誘導【各公共交通機関】

駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、 各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施します。

駅内の乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導します。列車内の乗客に対しては、案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで、駅長と連絡のうえ、誘導します。

# 第4款 事故発生時の救護活動【各公共交通機関】

各鉄道機関は、発災時に事故が発生した場合、各鉄道機関災害対策本部と 関係機関が協力し、負傷者の救護を優先して実施します。二次災害の防止に 万全を講ずるとともに、旅客の安全確保を図り、必要に応じ関係機関の出 動・救護の要請を行います。

# 東京都(交通局)

負傷者の救護措置を行い旅客の安全を図ります。

救助および避難誘導を行います。

消防署・警察署の救援を要請します。

第3章交通およびライフラインの確保

旅客の中の医師、看護師に手当を依頼する等協力を求めます。

# 西武鉄道(株)

災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行います。 負傷者の救出については、旅客(医師・看護師等)の協力を求め ます。

救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をします。

多数の負傷者が発生した時は、安全な場所に臨時救護所の設置を 考慮します。

# 東武鉄道(株)

駅長は、負傷者があった場合、救出・救護等の処置を行うほか、医療機関、 消防署、警察署等の救援を要請します。

# 東京地下鉄(株)

災害が発生した場合、旅客の安全確保を第一の使命として行動します。 旅客の人命救助および避難誘導を行います。

被害拡大を防ぐ為、二次災害および付帯事故の防止措置を行います。 死傷者のあるときは、救出および応急救護に努めるとともに、119 番通報し救急隊の出動を要請します。

現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出、応急救護、負傷者搬送にあたります。また、消防隊、救急隊の出動要請を行い、その活動に協力します。

# 第5款 輸送の確保【各公共交通機関】

災害時においては、各交通機関は、東京都・区市町村が実施する応急対策活動が円滑に実施できるよう、救援物資および人員の輸送協力を行う責務があることから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めるものとします。

# 第6款 高速道路の応急対策【東日本高速道路㈱】

# 東日本高速道路㈱

### 1 巡回点検

災害が発生する恐れのある場合、または災害が発生した場合は、直ちに 道路の特別巡回を実施し、異常事態の把握に努めます。 防災本編 第3章交通およびライフラインの確保

# 2 交通規制

東日本高速道路㈱は、別に定める基準値に該当した場合は直ちに交通規制を実施するものとします。交通規制の実施または解除あるいは変更に際しては、警察および周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行います。

# 第3節 ライフライン施設等の対策

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン関係機関は、活動体制を確立します。

各関係機関が相互に連携し、復旧に向けた応急対策や危険防止のための諸活動を迅速に実施します。

# 応 急 対 策

# 第1款 水道【東京都水道局】

## 1 計画方針

応急対策活動を迅速、的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給 水の回復と可能な限りの飲料水を確保します。

## 2 初動対応

地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合は、給水対策本部を設置し、応急対策活動を進めます。

情報連絡活動

復旧、応急給水活動を随時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め正確な情報を迅速に収集・伝達します。

復旧活動

配水系統の変更等により断水区域を最小限にし、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進めます。

応急給水活動

建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、応急給水計画を策定し、段階的な応急給水を実施します。

広報活動

被害・復旧および応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止 します。

# 3 応急対策

次の活動を行います。

復旧用材料の調達

施設の点検

応急措置

# 第2款 下水道【東京都下水道局】

## 1 計画方針

施設の調査、保安点検等を実施し、被害情報の収集および提供を徹底します。復旧までの間、二次災害発生の恐れがある場合、被害の拡大する恐れがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施します。また、燃料油の優先供給を受け、施設の運転を継続します。

## 2 初動対応

本部の非常配備態勢に基づき職員の配置を行い、迅速に復旧活動を行います。迅速な復旧に備え、民間団体との体制整備を進めています。

# 第3款 電気【東京電力パワーグリッド(株)】

## 1 計画方針

施設被害の早期復旧を図り、社会安全の確保に努めます。このため、災害が発生しまたは発生する恐れがある場合には、本店および支店に非常災害対策本部を設置し、支社は非常災害対策支部を設置するとともに被害状況の把握と非常災害活動を実施します。

非常態勢の発令は非常災害の情勢に応じ、次のとおり区分して行います。

区分	情勢
待機態勢	・非常態勢への円滑な移行が必要と思われる場合
第一次非常態勢	・災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合
第二次非常態 勢	・大規模な災害が発生した場合(大規模な災害の発生が予想される場合) ・東海地震注意情報が発せられた場合
第三次非常態 勢	・大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・東京都で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

### 要員構成

非常災害対策支部の要員は要員構成表に基づき、呼集を行います。

# 2 応急対策

資材の調達・輸送

予備品、貯蔵品等の在庫品を把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法で確保します。

現地調達

隣接店所間の流用

他電力会社等からの協力

#### 災害時における危険予防措置

災害時においては原則として送電を継続しますが、水害および火災の 拡大等に対する防災活動のため警察・消防機関等から要請があった場合 は、送電停止等の措置を行います。

### 応急工事

人命にかかわる箇所、復旧対策の中枢となる官公庁(署)、避難所等 を優先し、災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、 復旧効果の最も大きなものから行います。

# 第4款 ガス【東京ガス(株)】

# 1 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早 急に復旧するため、災害発生の原因の除去と防災環境の整備に常に努力を 傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図ります。

## 2 初動措置

通知・連絡

社内および社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の確立に努めます。

情報の収集

災害が発生した場合は、巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に次の各情報を把握します。

気象情報(地震・大雨・洪水等)

被害情報(一般、官公庁、地方自治体、報道機関、お客様等)

ガス施設等の被害および復旧状況

その他災害に関する情報

#### 広報活動

災害発生時には、その状況に応じた広報活動を行います。

災害直後

ガス供給停止時

復旧作業中

その他必要な場合

広報活動については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の媒体を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

復旧用資機材の確保・調達

#### 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保します。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 被災していない他地域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

### 資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討します。

また、その確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図ります。

### 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設 定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

### 災害時における応急工事

応急の復旧に当っては、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施します。被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を優先的に行います。

# 第5款 通信【NTT東日本】

#### 1 計画方針

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因にもなり、社会的混乱が生ずる恐れがあり、その影響は計り知れないものがあります。

このため、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図りま す。

また、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ一般公衆通信も確保に努めます。

災害が発生した場合の措置

#### 電源の確保

非常対策用無線機、移動無線車等の発動

ポータブル衛星車の出動

予備電源設備、移動電源車の発動

建物等の防災設備の点検

工事用車両、工具の点検

保有する資材、物資の点検

施設内外の巡回、点検

#### 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の規模・状況により、災害対策本部またはこれに準じる機関を設置します。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等および重要通信施設ならびに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行います。

#### 社員の動員計画

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、業務の運営 あるいは応急対策および応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の 事項について定めます。

社員の非常配置

社員の非常召集方法

初動時の駆けつけ要員の確保

事業部門相互の応援要請方法

#### 情報連絡体制

災害の発生または発生の恐れがある場合は、情報連絡体制を確立し、 情報の収集および伝達にあたります。

#### 2 応急対策

災害対策機器の配備

非常用移動電話局装置類(代替交換機、電源装置の配備) 無線装置の配備

(ポータブル衛星通信装置、非常用移動無線車等)

移動電源車を都内の主要地域に配備

応急復旧ケーブルの配備

#### 特設公衆電話の設置

救助法が発動された場合(法の発動が確実と思われる場合を含む)および災害時は、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置します。

停電時における公衆電話の無料化

商用電源停止により、テレホンカードが使用できない場合に備えて、 救助法が適用された地域で停電中の公衆電話の無料化を実施します。ま た、区指定の小中学校の避難拠点に特設公衆電話を設置し、無料で開放 します。

電気通信設備の点検

電気通信設備の巡回・点検および防護

災害対策用機器および車両の点検

応急対策および応急復旧に必要な資材および物資の点検、確認 および輸送手段の確認と手配

災害時措置計画および施設記録等の点検と確認

#### 応急措置

災害により通信施設が被災したとき、または異常輻輳発生により、通信の疎通が困難または途絶するような場合は、次のとおり応急措置を実施します。

臨時回線の作成(移動無線車、移動無線機等)

中継順路の変更

規制等疎通確保

特設公衆電話の設置

災害伝言ダイヤルサービスの提供

その他必要な措置

#### 通信の利用制限

次の理由により通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、一般の電話利用を制限します。

通信が著しく輻輳するとき 通信電源確保が困難なとき 回線の全面的維持が困難なとき

非常電話、緊急通話の優先

災害に関する通信について、防災関係機関の非常・緊急電報および非常・ 緊急電話は、他の電話に優先して取り扱います。

#### 広報

通話が途絶、または利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等の方法によって利用者に周知します。

通信途絶、利用制限の理由 通信途絶、利用制限の内容 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等 通信利用者に協力を要請する事項 その他の事項

#### 第6款 郵便・保険【日本郵便㈱】

### 1 計画方針

区内の郵便事業者は、区内に地震その他の災害が発生した際は、民心の 安定等に寄与するため、各事業を遅滞なく運行するよう努めます。

非常災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の規模・状況により、非常災害対策本部またはこれに準じる機関を設置します。

#### 業務内容

被害状況等の情報収集、広報活動

各業務運行確保

要員措置

応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等

被災した郵便局舎・設備等の復旧

その他

#### 第3章交通およびライフラインの確保

#### 2 応急対策

#### 応急措置

被災地における郵便の運送、集配の確保または早期回復を図るため、 災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路または方法の変更、臨時集 配便の開設等の応急措置を講じます。

#### 窓口業務の維持

被災地となった郵便局のお客様に対する窓口業務の維持を図ります。 被災により業務継続に支障がある場合は、仮局舎施設による窓口業務の 再開、臨時窓口の開設等を行います。

#### 具体的対応

救助法が適用された場合の郵便物の料金免除、場合により被災地あて 救助郵便物の料金免除等を行います。

#### 3 災害対策事業への協力

日本郵便株式会社の練馬・石神井・大泉・光が丘郵便局は、災対本部等の要請により、応急災害対策事業に協力します。詳細は覚書等により協議・決定します。[資料編 資料 18-004 参照]

# 復旧・復興対策

#### 第7款 復旧活動拠点の確保【各防災機関】

ライフライン復旧のための活動拠点は、各事業者が自ら確保することを基本とします。

ただし、全国からの応援により人員・資器材の数が膨大になり、活動拠点が不足することも予想されるため、区としても可能な限り各機関の支援を行います。

# 第8款 各事業者の復旧活動【東京都水道局、東京都下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、NTT東日本】

#### 1 水道施設の復旧活動

管路の復旧計画は、定めた順位をもとに、被害の程度および復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、給水所の運用状況を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行います。資器材の調達、復旧体制および復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配

管等の仮復旧を実施します。

応急給水槽、避難所、大規模な医療機関等に給水する管路については、 優先して復旧します。断水区域を限定し、可能な限り給水を継続します。

#### 2 下水道施設の応急・復旧対策

#### 災害復旧用資器材の準備

迅速に応急措置活動を実施するため、災害時の応急復旧に関する協定 を締結している民間団体に対し、資器材の提供について協力を求めます。

#### 管きょ

緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施します。また、速やかに管きょの被害状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況および措置状況を集約します。

#### 丁事現場

被害を最小限にとどめるよう、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行います。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者等の指示に従い応急措置等を行います。発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備えます。

### 3 電気の復旧対策

#### 復旧計画の作成

次の事項を明らかにした復旧計画を作成します。

復旧応援要員の必要の有無

復旧要員の配置状況

復旧資材の調達

電力系統の復旧方法

復旧作業の日程

仮復旧の完了見込

宿泊施設、食料等の手配

その他必要な対策

#### 復旧順位

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の最も大きなものから、あらかじめ定めた手順により行います。

#### 防災本編

#### 第3章交通およびライフラインの確保

復旧要員の広域運営

他電力会社等と復旧要員の相互応援態勢を整えておくとともに、復旧 要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の 要請を行います。

#### 4 ガスの復旧対策

復旧計画の策定

非常事態により、被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、 被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行い ます。

重要施設の優先順位

救急病院、老人福祉施設、避難所等の社会的に重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案します。

安全広報

お客様に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認等を要請します。

また、テレビ・ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容やマイコンメーターの復帰方法を報道するように要請します。

さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図ります。

#### 5 通信の復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧

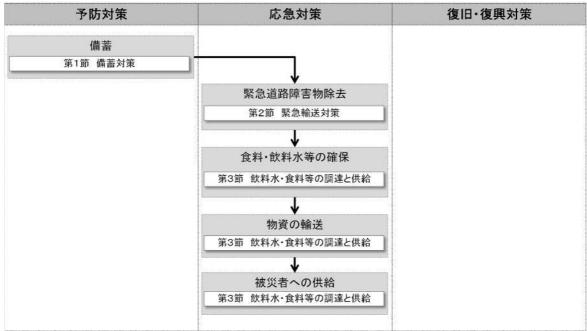
被災の再発を防止するため、電気通信設備の被害を受けた原因を 設計、物品、工法、施工等に分析し、各々の原因に応じた改善措置 をとるとともに必要な防災設計を行います。

# 第4章物流・備蓄・輸送対策

災害により市場流通機能が被害を受けた場合に備え、平常時から食料・水・毛布等の生活必需品を備蓄するとともに、災害時にその物資を迅速かつ的確に被災者へ供給する必要があります。そのためには、道路啓開に加え、物資を輸送する車両、それを動かす人および燃料を一体的に確保する必要があります。

本章では、物資の備蓄対策、緊急輸送対策、飲料水・食料等の調達と供給等の 取組について示します。

# 【対策の流れ】



#### 【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧·復興対策
第4章 物流·備蓄·輸送対策			
第1節 備蓄対策			
第2節 緊急輸送対策			
第3節 飲料水・食料等の調達と供給			

# 第1節 備蓄対策

発災時に、必要な飲料水や食料等を被災者に対して迅速に提供するため、各 避難拠点や集中備蓄倉庫において、物資の備蓄を行います。

# 予 防 対 策

### 第1款 備蓄方針【危機管理室】

発災時には、物流の混乱やライフラインの被害等に伴い、飲料水や食料、 生活必需品の調達が困難になることが予想されます。このような状況であっても、必要な飲料水や食料等を、被災者に対して迅速に提供するためには、 平常時から物資の供給体制を確保しておく必要があります。

食料および生活必需品の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」(昭和53年 東京都と特別区代表4区とのプロジェクトチームによる合意内容)により、「食料については、区が1日分を目標に備蓄し、東京都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。生活必需品については、主に東京都が備蓄および調達により確保する。」としています。

この役割分担に基づき、区は、被害想定に応じて、飲料水や食料、生活必 需品の備蓄を行います。

# 第2款 備蓄計画【危機管理室】

区では、区内に 17 か所の防災備蓄倉庫を整備しています。この防災備蓄 倉庫と、避難拠点である 99 の小学校・中学校の倉庫に分散する方式で、食 料や生活必需品の備蓄を行っています。また、区内 7 か所の練馬区帰宅支援 ステーションには、災害時の一時滞在に必要な飲料水や食料等を備蓄してい ます。

# 1 避難拠点における備蓄量

都の被害想定による区内の避難所避難者数約 77,000 人を踏まえ、その 1 割増の 84,700 人の物資(食料と飲料水は 1 日分)を備蓄しています。この物資は、各避難拠点に 700 人分、旧光が丘第七小学校跡施設等に 2,800 人分、集中的に物資を備蓄する倉庫(以下「集中備蓄倉庫」という。)に 12,600 人分をそれぞれ置いています。

平成 28 年熊本地震では、本震後に一時的に避難者が急増し、食料など

第4章物流・備蓄・輸送対策

が不足したことから、食料と飲料水(乳幼児等を考慮した硬度の低い飲料水)については、都の被害想定による区内の避難者数(避難所生活者と避難所以外のところへ避難する者の合計人数)約 118,300 人を踏まえ、平成30 年度から4 か年で 118,300 人分に増量していきます。

#### 2 練馬区帰宅支援ステーションにおける備蓄量

練馬区帰宅支援ステーションでは、1ステーションあたりの備蓄物資の数量を400人分(防災備蓄倉庫を兼ね備える練馬文化センターは1,100人分)とし、計3,500人分を備蓄しています。

このほか、徒歩帰宅困難者用として 28,000 人分を集中備蓄倉庫に備蓄 しています。

### 3 集中備蓄倉庫における備蓄量

大きな被害の発生により避難拠点や練馬区帰宅支援ステーション等の物資が不足した場合は、集中備蓄倉庫(40,600人分)から搬送します。

集中備蓄倉庫内の備蓄物資の数量の内訳

避難拠点用・・・・・12,600人分

食料と飲料水については、平成30年度から4か年で46,200人分に増量していきます。

徒歩帰宅困難者用・・・28,000人分

今後区立公園等の整備にあわせ、敷地面積や施設内容を鑑み、集中 備蓄倉庫の設置について検討し、整備を進めます。

#### 【整備予定】

- ・(仮称)練馬総合運動場公園
- 高野台備蓄倉庫(改築・拡張)
- ・(仮称)北町備蓄倉庫

# 第2節 緊急輸送対策

発災時の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送ネットワークの確保、緊急道路障害物の除去、輸送車両の確保等を行います。また、通行可能道路の確保、主要路線の道路障害物の除去および応急復旧を行います。

# 予 防 対 策

#### 第1款 緊急輸送道路の維持管理【土木部】

東京都では、「東京都緊急輸送道路ネットワーク計画」において緊急輸送道路を設定し、「東京都地域防災計画」において、緊急輸送道路の沿道建築物、橋梁などの耐震化を行うと位置づけています。また、日常点検に加え、路面下空洞調査などにより道路の維持管理を着実に行うとしています。区では、区が管理する道路のうち、緊急輸送道路など防災上重要な路線について、日常的な巡回点検に加え、路面下空洞調査を実施し、必要な箇所について補修を行います。

# 第2款 練馬区緊急道路障害物除去路線の指定【土木部】

# 1 道路啓開の基本的な考え方

道路啓開は、緊急車両等の通行のために、早急に最低限のがれきを処理 し、簡易な段差修正により救援ルートを確保することを目的とします。特 に大規模災害では、応急・緊急復旧を実施する前に緊急ルートを確保する 啓開が重要です。

発災 道路啓開 応急復旧 本復旧 復興

通常の災害においては、応急復旧の次に本復旧の流れとなりますが、大規模災害時には、上記のとおり応急復旧の前に救援・救護活動のための復旧、支援ルートを確保する道路啓開が必要になります。早期啓開が二次被害の拡大を抑制し、救援・救助活動を円滑にします。

### 2 緊急道路障害物除去路線の指定の基本的な考え方

大規模災害時に、災害医療機関や医療救護所への被災者の搬送や、避難 拠点への応急物資の搬送輸送にあたっては、道路障害物の除去が重要にな ります。

そのため、緊急道路障害物除去路線の指定にあたっては、次の施設への緊急ルートの確保を基本とします。

第1順位:災害時医療関係施設(医療救護所を含む。)(43施設)

第2順位:情報拠点校に指定されている避難拠点(21施設)

第3順位:その他の避難拠点(68施設)

上記施設から幅員8m以上の道路に到達する距離が150m以上の路線を 啓開路線に指定します。ただし、災害時医療関係施設については、幅員8 メートル以上の道路に到達する距離が150m未満の路線であっても緊急道 路障害物除去路線に指定します。

### 3 道路啓開のための事前の取組

区では、幅員が4mに満たない狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を実施しています。

また、ブロック塀の倒壊防止と緑化を推進するため、既存のブロック塀等を生け垣に変更する場合、ブロック塀等の除去費用および生け垣設置費用の一部助成を行い、安全の確保と良好な生活環境の創出を推進しています。

大規模災害における道路啓開を効率的・効果的に進めるためにも、これらの 事業の実施にあたり、緊急道路障害物除去路線に接する場合は、助成を拡大 します。

# 応 急 対 策

第3款 練馬区緊急道路障害物除去路線【災対土木部、東京都建設局】

発災時には、以下の基準により都および区が緊急道路障害物除去路線を選 定します。

#### 第4章物流・備蓄・輸送対策

区分	選定基準	
	緊急交通路等の交通規制を行う路線	
	緊急輸送ネットワークの路線(緊急輸送道路)	
古古初	避難場所(東京都指定)に接続する応急対策活動の	
東京都	ための路線	
	上記 ~ は、原則として、幅員15m以上の道路の	
	路線	
練馬区	医療機関等の重要施設へのアクセス道路路線	

#### また、具体的な除去路線および除去分担は次のとおりです。

路線	除去分担	
環状7号、環状8号、青梅街道、新青梅	東京都	
街道、目白通り等		
川越街道	関東地方整備局	
関越自動車道、東京外環自動車道	東日本高速道路㈱	
練馬区緊急道路障害物除去路線(43路線)	練馬区	

#### (緊急交通路については、第3章1節 警備・交通規制対策 参照)

緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路ならびにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路をいいます。 <東京都地域防災計画 >

# 第 4 款 緊急道路障害物除去【災対土木部、警察署、東京都建設 局】

#### 1 緊急道路障害物除去

#### 東京都

被害の規模や状況によっては、都知事は自衛隊に支援を要請します。

震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急 点検等により迅速・的確に集約して行います。

「災害時における応急対策業務に関する協定」および「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施します。

協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、 平素から資機材の確保に努めます。

#### 練馬区

災対土木部は、協定団体、警視庁等の協力を求め、道路作業を実施し

第4章物流・備蓄・輸送対策

ます。道路上の障害物の状況を調査し、総務局総合防災部に報告します。 障害物除去により発生した撤去物の処理は、廃棄物全体の中で調整を図 りながら、処理を行います。

#### 警察署

警察署は、緊急通行車両等の通行の妨害になっている放置車両の排除 にあたるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物の除去について、 道路管理者および関係機関と連絡を密にし、早期復旧の促進を図ります。

### 2 災害時における車両の移動等

災害時に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行の ための最低限の通行区間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支 障が生じる恐れがあります。そのため、道路管理者に対して、緊急通行 車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の移動 等に関する権限が付与されています。(災対法第76条の6)

道路区間の指定および車両等の占有者等への移動命令

道路管理者は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について指定道路区間を指定して、自らの判断により車両等の占有者等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することなどを命じます。

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること(空いたスペースへの車両の移動)
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

道路管理者は、指定道路区間の指定をしたときは、直ちに、指 定道路区間内にいる者に対し、当該指定道路区間を周知する措置 をとります。

道路管理者は、車両等の占有者等が移動しない場合や、不在の場合、また移動が不可能な場合は、自ら車両の移動を行います。この際、やむを得ない限度において、移動に係る車両等を破損することができます。なお、車両等を破損した場合には損失補償を行います。

道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、必要な限度において、他人の土地を一時使用するほか、竹木等の障害物を処分します。

道路管理者は、車両の移動等により、緊急通行車両の通行を確保し、最低限1車線の通行を確保します。

防災本編

第4章物流・備蓄・輸送対策

都道府県公安委員会からの要請

都道府県公安委員会は、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、道路管理者に対して、指定道路区間の指定および車両等の占有者等への移動命令の行使について要請することができます。(災対法第76条の4)

要請を受けた道路管理者は、この要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断します。なお、この要請を受けて行う措置にかかる費用は道路管理者が負担します。

国交省大臣または都道府県知事からの指示

緊急通行車両の通行を確保するためには、高速自動車国道、一般 国道、都道府県道、区市町村道のネットワークで被災現場までの ルートを確保する必要があるため、被災現場までのルート全体を広 域的に俯瞰して、必要な道路啓開が行われるよう、国土交通大臣ま たは都道府県知事は区市町村に対し、車両の移動等を指示すること ができます。(災対法第76条の7)

なお、災対法においては、車両の移動等に限らず、災害応急対策 全般について、被災区市町村から都道府県に対し、災害応急対策の 実施を要請することができます。また、このとき、都道府県は正当 な理由がない限り実施を拒んではならないと規定されています。 (災対法第68条、第74条の3)

#### 損失補償

車両の移動等に伴う修理代や土地の一時使用料は、損失補償の対象となります。(災対法第82条)

# 第3節 飲料水・食料等の調達と供給

災害発生時における区民の生活を支援するために、飲料水、食料、生活必需品の確保および供給を、迅速かつ円滑に行います。

# 応 急 対 策

### 第1款 飲料水の確保【統括部、東京都水道局】

発災当初は運搬が困難なため、避難拠点では応急給水用資器材(スタンドパイプ)や備蓄しているペットボトル飲料水、受水槽を活用し、さらに必要性が生じた場合はプール水(ろ過後)を使用します。(プール水(ろ過後)や学校防災井戸の井戸水については、生活用水としても使用します。)

また、区および東京都は、応急給水槽および給水所等の給水拠点で応急給水を行います。給水拠点からの距離が概ね2km以上離れている避難場所については車両による給水を行います。断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行います。

災害医療機関となる医療施設および重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設については、災害対策本部が東京都に車両輸送による応急給水を依頼します。また、東京都が設置する給水拠点(非常用発電機等を装備)や区内の防災井戸(深井戸、非常用発電機等装備)で水の供給を受けます。

# 1 応急給水活動における都と区の役割分担

応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資器材等の設置および区民等への応急給水を行います。

給水所においては、東京都が応急給水に必要な資器材等を設置 し、区が区民等への応急給水を行います。

消火栓を活用した応急給水については、応急給水用資器材を東京都から貸与されています。発災時、通水状況を東京都が確認した後、区や区民等が応急給水資器材を設置し応急給水を行います。

飲料水を車両輸送する必要がある場合は、区が設置する応急タンク等へ東京都が飲料水を輸送・補給し、区が区民等への応急給水を行います。

# 2 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3 とします。

#### 3 給水方法

区は、給水拠点や防災井戸に近い避難拠点を「給水支援拠点」 と位置づけています。給水支援拠点の避難拠点要員は、避難拠点 運営連絡会に協力を求め給水活動を行います。

避難拠点では、給水の状況、飲料水の不足見込み等を、情報拠点校または災対本部へ報告します。災対総務部は、避難拠点等からの報告に基づき、飲料水の調達と輸送を計画します。

給水拠点である給水所において、東京都は災害発生時に参集の 上、活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれら の要員等と区が連携して迅速な応急給水を実施します。

車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の 応急給水用資器材を活用し、東京都保有車両および雇上車両など によって輸送します。

# 第2款 食料の確保【統括部、災対総務部、災対教育振興部、東京 都福祉保健局】

### 1 調達の考え

災害時において実施する被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定します。

調達計画は、高齢者や乳幼児、慢性疾患患者等に配慮した主食および副食の調達数量、調達先(特殊食品等調達を含む)その他調達に必要な事項について定めます。

救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により食品の調達を東京都福祉保健局に要請します。

被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達します。

# 2 食料の備蓄・供給体制

食料の供給は、区が開設する避難拠点において、救助法に定める基準に 従って行います。(国庫負担となるのは、一人当たり主食、副食、燃料、 雑費等を一切含めてです。)

炊き出し等の体制が整うまでの間は(概ね発災から4日目まで)、東京都および区の備蓄または調達する食料を支給します。都と区の役割分担として、食料については区が1日分を目標に備蓄し、都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処します。

	食料の種類 (1日目分を区で備蓄)			乳幼児用
	主食	副食品	生鮮食料品	(2歳未満) 調製粉乳は3日 分を区で備蓄
第1日	備蓄【 <b>区】</b> クラッカー(一般用) アルファ化米(幼児、高齢者)			備蓄【 <b>区</b> 】 調製粉乳
	(協定自治体・協定団体からの調達も【区】)			)
第2日	備蓄【 <b>都】</b> クラッカー 、即席めん アルファ化米			同上
第3日	同上		中央卸売市場の卸売業者からの調達、他府県からの応援 【都】	同上
第4日	米飯炊出し【都】 東京農政事務所と協議を行い、 米穀卸売業者の在庫状況で精米 を調達。不足する場合は、他県 に依頼		同上	備蓄 <b>【都】</b> 調製粉乳
第5日 以降	同上	業界からの 調達、他府 県からの応 援【都】	同 上	同上

米穀の基準量 1 食当たり精米 180 g (玄米200 g )、乳幼児用調製粉乳 150 g

# 第3款 生活必需品の確保【統括部、災対総務部、災対教育振興部】

1 生活必需品の備蓄・供給体制

主に毛布、敷物、紙おむつ(大人用、子供用)の備蓄を行っています。

#### 2 調達

調達については、「第5款 被災者への供給 2 食料の調達と輸送の計画」に準じます。

# 第4款 物資の輸送【統括部、災対総務部、災対土木部】

1 物資輸送等のための道路啓開

災害時には、道路障害物による道路の遮断や交通渋滞等により、物 資の輸送が妨げられる恐れがあります。

災対土木部は、緊急輸送等を円滑に行うため、練馬区緊急道路障害

第4章物流・備蓄・輸送対策

物除去路線の指定等により、通行可能道路の確保を図ります。

#### 2 物資の輸送体制

災害時の区内における被害の程度は一様とはならず、地域によって差が生じることが想定されます。このため、被害が大きい避難拠点等に対して、集中備蓄庫や他の避難拠点から、迅速に食料や生活必需品等の物資を輸送する体制を整備する必要があります。

災対総務部は、物資の輸送に必要な車両については、区有車の活用、協 定団体からの調達、車両の借り上げ、東京都への要請等により、緊急輸送 体制を確保します。

#### 3 物資の輸送

東京都による輸送

東京都の倉庫の備蓄物資は、区が選定する地域内輸送拠点(総合体育館または光が丘体育館)へ輸送されます。調達した食料および生活必需品等も同様に、区指定の地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送されます。

なお、地域内輸送拠点において集積スペースが不足する場合は、協定 を締結している都立学校等も救援物資集積所の候補施設とします。

区の輸送体制

東京都から輸送された物資の地域内輸送拠点における受入れ・仕分けについては、協定団体の協力を得て行います。地域内輸送拠点や集中備蓄倉庫等から避難拠点への物資の輸送に関しては、協定団体や応援機関の協力による車両や区有車をあてます。

#### 4 物流が停滞した場合の対応

危機管理室は、物流が停滞した場合に、生活必需品やガソリン等の物資を入手できるよう、対応を図ります。

物資の入手ルートの確保

区に対して物資を優先的に供給するための民間事業者との協定締結を、促進します。

物資の供給方法の確立

業務継続計画における非常時優先業務に対応し、区の各部署間等における優先順に応じた物資供給ルールを確立します。また、平常時から協定団体所属の給油所に対し、車両用燃料等の優先供給に協

第4章物流・備蓄・輸送対策

力を働きかけるとともに、ランニングストックによる燃料の確保に 努めます。

### 第5款 被災者への供給【統括部、災対教育振興部】

#### 1 配付基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配付基準は、原 則として、救助法施行細則の定めによります。

基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定) は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前 承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定めます。

被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めます。

被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難 な場合は、炊き出し等について知事に応援要請します。

都が区に寄託している備蓄食料 (クラッカー等)は、東京都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分します。(緊急を要する場合は事後報告する。)

### 2 食料の調達と輸送の計画

統括部は、避難拠点等からの報告に基づき、拠点への食料の調達と輸送を計画します。食料の依頼先は東京都、特別区支援対策本部、協定自治体、民間の協定団体等です。

# 3 被災者への供給

災対教育振興部は、次の要領で食料を給与します。

避難拠点要員は、避難拠点運営連絡会の協力を得て食料を給与します。給食の状況、食料の不足見込み等を災対本部へ報告します。

自力で給与品を取りにくるのが困難な方々については、ボラン ティア等を活用し、生活に困らないように配慮します。

避難拠点以外で生活する区民への供給も考慮します。

災害用物資の調達、供給実施に際は「米穀関係災害対策実施要綱」によります。(昭和60年12月 生文価米第347号 平成19年4月一部改正)

食物アレルギーや文化・宗教上の理由から被災者が食べることができない食料がある場合、当該被災者に対し、可能な限り配慮します。

# 第5章 被災者・避難者対策

被災者が安全かつ確実に避難できるように避難誘導態勢を整備し人的被害の軽減を図るとともに、災害により生活の場を失った被災者が安全に安心して避難生活を行えるように、避難拠点等における避難者対策をさらに推進する必要があります。また、帰宅困難者に対しても、情報提供や飲料水・食料等の提供などの支援を行う必要があります。

本章では、避難拠点体制等の整備、災害時要援護者対策、帰宅困難者対策に係る体制整備等の取組について示します。



【対策の流れ】

# 【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧·復興対策
第5章 被災者·避難者対策			
第1節 避難者対策			
第2節 災害時要援護者対策			
第3節 避難拠点体制等の整備			
第4節 避難生活における環境の確保			
第5節 女性の視点による災害対策の推進			
第6節 飼育動物対策			
第7節 安否情報の提供			
第8節 帰宅困難者対策			

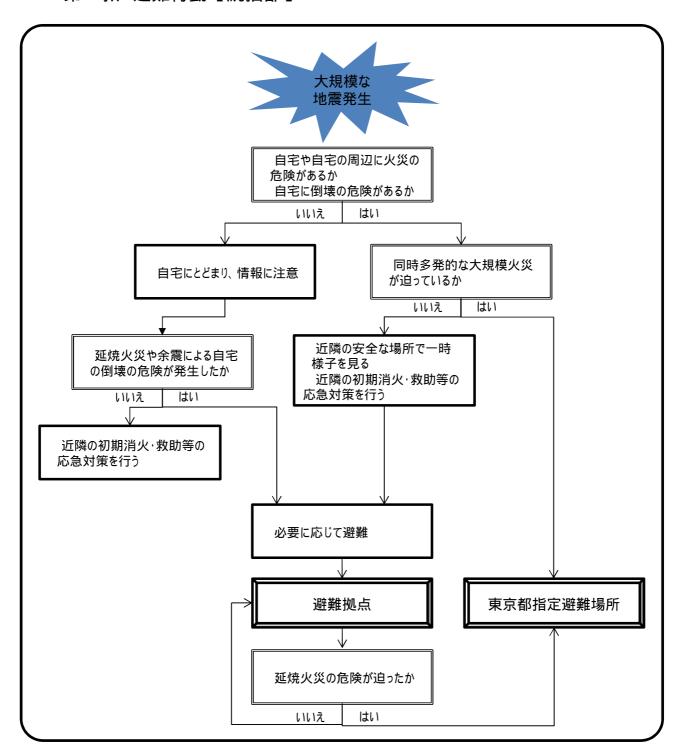
: 記載があるもの : 記載があるもの : 記載があるもの : 記載がないもの

# 第1節 避難者対策

住民の避難に備えて事前に対策をたて、大規模地震の発生時には、区は速やかに避難拠点を開設し、円滑に避難者を誘導し、受入れます。

# 応 急 対 策

第1款 避難行動【統括部】



#### 1 震災時の避難行動

火災を伴わない場合

自宅に倒壊の危険性がある場合は、避難拠点に避難します。

火災発生初期の場合や火災との距離がある場合

避難拠点に一時的に避難し、避難拠点に延焼火災の危険が迫った場合は、区等の誘導により、東京都が指定する避難場所(以下「都指定避難場所」という。)へ避難します。

その後、火災が終息したときは、都指定避難場所から指定避難所である避難拠点に避難します。

同時多発的な大規模な火災を伴う場合 直接、都指定避難場所に避難します。

#### 第2款避難態勢【統括部】

#### 1 災害と避難

災害が発生した場合でも、危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。避難を行う場合は、次のとおりです。

区民が自主的な判断に基づいて行う避難

(例:自宅の倒壊・火災の発生等)

災対本部長の避難勧告等に従って行う避難(例:延焼火災の拡

大、土砂災害、洪水 等)

災対本部長の警戒区域設定に応じて行う避難

災対法第60条(洪水の場合は、水防法第29条)

災対法第63条

#### 2 避難勧告の判断基準

災対本部長は、区域内において危険等が切迫した場合に、警察署長、 消防署長と協議のうえ、要避難地域および避難先を定めて避難勧告等を します。

災対本部長は、避難勧告等をする場合において、必要があると認めるときは、都知事等に対し、避難勧告等に関する事項について、助言を求めることができます(災対法第61条の2)。

避難勧告等を行った旨を東京都に報告します。

区民の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、災対本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命じます。

# 第3款 避難誘導【統括部、警視庁、消防署、消防団】

#### 1 警視庁の役割

避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほかへリコプターによる上空からの広報活動を行います。

火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、 区民防災組織や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講 じます。

#### 2 消防署の役割

災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町 村への通報を行います。

人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関 と連携した避難勧告等および区へのその内容の通報を行います。

避難勧告等が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、 火災拡大の経路および消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区 市町村、関係機関に通報を行います。

避難勧告等が出された場合は、災害状況および消防力の余力に応 じ、広報車の活用等により避難勧告等の伝達を行います。

避難勧告等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努めます。

#### 3 消防団の役割

避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行います。

# 4 防災会の役割

避難勧告等が出された場合や、大規模な延焼火災が発生したときは、避難する旨を区域内に伝達します。特に災害時要援護者については、災害時要援護者名簿や日頃の情報に基づいて、手分けして伝達に努めます。

可能な限り住民を集合させ、区からの情報を得ながら、誘導します。

# 第4款 一時避難場所【災対各部】

区では、大きな災害が発生した場合は、避難拠点に避難するよう区民に 周知しています。

しかし、発災直後に、被災者が区立施設へ緊急避難してきた場合は、一時的に受入れます。緊急一時避難としての受入場所であるため、避難者の受入期間は発災直後から概ね24時間後までの初動期で、運営は原則として施設職員が行います。

一時避難場所は、長期間避難生活を受入れるものではなく、状況が落ち着いた段階で帰宅いただくか避難拠点に移っていただきます。

区とあらかじめ協定を締結している都立学校等についても、必要に応じて、一時避難場所として受け入れます。

### 第5款 臨時的避難所【災対各部】

災害の規模や被害の状況により、避難拠点だけでは避難者を十分に受入れられない場合に、福祉避難所となる福祉施設等を除き、災害対策本部の要請に基づき、区立施設を臨時の避難所として開設します。既に、一時避難場所として多くの避難者を受入れている場合で、近隣の避難拠点への避難者の受入れが困難な場合には、臨時的避難所に切り替えます。

臨時的避難所は、長期間避難生活を受入れるものではなく、状況が落ち着いた段階で避難拠点へ誘導します。

区とあらかじめ協定を締結している都立学校等についても、必要に応じて、臨時的避難所として開設します。

# 第6款 避難拠点以外への避難者【統括部】

被害の状況によっては、避難拠点や臨時的避難所以外の場所で生活する被 災者もでてきます。

災対本部は、区民防災組織やボランティア等とも協力し、生活している場所、その状況および要望等を把握します。

特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる危険性もあるので、健康管理等への啓発を行います。また、車中泊・テント泊の候補地となり得るオープンスペースを確保することが困難であることも日頃から周知します。

災害時に自動車を使用しての避難は、消防など防災関係機関の消火活動や 救命・救助活動の支障になりかねないことから、控えるよう日頃から周知し ます。

#### 第5章被災者·避難者対策

### 第7款 周辺自治体への広域避難【統括部】

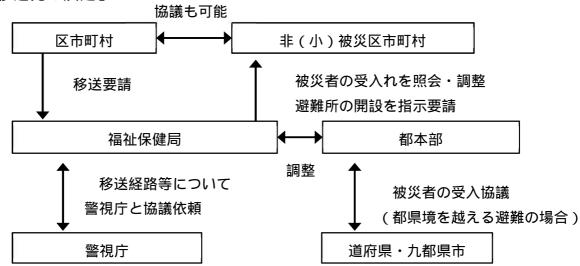
#### 1 避難者受入れの要請

災対本部長は、被害が甚大となり、多くの被災者が発生する等の緊急事態が生じ、すべての被災者を避難拠点等に受入れることが困難なときは、他地区(近隣の非被災もしくは小被災地自治体または隣接県)への被災者の移送について、都知事(東京都福祉保健局)に要請します。

要請にあたっては、次の事項を伝達します。

避難者の人員数(男女別)・世帯数 災害時要援護者の人員 避難期間 引率者の氏名等 その他必要事項

#### 【移送先の決定】



#### 2 運営・輸送等

職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に 派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させます。

避難所の運営は移送元の区が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力します。また、費用は移送元の区が負担します。

# 3 避難対象者への周知

周辺自治体への避難を決定した場合、速やかに対象者に周知します。また、都知事に速やかにその内容を報告します。

# 第2節 災害時要援護者対策

災害時に自力で避難が困難な災害時要援護者に対し、民生・児童委員、区民 防災組織、防災関係機関、ボランティア等、様々な支援の担い手の力を結集 し、支援を行います。

区では、平成19年度から「災害時要援護者名簿」の登録制度を設け、民生・児童委員、区民防災組織等と共有し、災害時の安否確認等に活用することとしています。これまでこの制度が区民に広く周知され定着していることから、「災害時要援護者名簿」を災対法第49条の10の規定による「避難行動要支援者名簿」として位置づけ、引き続き運用することとします。

# 予 防 対 策

### 第1款 災害時要援護者とは【福祉部、健康部】

「災害時要援護者」とは、災害が発生した際に、自力で避難すること が難しく支援を必要とする方のことです。

区では、災害時要援護者を支援するため、本人の申し出により名簿 (災害時要援護者名簿)に登録し、その情報を平常時から地域の民生・ 児童委員、区民防災組織、防災関係機関等(以下「避難支援等関係者」 という。)と共有しています。災害時には、災害時要援護者名簿を、避 難支援等関係者による安否確認、被害状況の確認、避難拠点への誘導等 に活用します。

なお、区では、災害時において難病患者等の個別の状況や特性に応じた支援を行うため、人工呼吸器を使用している方の個別支援計画を策定するなどの取組を進めています。

# 第2款 地域における災害時要援護者の支援体制【危機管理室、福祉部】

# 1 地域における支援

災害時にできる限り自力で対処できるような条件整備を行うととも に、自力で対処できない場合に援助が受けられる協力体制を確立して いきます。

そのため、災害時要援護者を地域全体で支えていくために「災害に そなえて」のリーフレットの作成等を通じて普及啓発活動に取り組み ます。

#### 防災本編

#### 第5章被災者・避難者対策

災害時において、区職員が出来ることには限界があります。そこで、平常時から地域における様々なつながりを通して、互いの協力体制を確立することが重要です。防災訓練や災害時要援護者名簿を活用した安否確認訓練等を通じて、地域住民自らがお互いに支え合う社会づくりを目指します。

#### 2 社会福祉施設等での対応

社会福祉施設等では、施設職員を中心に対応を図りますが、区民防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておくことも必要です。そこで周辺地域の事業所や町会・自治会との間で災害時相互応援協定の締結促進を図ります。また、社会福祉施設等は、福祉避難所に指定されていることも多いことから、福祉避難所の開設・運営を想定した訓練を実施・指導するなど、地域防災力の向上に努めていきます。

#### 第3款 災害時要援護者の避難支援等の計画【福祉部】

### 1 全体計画の策定

区における、災害時要援護者の生命および身体を災害から保護する ために必要な措置(以下「避難支援等」という。)についての全体的 な考え方を整理し、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画と して全体計画を策定します。

全体計画においては、以下の事項等を定めます。特に ~ については、地域防災計画の記載に準ずるものとします。

#### 【全体計画で定める事項】

避難支援等関係者となる者

災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

災害時要援護者名簿の更新に関する事項

災害時要援護者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するた

めに市町村が求める措置および市町村が講ずる措置

災害時要援護者が円滑に避難のための立退きを行うことができ

るための通知または警告の配慮

避難支援等関係者の安全確保

災害時要援護者名簿作成に関する関係部署の役割分担

避難支援等関係者への依頼事項

避難支援体制の確保

あらかじめ避難支援等関係者に災害時要援護者名簿情報を提供

することに不同意であった者に対する支援体制

発災時または発災の恐れがある時に避難支援等に協力を依頼す

る企業団体等との協定締結

他

# 2 災害時要援護者名簿の作成

避難支援等を実施するための基礎となる名簿として災害時要援護者 名簿を作成し、活用を図ります。

災害時要援護者名簿へ登録する人は、具体的には以下の条件に該当 する方等を想定します。

介護保険の要介護3以上の認定を受けている方

身体障害者手帳1級または2級の認定を受けている方

愛の手帳1度から4度までの認定を受けている方

精神障害者保健福祉手帳1級または2級の認定を受けている方

65歳以上でひとりぐらしの方

75歳以上の高齢者のみの世帯

難病(国および都の難病等医療費助成認定)の患者

その他、登録を希望する方

上記の条件に該当する方を把握するために、区では区の内部で把握 している要介護者や障害者等の情報をもとに、登録要件を満たしてい る方に対して通知するなど、登録勧奨を図っています。

また、必要に応じて東京都など他の地方公共団体等に対しても情報の提供を求めます。

#### 防災本編

#### 第5章被災者・避難者対策

災害時要援護者名簿の記載事項は、次のとおりです。

#### 【災害時要援護者名簿に記載・記録する事項】

項番	項目
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所または居所
5	電話番号その他の連絡先
6	避難支援等を必要とする事由
7	前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し区長が
/	必要と認める事項

### 3 災害時要援護者名簿の更新

災害時要援護者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等 により変動が生じるため、区は災害時要援護者の実態の把握に努め、 災害時要援護者名簿の情報(以下「名簿情報」という。)を随時更新 します。

# 4 災害時要援護者名簿の共有および配備

災害時要援護者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供され共 有されていることで、災害時において円滑かつ迅速な避難支援等の実 施が可能になります。このため、区内の関係部門において名簿情報の 共有を行い、災害に備えた対応を行うことが必要です。

そこで、災害時要援護者本人が、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することに同意している場合、区は平常時から避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して該当する名簿情報を提供します。また、災害時の安否確認に活用するため、99か所の避難拠点において、名簿を配備しています。

災害時要援護者名簿の提供先となる避難支援等関係者は次のとおりです。

民生・児童委員

防災会、町会・自治会

消防機関

警察署

高齢者相談センター(地域包括支援センター)

災害時要援護者名簿の提供・配備にあたっては、個人情報保護の観点から避難支援等関係者が関わる地域の名簿情報のみを提供する等の配慮を行います。

また、民生・児童委員は民生委員法第15条の規定により、守秘義務が課せられています。その他の各団体とは、名簿情報の取扱いについての覚書を取り交わすなど、個人情報の取扱いについて徹底を図ります。加えて、区は、避難支援等関係者に対して、個人に守秘義務が課せられていることについて十分に説明を行うなど、個人情報が適切に管理されるよう指導を行います。

さらに、避難拠点に配備している災害時要援護者名簿を施錠可能な 場所に保管するなど、適切な措置を講じています。

### 5 福祉避難所の指定

「福祉避難所」とは、災害時要援護者のうち、高齢者や障害者な ど、避難拠点において特別な配慮を必要とする方を対象として開設す るもので、区では、区内の社会福祉施設等を事前に指定しています。

(平成29年12月現在:40か所)

今後も、福祉部では、施設の利用方法、情報の伝達、備蓄等様々な 課題について絶えず見直し、災害時に備えていきます。

# 応 急 対 策

第4款 災害時要援護者の安否確認【統括部、災対福祉部、災対環 境部】

災害時には、各防災機関をはじめ、区民防災組織等の地域との連携により、災害時要援護者の安否確認や救出・救護を行います。その際には、災害の発生により新たに災害時要援護者となった方々に対しても同様に、それぞれの身体的・精神的状況に配慮した安否確認や救出・救護活動を行います。

# 1 避難拠点を活用した安否確認

区では、災害時に避難支援等関係者や練馬区災害ボランティア等の力を結集し、避難拠点を中心とした安否確認を行います。また、確認した安否情報は、実施状況を踏まえて、支援活動につなげていきます。

# 2 安否確認の方法

以下の手順により、安否確認を行います。

避難拠点を活用した安否確認

災害時には、避難支援関係者の他、練馬区災害ボランティア等の様々な災害時要援護者支援の担い手が、避難拠点に参集します。

各々の避難拠点に集まった担い手が役割分担を行い、避難拠点 にあらかじめ配備している災害時要援護者名簿に登録された災害 時要援護者宅を訪問し、安否確認を実施します。また、訪問に合 わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や、避難拠点への誘導を行 います。

地域独自の安否確認

地域(避難支援等関係者)で既に安否確認の仕組みを確立している場合は、避難拠点に参集せず、直接安否確認を実施します。

また、訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や、避難拠点への誘導を行います。

協定に基づく安否確認

上記 または と並行して、介護サービス事業者連絡協議会および障害福祉サービス事業者連絡会との協定に基づき、サービス事業者は、利用者の安否確認を行い、各総合福祉事務所へ報告します。報告を受けた各福祉事務所は安否確認情報を集約し、災対福祉部へ報告します。

### 3 安否情報のとりまとめ

安否確認終了後、訪問によって得た安否確認情報を避難拠点へ持ち寄ります。

安否情報を避難拠点で集約し、その結果を避難拠点に設置されている移動系防災行政無線等の通信手段を活用し、災対本部へ報告します。

災害時要援護者の救出・救護が必要な場合は、避難拠点から直接、地元の消防、警察、防災会等へ要請するか、または、移動系防 災行政無線等を通じて災対本部へ要請します。

### 4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等の実施にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命および身体の安全を守ることが大前提です。そのため、

避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲 で避難支援等を行うことができるよう、「避難拠点運営の手引」や防 災訓練を通じて、安全確保に対する理解を深めていきます。

### 5 清掃事業の戸別訪問収集を活用した安否確認

区の清掃事業では、平常時から、65歳以上または障害がある方のみの世帯で、日常生活に伴って発生する家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力を得られない世帯を対象に「戸別訪問収集」を実施しています。

災害時においても、この事業による区民との「絆」を活用し、安否 確認を行います。

#### 第5款 福祉避難所における対応【災対福祉部】

#### 1 福祉避難所の開設

災対福祉部は、福祉施設の協力を得て、福祉避難所を開設します。 開設にあたっては、当該施設の被害状況、受入れ能力等を踏まえ、福 祉避難所に指定されている福祉施設に、災対福祉部が要請します。高 齢者や障害者など、避難拠点において特別な配慮を必要とする方に対 しては、次の手順で福祉避難所を開設し、災害時要援護者への適切な 支援を図ります。

災対福祉部は、避難拠点と連携し、福祉避難所の開設を行います。福祉避難所の開設状況、受入れの可否を避難拠点へ連絡します。

防災関係機関や区民防災組織等の協力を得て、災害時要援護者 を、避難拠点から福祉避難所へ移送します。

福祉避難所では、施設職員のもとで健康面等に配慮しながら、災害時要援護者の立場に立った避難生活に必要な支援に努めます。

平常時より、福祉避難所での災害時要援護者受入れ訓練やマニュアル等の見直し、備蓄物資の充実等、絶えず見直しを行いながら災害対策の推進に努めていきます。また、事業者や地域住民との連携による福祉避難所の運営も検討します。

#### [資料編 資料20-015 参照]

防災本編 第5章被災者・避難者対策

### 2 緊急入所等の実施

在宅での生活の継続あるいは福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者に対し、必要に応じて緊急入所等を実施します。

また、災害時要援護者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

実施に際しては、平常時から関係機関と協議するなど、連携を強化します。

# 復旧・復興対策

# 第6款 災害時要援護者と復旧期【災対各部】

応急対策期から復旧期にかけても、災害時要援護者に対する支援サービスが適切に行われるように努めます。

災対各部が関係機関と連携しながら被災者のニーズの把握に努め、応 急仮設住宅への入居、相談業務等を行う際も、「災害弱者」が「生活弱 者」とならないように配慮します。

# 第3節 避難拠点体制等の整備

区の災害対策の基幹となり、災害発生時に地域における防災拠点となる避難 拠点体制を整備します。

# 予 防 対 策

### 第1款 指定緊急避難場所・指定避難所の指定【危機管理室】

平成25年6月の災対法の改正に伴い、円滑かつ迅速な避難のための立退きを確保するため、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することになりました。(災対法第49条の4)あわせて被災者が一時的に滞在するための指定避難所を指定することになりました。(災対法第49条の7)

一方で、東京都は、特別区の区域を対象に、震災時に拡大する火災から都民を保護することを目的として、昭和47年から「避難場所」を指定しています。(東京都震災対策条例第47条)区と都は、長年にわたり「大規模な火事」に対応した広域的な避難場所として都指定避難場所を周知してきました。

ただし、この都指定避難場所への避難は、「避難拠点に延焼火災の危険が迫った場合」としています。

こうした背景を踏まえ、練馬区では「指定緊急避難場所」と「指定避 難所」は「区立小中学校」を指定します。

災害の種類	指定緊急避難場所	指定避難所
地震	区立小中学校	区立小中学校
大規模な火事	区立小中学校	区立小中学校

今後、東京都が都指定避難場所の見直しを行ったときは、改めて「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の指定について検討を行います。

# 第2款避難拠点【危機管理室】

阪神・淡路大震災以後、区では全ての区立小中学校を「避難所+防災拠点 =避難拠点」とし、その整備充実を図ってきました。避難拠点である区立小 中学校の大規模改修や建替等に際しては、災害時の居住性の改善を中心に、 バリアフリー化、ライフライン支障時のエネルギーや水等の確保、排水設備 の耐震化(トイレ対策等)に取り組んでいます。

また、避難拠点は、防災会や避難拠点運営連絡会等の地域の区民防災組織

防災本編

#### 第5章被災者・避難者対策

や、各種協定団体、地域の企業等の連帯の力で、地域の自立した防災の活動拠点を目指します。

### 1 避難拠点体制をとる理由

大地震の発生時には、広い範囲にわたって家屋倒壊や火災が同時発生 し、多くの区民の生命・財産が重大な危険にさらされることが予想されま す。阪神・淡路大震災や東日本大震災でも、多くの住民が災害発生直後に 近くの公共施設へ避難しました。

区立小中学校を避難拠点とした理由は、次のとおりです。

敷地、建物の面積が大きい。

建物が耐火構造である。

容量の大きい消火用水、飲料水が確保できる。

防災無線設備を有している。

運搬車両、人の出入りに便利である。

日頃から住民に親しまれ、地域における知名度がある。

### 2 避難拠点の主な役割(避難拠点の6つの役割)

水・食料の配給拠点となります。

避難生活を支えます。

復旧・復興関連情報を提供します。

簡単な手当てや、健康相談を行います。

被災者のために相談所を開設します。

救助などの要請を行います。

#### 3 運営方針

避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、困っている方から適切、臨機応変に対応します。

避難所の運営にあたっては、避難所で生活する避難者だけでなく、在宅避難者も支援の対象とし、避難拠点を情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とします。

#### 4 避難拠点要員

練馬区避難拠点要員(拠点の近隣に居住ならびに近隣施設に勤務する区職員)と学校拠点要員(学校教職員のうち、避難拠点の運営を担当する者)は、区の区域において震度5弱以上の地震が発生した場合には、命令の有

第5章被災者・避難者対策

無にかかわらず指定されている区立小中学校に参集し、避難拠点運営連絡 会の協力を得ながら、避難拠点の開設・運営に従事します。

なお、災害時の区内における被害の程度は一様とはならず、地域によって差が生じることが想定されるため、被害が大きい地域の避難拠点に対しては、迅速に応援職員を派遣する体制を整える必要があります。また、業務継続計画に規定する業務を実施するための人員を確保しなければならないことについても考慮する必要があります。

### 5 避難拠点運営連絡会

避難拠点運営連絡会は、避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を 円滑に行うための地域住民による区民防災組織です。現在、全ての避難拠 点で避難拠点運営連絡会が結成されています。

避難拠点運営連絡会では、避難拠点ごとに校舎の形状や地域の特性が異なることから、それぞれの避難拠点ごとに個別のマニュアルを作成しています。

### 6 避難拠点要員と避難拠点運営連絡会の主な役割

避難拠点の開設・運営は、避難拠点要員班長が責任者となって練馬区避難拠点要員、学校拠点要員、避難拠点運営連絡会が連携・協力して行います。

なお、平常時はもちろんのこと、災害時においても学校施設の管理者は 学校長です。災害時の学校施設の利用について、区と学校で日頃から検討 を行います。

## 7 各避難拠点の受入れ可能人数

都の被害想定では、区内の避難所生活者は、発災1日後に、最大で約7万6,900人が想定されています。(多摩直下地震 M7.3、冬18時、風速8m/秒の場合)

避難拠点全体として、これらの避難者の収容は可能ですが、万が一避難者が避難拠点での受入れ可能人数を上回った場合は、他の区立施設や、あらかじめ協定を締結している周辺の都立学校等を避難所として活用します。

## 8 周知

各区立小中学校には避難拠点である旨の表示を行うとともに、街頭消火

#### 第5章被災者・避難者対策

器収納箱には「最寄りの避難拠点へ」と表示し、防災地図の配布と併せて 避難拠点の区民への周知を徹底します。

### 第3款 東京都指定避難場所【危機管理室、東京都都市整備局】

#### 1 現況

東京都は特別区の区域を対象に、震災時に拡大する火災から都民を保護することを目的として、昭和47年から都立公園などを「避難場所」として指定を開始し、平成29年4月現在、197か所が指定されています。(東京都震災対策条例第47条第1項)

練馬区に割り当てられている避難場所は、13か所あります(区内10か所、区外3か所)。都指定避難場所は、概ね5年ごとに見直しを行っています。 〔資料編 資料20-016 参照〕

なお、平成25年6月の災対法の改正に基づき、区市町村長が「指定緊急 避難場所」と「指定避難所」を指定することになったことに伴い、東京都 は、この都指定避難場所の取扱いについて検討しています。

### 2 指定の考え方

東京都は、発災時に拡大する火災から都民を安全に保護するために、広域的な避難を確保することを目的として都指定避難場所を指定しています。 指定にあたっては、周辺市街地の火災による輻射熱に対して安全な面積 を確保できる場所を都指定避難場所とし、避難場所ごとに設けた割当地区 の昼間人口あるいは夜間人口をもとに避難計画人口を算定しています。

原則として1人当たりの有効面積が1㎡を確保できるように避難地 区割当を行っています。なお、地区割当計画は、町丁目、町会・自治 会区域を考慮して、東京都と区の協議で決められています。

#### 3 標識の設置

東京都は、都指定避難場所周辺に標識を設置し、避難誘導の円滑な 実現を図っています。また、都区の役割分担により、標識の移動や補 修などの管理は区が行います。

## 4 東京都指定避難場所の運用

都指定避難場所は避難者が各人の判断で個々に一時避難する以外 は、災対本部の避難勧告等や防災機関の指示により、避難する場所と します。

都指定避難場所への一時避難や移動は、原則として防災機関の職員、避難拠点要員、避難拠点運営連絡会の役員などの引率・誘導によって行います。

この場合における都指定避難場所の運用は、都区の事務分担により 区が行います。ただし、区のみの対応が困難な場合は東京都が補完し ます。

また、複数の区にわたって所在する都指定避難場所または複数の区の住民が利用する都指定避難場所の運用については、あらかじめ関係区において協議して対処します。

### 5 避難場所の安全化

避難場所・避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者の安全を確保するための消防活動と消防水利の確保が必要不可欠です。

東京消防庁は、避難者を飛火等から防護する為に必要な水量を算出し、 水利の確保および防火水槽等の整備を推進しています。

知事の管理する公共施設および特殊建築物を整備するときは、防 火水槽等の消防水利の設置に努めています。(東京都震災対策条例 第27条)

### 第4款 避難道路【危機管理室、東京都都市整備局】

#### 1 避難道路の目的

東京都の避難計画(区部)では、指定避難場所へ避難をする際は、自由避難(任意の経路を利用して避難すること)を原則としています。

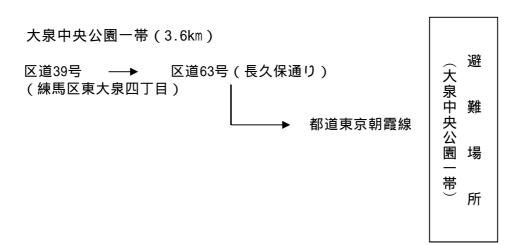
しかし、都避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定し、都避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合の輻射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保することを原則としています。そこで都では、火災による延焼の危険性が著しい地域については、主要な避難経路をあらかじめ明らかにして避難者の安全を図るため、避難道路を指定しています。(東京都震災対策条例第48条)

### 第5章被災者·避難者対策

## 2 概要(都内全域)

項目	現 状
都告示年月日	平成20年 2 月19日
路線数	20系統・77路線
総延長	78.5km
対象避難場所数	16か所

# 3 避難道路系統(練馬区内指定分)



防災本編 第5章被災者・避難者対策



## 4 選定の考え方

原則として幅員15m以上とされています。ただし、これに該当する道路がない場合は、7.5m以上でも止むを得ないものとされています。

避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避けます。また、異なる避難 道路はあまり接近しないものとしています。

## 5 避難道路標識の設置

東京都都市整備局は、避難誘導を円滑かつ安全に行うため、250mに 1本の割合で避難道路沿いに避難道路標識を設置しています。 防災本編 第5章被災者・避難者対策

#### 6 広報

避難道路および東京都が指定した主要道路は、災害時の避難あるいは緊急輸送路として防災活動上重要です。災害時にこれらの道路への家財等の持ち出しや、自動車の走行を行わないよう周知徹底を図ります。

# 応 急 対 策

#### 第5款 避難拠点の運営【統括部、災対教育振興部】

各避難拠点では、「避難拠点運営の手引」や避難拠点ごとのマニュアルに基づき、避難拠点要員と避難拠点運営連絡会が緊密な協力のもとに連携しながら円滑な運営を行い、避難者(在宅避難者を含む。)に係る情報の把握に努めます。

避難拠点ではさまざまな方が避難してくることが想定されます。避難拠点の運営にあたっては、女性、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮するとともに、多様なニーズへの対応を心がけます。また、プライバシーの保護や被災時の男女のニーズの違いに配慮し、固定的な男女の役割意識にとらわれない運営を行います。

### 1 避難拠点

災対本部は、情報拠点校等からの情報に基づき、各避難拠点の開設・運営状況を把握します。災対教育振興部は、災対総務部と協力し、避難拠点の状況把握に努めます。災対教育振興部は、状況がある程度落ち着いた段階(通常用いられる通信手段が概ね利用できるようになった段階)で災対本部から避難拠点の統括業務を引き継ぎます。なお、引き継ぎの時期は、協議して決定します。

### 2 避難拠点要員

収容開始の報告、被害状況、物資不足見込み等の情報を、情報拠点校を通じて、災対本部に報告します。

負傷者は、医療救護所の設置されている拠点ではその場所へ、設置されていない拠点では保健室等避難拠点ごとに決めた場所へ案内し、医療機関等への搬送体制をとります。

#### 3 避難者

被災当初は、避難拠点の運営に協力するように努めます。避難生活が落ちついてきたら、避難した者自らが避難拠点の運営に積極的に関わるようにします。

### 4 避難拠点の開設基準

地震災害が発生した場合、災害発生直後だけでなく、一定の時間が経過した後に、新たな被害や避難者が発生する場合があります。このことから、避難拠点の開設基準は、誰にとっても分かりやすいものとするため、次のとおりとします。

避難者の有無にかかわらず、練馬区の区域内で震度 5 弱以上を 観測する地震が発生した場合、避難拠点要員が自動的に参集する とともに、全ての避難拠点を建物の安全確認後に開設します。

被害や避難者がいない場合の避難拠点の閉鎖については、区内 全体の被害状況や避難状況を勘案し、災対本部において判断し、 各避難拠点に指示します。

### 5 避難拠点の開設

避難拠点の開設は、原則として練馬区避難拠点要員の班長により決定します。避難拠点を開設したときは、通信可能な情報手段により、 災対本部に開設した旨を報告します。

災対本部は、避難拠点や福祉避難所の開設状況について、必要事項を速やかに東京都福祉保健局、警察署、消防署等の防災関係機関に報告します。東京都への報告は、DISを通じて行います。

報告にあたっては、避難拠点や福祉避難所ごとの避難者(在宅避難者を含む。)の情報を把握します。

### 6 ボランティアの受入れ

災害の様子によっては、ボランティアの仕事の需給調整を行う必要が生じます。一般のボランティアは、手続きの煩雑さを避け効率的に 支援してもらうため、直接避難拠点で受入れます。

## 7 避難拠点の計画的な統合・閉鎖

避難拠点の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承 防災本編

第5章被災者·避難者対策

認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受けます。

避難拠点の開設が長期にわたる場合、災害後の教育再開や、人員・物資等の効果的・効率的投入を考慮すると、計画的に避難拠点の閉鎖・統合を図る必要があります。

避難者が減少した後における、避難拠点の統合・閉鎖については、次により計画的に実施します。

避難者が減少するまでの間については、小・中学校の避難拠点とも、 同様の取り扱いとします。

中学校は比較的短期間を想定した避難拠点とし、小学校は長期避難 者に対応する避難拠点と位置づけます。

避難拠点として閉鎖した後の中学校は順次、教育再開します。

# 第4節 避難生活における環境の確保

発災時に、避難生活において良好な環境が確保されるよう、平常時より以下の取り組みを実施します。

## 予 防 対 策

### 第1款 支援体制の整備【危機管理室、福祉部、健康部】

### 1 支援体制の整備

平常時から関係各部が連携して、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の配慮が必要な方(以下この節において「要配慮者」という。)や在宅者への支援も視野に入れて、災害時の支援や役割分担等を検討します。

また、防疫用資器材の備蓄および調達・配布計画についても関係部署と検討していきます。

## 2 要配慮者に対する支援体制

発災時に、要配慮者に対して、次のような一定の支援が図られるよう平常時から区民防災組織等との連携体制を検討します。

避難拠点内での要配慮者用スペースの確保 必要な育児・介護・医療用品・特殊食品の調達 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の 支援との連携

避難生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させる広域避難を想定して、今後、協定締結自治体と検討を進めます。

# 応 急 対 策

### 第2款 被災者支援の基本的な対応方針【災対健康部、災対福祉部】

避難生活において良好な環境が確保されるよう、巡回対応を行うなど、避難拠点を中心とした防疫活動、保健衛生活動などを実施します。 また、福祉避難所に避難している被災者や在宅避難者に対しては、特に個々の健康状況や生活状況に鑑み、支援を行います。

### 第3款 防疫【災対健康部】

災対健康部は、災害の種類、程度に応じ、被災地域や避難拠点における防疫活動を行うことにより、感染症の発生やまん延を防止します。

### 1 防疫活動

実施計画を作成し、備蓄している資材・薬品により、避難拠点のトイレ等を順次消毒するように指導します。

また、被災家屋等については消毒の実施または消毒薬を配布して の指導を行います。

感染症患者の早期発見に努め、被災地域や避難拠点の感染症発生状況を把握し、必要な予防対策を行います。また、一類・二類感染症など入院対策が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、東京都や防災関係機関と連携して、受入医療機関の確保および移送・搬送手段の調整および確保を行います。

防疫活動は、防疫チームを組織して業務を行います。

班名	編整数	構成	業務内容
環境衛生	2	環境衛生監視員	井戸水等の調査
指導班		2~4名	消毒の実施および指導
	1	事務2名、	健康調査および健康相談
健康相談		保健師1名	感染症の発生状況の把握
班			感染症予防のための広報
			および健康指導

環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行います。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を指導します。

### 2 役割分担

被災戸数、防疫活動の実施について、東京都に連絡します。区の対応能力では不十分なときは、東京都へ協力を要請します。

## 第4款 保健衛生活動【災対健康部】

災対健康部は、次の要領により保健衛生活動を行います。

### 1 活動内容

区民や毒物劇物取扱者から毒物劇物による事故の届けを受けた場合は、事故届受付表に記録し、必要な応急措置を指示し、防災関係機関(警察・消防・東京都)に連絡します。

避難拠点の食事提供の状況把握と関係部署への連絡・調整を行い ます。

保健衛生活動は、食品衛生指導班、環境衛生指導班、巡回訪問班 を組織して業務を行います。

状況に応じて増班を行います。

(人)にいるともなどにいる。				
班名	編整数	構成	業務内容	
	練馬	食品衛生監視員	避難拠点の食品衛生指導	
食品衛生	地区1	2~6名	食品の安全確保	
指導班	石神井		区民からの食品安全に関す	
	地区1		る問い合わせへの対応	
理培告法什	1 ~ 2	環境衛生監視員	飲料水の安全確保	
環境衛生  指導班		2 名	衛生的室内環境の確保	
111年5月			環境衛生施設の衛生指導	
	練馬	保健師、	要配慮者の安否確認	
	地区1	管理栄養士、	健康調査および避難拠点に	
	石神井	歯科衛生士	おける健康相談、地域におけ	
	地区1	若干名	る巡回相談	
			避難拠点等における食事提	
巡回訪問			供の状況把握	
班			メンタルヘルスケア(長期	
			に及ぶ場合には、各保健相談	
			所の精神保健活動につなぐ)	
			感染症予防のための広報お	
			よび健康指導	
			健康管理への啓発	

### 2 避難拠点等の衛生管理

避難拠点の生活状況を把握し、被災者の適切な受入体制が確保できるようにします。避難拠点内外におけるゴミの保管場所の適正管理、飲料水の衛生および衛生的な室内環境の保持を図るよう指導します。

避難拠点の衛生管理にあたっては、生活環境上必要な物資の確保を図ります。また、不特定多数の被災者が生活するため、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮して環境の維持に努めます。

### 第5款 発災後における対応【災対健康部、災対教育振興部】

#### 1 衛生・巡回診療・保健

#### 各避難拠点への保健師等の巡回

各避難拠点を保健師が巡回し、避難拠点内の感染症予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化、被災者の心身の機能の低下を予防するため、広報誌の配布や、避難所全体の健康面に関するモニタリングや、感染症拡大に向けた必要な注意喚起を実施します。

アセスメント等の結果を踏まえ、避難拠点運営関係者、福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難拠点の衛生環境の改善を図ります。

プライバシーに配慮して診察を行えるよう、独立した診察スペースを設けます。

#### 各避難拠点における巡回診療・巡回相談の体制整備

避難所生活の長期化により、被災者の心身の機能低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、こころの健康に関する問題等健康上の課題が多く生じることから、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談をできるようにします。また、四師会や医療ボランティアの活用により、身近な場所で診療が受けられる体制整備を図ります。

インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種の実 施を検討します。

#### 避難者に対する避難拠点内の巡回活動

避難拠点運営連絡会やボランティアの活用により、避難生活の環境 改善を図ることや、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調 の変化への気づき等が行えるように体制を構築します。

第5章被災者・避難者対策

把握した被災者の体調の変化については、保健師等専門職が被災者の健康管理、個別支援を実施し、必要に応じて外部医療機関等へ引き継ぐなどの対応を図ります。

避難拠点の衛生管理

感染症の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難拠点内の清 潔保持等の環境整備を図ります。

避難拠点の栄養管理

避難拠点での避難生活が長期間に及ぶ場合、適切な食事提供が行われるように関係部署との調整を図ります。また、食事に関する要配慮者へ必要な対応を行います。

避難拠点の運営従事者への配慮

避難拠点運営連絡会の会員や区要員等のストレスを解消するため、運営に従事する方々の心身の安定を図る方策を講じます。

公衆浴場の確保

区は、保健所と連携して、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、 シャワー施設の設置状況を把握します。

被災者に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援します。

災害協定に基づき、被災者の入浴支援について東京都公衆浴場 業環境衛生同業組合練馬支部に要請します。

〔資料編 資料18-003 参照〕

### 2 アレルギー疾患患者の把握と対応

各避難拠点運営連絡会の協力のもと、食物アレルギー患者の把握と配慮、周囲の方々の理解を促進します。避難拠点で提供する食事に原材料表示等するなど、できる限り情報提供を行い優先的な選択に努めます。また、ビブス、アレルギーサインプレート等の活用により、何が食べられないのかが誰でも分かるような予防策を図っていきます。

ぜん息(気管支ぜん息)患者は、ほこり、煙、においなどが発作の引き金になり、普段と違う環境では悪化しやすくなります。吸入薬を使うために機械の電源が必要なこともあるため、各避難拠点運営連絡会の協力のもと優先的に電源が使用できるよう配慮します。

アトピー性皮膚炎は子どもに多いアレルギーの病気の一つです。 毎日のスキンケアがかかせません。できる限りシャワーや入浴など の優先利用や、薬を塗るときに周囲の目から触れなくて済む配慮を、 各避難拠点運営連絡会の協力のもと行っていきます。 第5章被災者・避難者対策

アトピー性皮膚炎の悪化を避けるために避難拠点の仮設風呂・シャワーを優先的に使用させることや、ぜん息など呼吸器疾患の悪化を避けるために、避難拠点内でほこりの少ない場所を確保するなどの配慮が必要です。

### 3 在宅避難等

避難拠点で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた方(福祉避難所に避難された方を含む)等も、支援の対象とします。

在宅での避難生活を余儀なくされた方などに対して、地域や区等による見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる方に対して情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じます。

被災者台帳の活用などにより、在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難拠点と連携した支援を行います。(災対法第90条の3)

在宅患者のうち、難病や障害等で医療的ケアが必要な場合は、福祉避 難所へ搬送し、療養環境を整備します。

在宅患者など、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む。)を得られないため直接生命にかかわる方、日常生活に重大な支障をきたす方を把握し必要な医療や物資が提供できるよう、必要な措置を講じます。

在宅医療患者で入院が必要となった方に対しては、練馬区災害医療コーディネーターと連携して医療機関への入院を図ります。

給食施設間支援がスムーズに行えるように指導・助言を行います。 また、特殊食品が不足する場合は、災対本部を通じて支援します。

# 復旧・復興対策

第6款 心のケア ~ 精神疾患患者および精神科医療を要する区民への対応~【統括部、災対健康部】

### 1 情報提供

災対健康部は、精神科病院、診療所の開設状況を把握し、統括部へ伝達 し、区民への情報提供に努めます。

## 2 入院患者対策

入院継続が不可能になった場合に、東京都と連携して精神科医療機関への転院を図ります。

# 3 通院患者対策

通院継続や生活の支援に努めます。

## 第5節 女性の視点による災害対策の推進

東日本大震災では、被災地の避難所で次のような事例の発生が報告されています。

物資の備蓄や提供において、女性用下着等を男性が配布しているため、もらいに行きづらい。

授乳や着替えをする場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気 にしながら着替える。

女性用の物干し場がないため、下着が干せない。

女性は当然のように、炊き出しの仕事を割り当てられたり、食事の用意や片付けをさせられた。

このことを踏まえ、内閣府では、東日本大震災において浮かび上がった女性 の視点による問題点として、次の事項を挙げています。

平時における防災の検討や避難所運営等災害現場での意思決定に 女性が参画していない。

防災・震災対応に女性の視点が入らず、配慮が足りない。

震災が起き、固定的性別役割分担が、更に強まった。

「男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について」(内閣府男女共同参画局作成)より

平成24年9月に修正された防災基本計画や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月 内閣府)では、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の参画を促進することや、女性の視点を取り入れた避難所運営等について言及されています。

#### (防災基本計画)より

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地域防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から,復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

(避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針)より

高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。

住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性 等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭 等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライ バシー等に関する意見を反映させるようにすること。また、避難所 における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させる ようにすること。

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

平成29年3月に内閣府は「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状 況調査報告書」において、以下のようにまとめています。

熊本地震発災後の男女共同参画の視点からの災害対応の状況は、 国や全国の自治体及び民間支援団体、特に東北地方からの助言や応 援により、男女共同参画の視点からの取組には東日本大震災時の状 況と比べると比較的早く着手し、実施できていたとの声がある一 方、女性、高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮が十分でない避難 所が存在していたり、特段男女共同参画の視点を意識しなかったた め、多様なニーズを上手く把握できなかったなどの課題も生じてい たことがわかった。

これらのことから、区においても、「第4次 練馬区男女共同参画計画」に 掲げた計画内容を踏まえ、女性の視点による災害対策を推進します。

## 予 防 対 策

### 第1款 女性の視点による区の災害対策【危機管理室】

避難拠点で開催されている避難拠点運営連絡会をはじめとする各会議で、女性の意見を取り入れる(反映させる)ことを推進します。

避難拠点における男女共同参画の視点に立った取組が円滑に行われるよう、平常時から女性防災リーダーの育成に努めます。

更衣室や授乳室(調乳の準備としても使用可能)、組立トイレの

防災本編

#### 第5章被災者・避難者対策

設置時など女性に配慮した避難拠点運営を行います。必要に応じて、避難拠点で作成する「運営マニュアル」を改訂します。

男女のニーズの違いに基づく災害対策を実施します。女性が防災活動に参加する重要性の啓発に努めます。

避難拠点に備蓄している組立トイレ1基を、女性が安心して使用できるパネルタイプに平成30年度から3か年で入れ替えていきます。 区民防災組織が使う資機材の更新時には、女性にも扱いやすいも

のを検討します。

### 第2款 地域防災計画における区の具体的な取組内容【危機管理室】

区民防災組識が男女共同参画の視点に立って活動できるよう、女性の参画の促進に取り組みます。( 防災共通編 第3部 第1章 第1節 地域防災力の向上計画)

避難拠点の運営の際は、不特定多数の被災者が生活するため、プライバシーの保護や被災時の男女のニーズの違い、固定的な男女の役割意識の見直しなど、男女双方の視点にも十分配慮します。(第5章被災者・避難者対策)

避難拠点での仮設トイレ等の設置にあたっては女性に配慮します。(第6章第7節 ごみ・し尿・がれきの処理 )

避難生活が長期化した場合、必要となる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、女性など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意します。

# 応 急 対 策

### 第3款 男女共同参画センターの役割【災対総務部】

男女共同参画センターは、平常時だけでなく、災害時も男女共同参画を推進していくうえで区民の活動の拠点とします。人権・男女共同参画課とともに、男女共同参画の視点を取り入れた情報提供や女性の相談ができる窓口を設置し、被災者のニーズに対応していきます。

## 第6節 飼育動物対策

災害時に、適切に飼育動物の保護等を行い、動物の飼い主である区民や、避 難生活を送る区民の安全安心を確保します。

# 予 防 対 策

### 第1款 飼い主責任の原則【危機管理室、健康部】

### 1 飼い主の責務

動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫る等の緊急事態を 除き、災害時に動物を放置して見殺しにしたり、解き放すことによ り第三者に危害を加える可能性を生じさせたりしないことが、飼い 主の責務として求められます。

終生飼養をするために、平常時から、災害に備えた準備やしつけを行うことが必要です。健康管理、迷子にならないための対策(マイクロチップ等による所有者明示)、ペット用の避難用品・備蓄品等を準備する必要があります。

自宅からやむなく避難する場合を想定しておきます。その際に は、地域社会に対する飼い主の責任を認識した上で、ペットと一緒 に避難します。

## 2 「同行避難」について

地域に危険があるときに、「ペットがいるので避難できない」という ことが、新たな被害につながる可能性もあります。また「避難拠点に連 れて行けない」とペットを放してしまえば、ペットの野生化等の危険が 生ずることになってしまいます。

区では、ペットを飼っている方が、避難拠点に避難する必要がある場合には「同行避難」を呼びかけています。同行避難は、動物愛護の観点、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。そのため、国などの考え方を受け、「練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方(平成26年改正)」、「同行避難ペット受入れの手引き」を定めています。

また、避難拠点でのペットの適正飼育、管理のため「練馬区災害時 ペット管理ボランティア」の登録制度を設け、避難拠点でのペットの受 防災本編 第5章被災者・避難者対策

入体制の検討を進めています。

災害時の避難拠点には、大勢の人が集まり、その中には動物にアレルギーのある方や、動物の苦手な方もいます。一方、人だけでなく、ペット自身も災害時にはストレスを受けています。避難拠点では、些細なことがきっかけでトラブルに発展しかねません。ペットが騒いだりした場合は、ペットが悪いのではなく、飼い主に責任があることを自覚する必要があります。飼い主には、普段以上に様々な配慮が求められています。

# 応 急 対 策

#### 第2款 動物の救護【災対健康部、獣医師会】

1 避難拠点での同行避難動物の受入れ

避難拠点では、敷地内に「同行避難」をしてきたペットを飼養する場所を確保します。その際には、避難者の生活空間とは分離して設置します。できる限り人と動物の居場所を分けることで、トラブルの発生を防ぐことができます。

避難拠点では、「同行避難」をしたペットの登録を行います。また、飼い主は、避難拠点における飼育のルールを守り、「同行避難」をしたペットの世話や清掃を行います。

### 2 災害により傷病を負った動物の救護

原則として飼い主の責任となります。飼い主がわからない場合 や、飼い主が被災し救護が不可能な場合は、区と獣医師会の協定に 基づいて、獣医師会の会員が負傷した動物への応急手当等を行いま す。

被災動物の保護場所の設定およびボランティアによる飼養管理等 については、災害時の協定団体である獣医師会と協議して実施しま す。

## 3 仮称「動物救護センター」の設置について

災害により、飼い主が被害を受けたり、死亡や入院等により飼育動物を 育てられなくなったりする場合もあります。

その場合は、区と獣医師会が、次の候補地の中から適地を選定して、仮称「動物救護センター」を開設します。

都立城北中央公園 ドッグラン(板橋区と要協議)

都立光が丘公園 弓道場

都立石神井公園 A地区野球場

### 4 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走があった場合は、東京都など関係機関へ連絡します。 各関係機関の協力のもと、区は、住民に対する周知および住民の避難 誘導や保護、関係機関への情報提供を行います。

# 復旧・復興対策

### 第3款動物の救護【災対健康部、獣医師会】

## 1 動物の適正な飼養

避難拠点における動物飼養状況を把握し、東京都・関係団体へ情報提供をします。動物保護活動を円滑に行うために、東京都、獣医師会、ボランティア団体等との連携に留意します。

避難拠点から東京都が設置する動物保護施設への動物の搬送等に協力します。

## 2 避難生活における動物飼養

動物救護へのニーズは、時系列で変化します。避難が長期に渡る場合でも、飼い主とペットが引き離されないようにすることが重要です。

仮設住宅等への入居の際も、避難拠点と同様に動物の適正飼養と 周囲への配慮が必要です。

## 第7節 安否情報の提供

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害の発生時において最も ニーズの高い情報の一つです。

区では、被災者の安否を案ずる方等からの照会に対し、個人情報保護への配慮を行いつつ、安否情報の提供に応じるものとします。

# 応 急 対 策

### 第1款 安否情報の提供【災対区民部】

区は、区内において何らかの人的・物的被害を伴うような災害が発生し、安否情報の提供を行う必要が生じた場合、安否情報の照会の受付・回答に関する事務を行います。また、区は安否情報の提供を行う際には、照会窓口や照会方法を住民等に対し周知します。(災対法第86条の15)

### 1 安否情報の照会受付

安否情報の照会については、原則として必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付けます。ただし、照会者が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話などでも照会を受け付けます。いずれの場合でも、照会にあたっては、次の事項を明らかにする必要があります。

照会者の氏名、住所 その他の照会者を特定するための必要事項 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日および性別 照会をする理由

法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事 務所の所在地

### 2 照会可能な情報

区は、被照会者の安否情報を保有している場合には、照会者の本人 確認を行った上で、照会が不当な目的によるものではなく、また、回 答により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがないと認めら れ、被照会者本人または第三者の権利利益を不当に害することがない と認められる場合は、次に示す範囲に従って安否情報の提供を行います。

項番	照会者と被照会者の関係	回答できる情報の範囲
1	照会者が当該照会に係る	照会に係る被災者の居所、負傷も
	被災者と同居の親族であ	しくは疾病の状況または連絡先そ
	る場合	の他安否の確認に必要と認められ
		る情報
2	照会者が同居以外の親族	照会に係る被災者の負傷または疾
	または職場の関係者等で	病の状況
	ある場合	
3	照会者が被災者の知人そ	安否情報の有無のみ
	の他の当該被災者の安否	詳細な安否情報については同
	情報を必要とすることが	居親族等に対して確認してもら
	相当であると認められる	うことを想定している。
	者(例えば友人等の関係	
	にある者)である場合	

## 第2款 安否情報の収集・整理【災対区民部】

区は、避難拠点の避難者名簿や災害時要援護者の安否確認結果等の情報について、災害発生後の多数の照会に備えて、必要な範囲で収集し、情報の集約・整理を行います。

### 【収集する安否情報の例】

関係機関	安否情報の例
消防署	救急活動、消防活動に関わる死傷者の情報
警察署	被災者の救出活動や遺体の見分等に関する 情報
	I I I T IX
医療機関(災害時医療機関等)	被災者の救護活動に関わる死傷者の情報

# 第8節 帰宅困難者対策

「徒歩帰宅者」および「駅前滞留者」といった帰宅困難者の発生を抑制します。また、駅周辺等における混乱の防止を図るとともに、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を行います。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、首都圏の各鉄道が運行を停止したため、仕事や買い物等で外出していた多くの人々の帰宅が難しい状況となり、広範囲な地域で大量の帰宅困難者が発生しました。また、これらの人々が一斉に帰宅行動を開始したため、都内の各幹線道路や鉄道駅周辺等では、徒歩帰宅者や滞留者により、大きな混乱が生じました。区内でも、震災発生当日の夜には、約400人の帰宅困難者を避難拠点等で受入れるとともに、レンタサイクルの貸し出し等の支援を行いました。

一方、都の被害想定では、都内滞留者(約1,387万人)のうち約471万人が帰宅困難となり、これと東京都市圏外からの流入者を合わせると、帰宅困難者数は約517万人になると想定されています。また、練馬区内でも約9万8千人の帰宅困難者が発生すると想定されています。

区は、公助の観点から練馬区帰宅支援ステーションをはじめとする一時 滞在場所の確保に対する取組を進めるとともに、事業者と連携して、円滑 な徒歩帰宅を支援します。

# <u>予 防</u>対 策

## 第1款 東京都帰宅困難者対策条例【都総務局】

東京都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化するため、平成 24 年 3 月に東京都帰宅困難者対策条例を制定しました。

#### 東京都帰宅困難者対策条例の概要

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄(飲料水、食料等)の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた東京都、国、区市町村、民間事業者との 連携協力
- ・帰宅支援(災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等)

また、都は、地域防災計画により帰宅支援対象道路として指定した16 路線について都民へ周知を図ります。

#### 放射状路線

- 1 第一京浜(日本橋~六郷橋)
- 2 第二京浜(日本橋元標~多摩川大橋)
- 3 中原街道(中原口~丸子橋)
- 4 玉川通り(三宅坂~二子橋)
- 5 甲州街道(桜田門~八王子)
- 6 青梅街道・新青梅街道(新宿大ガード西~箱根ヶ崎)
- 7 川越街道(本郷3~東埼橋)
- 8 中山道(宝町3~戸田橋)
- 9 北本通り(王子駅~新荒川大橋)
- 10 日光街道(日本橋元標~水神橋)
- 11 水戸街道(本町3~新葛飾橋・金町~葛飾橋)
- 12 蔵前橋通り(湯島1~市川橋)
- 13 井の頭通り(大原2~関前)
- 14 五日市街道(関前~福生)

#### 環状路線

- 1 環状 7 号線
- 2 環状 8 号線

防災本編 第5章被災者・避難者対策



### 第2款 練馬区帰宅支援ステーションの指定【危機管理室】

地域の避難者も同時に受入れる避難拠点が、帰宅困難者の受入れによって過度の負担が生じないように、平成24年10月に、区立施設を新たに「練馬区帰宅支援ステーション」として指定しました。

練馬区帰宅支援ステーションは、乗降客数の多い駅周辺や、幹線道路沿いの区立施設のうち、一定の規模を持つ施設を指定しています。

指定施設	所在地	
練馬文化センター	練馬一丁目17番37号	
光が丘区民ホール	光が丘二丁目 9 番 6 号	
生涯学習センター分館	高野台二丁目25番 1 号	
石神井公園区民交流センター	石神井町二丁目14番1号	
関区民ホール	関町北一丁目7番2号	
勤労福祉会館	東大泉五丁目40番36号	
区民・産業プラザ (Coconeri3階)	練馬一丁目17番 1 号	

### 第3款 防災関係機関との連携【危機管理室】

### 1 練馬区帰宅困難者対策協議会

東日本大震災の教訓を踏まえ、区では、災害時における帰宅困難者の発生抑制と徒歩帰宅者への適切な支援を実施するため、平成24年6月に、帰宅困難者対策に関する防災関係機関による練馬区帰宅困難者対策協議会を設置しました。

### 協議事項

災害時の対応に関する情報共有方法 帰宅困難者対策にかかる新たな情報連絡体制の構築 帰宅困難者発生時の役割分担 帰宅困難者対策訓練の実施 防災本編 第5章被災者・避難者対策 構成団体

・練馬区

・区内各警察署 練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署

・区内各消防署 練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

鉄道事業者 東京都交通局、西武鉄道㈱、東武鉄道㈱、

東京地下鉄㈱、東日本旅客鉄道㈱

・バス事業者東京都交通局、西武バス㈱、国際興業バス㈱、

関東バス㈱、京王バス㈱

· 道路管理者 東京都建設局第四建設事務所

### 2 「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」の策定

練馬区帰宅困難者対策協議会における協議を踏まえ、平成25年5月に練馬区の地域特性に基づいた「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」策定しました。協議会では、帰宅困難者の誘導や情報提供等、各関係者が役割分担のもとで緊密に連携した対策を実施します。

## 第4款 帰宅困難者を発生させないための対策(一斉帰宅の抑制) 【危機管理室、消防署】

### 1 日頃からの普及啓発活動

帰宅困難者にならないために、発災時には「むやみに移動を開始しない」 という基本原則の徹底が必要です。

発災直後において、むやみに移動を行うと大規模火災や家屋倒壊等の二次災害に巻き込まれる危険性があります。また、発災直後に区や東京都等が実施する応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、帰宅困難者に対する公的な支援には限界があります。

このため、区では、区民や事業者に対して、帰宅困難者を発生させないための日頃からの取組として、自助・共助の観点から、東京都帰宅困難者対策条例の内容、社会秩序としての「行動ルール」や「帰宅困難者心得 10か条」の普及啓発、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板の活用、携帯ラジオや帰宅地図の準備等について、冊子の配布やホームページへの掲載、講習会の実施等により周知を図ります。

#### 帰宅困難者の行動ルール

むやみに移動を開始しない。

まず、安否確認をする。

災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

正確な情報により冷静に行動する。

公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか、自ら判断する。 帰宅できるまで、帰宅困難者同士が助け合う。

一時滞在施設においては、災害時要援護者を優先して収容するな ど、お互いに助け合う。

#### 帰宅困難者心得10か条

慌てず騒がず、状況確認

携帯ラジオをポケットに

つくっておこう帰宅地図

ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)

机の中にチョコやキャラメル (簡易食料)

事前に家族で話し合い(連絡手段・集合場所)

安否確認・災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚

歩いて帰る訓練を

季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)

声を掛け合い、助け合おう

## 2 事業者による対策

事業者は、自助の考え方に基づき、「組織は組織で対応する」という基本原則により、従業員や顧客に対する安全確保に努めることが求められます。

消防署では、事業所防災計画の作成指導を通じて、事業者による帰宅困 難者対策の実施を促進します。

(事業所防災計画については、 防災共通編 第3部第1章 地域防災 力の向上 第11款 事業所防災体制の充実・強化 を参照)

災害時の体制整備

区は、事業者が自助の考え方のもと、従業員等の安全確保や家族の安 否確認等を行い、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、従業員等を 一時的に事業所内等に待機させることができるよう、飲料水や食料、生 活必需品等の備蓄(最低3日分)や対応マニュアルの作成等、事業者に 防災本編

第5章被災者・避難者対策

よる日頃からの体制整備を促進します。

帰宅困難者の支援

事業者には、帰宅困難者(来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等)に対しても、共助の考え方のもと、社会的責任として可能な範囲で、一時滞在施設や飲料水、トイレ等の提供を行うことが求められます。

このような取組が促進されるよう、区は、事業者や従業員の啓発に努めます。

帰宅支援体制の整備

帰宅困難者に対する支援協力を受けられる体制を整備するため、区は、 区内のホテル事業者や葬祭業事業者等との間に協定を締結しています。

平成26年度に、発災時に共用スペースを帰宅困難者の一時滞在場所として活用するため、リズモ大泉学園施設管理組合と協定を締結しました。

一時滞在施設を確保するため、今後も引き続き乗降客数が多い駅周辺 や都が指定する帰宅支援対象道路の沿道において、事業者との協定の締 結を検討します。

[資料編 資料15-013、資料15-014、資料18-007、資料18-008 参照]

# 応 急 対 策

#### 第5款 区による支援【統括部】

1 練馬区帰宅支援ステーションの開設

区は、帰宅困難者の一時滞在施設を確保するとともに、飲料水や情報等を提供するなど、安全に帰宅するため、練馬区帰宅支援ステーションを開設し、支援を行います。

なお、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者については、 一時的に各避難拠点で受入れます。

### 2 練馬区帰宅支援ステーションの開設基準

練馬区の区域内で震度 5 弱以上を観測する地震が発生した場合 (自動的にステーションを開設)

周辺地域で大きな揺れを観測する地震により、区内を通過する鉄道が運転を停止した場合(状況判断のうえ、ステーションを開設)

### 3 練馬区帰宅支援ステーションにおける支援内容

場所の提供(一時休憩場所やトイレ) 物資の提供(簡易食料、飲料水、簡易寝袋、携帯トイレ) 情報の提供(鉄道・バスの運行状況や道路の状況等)

#### 4 物資の備蓄

各ステーションには、簡易食料や飲料水等、帰宅困難者の安全な帰宅を支援するための物資を備蓄しています。

#### 5 運営要員の指定

ステーションの開設および運営を迅速かつ円滑に行うため、専任の 緊急初動要員を配置しています。

### 第6款 東京都等による支援【統括部】

東京都は、災害時帰宅支援ステーションにおいて、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行います。また、協定業者による休息場所の提供も行われます。さらに、東京都は、バス等による代替輸送手段を確保します。代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先します。

警視庁は、避難道路への警察官の配置、誘導路の確保等を行います。

東京消防庁は、火災情報の伝達、区民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけを行います。

日本赤十字社は、赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)を設置 し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等 の提供を行います。

## 第7款 防災関係機関による対応【統括部、警察署、消防署、鉄道 事業者、バス事業者、東京都建設局第四建設事務所】

「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」で定めたルールに 従い、防災関係機関がそれぞれの役割分担のもと連携し、情報連絡体制 を確立するとともに、帰宅困難者に対する情報の提供や物資の提供など 必要な支援を行います。 防災本編 第5章被災者・避難者対策

### 第8款 帰宅困難者への情報提供体制の整備【統括部】

区の地理に不案内な帰宅困難者が、災害時帰宅支援ステーションの場所を携帯電話やスマートフォンからも確認できるよう、電子媒体による防災地図をホームページに掲載します。

練馬区の防災情報を区民に提供するメール配信システムの活用や緊急 地震速報や避難情報等を、練馬区を中心とした一定の区域内に提供する 「災害・避難情報メール」、スマートフォン版練馬区ホームページ、ツ イッター、フェイスブック等の様々な媒体により、円滑な帰宅支援に繋 がるよう、きめ細かな情報提供を実施します。

地域協働復興 第12節 くらしと産業の復興、 地域協働復興

# 第6章 区民生活の早期再建

災害後の被災者の生活再建を迅速に実施するためには、生活環境や都市機能を 早期に復旧させる必要があります。

本章では、被災住宅の応急危険度判定、被災者台帳の整備、り災証明書の発行、ごみ・し尿・がれきの処理等、被災者の生活再建に係る取組や、都市復興基本計画の策定等、都市機能の復旧・復興についての取組を示します。



【対策の流れ】

### 防災本編 第6章区民生活の早期再建

## 【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧·復興対策
第6章 区民生活の早期再建			
第1節 被災住宅等対策			
第2節 被災者台帳の整備			
第3節 住家被害認定調査			
第4節 り災証明書の発行			
第5節 区民生活の援護			
第6節 オープンスペースの確保			
第7節 ごみ・し尿・がれきの処理			
第8節 応急住宅対策			
第9節 応急教育·応急保育等対策			
第10節 復興の基本的な考え方			
第11節 市街地復興計画			
第12節〈らしと産業の復興、地域協働復興			

: 多くの記載があるもの : 記載があるもの : 記載がないもの

# 第1節 被災住宅等対策

区民の安全・安心のため、迅速な対応を行い、被災住宅の応急危険度判定 や被災宅地の危険度判定を実施するとともに、被災住宅の応急修理を図りま す。

# 応 急 対 策

### 第1款 被災建築物の応急危険度判定【災対都市整備部】

### 1 判定制度の目的

被災後の人命に係わる二次的災害を防止する緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を実施します。

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに落下物、転倒物による危険性をできる限り速やかに判定します。 その結果に基づいて、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての情報を提供します。

## 2 判定の手順

災対都市整備部は、区内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施本部を設置し、判定業務を実施します。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について周知します。

#### 応急危険度判定活動事前準備

#### 要員の確保

応急危険度判定の要員に関しては、練馬区応急危険度判定ネットワークを活用し、確保します。必要員数に不足があれば、東京都の防災ボランティア制度に基づき、東京都に応急危険度判定員の派遣を要請します。

#### 事前準備の内容

事前準備は大きく分けて以下のとおりです。

ア 応急危険度判定に必要な資器材、物品の準備 応急危険度判定活動開始の可能性が生じれば、必要な資器 材を確認し、保管中の資器材を即座に使用可能な状態にしま す。

イ 判定実施本部、判定拠点の設置準備

応急危険度判定活動が開始される可能性が生じたときは、 判定実施本部、判定活動拠点のスペース、その他応急危険度 判定活動に必要な活動場所を確保します。

応急危険度判定活動地域の調査

練馬区内の被害状況を把握し、応急危険度判定の要否決定の判断 に必要な資料作成を行います。

#### 判定実施本部の設置

判定実施本部の組織構成

判定実施本部の業務は被害状況の情報収集、判定活動実施の決定、 判定活動、など多岐にわたります。これらの業務を庶務班、情報班、 区民対応班、判定実施班の4つに分け、それぞれに班を編成し業務 を受け持ちます。

それぞれの班の業務は大きく区分すると以下のとおりです。

	にの班の美務は入さく区分すると以下のとありです。 		
業務班名	業務内容		
庶務班	判定実施本部、判定拠点の設置		
	必要資機材の調達		
	実施計画の作成		
	都道府県等への支援要請		
	関係者の宿泊所、輸送手段の確保		
	判定の実施に関する広報		
	判定実施本部、判定拠点等の解散		
	地震発生時の情報収集		
	判定実施要否の検討資料の作成(記入用白地		
情報班	図用意)		
	判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定		
	判定結果の集計・報告等		
	区民からの問い合わせ対応		
   区民対応班	判定区域外の判定要望の現場確認		
	対応状況の集計等		
	相談体制の整備		
	必要資機材の準備		
	判定員等の参集・派遣要請		
	判定員等の受入れ、名簿作成		
判定実施班	判定コーディネーターの配置・班編成等、判		
	定実施に係る事項		
	移動手段の確保		
	判定拠点等の運営		
	判定拠点等の解散		

#### 3 受援体制の構築

練馬区応急危険度判定ネットワークの判定員への参集要請 東京都防災ボランティアに関する要綱の規定に基づき防災ボラ ンティア登録をした判定員のうち、区内に在住もしくは在勤の練 馬区応急危険度判定ネットワークの判定員に対して参集要請を行 います。

不足する応急危険度判定員の派遣要請

不足する応急危険度判定員や判定コーディネーターについては 東京都に派遣要請を行います。

判定員等の受入れ

参集した判定員の受入れを行い、名簿を作成し判定作業における班編成に備えます。

#### 4 判定作業の広報

判定に関する周知事項は次のとおりです。

危険度判定の重要性と目的 判定作業の内容 判定対象建築物 実施区域と実施時期 判定作業への協力要請

応急危険度判定は、被災後の余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物等による二次災害を防止するために、緊急に危険度を判定する作業です。区民の混乱を招かないようにするため、り災証明書発行の前提となる被害認定調査とは別のものであることを、あわせて周知する必要があります。(第6章第3節 住家被害認定調査参照)

### 第2款 被災住宅の応急修理【災対都市整備部】

### 1 被災住宅の応急修理

救助法が適用された地域で、震災により住家が半壊または半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理に係る募集・選定事務を東京都の委任を受けて行います。

対象者は、 住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理 することができない方、 大規模な補修を行わなければ居住するこ

#### 防災本編

#### 第6章区民生活の早期再建

とが困難な程度に住家が半壊した方になります。また、一世帯あたりの費用の限度額は574,000円以内です。

区による被災者の資力その他の生活条件の調査および区が発行したり災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により、修理家屋を決定します。

修理対象戸数は、都知事が決定します。

#### 2 被災住宅の応急修理方法

#### 修理

修理は、救助法の基準に基づき東京都が定める応急修理基準により、 居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行いま す。

また、修理施工業者は、東京都が提示する一般社団法人東京都建設業協会の協力業者名簿から区が選定します。

#### 費用

1世帯あたりの経費は、国の定める基準によります。

#### 期間

災害発生日から1か月以内に修理を完了させます。完了できない場合は、期間の延長について都知事と内閣総理大臣が協議します。

#### 第3款 被災宅地の危険度判定【災対都市整備部】

#### 1 目的

区において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とします。

### 2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地および災対本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地ならびにこれらに被害を及ぼす恐れのある土地が対象となります。

#### 3 判定の実施・判定結果の表示

災対本部長は災害発生後、宅地の被害情報に基づき、被災宅地危険度判 定に係る必要な措置を講じます。

なお、大規模地震発生の際は、既に立ち上げている被災建築物応急危険 度判定実施本部と合同で活動を行います。

判定は有資格者の職員ならびに、ボランティアである被災宅地危険度判定士を東京都に要請して実施します。

判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」とし、各ステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、宅地の使用者・居住者だけでなく、付近を通行する歩行者にも識別できるようにします。

# 第2節 被災者台帳の整備

被災者援護に関し、支援漏れや手続きの重複等を防止し、公平な 支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や支援 の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災 者台帳を整備し、活用を図ります。

# 応 急 対 策

#### 第1款 被災者台帳の作成【災対区民部、災対各部】

区は、区の地域に係る災害が発生し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要が生じた場合に、被災者の援護を実施するための基礎として被災者台帳を作成します。被災者台帳の作成にあたっては、区で保有する情報や、被災者が各種支援制度に係る受給申請等を行った際に得られた情報等を活用するほか、必要に応じて他の地方公共団体等に対しても情報の提供を求め、被災者台帳の整備を行います。(災対法第90条の3) また、被災者の援護が効率的に行われるよう、必要な限度において被災者台帳情報を内部で活用します。

#### 【被災者台帳に記載・記録する事項】

項番	項目
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所(または居所)
5	住家の被害その他区長が定める種類の被害の状況
6	援護の実施の状況
7	要配慮者であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由
8	電話番号その他の連絡先
9	世帯の構成
10	り災証明書の交付の状況
11	台帳情報を区以外の者に提供することに本人が同意している場合、その提供先
12	前項の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨およびその日時
13	個人番号を活用する場合、その個人番号
14	上記に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し、区長が必要と認める事項

#### 第2款 住家被害認定調査の反映【災対都市整備部、災対各部】

住家被害認定の調査結果は、り災証明書の交付だけではなく、被災者 生活再建支援法以外の税減免措置等の様々な支援策に活用可能です。

「被災者台帳」に住家被害認定の調査結果を反映することにより、被災者の支援をより効率的・効果的に実施します。(第6章第3節 住家被害認定調査 参照)

り災証明書のもとになる被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に基づきます。原則として、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府(防災担当)。以下「被害認定基準運用指針」という。)に沿って被害家屋調査を行います。

火災のり災証明書に係る種別等の決定は「東京消防庁火災調査規程」 (平成6年11月16日東京消防庁訓令第35号)に基づきます。

# 復旧・復興対策

## 第3款 被災者台帳情報の利用および提供【災対区民部】

区は、被災者本人または本人が同意した者への被災者台帳情報の提供 を行います。

#### 1 本人への被災者台帳情報の提供

被災者が、生活再建にむけて各種の支援制度を有効に活用できるようにするためには、自身に関する情報が集約された被災者台帳の情報 を正確に把握しておくことが大切です。そこで、区は本人からの申請 に基づいて被災者台帳情報の提供を行います。

## 2 本人が同意した者への被災者台帳情報の提供

民間事業者、被災者支援を行うNPO、社会福祉協議会、民生委員等の団体等において、被災者の援護に関する施策を実施するうえで、被災者台帳情報をその基礎として活用することが考えられます。そのため、区は、被災者本人が自身の台帳情報を提供することについて同意した者からの申請に基づき、台帳情報の提供を行います。

防災本編 第6章区民生活の早期再建

第4款 他の地方公共団体に対する台帳情報の提供【災対区民部】

被災者の援護については、義援金の支給等のように、東京都をはじめとする他の地方公共団体において実施されるものがあります。これらの適切な実施に資するために、区において整備した被災者台帳の情報を、関係地方公共団体からの求めに応じて、被災者の援護に必要な範囲で提供します。

# 第3節 住家被害認定調査

被災した区民の生活再建を促進するとともに、り災証明書の発行を迅速・適切に行うため、住家の被害認定を迅速かつ的確に実施します。

## 第1款 住家被害認定基準等【災対都市整備部、統括部】

被害認定基準運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」または「無被害」の5区分に分類されています。これらの被害程度の認定基準は、下表のとおりです。

, , t		
被害の	認定基準	経済的被害
程度	***	の損害割合
	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すな	
	わち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または	
	住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用すること	
全壊	が困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失もしくは流	50%以上
土板	失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した	50%以上
	程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住	
	家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以	
	上に達した程度のものとする。	
	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含	
	む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困	
大規模	難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%	40%以上
半壊	以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被	50%未満
	害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合	
	が40%以上50%未満のものとする。	
	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したも	
	の、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り	
半壊	に再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその	20%以上
十场	住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要	40%未満
	な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表	
	し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
一部損	全壊および半壊にいたらない程度に住家の破損で、補修を	
- 一	必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損し	0%超
依	た程度のごく小さなものは除く。	20%未満
無被害	災害による被害が無いもの。	0%

防災本編

#### 第6章区民生活の早期再建

全壊、半壊:被害認定基準による

大規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について

(平成19年12月14日府政防第880号内閣府政策統括官(防災担当)通

知)」による

一部損壊(一部破損):「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号

消防庁長官通知)」による

#### 第2款 住家被害認定調査の運用【災対都市整備部、統括部】

災害発生時から的確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害 状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要です。したがって、 この場合の認定基準は、速報性に重点を置いた報告の判断基準となりま す。

一方、住家被害認定調査に基づいて発行される「り災証明書」は、被 災者支援策の判断材料の一つとして用いられますが、これは災害の全体 像でなく、個々の住家の被害程度に着目するもののため、この場合の認 定基準は、的確性に重点を置いた形で使用されることが求められます。

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷
地辰	・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷
水害	・水流等の外力が作用することによる住家の損傷
	・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
	・風圧力が作用することによる住家の損傷
風害	・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷
	・損傷した箇所から雨が降りこむこと等による住家の機能損失等
	の損傷

## 第3款 調查方法【災対都市整備部、統括部】

地震による被害

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施します。

第1次調査は、外観目視調査により、損傷程度等の目視による把握を行い、第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施します。

なお、第2次調査は内部立入調査を行うため、原則として申請者

の立会いを求めます。

水害による被害

水害により被災した住家に対する被害調査は、原則として第2次 調査の1段階で実施します。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認および住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、第2次調査は内部立入調査を行うため、原則として被災者 の立会いを求めます。

#### 風害による被害

風害により被災した住家に対する被害調査は、損傷程度等の外観目視による把握、住家の傾斜の計測、住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、外観から一見して全壊と判定できる場合および明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として内部立入調査を行うため、申請者の立会いを求めます。

### 第4款 判定方法【災対都市整備部、統括部】

被害認定基準運用指針における判定方法は次のとおりです。

住家の被害認定は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の 床面積の一定割合、または被災した住家の主要な構成要素の経済的 被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の被害の割合に 基づき被害の程度を判定します。被害の割合と認定基準の関係は、 下表のとおりです。

	全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊	無被害
損壊基準判定					
住家の損壊、焼失、流失	7004 N L	50%以上	20%以上	0%超	0.04
した部分の床面積の延べ	70%以上	70%未満	50%未満	20%未満	0%
面積に対する損壊割合					
損害基準判定					
住家の主要な構成要素の	50%以上	40%以上	20%以上	0%超	0.04
経済的被害の住家全体に	50%以上	50%未満	40%未満	20%未満	0%
占める損害割合					

住家の主要な構成要素の部位別構成比は、一般的な住家の各部位 にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しています。 防災本編 第6章区民生活の早期再建

#### 第5款 集合住宅の扱い【災対都市整備部、統括部】

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとします。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定する場合もあります。

## 第6款 応急危険度判定および被災度区分判定との関係【災対都市 整備部、統括部】

応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施しますが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性および建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とします。そのため、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得ます。このことから、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、住家被害認定調査において必ずしも全壊または半壊と認定されるとは限りません。

一方で、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度および状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とします。そのため、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものです。

ただし、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、 被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考に します。

防災本編 第6章区民生活の早期再建

	住家被害認定調査	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係るり災証	余震等による二次	被災建築物の適切
天旭日的	明書の発行	災害の防止	かつ速やかな復旧
実施主体	区	区	建物所有者
	行政職員	応急危険度判定員	民間建築士
調査員		(行政職員または	
		民間の判定員)	
	住家の損害割合	当面の使用の可否	継続使用のための
判定内容	(経済的損害の割		復旧の要否
	合)の算出		
判定結果	全壊・大規模半壊	危険・要注意・調	要復旧・復旧不可
がた紀末	等	査済み	等

## 第7款 研修等の実施【危機管理室、都市整備部、区民部】

区職員が円滑に被害認定調査を実施することができるよう、平常時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟などにより、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法および判定方法などについて、十分な知識を得るための環境の整備について検討します。

また、住家被害認定調査後のり災証明書の発行や、被災者生活再建支援業務についても併せて研修を行い、発災時に機能するような環境を整備します。

# 第4節 り災証明書の発行

被災した区民の生活再建を促進するため、り災証明書の発行を迅速・適切に 行います。

# 復旧・復興対策

第1款 発行所管等【統括部、災対区民部、消防署、東京都主税局】

区および消防署は、災対法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた 世帯に対してり災証明書を発行します。

災対区民部は、被災者生活再建支援システムを活用し、迅速かつ円滑なり災 証明書の発行体制を整えます。

倒壊等の損壊家屋の証明書については区が発行し、火災によるり災証明書については出火場所を管轄する消防署と連携を図りながら区が発行します。

り災証明書の発行に必要な固定資産関連情報については、東京都主税局と連携を図ります。

## 第2款 り災証明書の発行場所【統括部、災対区民部、消防署】

建物の損壊と焼損が混在する地域での被災状況の調査は、区と消防署が連携 して実施します。発行は、区と消防署が協議した場所で行います。

り災証明書は、災害により被害を受けた家屋の居住者、所有者等からの申 請により発行します。

区は、発災後しばらくの間は、本庁舎にり災証明書の集中発行会場を開設します。その後、り災証明書の発行会場を各区民事務所に開設します。 ただし、被害の状況に応じて、臨機応変に対応します。 第3款 証明の範囲【統括部、災対区民部、災対都市整備部、消防 署】

 1 建物の被害
 全壊(全焼)

 半壊(半焼)

 部分焼

 ぼや

 流失

 床上浸水

 床下浸水

 2 人的被害

 死亡

 行方不明

 負傷

第4款 リ災証明書発行体制の整備【統括部、災対区民部、災対都 市整備部、消防署】

#### 1 リ災証明書発行体制の整備

災害発生時において、区は被災者の被災状況をいち早く認定し、被災者が必要とする生活再建支援業務を迅速かつ的確に実施することが強く求められます。

各種生活再建支援を実施するためには、り災証明書の発行が不可欠です。 人的・物的資源が不足する発災直後においても住家被害認定調査を早期に 実施し、り災証明書を発行するため、平成26年度に被災者生活再建支援シ ステムを導入しました。

り災証明書発行の前提となる住家被害認定調査は、被害の状況を勘案しながら、原則として区内の全建築物を対象に実施します。

災害時に被災者が求める各種生活再建支援を実施していくため、平常時から住家被害認定調査を実施するための体制の整備や、り災証明発給マネジメントを検討するとともに、調査手法やり災証明事務手続きに関する職員研修を実施します。

また、消防署との事前協議によるり災証明書発行に係る連携体制を検討します。

# 第5節 区民生活の援護

被災者の生活の確保、区民生活の安定を図るための応急対策を行います。

# 復旧・復興対策

### 第1款 相談【統括部】

#### 1 相談体制

被災者および区民からの相談問い合わせ窓口を設置し、周知を図ります。その際には、関係各部と協議しながらQ&Aを用意します。また、Q&Aの内容は区ホームページへも掲載します。

#### 【Q&Aに掲載する例】

建物の応急危険度判定 建築物の解体・がれきの撤去 り災証明書や融資の相談 その他復旧関係相談 被災宅地危険度判定

応急対策期から復旧期にかけて相談内容は変わってきます。相談 内容の変化に適切に対応し、区民のニーズに沿った相談体制を整え ます。また、問い合わせ窓口は、区民の利便を考え、コールセンタ ーの設置を中心としたワンストップサービス体制を検討します。

## 2 避難拠点の相談活動

Q&Aを各避難拠点に周知します。

避難拠点で相談業務に従事する者は、避難者からの相談に対して、把握している情報に基づいて回答するとともに、即答できないものは直接統括部(広報班)へ照会します。統括部(広報班)は、回答を避難拠点へ伝達します。

### 第2款 被災者の生活援護【災対区民部、災対福祉部】

地震により被害を受けた区民の生活を援護します。

常設の相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の早期解決に努めます。

また、区民の利便を図るために、さまざまな生活相談が一度で解決するように総合相談窓口(ワンストップサービス窓口)を開設し、総合的な相談業務を行います。

なお、総合相談窓口の運営方法やその内容等については、今後検討を重ね ていきます。

#### 1 職業あっせん

被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な 計画を策定します。

#### 2 租税等の徴収猶予および減免等

被災した納税義務者等に対し、地方税法等により、特別区税の緩和措置として、期限の延長や徴収猶予および減免等、それぞれの実態に応じた適切な措置をとります。

#### 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税 を納付または納入することができないと認めるときは、次の方法により 当該期限を延長します。

災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域および期限の延長を指定します。

その他の場合、被災した納税義務者等による申請に基づき区長が期限を延長します。

練馬区特別区税条例(昭和39年12月条例第42号)参照

#### 徴収猶予、滞納処分の執行停止等

被災した納税義務者等が区税等を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、 換価の猶予および延滞金の減免等適切な措置をとります。

#### 減免

納税義務者等が災害によって損害を受けた場合は、申請に基づき被災者の状況に応じて減免をします。

国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料徴収金等も同様の 措置を適時、適切に行います。

### 3 資金の貸付

災害により住居または家財に損害を受けた区民に対して、その生活復旧と自立を支援するために必要な資金を貸し付けます。また、国・東京都・社会福祉協議会等と連携・協力して応急の生活資金の貸付を行います。

#### 第3款 義援金品の配分【災対総務部、災対福祉部】

#### 1 義援金

東京都、区市町村、日本赤十字社の各機関は、被害の状況等を把握 し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定します。

日本赤十字社による義援金

東京都義援金配分委員会の設置

義援金を確実、迅速かつ適切に募集・配分するため、東京都本部に 東京都義援金配分委員会(以下この節において「東京都委員会」とい う。)が設置されます。

東京都委員会は、次の事項について審議・決定します。なお、東京都委員会の運営に関して必要な事項は別途定められます。

被災区市町村への義援金の配分計画の策定 義援金の受付・配分に係る広報活動 その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

東京都委員会は、東京都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関等の代表者により構成されます。

募集・受付

区は、関係各機関と協議し、みずほ銀行およびゆうちょ銀行に災対本部長名義の普通預金口座を開設し、振込による受付を開始します。 また、受付窓口を開設し、直接の受付も行います。

窓口で受領した義援金については、寄託者には受領書を発行するものとします。口座振込については、原則として金融機関の振込票の控えをもって代えることとします。

義援金の受付状況について、区は東京都委員会に報告します。

配分・保管

区の受付窓口で直接受け付けた義援金は、災対総務部が取りまとめ、 受付口座に入金します。入金した義援金は、口座振込分と併せて受付 口座で保管した後、別な取り扱いをする必要がある分を除き東京都委員会に送金します。東京都委員会では配分計画に基づいて区に義援金を送金し、区は配分計画が定める配分率・配分方法に基づいて被災者に義援金を配分します。

義援金の被災者への配分状況について、区は東京都委員会に報告します。

輸送・交付

交付にあたり必要があるときは、災対総務部が車両等により避難拠点または避難拠点班長の指定する場所へ義援金を輸送します。災対福祉部は、配分計画に基づき民間協力団体および被災者の協力を得て、被災者に対し公平に交付します。

日本赤十字社によらない義援金

被災した練馬区民への義援金の取扱い

被災した練馬区民の生活再建に直接役立てて欲しいという寄託者の 意向により、日本赤十字社を通してではなく、区が直接受領した義援 金については、日本赤十字社による義援金の取扱いに準じて、必要な 普通預金口座を開設し、公平に交付します。

練馬区に対する義援金(寄付金)の取扱い

練馬区の復旧・復興のために役立ててほしいという申し出を受けて 受領した義援金については、寄付金の扱いに準じて取扱います。

#### 2 義援品

#### 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされています。

区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の 需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等 を広報するなど迅速に対応します。

また、義援物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられ、災害時要援護者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なります。避難者ニーズの把握およびニーズに対応した物資の確保・配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮します。

企業、団体からの大口の義援物資についても、上記の調達体制の中で 受入れを検討します。 防災本編 第6章区民生活の早期再建

義援品の取扱い

募集・受付

義援品の受付窓口を開設し、被害および区の対応状況等を勘案して、必要な物資について募集して受け付けます。物資の寄付の申出があった場合は地域内輸送拠点(総合体育館または光が丘体育館)等で受領を行います。

ただし、個別の救援物資は仕分け・保存等で、大変困難が伴うため、 まとまったもの以外は、原則として受け付けないものとします。

輸送・交付

災対総務部が協定団体の協力を得て地域内輸送拠点等を運営し、各 避難所に物資を輸送します。輸送先や品目・数量等については、避難 拠点班長または、統括部および災対総務部が指定します。各避難所では、 義援品等を被災者に配布します。

#### 第4款 営農指導【災対産業経済部】

#### 1 各種災害による被害(病虫害を含む)に対する対策

災対産業経済部、東京都中央農業改良普及センター西部分室の普及指導 員および東京あおば農業協同組合の営農指導員等(以下「農業技術者」と いう。)が中心となって技術指導に当たり農業経営の安定を図ります。

また、農業技術者はそれぞれの専門項目別(園芸、畜産、病害虫、土壌、肥料等)に、国および都道府県の試験研究機関等における研究成果を把握し、効果的な技術指導を行います。

## 2 被害状況の報告

災害が発生した場合には、地区内の農地の被害状況等について、東京都 産業労働局に報告するとともに、各専門項目について技術的対策を早期に 樹立し、重要事項については直接農業技術者が現地において指導します。

# 第5款 災害弔慰金等の支給【災対福祉部】

自然災害により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、 また災害により精神的または身体に著しい障害を受けた方に対して、災 害障害見舞金を支給します。

	支給対象者	支給限度額	支給の制限
	遺族の順位	主たる生計者の場合	1 当該死亡者の死
	配偶者	(死亡者1人につき)	亡がその方の故意
	子	500万円	または重大な過失
災	父母	それ以外の場合	により生じたもの
害	孫	250万円	である場合
弔	祖父母		
	上記のいずれも存在し		2 内閣総理大臣が
慰	ない場合は、死亡者の		定める支給金が支
金	兄弟姉妹(死亡時その		給された場合(施
	方と同居し、または生		行令第2条)
	計を同じくしていた方		
	に限る)		3 災害に際し、区
災	法別表に掲げる程度の	主たる生計者の場合	長の避難指示(緊
災害障害見舞金	障害者	(障害者1人につき)	急)に従わなかっ
害		250万円	たこと等、区長が
見舞		それ以外の場合	不適当と認めた場
金		125万円	合

#### 第6款 災害援護資金の貸付【災対福祉部】

災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の 世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付け ます。

	貸付対象	貸付金額	貸付条件
	都において災害救助	貸付区分・限度額	据置期間 3年
	法による救助が行われ	世帯主の 1 か月以上	償還期間
	た自然災害により家屋	の負傷 150万円	据置期間経過後7
	等に被害を受けた世帯	家財等の損害	年
	でその世帯の前年の年	ア 家財の1/3以上の	償還方法
	間所得がつぎの額以内	損害 150万円	年賦または半年賦
	の世帯。	イ 住居の半壊	利率
	1 人世帯 220万円	170万円	据置期間0%
災	2 人世帯 430万円	ウ 住居の全壊	償還期間3%
害	3 人世帯 620万円	250万円	延滞利息
援	4 人世帯 730万円	エー住居全体の滅失	年10.75%
	以降1人増える毎に30	または流出350万円	
護	万円を加算した額。	上記・が重複	
資	ただし、住居滅失の場	・ ア 250万円	
金	合は、1,270万円。	・ イ 270万円	
		・ ウ 350万円	
		つぎのいずれかに該	
		当する場合で、被災し	
		た住居を立て直す等、	
		特別な事情がある場合	
		イ 250万円	
		ウ 350万円	
		イ 350万円	

## 第7款 被災者生活再建支援制度【災対福祉部】

## 1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づくもので、自然災害により、 その生活基盤に著しい被害を受けた者のうち、経済的理由によって自立し て生活を再建することが困難な方に対して必要な援助を行います。都道府 県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活へ の支援とします。 2 対象となる自然災害(発生した場合は都道府県が公示する)

救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した区市町村における自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村における自然災害 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 または の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被 害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

~ の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市 町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

#### 3 支給対象世帯

住宅が「全壊」した世帯

住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを 得ず解体した世帯

災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間 継続している世帯

住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	(上記3の )	(上記3の )	(上記3の )	(上記3の )
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### 防災本編 第6章区民生活の早期再建

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修) する場合は、合計で200(または100)万円

# 第6節 オープンスペースの確保

# 予防対策

## 第1款 オープンスペースの利用計画【危機管理室、東京都東部公 園緑地事務所】

#### 1 利用計画

都市公園などのオープンスペースの災害発生後の利用については、防災 関係機関等が連絡を密にしながら実行します。災害応急対策の前線基地、 物資輸送の際の中継地点やヘリポート、がれき等の置場、応急仮設住宅等 の建設用地等としての活用が可能です。

区立公園や各種民有地の利用計画は、管理者・所有者の理解と承諾を得て、必要に応じて協定を結びながら、順次定めます。

### 2 オープンスペース利用候補地一覧

都は、自衛隊、警察災害派遣隊(広域緊急援助隊)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊等の大規模救出救助活動拠点の候補地を指定しています。

また、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するため、ヘリコプターの緊急離着陸場の候補地を指定しています。

なお、候補地の指定にあたっては、都が自衛隊、警察機関、消防機 関の確認を行っています。

#### 大規模救出救助活動拠点一覧

施設名	所 在 地	
都立城北中央公園	練馬区氷川台一丁目地内	
(陸上競技場・野球場)		
都立光が丘公園	練馬区光が丘地内	
(陸上競技場・野球場)		
練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号	
光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号	

#### ライフライン活動拠点一覧

施設名	所 在 地
都立城北中央公園	練馬区氷川台一丁目地内

## 医療機関ヘリコプター緊急離着陸場候補地

施設名	所 在 地
都立光が丘公園陸上競技場	練馬区光が丘四丁目 1 番地
高野台運動場	練馬区高野台三丁目8番8号

#### 災害時臨時離着陸場候補地一覧

施設名	所 在 地
都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台一丁目6番地
都立城北中央公園陸上競技場	練馬区氷川台一丁目3番1号
都立光が丘公園陸上競技場	練馬区光が丘四丁目 1 番地
都立石神井公園 B 地区野球場	練馬区石神井台一丁目29番10号
都立大泉中央公園陸上競技場	練馬区大泉学園町九丁目4番3号
練馬総合運動場	練馬区練馬二丁目29番10号
石神井松の風文化公園	練馬区石神井台一丁目33番44号
練馬区役所屋上	練馬区豊玉北六丁目12番1号
豊島園	練馬区向山三丁目25番 1 号
高野台運動場	練馬区高野台三丁目8番8号

高野台運動場は、平成30年度に廃止されます。代替施設は、東台野球場(練馬区石神井町一丁目11番32号)が東京都地域防災計画の次回の修正で指定される予定です。

## 5,000㎡以上のオープンスペースのある公共施設

(単位:m<sup>2</sup>)

# 5,000㎡以上のオープンスペースのある公共施設

(単位:m²)

								(	甲位	: m )
	名 称		所 在 地	所有	種	別	施設面積	広場面積	備	考
1	学 田 公	袁	豊玉南三丁目32番27号	X	公	園	10,886	6,000	野	球場
2	夏の雲公園		光が丘三丁目4番1号	X	公	袁	54,033	5,000	厶	場
3	立 野 公	袁	立野町32番 1 号	X	公	袁	21,853	7,000	広	場
4	大泉さく 運動公園	6	大泉学園町九丁目4番5号	X	公	责	43,797	10,000	広	的運動 場
5	びくに公	袁	東大泉二丁目28番31号	国	公	责	21,897	9,000	白子川 上 流	比丘尼橋調 節 池
	大 泉 学 園 希望が丘公園	ŧŢ	大泉学園町九丁目1番2号	X	公	责	10,100	5,000	多目的	的運動 場
7	大 泉 もみじやま公	町 園	大泉町三丁目23番1号	区国	公	责	17,432	5,000	( 外 部)	環上場
8	石 神 井 松 の . 文 化 公 園	虱	石神井台一丁目33番44号	X	公	袁	47,735	7,731	多目	的広場
9	高野台運動:	場	高野台三丁目8番8号	X		ーツ 設	10,543	10,411		
10	北大泉野球	場	大泉町三丁目31番44号	X	スポ 施	ーツ 設	14,128	14,009		
11	東台野球:	場	石神井町一丁目11番32号	X	スポ 施	ーツ 設	12,029	11,976		
12	練馬総合運動場		練馬二丁目29番10号	X	スポ 施	ーツ 設	38,772	38,442		
13	中村かしわ公	袁	中村一丁目17番1号	X	公	责	14,674	6,000		
14	石 神 井 公 園		石神井台一・二丁目 石神井町五丁目	都	都立	公園	225,650			
15	城北中央公園		氷川台一丁目	都	都立	公園	262,369			
16	光 が 丘 公 園		光が丘二・四丁目 旭町二丁目	都	都立	公園	607,823			
17	大泉中央公園		大泉学園町九丁目	都	都立	公園	103,000			

135,569

- (注1) は東京都の指定避難場所
- (注2)城北中央公園は、板橋区分(128,827 ㎡)を含む。
- (注3)光が丘公園は、板橋区分(8,649 ㎡)を含む。

# 3 発災時の都立公園の利用計画案 (東京都指定避難場所)

#### 都立城北中央公園

施設名称	面積	緊急初動期	応急対策期	復旧・復興期(3
加西文百书	(約㎡)	(災害発生~3日間)	(4日目~3週間)	週間以降)
小野球場1	4,200	ライフライン復旧活動	<b>加</b> 拠点	応急仮設住宅建
				設用地
陸上競技場	17,000	大規模救出救助活動拠	N.点	
		医療機関近接ヘリコス	プター緊急離着陸場	
		候補地(8,000)		
小野球場 2	4,200	がれき集積所(一次)		がれき集積所
野球場A	10,500	大規模救出救助活動補助スペース		応急仮設住宅建
				設用地
野球場B	3,600	ヘリポート		応急仮設住宅建
				設用地
ドッグラン	4,100	ペット受入れ候補地		
こども広場付近	1,400	給水拠点		
ケヤキ広場付近	1,500	徒歩帰宅者支援スペース		
児童公園西側	1,900	がれき集積所(二次		()
クローバー広場	6,500			応急仮設住宅建
				設用地

# 都立光が丘公園(面積は概算)

佐≒□夕₩	面積	緊急初動期	応急対策期	復旧・復興期
施設名称	(約㎡)	(災害発生~3日間)	(4日目~3週間)	(3週間以降)
弓道場	6,500	ペット受入れ候補地		
陸上競技場	17,000	大規模救出救助活動拠	点	
		医療機関近接ヘリコプ	ター緊急離着陸場	
		候補地 (8,000)		
野球場	8,100	大規模救出救助活動補	助スペース	
テニスコート	6,200	給水補助スペース		
芝生広場	32,400	がれき集積所(一次)	一部 (19,000)	応急仮設住宅
				建設用地
駐車場	6,700	生活物資の集積・輸送	補助スペース	

# 都立石神井公園

施設名称	面積	緊急初動期	応急対策期	復旧・復興期
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	( m²)	(災害発生~3日間)	(4日目~3週間)	(3週間以降)
くぬぎ広場		避難スペース	応急仮設住宅建設	同左
			用地	
さくら広場		避難スペース	応急仮設住宅建設	同左
			用地	
けやき広場		避難スペース	応急仮設住宅建設	同左
			用地	
おべんと広場		避難スペース		
くつろぎ広場		避難スペース	応急仮設住宅建設	同左
			用地	
A地区野球場		ペット受入地	同左	
B地区野球場		災害時臨時離発着陸	同左	
		場候補地		
管理事務所		現地対策本部	同左	同左
駐車場		緊急車両集結地	仮設商店街	

## 都立大泉中央公園

施設名称	面積	初動期	復旧期	復興期
ルピュスマンイル	( m²)	(災害発生~3日間)	(4日目~3週間)	(3週間以降)
野球場			救出・救護活動拠 点	応急仮設住宅 建設用地
都道108号沿いの		避難スペース		
樹林地				
西側の一部を除い		避難スペース		
た全域				
西入口周辺		避難スペース	ボランティア活動	
			スペース	
四季の広場		避難スペース	ボランティア活動	
			スペース	
アスレチック広場		避難スペース	ボランティア活動	
			スペース	
陽だまり広場		避難スペース	応急仮設住宅建設 用地	同左

#### 第2款 オープンスペースの確保【産業経済部、土木部】

#### 1 オープンスペースの確保

発災時における火災の延焼防止となり、地域の防災活動の拠点や区民の 避難の場所として重要な役割をもつオープンスペースを確保します。

#### 2 防災拠点の形成

防災都市づくりを推進するため、あるいは都市計画的見地から、区内のオープンスペースや遊休地等さまざまな空間の有効活用を検討していきます。

発災時には、避難誘導、救出・救助、医療救護、ライフライン復旧等の 応急対策活動を迅速かつ効率的に行う際の拠点ともなります。

( 防災共通編 第2部第3章第3節 区立施設等の災害時利用計画 参照)

#### 3 オープンスペースの恒常的把握および利用調整

大規模な空地、一定規模以上の広場を有する公園、農地等の分布状況を常に把握しておき、それをもとに暫定的な土地利用についての調整を行います。(仮設市街地用地、がれき等の置場、物資救援基地用地等として利用)

応急仮設住宅の建設予定地の確保にあたっては、次の点に留意します。

接道および用地の整備状況 ライフラインの状況(給排水、電気、ガス) 避難場所としての利用の有無

なお、東京都から年一回、応急仮設住宅の建設予定地の検討状況について報告を求められます。〔資料編 資料18-001、資料18-002 参照〕

# 応 急 対 策

### 第3款 ヘリサインの設置【統括部、教育振興部】

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災対本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また避難所などの災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たします。

区では、全ての区立中学校(34校)にヘリサインを設置しています (校舎等改築中の場合は、解体等によりヘリサインがないことがありま すが、新校舎等には改めて設置することとしています)。

なお、ヘリサインの設置にあたっては、「九都県市首脳会議防災対策 委員会による申し合わせ」を基準にします。

#### 第4款 オープンスペースの総合調整【統括部】

統括部は、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースについて、発災後速やかにオープンスペース利用候補地の現地調査を行います。

災対本部は、被害状況や現地調査の結果を踏まえ総合的に調整し、仮設市街地用地、がれき等の置場、物資救援基地用地等の活用方針を決定します。

また、オープンスペースの不足が見込まれる場合には、統括部はオープンスペースの利用要望を都災対本部に提出します。

## 第5款 応急活動拠点の調整【統括部、東京都総務局】

都災対本部においても、発災時に応急活動を効果的に実施するため に、オープンスペースについて、必要に応じて総合的に調整します。

都災対本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握します。

都災対本部は、区の利用要望と自衛隊、他県等の警察・消防の応援部 隊の使用見込との調整を行います。

区は、使用状況を定期的に都災対本部へ報告し、都災対本部は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図ります。

# 第7節 ごみ・し尿・がれきの処理

ごみの処理、トイレの確保およびし尿の収集・運搬を行い、区民の生活環境の維持を図ります。また、がれきについては、応急対策活動の円滑な実施および区民生活の再建のために、収集・処理を適切に行います。

# 予防対策

第1款 下水道管とマンホールの接続部の耐震化およびマンホール の浮上抑制対策【東京都下水道局】

下水道管の耐震化として、避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施しています。平成26年度からは、区庁舎など災害復旧の拠点となる施設に対象を拡大して実施しています。

また、これまで液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、マンホールの浮上抑制対策を実施してきましたが、避難所などと緊急輸送道路などを結ぶアクセス道路に対象を拡大して実施します。

# 応 急 対 策

#### 第2款 生活ごみ処理【災対環境部】

災害時においては、家庭から排出される生活ごみおよび事業活動に伴って 排出される廃棄物に加え、災害に伴ってがれきなどの廃棄物が大量に発生す ることが想定されています(以下「災害廃棄物」という)。

災害時は平常時と異なった排出方法や収集運搬方法など、災害廃棄物の収集運搬体制を確保し、適正に処理するため、区では、あらかじめ災害時に想定される事項のうち区が担う責務を整理し、災害廃棄物処理に係る基本的な考え方をまとめます。

## 1 災害時の生活ごみ処理

区は、被害状況、集積所等の情報を基にして、ごみの発生量を算定し、関係機関との連絡を行い、災害廃棄物処理方針を策定し初動態勢を確立します。

また、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時におけるごみの

排出方法等を周知するなど、具体的な対応策を示します。区民に対しては、収集作業計画等を広報し、ごみの分別や排出について協力を求めます。

清掃事務所は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから、優先的に収集をします。災害規模によっては、民間や他の自治体等の応援を求めます。

#### 2 収集方法

処理施設への搬入が困難なときは、幹線道路に面した公有地等を中継 所(がれき等の置場)として活用し、収集の効率化を図ります。がれき等 の置場の設定については、応急仮設住宅用地等の復旧対策と調整を行いま す。ごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行います。

### 第3款 災害用トイレ対策【統括部、災対環境部、東京都建設局】

#### 1 災害用トイレの備蓄計画

備蓄スペースを考慮しながら組立トイレ(マンホール用)と携帯 トイレの組み合わせにより、避難者75人あたり1基の災害用トイレ の確保に努めます。

また、区立小中学校の改築にあわせ、防災トイレ用マンホールおよび配管の整備を進めることにより、災害用トイレの充実を図ります。

災害用トイレの確保を図るだけでなく、生活用水の確保、し尿収集・運搬態勢の整備等にも努めます。

また、事業所および区民に、環境衛生の維持のため、当面の目標としてトイレが使用できなくなることに備えて、3日分の災害用トイレを備蓄するよう周知します。

### 2 避難拠点等でのトイレ対策

学校施設内の1階にある既存の水洗トイレの使用を第一とし、区内設備業者(協定締結済み)の緊急点検修理を依頼します。生活用水は、学校防災井戸等を使用します。なお、十分な水量を用意して水洗トイレを詰まらせないように注意します。

水洗トイレが使用不可能または不足する場合は、備蓄物資である 組立トイレや携帯用トイレを使用します。設置場所、使用のルール 等を定め、避難者に周知します。なお、設置にあたっては、女性や高齢 者、障害者に配慮します。

し尿収集が必要になった場合は、時期を把握し、収集を依頼します。

#### 3 防災公園(都立公園)のトイレ対策

東京都は防災公園(都立公園)において、既設トイレの活用の他、災害 トイレ用マンホールおよび配管を備えています。それに合わせ、区では災 害用トイレ(組立トイレ)本体を公園内に備蓄しています。

#### 4 し尿の収集・搬入

区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等の収集作業計画を策定し、その計画に基づき協定事業者の吸上車(バキュームカー)により収集します。

搬入先は、原則として品川清掃作業所とします。しかし、処理量や交通状況等に応じて、東京都下水道局と交わした「災害時における下水道施設へのし尿搬入および受入れに関する覚書」により、水再生センターおよび主要管きょの指定マンホールなどに搬入します。区が確保できる吸上車(バキュームカー)のみでは対応できない時は、東京都に応援要請をします。

## 5 特別区災害時し尿処理スキーム

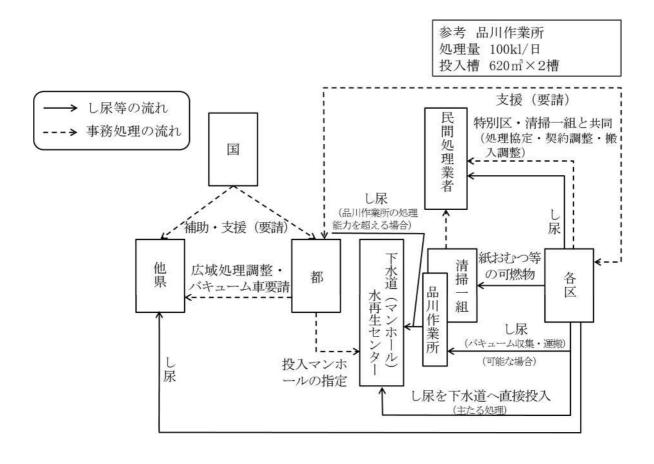
区は、し尿処理は下水管等へ直接投入することを原則とし、発災直後から1週間程度までの混乱期と発災から1週間程度以降のフェーズに分けて対応手順を整理します。

#### 役割分担

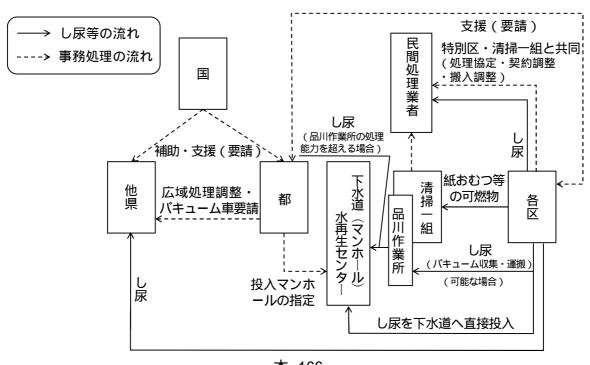
機関名	内容
	・マンホールトイレ、簡易トイレの確保
	・吸上車(バキュームカー)の確保
	・清掃一組が管理する品川清掃作業所および民間処理
	業者へのし尿の搬入
練馬区	・紙おむつ等の可燃ごみの収集、運搬
然场区	・下水道局水再生センターおよび主要管きょの指定マ
	ンホールへのし尿の直接投入の調整
	・民間処理業者との処理協定・契約締結の調整および
	民間処理業者へのし尿の搬入調整(民間処理業者へ
	のし尿の搬入調整は一組による搬入調整が主)

東京二十三	・清掃一組が管理する品川清掃作業所へのし尿の搬入
区清掃一部	調整および民間処理業者へのし尿の搬入調整
事務組合	・紙おむつ等の可燃ごみの処理
	・吸上車(バキュームカー)の都内での確保調整およ
	び他県への調達調整
	・下水道局水再生センターでのし尿直接投入受入
東京都	・下水道直結マンホールトイレ用および直接投入用マ
米水即	ンホールの指定
	・清掃一組品川清掃作業所の処理能力を超えたし尿に
	関する都内での処理調整および他県への広域処理調整
	・下水道施設の応急復旧

発災~1週間程度までの対応



発災~1週間程度以降の対応



本-166

#### 第4款 がれき等の処理【災対環境部、災対土木部】

#### 1 処理計画

災害発生後、災対環境部と災対土木部の協力態勢の下に、「がれ き処理対策本部」を設置して、がれき処理に当たります。

区の被害状況(家屋等)を確認し、がれきの発生量の推計を東京都に報告するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表します。

オープンスペースの利用計画に基づいてがれき等の置場を設置し、管理します。搬入にあたっては、可燃・不燃・粗大・資源・危険物等に分別するよう、緊急道路障害物除去を行う機関・団体および区民に周知します。(がれき置場については、第6節 オープンスペースの利用計画 参照)

がれきは、種別に従いできるだけ再利用を図り、再利用できなかったものは、焼却処理等減容減量した上で、環境汚染防止に配慮しつ、東京都が管理する埋め立て処分場に搬入します。

東京都全体のがれき発生量の推定は、次のとおりです。

(単位:万t、万㎡)

			東京湾北部地流	寰(M7.3)	多摩直下地震(M7.3)	
			冬18時 月	虱速8m/s	冬18時	風速8m/s
			重量	体積	重量	体積
東	京	都	4,289	5,125	3,121	3,771
X		部	4,049	4,807	2,071	2,465
練	馬	X	86	123	101	140
多		摩	241	318	1,050	1,306

「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月18日公表)」より 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

### 2 被災建物の解体とがれきの撤去

被災建物の解体、がれき撤去は本来私有財産の処分であり、原則として 所有者がその責任において行う必要があります。

しかし、特例措置を国が講じ、場合によっては行政が実施することもあります。

次の事項を区民に周知します。

被災建物の解体、がれき撤去を行政として行うこと 解体、撤去の対象 申請の資格 申請の時期、受付場所

## 3 特別区がれき処理スキーム

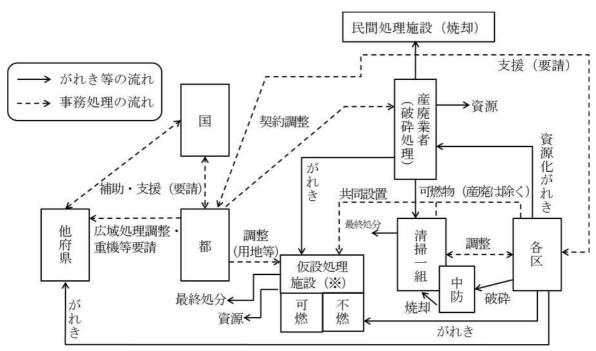
災害時のがれきについては、一般廃棄物として処理することが原則となっていることから、一義的に特別区および東京二十三区清掃一部事務組合が連携して処理を担うものとします。ただし、特別区および東京二十三区清掃一部事務組合の処理能力を超える処理については、東京都に支援を要請するものとします。

#### 役割分担

1又刮刀打		
機関	名	内容
		・家屋の解体と運搬
		・がれき分別(可燃・不燃・粗大・資源・危険物等)
		・仮設集積所(住民に身近な場所における仮置き集積
		場所)の確保
		・一次仮置場(仮設集積所のがれきを分別・集約する
		集積所)の確保(都有地等を含む)
		・二次仮置場(仮設処理施設に併設する破砕等処理直
		前のがれきを置く集積所)の確保(都有地等を含
練馬区		む)
		・がれきの収集運搬
		・がれきの収集運搬に必要な車両、機材等の確保
		・破砕処理施設への搬出
		・がれきの資源化および資源化ルートの確保
		・仮設の破砕・焼却施設の共同設置
		・民間産廃業者(破砕、焼却等)とのがれきの搬入調
		整のオペレーション
<del></del>		・破砕処理した可燃性がれきの処理
東京二十三		・清掃工場等への搬入調整
区清掃一部	部	・仮設の破砕、焼却施設の共同設置
事務組合		・雇上車両の配車調整(清掃協議会担当事務)
		・一次仮置場および二次仮置場の候補地の情報収集と
東京都		各区への情報提供
L		

- ・一次仮置場および二次仮置場の確保が困難、または 処理能力を超えた区に対して一次仮置場および二次 仮置場の調整
- ・民間産廃業者(破砕、焼却等)との契約締結の調整
- ・特別区の処理能力を超えたがれきの都内での処理調整および他府県への広域処理調整等による支援
- ・重機、車両等の都内での確保調整および他府県から の調達調整
- ・最終処分の調整
- ・ がれきの資源化ルートの調整支援
- ・仮設処理施設で処理するがれきの資源化支援

#### 処理フロー



※・・・仮設処理施設整備に関し、中間処理直前のがれきを置く二次仮置場を併設する。

## 第5款 土石・竹木等の除去【災対環境部、災対土木部、東京都建 設局】

### 1 東京都

救助法適用後、区からの報告に基づき、実施順位・除去物の集積地等を 定めたうえ、区と協力して除去を実施します。 防災本編 第6章区民生活の早期再建

#### 2 練馬区

災害によって土石・竹木等が区民の住家に流入したときは、その戸数と所在を調査して東京都へ報告します。

関係機関と協力し、除去作業を行います。

# 第8節 応急住宅対策

居住する住家を確保できない被災者がいる場合に、応急住宅の対策を図ります。

# 復旧・復興対策

第1款 応急仮設住宅の供給【災対都市整備部、東京都都市整備局】

#### 1 応急仮設住宅の供給

救助法が適用された災害により住家が滅失し、居住する住家を確保できない被災者がいるときは、同法に基づく応急仮設住宅の設置依頼を東京都に行います。

東京都都市整備局は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げおよび仮設住宅の建設により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給します。

#### 2 応急仮設住宅の種類

公的住宅の活用

区営住宅の空き家の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政 法人都市再生機構等や他の自治体に空き家の提供を求め、被災者に 提供します。

民間賃貸住宅の借上げ

区は、供給主体である都とともに、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供するよう努めます。

仮設住宅の建設

東京都都市整備局は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被 災者に提供します。

#### 3 応急仮設住宅の建設

東京都は、区があらかじめ定めている建設予定地の中から建設地 を選定します。区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困 難な場合は、区市町村相互間で調整協議を行います。

供給戸数は、都知事が決定します。災害発生日から20日以内に着

工します。

工事の監督は都が行います。ただし、これにより難い事情がある 場合には、区に委任されます。

被災地域の住民が主体的に復興に取り組むための組織である地域 復興組織(復興まちづくり協議会)が行う共同型自力仮設住宅の建 設の支援を検討します。

#### 4 建設する応急仮設住宅の構造・規模

建設する応急仮設住宅の構造・規模は次のとおりです。

木造(軸組工法・ユニット形式)、鉄骨造(組立式・ユニットタイプ)等によります。必要に応じて高齢者や障害者世帯に適した設備・ 構造とします。

1戸当たりの規模は、世帯構成員に応じたものとなるよう設定します。

1戸当たりの設置費用は国の定めによります。

#### 第2款 応急仮設住宅の入居者の選定と管理【災対都市整備部】

1 応急仮設住宅の入居と管理(東京都)

入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てます。

都営住宅の管理に準じて、区に委託する部分を除く応急仮設住宅 管理業務を行います。

### 2 入居者の選定と管理(練馬区)

被災者に対し入居募集を行い、応募者の中から入居者を選定します。選定にあたっては、高齢者、障害者または一人親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して行います。

東京都の委託により、入居者に関する管理・調査および相談業務ならびに住宅の維持管理業務を行います。

入居資格は、次の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める 方とします。募集対象の申し込みは1世帯1か所とします。

住家が全焼、全壊または流失した方 居住する住家がない方 自らの資力では住家を確保できない方

東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に指導します。

#### 第3款 応急住宅対策から住宅の復興へ【災対都市整備部】

#### 1 住宅の復興計画

被災後概ね6か月以内に「住宅の復興計画」を策定します。 「住宅の復興計画」は、主として「恒久的な住宅の供給」および 「自力再建への支援策」について定めます。

#### 2 住宅供給の計画化

「恒久的な住宅の供給」のために、次の事項を計画化します。

公共住宅の補修・補強、建替や新規供給 民間住宅の供給促進 不燃化バリアフリ - 化等の促進

住宅の建替等に対する支援

「自力再建への支援策」として次の事項を計画化します。

情報提供・相談体制の整備 地域復興組織(復興まちづくり協議会)が行う取り組みへの支援 策を検討

# 第9節 応急教育・応急保育等対策

園児・児童・生徒の生命、安全ならびに教育活動の確保を図るため、的確な対策を行います。

# 応 急 対 策

#### 第1款 応急教育【災対教育振興部】

1 児童・生徒・施設の安全確保

校長・幼稚園長は、次の要領で対応します。

園児・児童・生徒(以下本節において「児童等」という。)が在校中や休日の部活動等の学校管理下にあるときは、安全確認ができるまでの間、児童等を校内に保護します。確実に保護者等へ引渡しができる場合は、事前の計画に基づいて引渡します。

児童等の安否、学校、教職員および給食施設・設備の被害状況を 教育拠点対策本部に報告します。

私立学校においても本計画に準じて応急教育計画を作成するよう 働きかけます。

#### 2 応急教育の実施

校長・幼稚園長は、次の要領で対応します。

参集可能な教職員の確保に努めます。

具体的な指導方法、教科・領域、生活指導および進路指導等についての指導計画を作成し、教職員体制、被災状況、使用可能施設等を考慮して実施します。状況により、臨時休校等の措置をとります。

決定した応急教育計画を災対教育振興部に報告し、保護者および 児童等に周知します。

応急教育計画に基づき、学校に受入れ可能な児童等を受入れ、健康、メンタルヘルスケア、安全、生活指導に重点を置いた指導を行います。

疎開した児童等について、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどにより、 に準じた指導を行うよう努めます。

教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路および 通学経路の安全確認を行い、災対教育振興部に報告します。

校長、幼稚園長からの報告等により、災対学校教育部で災害の推移状

況を把握して、災対本部が平常教育の再開を決定します。

#### 第2款 応急保育【災対こども家庭部】

学童クラブについても本節に準じるものとします。私立保育園においても、本 節に準じて応急保育を実施するように働きかけます。

#### 1 園児・施設の安全確認

保育園長は、次の要領で対応します。

園児が在園中のときは、安全確認ができるまでの間、園児を園内に保護します。確実に保護者等へ引渡しができる場合は、事前の計画に基づいて園児を引渡します。

園児の安否、職員および施設・設備の被害状況を災対こども家庭 部に報告します。

#### 2 応急保育の実施

災害対策こども家庭部は、次の要領で対応します。

園長からの報告に基づき、応急保育計画を作成して、その実施を 園長に指示します。状況により、休園等の措置をとります。

園長からの報告等により、災害の推移状況を把握して、災対本部が平常保育の再開を決定します。

保育園長は、次の要領で対応します。

参集可能な保育士の確保に努めます。

施設・設備に被害状況、職員態勢等に基づき、実施可能な応急保 育の方法について、災対こども家庭部に報告します。

決定した応急保育計画を、保護者および園児に周知します。

保育園の受入れ可能な園児を受入れ保育を行います。被災により 通園できない園児については、地域ごとに実情の把握に努めます。

平常保育の再開に向けて、園児や施設・設備、施設周辺の状況について情報を収集し、災対こども家庭部に報告します。

# 復旧・復興対策

#### 第3款 教育機関の復旧計画【災対教育振興部】

教育委員会は、次の要領で対応します。

校長からの被害報告に基づいて復旧計画を作成します。

被災学校ごとに担当職員と指導主事を定め、情報および指令の伝達について万全を期します。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導に当たります。

住家に被害を受け、就学上支障のある小学校児童および中学校生徒に対して、都知事が調達した学用品を給与(支給)します。集中管理場所を1か所設けて行います。教科書は災害発生から1か月以内に、その他の学用品は15日以内に給与(支給)します。

被災した児童等に対し、就学援助を適用します。

都知事から職権の委任を受けたときは、区長が区教育委員会および校 長の協力を得て、調達から給与(支給)までの業務を行います。

#### 第4款災害時における子どもへの対応【災対こども家庭部】

避難所において生活を送る等、災害時における子どもに対しては、避難所 等以外に子どものための場を提供する必要があります。

児童館等施設の早急な再開を行い、子どもの居場所の提供を行います。

# 第10節 復興の基本的な考え方

復興に際しては、被災を繰り返さないまちづくりに努めるとともに、誰もが 安心してくらせるように、復興対策を総合的、計画的に進めます。

# 復旧・復興対策

#### 第1款 さまざまな復興

大地震による被害から復興するためには、「被災を繰り返さないまちづく り」や「持続的発展が可能なまちづくり」を目的とする都市基盤整備が中心 の復興と、日常のくらしや産業を再建するといった生活面での復興が欠かせ ません。前者を都市復興とすると、後者は生活復興ということができます。

また、復興への道筋も区が主体となった仕組みだけでなく、区と協働して 地域住民自らが復興を進めていく地域協働復興という仕組みも考えられます。

震災復興には、なによりも被災者が自ら立ち上がり、自身の生活を回復しようという意欲が必要であり、区民、事業者、区、各種団体等の協力や連携がなければ復興を実現することはできません。

#### 第2款 震災復興マニュアル

応急復旧から本格的な復興へと移行するために、区職員がとるべき行動を 具体的に定めた練馬区震災復興マニュアルを平成20年3月に策定しました。

区では、応急初動期の対応を記した地域防災計画と復興の取り組みについて定めた震災復興マニュアルの内容を実行することにより、震災対策が円滑に実施できると考えています。このため次節においては、震災復興マニュアルの骨子を記述し、「都市復興」「生活復興」などの震災復興の進め方や手順の詳細については、震災復興マニュアルを参照するものとします。

#### 第3款 復興対策本部

練馬区は、災害応急対策等にあたって国、都道府県、他の市町村を含む関係機関との連携の確保に努めることを目的に災対本部を設立することになっています。その後、被災した施設が本来の効用を発揮できるよう速やかに復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていくことが必要であり、そのために災対本部を復興対策本部として再度位置づけ直し、都市復興基本方針等を定めた都市復興計画等を立案し、早期

防災本編 第6章区民生活の早期再建 の復興を目指します。

#### 第4款 震災復興推進条例

平成21年12月には、さらに応急対策後に復興活動に速やかに移行する根拠 規定ともなる「練馬区震災復興の推進に関する条例」を制定しました。

条例には、総合的、計画的に震災復興を進めるため、震災復興本部の設置、 地域住民との協働により復興を行う地域協働復興の仕組み、被災した市街地 を被害の度合いにより区分して復興整備することなどを規定しています。

#### 第5款 復興段階の国の職員の派遣制度の活用

練馬区が、大規模な災害による被害を受けた場合、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足することが懸念されます。必要に応じて、国に対しては職員の派遣を要請し、内閣総理大臣や都道府県知事に対して、国や他の地方公共団体からの職員派遣をあっせんするよう求め、早期の復興を目指します。

# 第11節 市街地復興計画

区長は、被災後速やかに、都市復興の方向性を示した都市復興基本方針を策定します。この基本方針をもとに都市復興基本計画を策定し、計画的な市街地の復興に努めます。

# 応 急 対 策

#### 第1款 都市復興スケジュール

災害発生後、都市復興のスケジュールを、手続の面から時系列に5段階に区分して復興計画を推進します。

段階	推進内容	スケジュール
第1段階	復興初動態勢の確立	災害発生~1週間
第2段階	都市復興基本方針等の策定	1週間~1か月
第3段階	復興都市計画等の策定	1 か月~6 か月
第4段階	復興まちづくり事業計画等の策定	6 か月~1年
第5段階	復興まちづくり事業の推進	1年以降

# 第2款 復興初動態勢の確立(第1段階:災害発生~1週間)【災 対都市整備部】

#### 1 初動対応方針の決定

余震等による二次被害防止を目的とした応急危険度判定調査の実施に向けた準備をします。

家屋被害概況調査により、復興の基本的な方針の検討に入ります。

町丁目単位の家屋被害の概況を東京都へ報告し、応急仮設住宅の 建設用地について検討します。

#### 2 被害状況の把握

家屋被害概況調査の実施(被災後速やかに)

街区単位(概ね町丁番地)程度として、概ねの被害の程度をつかむことを目的とした調査を行います。

建築物の応急危険度判定調査の実施(被災後速やかに) 要判定地区を設定し、地区内の建築物等の応急危険度判定調査を実施

#### 防災本編

#### 第6章区民生活の早期再建

します。東京都、区等の建築系職員および応急危険度判定員(防災ボランティア=建築士の資格を有するなどの専門的な技術を持つもの)が判定を行います。

区有施設の被害の把握(被災直後)

区有施設の被害把握を行います。(それぞれの施設管理者)

地盤等の状況、道路、交通施設の被害、河川の被害、ライフラインの被害

事業所等の被害、教育、文化、医療施設等の被害、その他区有施設の被害

# 復旧・復興対策

#### 第3款 震災復興本部の設置【災対都市整備部】

被災後1週間を目途に、都市復興や区民生活の再建などの生活復興に関する対策を迅速かつ計画的に実施することを目的として、震災復興本部を設置します。

#### 第4款 建築制限の検討【災対都市整備部】

被災の激しい地区(概ね8割以上の家屋が焼失・倒壊していると見込まれる地区)で、市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき地区については、建築制限区域の検討を行います。(建築基準法第84条)

- 第5款 都市復興基本方針等の策定(第2段階:1週間~1か月) 【災対都市整備部】
  - 1 都市復興基本方針の策定(被災後2週間以内)

都市基盤施設や市街地、住宅供給等についての復興方針を東京都と協議 し策定します。

2 都市復興基本方針の周知(被災後2週間以内)

各種メディアを活用して都市復興基本方針を公表し、周知します。 区報やホームページを活用します。 3 建築制限の実施(被災後2週間以内)

建築基準法による建築制限の実施

被災の激しい地区について、建築制限区域の原案を策定します。(建築制限は、東京都が調整を行い決定します。建築基準法第84条)

建築制限の告示以後、建築制限を実施し、建築指導を行います。

復興相談窓口の開設

公共施設(区民事務所等)を活用して、被災者の生活再建等のための 総合相談窓口を開設し、必要な情報の提供を行います。

#### 4 被害状況の把握

家屋被害状況調査(住家被害認定調査)【被災後1週間~1か月 以内】

被災市街地全体を対象に現地調査を行い、被害地図および被害台帳を作成します。東京都に家屋被害台帳を提出します。東京都は、GIS (都市計画地図情報システム)を活用して集約・整理し、広報紙等を通じて短期間のうちに都民に公表します。

5 時限的市街地づくりの方針設定の展開(被災後2週間~2か 月以内)

時限的市街地とは、暫定的な生活の場として被災市街地に形成される応 急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗、事業所および残存する利用可能な 建築物からなる市街地のことをいいます。

時限的市街地においても、被災前のコミュニティが維持できるような仕組みづくりが必要です。

「被災者生活実態調査」「家屋被害状況調査」を活用して、応急仮設住宅等の必要量を把握します。

応急仮設住宅の入居者募集ならびに運営を実施します。

応急仮設住宅の建設、維持管理および被災住宅の応急修理にかか わる支援を東京都に依頼します。

自力仮設住宅ならびに仮設店舗等の建設・支援について検討します。

被災地域の住民が主体的に復興に取り組むための組織である地域 復興組織(復興まちづくり協議会)を中核とした、時限的市街地の 形成について支援を検討します。 6 復興対象地区の設定(被災後1か月以内)

復興地区区分を、復興対策基本図1(現況特性図)、復興対策基本図2 (現行の都市計画図)、復興対策基本図3(地区被害状況図)を重ね合わ せて作成し、東京都と調整後、決定し、告示します。

復興対象地区	内 容
重点復興地区	大震災により建築物等の集中的倒壊もしくは面的焼失ま
	たは都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災
	復興のための建築物等の更新および都市基盤施設の整備
	(以下「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ
	重点的に行うことが必要な地区
復興促進地区	大震災により、相当数の建築物等が倒壊または焼失し、
	さらに、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒
	壊もしくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等甚大な
	被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を
	一体的に行うことが必要な地区
復興誘導地区	大震災により、建築物等が倒壊または焼失し、当該建築
	物等の更新を誘導することが必要な地区

震災復興推進条例第9条より

復興地区区分を明示し、建築内容の届出の際などに地区区分に応じた建築誘導施策を実施します。

#### 適用期間

「被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)」に基づく、被災市街地復興推進地域の指定期間の限度である2年間を基本とし、都市復興の推進状況を踏まえて適用期間を定めます。

- 第6款 復興都市計画等の策定(第3段階:1か月~6か月)【災対都市整備部】
  - 1 被災市街地復興推進地域の指定および建築制限 (被災後2 か月以内)

被災市街地復興推進地域の指定原案を作成し、公告縦覧、都市計画決定を行います。これにより2年以内の建築制限を実施します。(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条、第7条)

2 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表 (被災後2か月) (被災の程度により作成します。)

復興の目標、土地利用方針、都市施設(道路・公園等)の整備方針、市街地復興の基本方針、その他からなる都市復興基本計画(骨子案)を策定し、公表します。策定にあたっては、東京都の策定する都市復興基本計画(骨子案)との整合を図るため、東京都と協議し、調整します。

3 復興まちづくり計画の策定(被災後6か月以内)

復興まちづくり方針案を作成し、周知します。

住民意見を反映した復興まちづくり計画原案を作成し、周知します。 住民意見を反映した復興都市計画案を作成して、公告縦覧し、都市 計画決定します。

なお、復興まちづくり計画の策定にあたっては、地域に地域復興組織 (復興まちづくり協議会)の結成を呼びかけ、地域住民の参加を促し、意 見の集約を図るように努めます。また、復興相談窓口での情報提供や、専 門家を派遣するなどの支援を行います。

4 都市復興基本計画の策定と公表(被災後6か月)

都市復興基本計画(骨子案)を基本に、復興まちづくりの状況を反映させた都市復興基本計画案を作成します。案を公表して区民意見等を反映させた後、都市復興基本計画を決定し、周知します。

第7款 復興まちづくり事業計画等の作成(第4段階:6か月~1 年)【災対都市整備部】

事業計画を立案・作成し、住民との合意形成を進め、復興事業計画を決定 します。

第8款 復興まちづくり事業の推進(第5段階:1年以降)【災対 都市整備部】

事業計画に基づいて、復興事業を円滑に推進します。

ただし、都市復興基本方針や都市復興基本計画との整合がとれている既定の都市計画事業等については、住民合意のもとに、被災後できるだけ早期に 実施します。

# 第12節 くらしと産業の復興、地域協働復興

都市基盤の整備や建築物の整備だけでなく、復興には「くらしの再建」や 「産業の再建」も必要なことから「くらしと産業の復興」とし、区をあげて取り組みます。

また、地域住民、事業者等と協働して復興を図る地域協働復興の取り組みを進めます。

# 復旧・復興対策

#### 第1款 くらしと産業の復興【災対産業経済部・災対福祉部】

都市基盤や建築物などの整備によって市街地を復興することはもちろんですが、復旧活動と平行して、「くらしの再建」や「産業の再建」にも取り組むことが必要です。

「くらしの再建」や「産業の再建」を、区では「くらしと産業の復興」と位置付け、区民の生活の安定や回復を支援します。区では、被災後1週間から1か月程度の間に、くらしの復旧に向けた社会調査として、被災者生活実態調査(兼福祉需要調査)や、商店や事業所の被害状況等を実施します。これらの調査は、以後定期的に実施します。

また、地域復興組織などが行う、地域の持つ力をもとにした「くらしと産業」の自力復興についても、区として可能な支援を検討します。

#### 第2款 地域協働復興【災対地域文化部】

復興を円滑に進めるためには、地域住民との復興のあり方への合意が必要です。

合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になります。

復興は、その担い手により「被災者個人による自力復興」、「行政主導による復興」および「地域住民、事業者、その他復興に協力する団体等と区の協働により、地域力を活かした復興を図る地域協働復興」という3つのパターンが考えられますが、地域住民の意向を反映した復興を遂げるために、区は地域協働復興による復興まちづくりを進めます。

# 震災都市復興計画スケジュール表

	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
(第1段階)									
災害対策本部の設置(応急住宅対策)									
家屋被害概況調査		•							
初動対応方針の設定		•							
緊急応急対策の実施		i							
震災復興本部の設置・事務局の設置									
建築物の応急危険度判定調査		_ '							
第一次建築制限地区の検討			_						
(第2段階)									
都市復興基本方針の策定・公表・周知									
  第一次建築制限地域の設定·告示·実施(区:原案 都:決定)									
復興相談所の開設(告示以降)									
家屋被害状況調査(住家被害認定調査(1次))									
区有施設等の被害把握		_							
被災者生活実態調査				以後、必	 要に応じて定期的Ⅰ	Ξ.			
			<u> </u>						
復興対象地区の設定(重点復興地区·復興促進地区等)									
復興整備条例の施行									
(第3段階)									
被災市街地復興推進地域の指定									
住家被害認定調査(2次)						-			
第二次建築制限地区(被災市街地復興特別措置法第7条)の検討									
第二次建築制限地域の設定・告示・実施									
都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表									
都市復興基本計画の策定と公表・都市計画決定									
「重点復興地区」でのまちづくりの推進									
復興都市計画原案の作成、公表、地元説明会等の開催									
「復興促進地区」でのまちづくりの推進									
地区復興まちづくり計画原案の作成、公表、地元説明会等の開催									
「復興誘導地区」でのまちづくりの推進									
(第4段階)									
復興事業計画等の確定							_		
(第5段階)									
復興事業の推進									

# 風水害等編

# 目次

# 風水害等編

第1章	水災害対策	. 1
第1節	水害予防対策	. 1
第2節	水防訓練	. 5
第3節	水災害応急対策(再掲)	. 6
第2章 情	青報収集・伝達・広報	13
第1節	気象情報、警報等の伝達	13
第2節	避難勧告等の発令等	29
第3章 图	医療救護対策	35
第4章 3	と通およびライフラインの確保	36
第5章 物	勿流・備蓄・輸送対策	37
第6章 初	皮災者・避難者対策	38
第1節	避難誘導	38
第2節	避難所の指定、開設、運営管理	40
第3節	災害時要援護者対策	42
第7章 [2	医民生活の早期再建	43
第1節	障害物の除去・消毒	43
第2節	区民生活の早期再建	45
第8章 富	富士山噴火降灰対策	46
第1節	富士山の現況等	46
第2節	降灰対策	51
第9章 者	その他の応急対策活動	56
第1節	小災害応急対応	56
第2節	区民の避難を伴う災害の対策	57
笙 3 節	不発弾等の処理活動	58

# 第1章 水災害対策

# 第1節 水害予防対策

水害に強い、安全・安心なまちづくりに向け、洪水対策(総合的な治水対策) 土砂災害対策、浸水対策を推進します。

水防法、土砂災害防止法に基づく指定の状況

災害種別	指定対象		根拠法令	練馬区内の	
災苦悝別	扣	<b>企</b> 刈家	依拠法令	指定状況	
	国管理 洪水予報河川		水防法第 10 条第 2 項	なし	
	<b>沃尔丁和</b> 列	都管理	水防法第 11 条第 1 項	なし	
	水位周知河川	国管理	水防法第 13 条第 1 項	なし	
	<u>小世间和</u> 冯川	都管理	水防法第 13 条第 2 項	石神井川	
洪水	水防警報河川	国管理	水防法第 16 条第 1 項	なし	
	小的富州州	都管理	水防法第 16 条第 1 項	なし	
	浸水想定区域		水防法第 14 条第 1 項	なし	
	浸水予想区域		_	平成 15 年 5 月	
			-	作成	
		土石流危険渓流		なし	
	土砂災害	地すべり危険箇所	_	なし	
	危険箇所 急傾斜地崩壊 危険箇所			12 箇所	
土砂災害	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)		土砂災害防止法 第7条第1項	6 箇所	
	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)		土砂災害防止法 第 9 条第 1 項	4 箇所	

東京都は、平成 29 年 11 月に追加調査結果を公表し、今後、土砂災害警戒区域 10 箇所 土砂災害特別警戒区域 8 箇所を追加指定する予定です。

#### 第1款 総合的な治水対策【土木部、東京都第四建設事務所】

近年、急激な都市化に伴い流域の保水・遊水機能が低下し、雨水の流出量が増大したため、集中豪雨等によるいわゆる都市型水害が発生しています。

こうした都市型水害を防止するためには、河川や下水道の整備を促進するとともに、流域全体の雨水流出量を抑制する必要があります。

#### 1 東京都の豪雨対策

都は、「東京都豪雨対策基本方針」において、頻発する局所的集中豪雨に対する、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの取り組みの方向性を、以下のように定めています。

#### 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、概ね30年後を目標に年超過確率1/20(区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ)の降雨に対し、床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を 設定します。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベ ルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や、豪雨災害に関する情報の提供、 災害発生時の体制の整備等により避難方策を強化する。

#### 2 練馬区総合治水計画(再掲)

区では、平成2年6月に練馬区総合治水計画(平成23年度改定)を制定し、雨水流出抑制施設を設置することにより、流域の貯留・浸透機能の確保を図る総合的な治水対策の推進に取り組んでいます。

#### 雨水流出抑制施設の設置

公共施設

[区の施設] 新設または改修時に設置

〔国、東京都の施設〕新設または改修時に設置を指導 民間施設

〔大規模民間施設〕 新設または改修時に設置を指導 〔500 ㎡未満の個人住宅〕雨水浸透施設設置費用を助成

#### 第2款 土砂災害に対するソフト対策【危機管理室、東京都建設局】

#### 1 土砂災害防止法

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を推進するとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進するものです。

#### 2 土砂災害警戒区域

東京都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難 行動がとれるよう、土砂災害警戒区域の指定を進めています。(土砂災害防 止法第6条第1項)

土砂災害警戒区域を指定された区市町村は、区市町村地域防災計画に基づく土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等の必要な措置を講ずることとしています。

平成 29 年 3 月に練馬区内の 3 地区(土砂災害警戒区域 6 箇所、土砂災害特別警戒区域 4 箇所)が指定されました。なお、平成 28 年 3 月に板橋区成増一丁目の一部が土砂災害警戒区域に指定され、その所在地の一部である旭町三丁目が指定区域に含まれています。さらに東京都は、平成 29 年 11 月に追加調査結果を公表し、今後、練馬区内の 5 地区(土砂災害警戒区域10 箇所、土砂災害特別警戒区域8 箇所)を追加指定する予定です。

#### 〔資料編 資料 20-031 参照〕

#### 3 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、「土石流」「地すべり」「崖崩れ」の3つに分類され、 それぞれについて被害の恐れのある箇所を「土石流危険渓流」「地すべり危 険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」と呼んでいます。

東京都は、こうした危険箇所の土砂災害による被害を未然に防ぐため、 土砂災害に関する注意喚起等を目的として、土砂災害危険箇所を公表して います。

練馬区内には、12 箇所の急傾斜地崩壊危険箇所があり、このうち 3 箇所は土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定されています。

#### [資料編 資料 20-030 参照]

#### 4 土砂災害警戒情報

#### 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村に対して東京都と気象庁が共同して発表する情報で、平成 20 年 2 月 1 日から運用が開始されました。

#### 風水害等編

#### 第1章水災害対策

#### 発表方法

区に対しては、防災無線ファクスやDISを通じて伝達されます。また、区民に対しては、インターネットやテレビ・ラジオ等の報道機関を通じて発表されます。

#### 発表される情報

土砂災害警戒情報は、気象庁が提供する降雨予測等を利用して土砂災 害の危険度を判断した結果に基づいて、大雨警報発表後に、区市町村単 位に発表されます。

また補足情報として、都内を 5 km 四方に区切った範囲毎の「土砂災害警戒判定レベル」がDISを通じて都から送付されます。

#### 5 土砂災害防止に関する区の仕組み

土砂災害警戒情報の活用

東京都および気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたとき、区内にある土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域や、急傾斜地崩壊危険箇所を踏まえ、防災活動や避難勧告等の判断に活用します。

情報の収集および伝達体制の整備

降雨の状況や土砂災害警戒情報、地域巡回や区民等からの通報等についての情報の収集および伝達体制を整備します。

避難所の開設および運営体制の整備

土木部の巡回等により土砂災害発生の恐れのある箇所が確認された場合には、避難所の開設・運営体制について検討します。

災害時要援護者への支援体制の整備

災害時要援護者に対する情報の伝達等の支援体制の整備を進めます。

防災意識の向上の推進

土砂災害警戒情報について、ホームページ等での周知等を通じて、区 民の防災意識の向上を図ります。

#### 第3款 浸水対策【東京都下水道局】

東京都下水道局は、風水害等、豪雨の際の浸水防止策として、下水道管渠の清掃等を行い、流下能力の確保に努めます。さらに台風その他の災害発生が予測される場合は、テレビ・ラジオによる情報収集、降雨情報システム(東京アメッシュ)の活用、雨量測定地点情報の状況把握を行い、地域に応じた的確な事前対策を実施することとしています。

また、経営計画 2016 (平成 28 年 2 月) における浸水対策の取組方針に基づく下水道施設整備に取組み、機能向上に努めていきます。

# 第2節 水防訓練

風水害に対する不断の備えを進めるため、訓練を定期的に行います。

#### 第1款 練馬区における水防訓練【危機管理室、土木部】

#### 1 方針

練馬区地域防災計画に基づき、消防機関との連携のもとに種々の工法の 習熟を目的として水防訓練を実施します。

#### 2 実施方法

各消防機関に水防資器材を提供し、共同して水防訓練を実施します。

#### 第2款 消防署における水防訓練【消防署】

消防署においては、風水害に際し、水防部隊の合理的運用と能率的な水防活動を行うため防災関係機関と協力または共同して水防訓練を実施します。

#### 1 参加機関

東京消防庁、消防団、練馬区、都関係各局、警視庁、関東管区気象台(気象庁)等

#### 2 訓練項目

次の全部または一部を訓練統括者が選択して実施します。

部隊編成訓練

情報通信訓練

本部運営訓練

水防活動訓練

#### 3 実施時期

5月頃

# 第3節 水災害応急対策(再掲)

大規模な風水害が発生した場合または発生の恐れがある場合に、水災害応急対策本部を設置するとともに、区その他の防災機関は、迅速な初動態勢による応急活動を開始します。

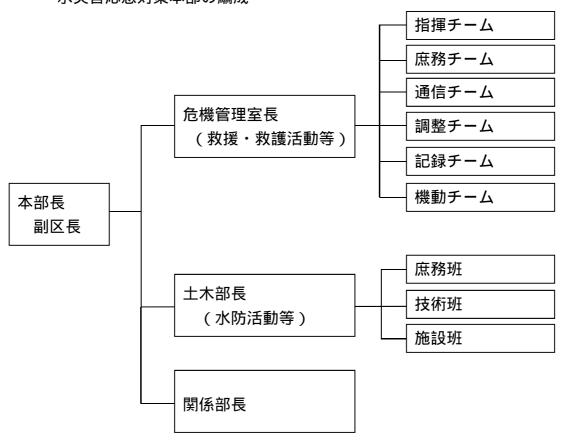
#### 第1款 水災害応急対策本部の組織・運営【危機管理室、土木部】

#### 1 配備態勢

区では、気象状況等により洪水等の恐れがあるときは、危機管理室、土木部および必要な関係部署により直ちに事態に即応した配備態勢をとります。(水災害応急対策実施要綱第2)

		配備基準	態勢等			
		気象情報の「警報」もしく				
		はこれに準じる災害に関す				
		る情報を受けた場合、または	災害に関する情報の収集、関係機関			
情報	連絡態勢	その他の状況により危機管	との連絡および職員動員の準備を主			
		理室長がその必要があると	とした態勢とします。			
		認めたとき。( 必要により「注				
		意報」の場合も)				
水			災害の防御措置および救援救護活			
災		│ │ 副区長がその必要がある	動に必要な準備を開始するほか、必要			
害	待機態勢	と認めたとき。	により危険が予測される地域をパト			
応		こ心のだこと。	ロールする態勢とします。(自宅待機			
急			を含みます)			
対			石神井川、白子川の河川沿いのあら			
' -		区内の数か所に災害が発	かじめ指定する拠点に職員を派遣し、			
策	第1次	生すると予測される場合、ま	同河川周辺の予想される危険箇所等			
本	非常配備	たはその他の状況により、副	のパトロールを行います。区内の数か			
部	態勢	区長がその必要があると認	所に発生した災害の防御および救援			
態		めたとき。	救護に直ちに対処できる態勢としま			
勢			す。			

### 2 水災害応急対策本部の組織 水災害応急対策本部の編成



救護活動等(危機管理室)

	JG(心域自注主)
チーム	主 な 役 割
	応急対策活動の方針決定
指揮チーム	本部および避難所等の指揮・調整
	各避難所等の開設等に対する助言
庶務チーム	本部の設置に係る準備
	本部による指示事項その他の情報の避難所等への伝達
温度イール	情報の収集および記録
通信チーム	都および防災関係機関との情報交換
	防災無線等による広報
調整チーム	防災関係機関への情報の提供および支援等の要請
調整テーム	防災関係機関との調整
記録チーム	収集した情報の記録および地図等への転記
	被害状況等の調査
機動チーム	本部内の他チームおよび避難所等の運営に係る支援
	現地対策本部の支援

#### 第1章水災害対策

#### 水防活動等(土木部)

班	分 担 業 務
	水防機関との連絡
庶務班	水防情報の収集および伝達
	応急土木資材および人員の調達および運用
	応急車両の調達および配車
	部内外との連絡および調整
	所管施設の防護および保全管理
技術班	道路、橋梁等の防災および応急復旧
了又1个] 对I	障害物の除去
	河川の水位、流量および雨量の調査
	公園、遊園等の防災および応急復旧
施設班	所管施設の防護および保全管理

#### 3 災害対策本部への移行

練馬区の区域において、災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合で第2次非常配備態勢を発令する必要があるときに、区長は災対本部を設置して災対本部態勢へ移行することができます。

災対本部の設置、配備態勢・組織等については、「 防災共通編 第2部 第2章 第3節」を準用します。

#### 第2款 現地対策本部の設置【危機管理室】

#### 1 現地対策本部の設置

災対本部長は、災害が予想される地域において、災対本部の事務の一部 を行う組織として、現地対策本部を設置することができます。

(災対法第23条の2第5項)

#### 2 現地対策本部の目的

区内の特定の地域において避難勧告等の発令等が必要な大きな被害の発生が予想される場合、住民の速やかな避難誘導を行うなど、当該地域において応急対策を実施するための組織として、災対本部長の指示により、現地対策本部を設置します。

(避難勧告等の発令基準は、「防災本編 第5章 被災者・避難者対策」 を参照)

#### 3 現地対策本部長

現地対策本部長は、災対本部長が指名します。

#### 4 設置基準

現地対策本部の設置基準は、次のとおりです。

予想される被害が局地的で、現地における応急対策を機動的かつ迅速に指揮する必要があると認めるとき

土砂災害等の発生する恐れがあり、迅速かつ適切な避難の勧告または指示の決定・通報ならびにその他の応急対策を行うために必要と認めるとき

#### 5 現地対策本部設置のための準備を開始する基準の例

急傾斜地崩壊の兆候が現地で確認された場合 河川の溢水が予想され、区民が屋外へ避難する時間が取れる場合 その他の事象

上記(1)から(2)以外の事象により、特定地域の住民避難が必要となった場合

#### 6 現地対策本部の所掌事務

現地対策本部の分掌事務は、次のとおりです。

関係機関との連絡調整に関すること 現地対策本部の役割分担および調整に関すること 本部長の指示による応急対策の推進に関すること その他緊急を要する応急対策の実施に関すること

本部長は現地対策本部長の指名にあたって、必要に応じて次の権限を委任します。

現地の避難勧告等、警戒区域の設定現地の人的かつ物的応急公用負担

災対法第60条、第63条(第2章 第2節 避難勧告等の発令等 参照) 災対法第64条、第65条

#### 7 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、当該区域周辺にあり、かつ被害が及ぶ危険性が少ない区立施設から選定します。また、適切な区立施設が存在しない場合は、公園等のオープンスペースから選定します。

#### 第3款 水防活動【土木部、消防署】

#### 1 水防機関の活動

 $\overline{\mathsf{X}}$ 

水防管理団体である区は、出水期前に河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めます。また、気象状況等により洪水の恐れのあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢を取るとともに、概ね次の水防活動を行います。

気象状況および水位に応じて管理者、消防機関と密接な連絡のもとに河川等の監視警戒を行う。監視警戒を行うにあたっては、水防上注意を要する洪水箇所[資料編 資料 20-028 参照]を優先箇所とし、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じます。

水防作業に必要な技術上の指導、必要な資機材の調達を行います。 次の場合には、消防機関に対し出動を要請します。この場合、直ち に東京都建設局(水防本部)に報告するものとします。

- ア 水防警報により、出動または指示の警告があったとき
- イ 水位がはん濫危険水位警報 1 (危険水位) に達し、危険の恐れがあるとき
- ウ その他水防上必要と認めたとき

水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、 または現場にある者をして、水防に従事させることができます。

護岸その他の施設が崩壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、 直ちに関係機関に通知します。崩壊したときは、できる限り被害が拡 大しないように努めます。

洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の 居住者に対し、立退きまたはその準備を指示することができます。こ の場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知します。

水防のため緊急の必要があるときは、現場の秩序または保全維持のため警察署長に対し、警察官の出動を求めます。

水防のため必要があるときは、都や他自治体等の他の水防管理者に対し、応援を求めます。応援のために派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動します。

水防のため緊急の必要があるときは、東京都知事に対し自衛隊の派遣を要請できます。

消防機関

消防署は、災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して気象、

水位の状況、水災および土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況、救出・救護および災害時に配慮が必要な方への支援の呼びかけ等に重点をおき、的確な広報活動を実施します。

なお、消防署および消防団が分担する水防活動等は、概ね次のとおりです。

消防署は、気象状況により、必要に応じて水防態勢や、水防非常配備態勢を発令し、情報収集や災害即応体制を強化します。なお、水防第1非常配備態勢の発令をもって、所要の水防部隊を編成します。

消防・救急無線、消防電話および各種通信手段を活用し、消防団および各防災関係機関と情報連絡を行います。

災害の発生状況、水防活動状況等について情報収集し、防災関係機 関と情報交換を図ります。

河川、護岸等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めます。

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、 警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち 入りを禁止し、もしくは制限しまたはその区域から退去を命ずること ができます。

消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域内に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させることができます。

護岸その他の施設が崩壊したときは、消防機関の長は直ちに防災関係機関に通知します。崩壊したときは、できる限り被害が拡大しないように努めます。

消防機関の長は、区から出動の要請を受けたとき、または自ら水防 作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行います。

#### 2 公用負担

公用負担

水防管理者(区長)または消防機関の長は、水防上緊急の必要がある現場において、土地、資材、運搬具・器具を使用し、もしくは資材を収容し、または障害物を処分する公用負担の権限を行使します。(水防法第28条)公用負担権限証明

水防管理者(区長)または消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者から委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示します。

#### 公用負担権限委任証明書

第号

身分 氏 名

上記の者に練馬区区域のおける水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者

氏 名印

又は消防機関の長

#### 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずるべき者に手渡します。現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において速やかに処理します。

第号								
		公用負担命令票	Ē					
							住	所
							負担都	皆氏名
物件	数量	負担内容 ( 使用、収容、	処	分等)	其	間	退	9月
水防法第	31 条により	)上記物件を収容(使用	また	は処分	) す	る。		
年	月 日							
		水防管理者(ま	たに	は消防	機関の	0長)		
				氏	名	ED		
		事務取扱者	職	氏	名	ED		

#### 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、区は時価によりその損失を補償します。

# 第2章 情報収集・伝達・広報

# 第1節 気象情報、警報等の伝達

発災前の気象情報や警報、水位情報等の収集を速やかに行い、区民および 防災関係機関に伝達します。

#### 第1款 区民に対する情報の伝達【危機管理室・区長室】

区民が災害に対して迅速・的確に行動するためには、正確な情報を取得することが重要です。区は、区民に対し、次のような情報発信を行います。

#### 1 防災無線放送塔

区立の小・中学校や区立公園など区内 207 か所 (平成 29 年 4 月現在)に 防災無線放送塔を設置しています。 J アラートにより送信されている緊急 情報も放送します。

#### 2 防災無線の自動応答サービス

防災無線の放送内容が聞こえなかった、または聞こえにくかった場合に、 防災無線から放送された内容を、フリーダイヤル(0120-707-111)で確認 できます。

#### 3 防災ラジオ

区民防災組織、医療機関などの関係機関へ防災ラジオを配備しています。 防災ラジオは防災無線放送塔と同じ内容の放送を自動で受信します。

#### 4 防災行政無線、防災無線ファクス

警察署、消防署、災害拠点病院等の防災関係機関に配備しており、通常の通信手段が途絶えた場合でも区と通信ができるようにしています。また小中学校等の区立施設にも配備されています。

#### 5 公式ホームページ

災害時に被害状況や交通状況、ライフライン関係情報などを随時発信する他、平常時から練馬区防災気象情報を提供しています。

#### 6 ねりま情報メール

災害時に登録した方のパソコンや携帯電話、スマートフォンなどに電子 メールで避難勧告等の情報を配信します。平常時は防災気象情報等を随時 風水害等編 第2章情報収集・伝達・広報 配信します。

#### 7 災害・避難情報メール

通信各社の緊急地震速報の仕組みを活用し、区内にいる方の携帯電話、 スマートフォンに避難勧告等の情報を配信します。

#### 8 データ放送

ケーブルテレビ (ジェイコム東京)の放送システムを利用し、災害時の 情報を発信します。

#### 9 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

区公式ツイッター、区公式フェイスブックといったSNSを活用した情報発信を行います。

#### 10 Lアラート

東京都災害情報システム(DIS)に避難勧告等の情報を入力することにより、災害情報共有システムのLアラート(公共情報コモンズ)のサービスを通じて、地上デジタル放送や Yahoo!JAPAN などの様々なメディアに対して情報を配信します。

## 第2款 気象情報の伝達【危機管理室、土木部、東京都第四建設事 務所】

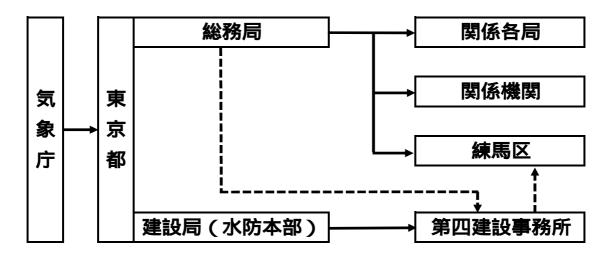
#### 1 都と区の確実な情報の共有

東京都は、警報、重要な注意報、災害に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある区市町村等へ通報します。また、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときは、気象庁と都は共同して土砂災害警戒情報を発表し、区市町村等へ伝達します。

通報・伝達された情報は、区市町村長の避難勧告等の判断や住民の自主 避難の参考になるものであるため、確実に区市町村へ伝達されるとともに、 都、区市町村、防災関係機関との間で共有されることが重要です。しかし、 担当者不在時や夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅 速に図ることが困難なケースが想定されるため、都では、平成 25 年に発生 した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、東京都と区市町村長等との間に ホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保しました。

また、東京都は気象警報発表時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信し、情報を共有します。

# 2 気象情報の伝達系統図



→ 基本系統(情報伝達の第1系統)

### 風水害等編

第2章情報収集・伝達・広報

# 3 警報・注意報発表基準

気象庁が水防活動用に行う気象等の警報、警報等は次の通りです。

	府県予報区		東京都		
練馬区	一次細分区域		東京地方		
	市町村	をまとめた地域	2 3 区西部		
		(浸水害)	表面雨量指数基準 20		
	大雨	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	172	
			流域雨量指数基準	石神井川流域=7	
				白子川流域=10.5	
警報	洪水		複合基準		
言和			指定河川洪水予報に		
			よる基準		
	暴風		平均風速	25m/s	
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
	+==		表面雨量指数基準	14	
	大雨		土壌雨量指数基準	122	
			流域雨量指数基準	石神井川流域=5.6	
				白子川流域=8.4	
	洪水		複合基準	石神井川流域=(11,3)	
				白子川流域=(13,4.8)	
			指定河川洪水予報に		
			よる基準		
	強風		平均風速	13m/s	
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う	
注意報	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	
	雪		落雪等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%		
	なだれ				
	低温		夏季(平均気温): 平年より 5 以上低い日が 3 日続いた		
			後、さらに2日以上続くとき		
	_		冬季 (最低気温): - 7 以下、多摩西部は - 9 以下		
	霜		4月10日~5月15日 最低気温2 以下		
474744	着氷・				
記録的短	時間大雨	情報	1 時間雨量	100mm	

### 4 様々な手段による気象情報の収集

気象庁防災機関向け専用電話(ホットライン)

気象庁東京管区気象台では、大雨時等において東京都および区市町村における避難勧告の判断等の防災対策を支援するため、東京都および区市町村と気象庁を結ぶ 24 時間対応可能な防災機関向けの専用電話(ホットライン)を設置し、運用しています。

また、区は、避難勧告の判断や防災体制の検討を行う際などに、気象庁予報部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会します。

民間の気象情報提供サービスの利用(ウェザーニューズ社等)

近年の局所的集中豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)に対応するためには、より詳細で迅速な気象情報の入手が必要です。このため、区では水災害に対し、適切かつ迅速な判断を可能とするため、民間の気象情報提供事業者による水害対策支援サービスを利用して情報の収集を行います。

# 第3款 竜巻等の激しい突風の発生する恐れがある時の情報伝達 【気象庁】

# 1 気象庁による情報 気象庁は、段階的に次のような情報を提供します。

提供される情報	提供される段階	情報の内容	必要となる対応
予告的な気象情	低気圧の発達など	・竜巻などの激しい突	・行動計画の点検、危険回
報(「大雨と雷及	により災害に結び	風の発生が予想される	避行動などを検討する。
	つく気象現象が予		
び突風に関する		場合には、「竜巻などの	・今後の気象情報(雷注意
東京都気象情	想される場合、半	激しい突風」と明記し	報など)に注意する。
報」など)	日から1日程度前	て注意を呼びかける。	
	積乱雲に伴う激し	・竜巻などの激しい突	・安全対策に時間を要する
	い現象(落雷、ひ	風の発生が予想される	場合は、危険回避行動を開
   雷注意報	ょう、急な強い雨、	場合には、注意報本文	始する。
田江志和	突風など)の発生	の付加事項に「竜巻」	・周辺の気象状況の変化や
	により被害が予想	と明記して特段の注意	今後の気象情報(竜巻発生
	される数時間前	を呼びかける。	確度ナウキャストなど)に
			注意する。
	気象ドップラーレ	・雷注意報が発表され	・竜巻発生確度ナウキャス
	ーダーの観測など	ている状況下において	トで竜巻等が発生する可能
	から、今まさに竜	発表する情報で、有効	性がある地域を確認する。
	巻等の激しい突風	期間は、発表から1時	・安全確保に時間を要する
竜巻注意情報	の発生しやすい気	間。	場合には、早めの危険回避
	象状況となってい	・平成 26 年度からは、	準備をする。
	る時	竜巻の目撃情報を活用	・周囲の空の変化に注目し、
		したより確度の高い竜	│ │積乱雲が近づく兆しがあれ
		き注意情報の発表を開	   ば危険回避行動をとる。
		始。	_
	平常時を含めて常		│  ・危険な地域の詳細や、刻々
	時 10 分毎に発表	一の観測などを利用し	と変化する状況を把握する
		て、竜巻などの激しい	ことができるため、雷注意
   竜巻発生確度		突風の可能性のある地	報や竜巻注意情報と組み合
サウキャスト		英風の可能性のある地   域を分布図(10km 格子	和で電き注意情報と超の日
			わせて利用することが効果     的。
		単位)で表し、その1	опи   пло
		時間後までの移動を予	
		測。	

(出典:気象庁ホームページ)

第2章情報収集・伝達・広報

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られています。一方、竜巻注意情報は比較的広い範囲 (概ね一つの都道府県)を対象に発表されるので、この情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限りません。

このため、竜巻などの発生が予想される状況においては、次のような対応をとることが重要です。

周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨やひょうが降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。

人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

### 2 竜巻等の発生時における情報伝達等

気象庁は、上記の情報を都など関係機関および報道機関へ伝達します。 気象庁および都は、関係機関や区に対し、大雨警報の場合に準じて伝達し ます。

### 第4款 特別警報が発表された時の情報伝達【気象庁】

気象庁は平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始しました。特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものです。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりです。

現象の種類	基準			
	台風や集中豪雨により数十年に一度の	り数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若し		
大雨	くは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨 と予想される場合			
暴風	数上ケに	暴風が吹くと予想される場合		
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度	高潮になると予想される場合		
波浪	の温帯低気圧により 	高波になると予想される場合		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の	D台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹		
<b>泰</b> 風雪	くと予想される場合			
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			

(出典:気象庁ホームページ)

都は、気象庁から特別警報の通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに関係区市町村長に通知します。

区は、特別警報について、都、総務省消防庁等から通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに周知します。

# 第5款 雨量、水位に関する情報伝達【土木部、東京都第四建設事 務所】

1 水位雨量の情報伝達処理システム(テレメーター) この装置は、練馬区管内の石神井川および白子川の各水位・雨量データ を遠隔観測・自動記録するものです。

(区水)松殿橋	
(区水)宮宿橋 ————————————————————————————————————	
(区雨)西東京市役所保谷庁舎	
(区水)三ツ橋         (区水)比丘尼橋上流調節池         (区水)溜渕橋         (区水)富士見池         (区水)稲荷橋         (区雨)武蔵関公園	→ 練馬区役所
(区水)神路橋	
(区水)子安橋 ————————————————————————————————————	
(区水)すずしろ橋	
(区雨)東部土木出張所支所 ———————————————————————————————————	
(区雨)大泉図書館	
(都雨)石神井 (都水)越後山橋	▼   
(都雨)越後山橋	(注)(区水):区管理水位計
(都雨)西東京市役所田無庁舎 —————	(区雨): 区管理雨量計
(都雨)練馬区役所 ————————————————————————————————————	(都水): 都管理水位計
(ELINA) WYW C IVUI	(都雨): 都管理雨量計
(都雨)新橋戸橋(比丘尼橋下流調節池)	1

### 風水害等編

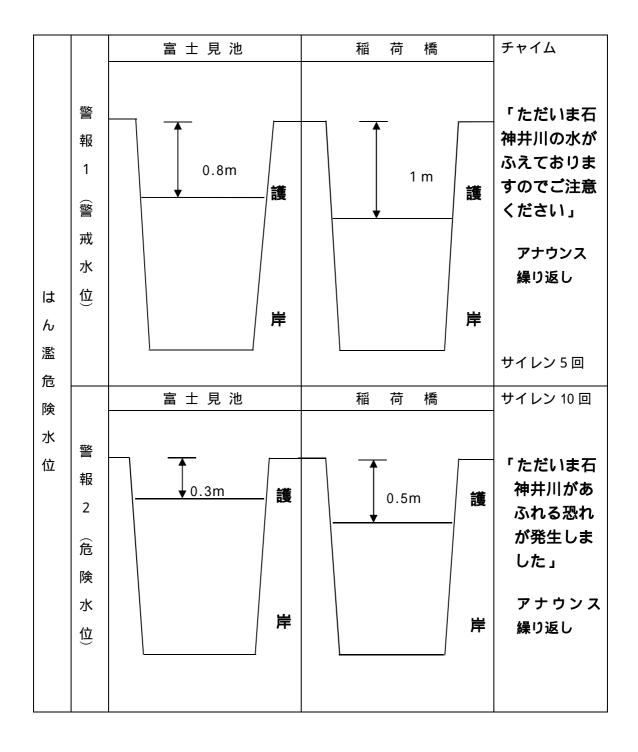
### 第2章情報収集・伝達・広報

# 2 水位警報装置

区では、河川の水害による被害軽減のため、次の水位警報装置を設置しています。

水位警報装置	概要
関町(富士見池、稲荷橋) (関町地区における石神井川の水 害による被害軽減)	石神井川がはん濫危険水位警報 1(警戒水位)、警報 2(危険水位)に達すると付近住民に自動的に警報が発せられ、同時に練馬区役所、石神井消防署関町出張所に通報される。
比丘尼橋上流調節池	白子川から越流した洪水が流入し始 めると自動的に警報が発せられ、区民 に危険を知らせる。
すずしろ橋 (富士見台・高野台地区における 石神井川の水害による被害軽減) 神路橋 (向山・高松地区における石神井 川の水害による被害軽減)	水位計において、石神井川がはん濫危 険水位警報1(警戒水位) 警報2(危 険水位)に達すると住民に自動的に警 報が発せられ、同時に練馬区役所に通 報される。

# 水位警報装置による警報の内容(関町水位警報装置の場合)



風水害等編

第2章情報収集・伝達・広報

第6款 水位周知河川のはん濫危険情報の伝達(石神井川)【危機管理室、土木部】

都は、水位周知河川(洪水により相当な被害を生ずる恐れがある河川)を 指定し、基準点においてはん濫危険水位に達した場合は直ちに、東京都水防 計画に定める水防関係機関にはん濫危険情報を通知します。

区内の河川では、石神井川が平成23年4月に水位周知河川に指定されています。

また、都は平成 15 年 5 月に石神井川および白子川流域浸水予想区域図を作成しており、区ではこの区域図をもとに、練馬区浸水ハザードマップを作成しています。

### 1 はん濫危険水位(東京都)

観測所名	所在地	はん濫危険水位	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	州土地	(洪水特別警戒水位)	
芝久保	西東京市	60.41m	
之人体	芝久保	(0.6m)	
预告播	練馬区	46.35m	
稲荷橋	練馬区 石神井台	46.35m (1.0m)	
稲荷橋加賀橋	,		

上段:A.P.

下段:水が溢れるまでの高さ

Arakawa Peil・・・隅田川の水位を測るため、現在の中央区新川の河岸に設けられた霊岸島量水標の目盛による基準面

区では、水位周知河川である石神井川の稲荷橋付近に水位警報装置を設置しており、水面から天端までの水位1mを「はん濫危険水位警報1(警戒水位)」として設定し、0.5mを「はん濫危険水位警報2(危険水位)」と設定し、それぞれ注意報・警報が発令します。

一方、都では水面から天端までの水位 1 mを「はん濫危険水位 (洪水特別警戒水位 )」として設定しています。

# 2 石神井川基準点位置図



# 3 水位周知河川の範囲(石神井川)

., ,,	H/3/110/#6PA ( 14/11/11/		
		甘淮地占	東京都担当
			建設事務所
自	小平市花小金井南町 ( 上流端 )		
至	西東京市東伏見三丁目 (練馬区境)	<b>苯</b> 力 仅	北多摩南部
自	小平市花小金井南町 ( 上流端 )	之久体	建設事務所
至	西東京市東伏見三丁目 (練馬区境)		
自	練馬区関町北三丁目(西東京市境)		
至	練馬区石神井台一丁目(蛍橋)	拉芒棒	
自	練馬区関町北三丁目(西東京市境)	作用19作商	
至	練馬区上石神井三丁目(蛍橋)		第四
自	練馬区石神井台一丁目(蛍橋)		建設事務所
至	北区王子本町一丁目(飛鳥山公園)	加架桥	
自	練馬区上石神井三丁目(蛍橋)	川貝饲	
至	北区滝野川二丁目(飛鳥山公園)		
	自至自至自至自至自至自	区 間  自 小平市花小金井南町(上流端) 至 西東京市東伏見三丁目(練馬区境) 自 小平市花小金井南町(上流端) 至 西東京市東伏見三丁目(練馬区境) 自 練馬区関町北三丁目(西東京市境) 至 練馬区石神井台一丁目(蛍橋) 自 練馬区上石神井三丁目(蛍橋) 自 練馬区石神井台一丁目(蛍橋) 至 北区王子本町一丁目(飛鳥山公園) 自 練馬区上石神井三丁目(強橋)	区 間 基準地点  自 小平市花小金井南町(上流端) 至 西東京市東伏見三丁目(練馬区境) 自 小平市花小金井南町(上流端) 至 西東京市東伏見三丁目(練馬区境)  自 練馬区関町北三丁目(西東京市境) 至 練馬区石神井台一丁目(蛍橋)

# 4 水位周知の種類と発表基準(東京都)

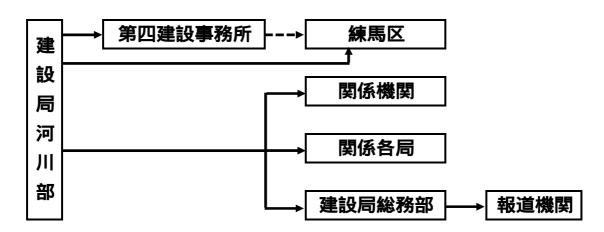
種類	発表基準
石神井川	基準地点の水位が、はん濫危険水位(洪水特別警戒
はん濫危険情報	水位)に到達したとき。

#### 風水害等編

#### 第2章情報収集・伝達・広報

### 5 水位周知伝達系統図

石神井川のはん濫危険情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとします。



- → 基本系統(情報伝達の第1系統)
- --→補助系統(確実な伝達を図るための第2系統)

### 6 浸水想定区域

水位周知河川については、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することが定められています。(水防法第14条第1項)

この水防法に基づく浸水想定区域図と、区のハザードマップのもとになっている浸水予想区域図の違いは次のとおりです。

	浸水予想区域図	浸水想定区域図	
作成根拠	近年の超過洪水の発生頻度や規模	水防法	
11-7人代表1处	が高まっている状況を踏まえて	水网次	
作成主体	都市型水害対策連絡会	国土交通大臣または都道府県知事	
作成対象	   東京都の管理河川とその流域	洪水予報河川または水位周知河川	
TFDXXY	宋尔郁の官珪河川とての流域   	の指定区間	
はん濫の形態 外水と内水		外水のみ	
<b>炒工</b> 友 //	東海豪雨(平成12年9月)の愛知	各河川の河川整備基本方針に想定	
降雨条件	県東海市における雨量	される降雨	

区の洪水ハザードマップのもとになっている浸水予想区域図は、水害の危険性を認識するために、 水防法で指定された河川だけでなく東京都の管理する全河川の流域を対象に、 河川整備の長期的な計画水準より大きい降雨(東海豪雨:平成12年9月発生、総雨量589mm、時間最大雨量114mm)を想定し、河川からのはん濫のみならず、地形的要因や下水道の排水能力不足による浸水の発生(内水はん濫)を考慮しているという特徴があります。

第7款 石神井川・白子川流域の区市における情報の共有【危機管理 室、土木部】

### 1 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水やはん濫が、ほとんど同時またはわずかな時間差で起こる可能性が高いと見込んでいます。

水害の恐れがある場合、区市町村は、区域を定めて避難勧告等を行いますが、局所的集中豪雨では時間的制約のため、このような措置が困難な場合があります。

そのため、都は同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファクスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供します。

区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、 豪雨となる前から石神井川・白子川流域内の他区市と連携し、必要な情報 (避難勧告等の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有 を図ります。

### 2 情報の内容

都は、石神井川・白子川流域内の区市に対して、必要に応じて次のような情報を提供します。

石神井川・白子川流域の区市が発令した避難勧告等 石神井川・白子川流域の区市からの浸水状況報告等 避難が必要な区域 石神井川・白子川流域の水位・雨量状況 その他

水位周知河川としての石神井川についての情報伝達については、水位周 知河川の伝達系統によります。

### 第8款 福祉施設等への対応【危機管理室】

水防法により国または都道府県が指定する浸水想定区域内に、地下街等または特に配慮が必要な方が利用する施設(高齢者施設・障害者施設・乳幼児施設)等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合は、区市町村はこれらの施設の名称および所在地をあらかじめ把握し、洪水予報等の伝達方法を定め、これらの施設管理者等に情報を伝達する必要があります。

今後、区内において石神井川における浸水想定区域が指定された場合には、

風水害等編 第2章情報収集・伝達・広報 これらの対策を実施していきます。

# 第9款 災害情報の伝達【危機管理室】

災害情報の伝達については、「 防災本編 第1章 第2節」を準用します。

# 第10款 広報体制【危機管理室・区長室】

広報体制については、「 防災本編 第1章 第4節」を準用します。

# 第2節 避難勧告等の発令等

区民の安全を確保するため、必要に応じて避難勧告等の判断・発令を行い、伝達します。

# 第1款 三類型の避難勧告等一覧【危機管理室】

### <避難勧告等一覧>

		発令時の状況	区民に求める行動
より切迫した状況	等避難開始	・災害時要援護者等の避難行動 に時間を要する区民が避難 行動を開始しなければなら ない段階であり、人的被害の 発生する可能性が高まった 状況。	<ul><li>・災害時要援護者等の避難行動 に時間を要する区民は、避難 所等への避難行動を開始。</li><li>・上記以外の人は、家族等との 連絡、非常用持出品の用意等、 避難準備を開始</li></ul>
	避難勧告	・通常の避難行動ができる区民 が避難行動を開始しなけれ ばならない段階であり、人的 被害の発生する可能性が明 らかに高まった状況。	・通常の避難行動ができる区民 は、避難所等へ避難行動を開 始。
	避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や現在の切迫 した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高い と判断された状況。 ・地域の特性等から人的被害の 発生する危険性が高いと判 断された場合。 ・人的被害の発生した状況。	・避難勧告等の発令後で避難中の区民は、確実な避難行動をただちに完了。 ・未だ避難していない対象区民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動。

自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

### 第2款 避難勧告等の判断【危機管理室】

### 1 水害の場合

河川のはん濫による水害の場合、避難勧告等の対象となるのは、浸水ハザードマップにおいて浸水が予想される区域が基本となります。

区内を流れる石神井川や白子川は、流域面積が小さいため、降雨により 急激に水位が上昇し、はん濫危険水位警報 1(警戒水位)を超えた後、時間 をおかずにはん濫危険水位警報 2(危険水位)に到達し、さらにはん濫する ケースが予想されます。このため、災害時要援護者の避難に要する時間等 を考慮して、はん濫危険水位警報 1(警戒水位)に達した段階を避難準備・ 高齢者等避難開始の判断基準の基本とします。また、避難勧告等の判断に あたっては、各河川の水位観測所(テレメーター)の水位情報を基本とし て、次のような情報も活用し総合的に判断を行います。

#### 【留意事項】

- ・はん濫または浸水しているところを避難者が移動することは、むしろ危 険な場合が多いこと。
- ・浸水ハザードマップによる浸水地域では、一部の2m以上の浸水地域を除き、2階への移動等の垂直避難が有効であること。
- ・短時間集中豪雨 (ゲリラ豪雨)では、避難勧告等の発令は困難な場合が 多いこと。
- ・都のはん濫危険情報発表基準地点である稲荷橋(石神井川)を含め、富士見池・すずしろ橋・神路橋(石神井川) 比丘尼橋上流調節池(白子川)には、区の水位警報装置が設置されており、はん濫危険水位警報 1(警戒水位)・警報 2(危険水位)に達した時点で、即警報が放送されること。
- ・集中豪雨や台風の発生が予測される直前の時期に、石神井川・白子川周 辺の水災害危険地域へ注意喚起を促すチラシを毎年配布していること。
- ・水災害時に自力避難が困難な方に対し、水災害時要援護者名簿への登録 を促し、救援・救護体制を整備していること。

#### <都からの情報>

- ・降雨レーダー情報(東京アメッシュ)
- <気象庁からの情報>
- ・気象情報(台風情報、府県気象情報、記録的短時間大雨情報)
- ・気象注意報・警報・特別警報
- < ウェザーニューズ社からの情報 >
- ・水防対策支援サービスの情報

### 各河川の水位観測所とはん濫危険水位

		はん濫危険水位	
河川	河川 水位観測所名		警報 2
		(警戒水位)	(危険水位)
	溜渕橋	100 cm	50 cm
	富士見池	80 cm	30 cm
	稲荷橋	100 cm	50 cm
石神井川	愛宕橋	100 cm	50 cm
	すずしろ橋	100 cm	50 cm
	神路橋	100 cm	50 cm
	宮宿橋	100 cm	50 cm
	松殿橋	100 cm	50 cm
	三ツ橋	158 cm	50 cm
白子川	比丘尼橋上流調節池		50 cm
	越後山橋	100 cm	50 cm
	子安橋	100 cm	50 cm

### 2 土砂災害の場合

練馬区の区域内には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されており、また、土砂災害に関する注意喚起等を目的とした急傾斜地崩壊危険箇所 12 箇所を東京都が指定しています。

区では、土砂災害が発生する恐れのあるこの急傾斜地崩壊危険箇所をあらかじめ特定するとともに、避難勧告等を発令する区域を定めます。

避難準備・高齢者等避難開始については、大雨警報(土砂災害)および 土砂災害警戒判定メッシュ情報の発表を判断の基準とします。また、避難 勧告、避難指示(緊急)の判断にあたっては、土砂災害警戒情報を判断の 材料とし、次のような情報も活用して総合的に判断します。

土砂災害の発生の恐れがある場合、発生状況等の情報収集を行い、東京都建設局に報告します。また、土木部の巡回により危険性が高い箇所が確認された場合には防災関係機関や区民に周知を図り、応急対策を行うとともに避難対策を実施します。

急傾斜地崩壊危険箇所において、区民の生命・身体を保護するため必要が あると認めるときに、区長はこの危険箇所を警戒区域に設定し、立ち入りの 制限もしくは禁止し、または退去を命じます。

#### <都からの情報>

- ・土砂災害警戒判定レベル情報(土砂災害警戒情報の補足情報)
- ・降雨レーダー情報(東京アメッシュ)

#### 風水害等編

#### 第2章情報収集・伝達・広報

- <気象庁からの情報>
- ・気象情報(台風情報、府県気象情報、記録的短時間大雨情報)
- · 気象注意報 · 警報 · 特別警報
- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報
- < ウェザーニューズ社からの情報 >
- ・水防対策支援サービスの情報
- <区内の情報>
- ・前兆現象の発見等

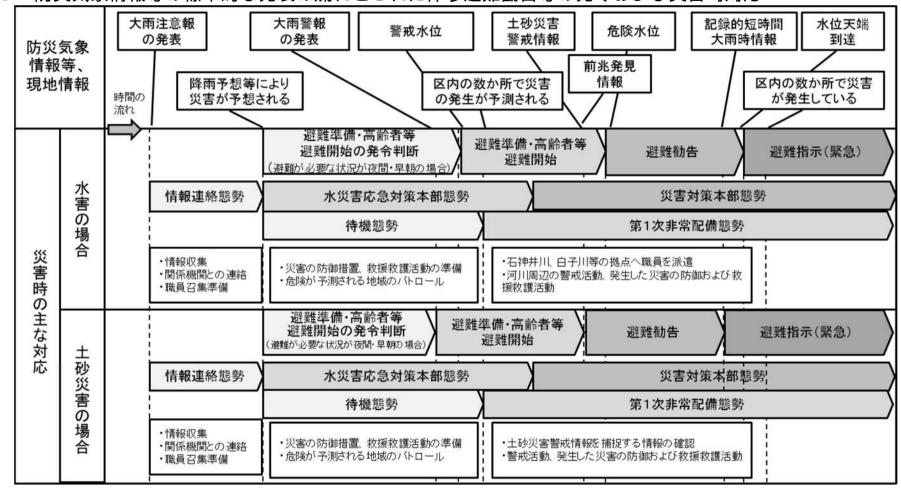
### 3 早めの判断が求められる場合

台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表または発表される恐れがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行います。また、大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合にも早めの判断を行います。

### 4 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除については、水害に関して、水位がはん濫危険水位警報2(危険水位)を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として行います。また、土砂災害に関しては、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として行います。ただし土砂災害が発生した場合には慎重に解除の判断を行うものとします。

### 5 防災気象情報等の標準的な発表の流れとこれに伴う避難勧告等の発令および災害時対応



この図は、防災気象情報等と避難勧告等の発令、災害時の対応の関係をわかりやすく示すことを目的としたものであり、実際の情報や対応の流れがこの通りになるとは限りません。また、水害の場合の対応は、台風による災害を指定しており、短時間集中豪雨(ゲリラ豪雨)の場合の対応は別によります。

### 第3款 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言【危機管理室】

区長は、避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や東京都等に助言を求めることができます。助言を求めることのできる対象機関は、次のとおりです。

・水害

東京都建設局第四建設事務所(一級河川指定区間)

・土砂災害

国土交通省砂防所管事務所、東京都建設局第四建設事務所

・気象

東京管区気象台等

### 第4款 災害時要援護者の避難のための情報伝達【危機管理室】

災害時要援護者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難 行動をとることが可能な方もいます。このため、避難のための情報の伝達 にあたって災害時要援護者への配慮を行い、多様な伝達手段の確保に努め ます。

### 1 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

避難準備・高齢者等避難開始として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報です。そのため、区は避難準備・高齢者等避難開始等の発令および伝達にあたっては、次のような配慮を行います。

- ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、 一人一人に的確に伝わるようにする。
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに 留意する。
- ・高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流す。

### 2 多様な手段の活用による情報伝達

区は、災害時要援護者自身が避難行動に必要な情報を取得できるよう、 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多 様な手段を活用して情報伝達を行います。

# 第3章 医療救護対策

第1款 医療救護活動【健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、 柔道整復師会、災害時医療機関等】

医療救護活動については、「 防災本編 第2章 第1節」を準用します。

第2款 遺体の取扱い【危機管理室、地域文化部、区民部、警視庁、 警察署、東京都福祉保健局】

遺体の取扱いについては、「防災本編第2章第2節」を準用します。

# 第4章 交通およびライフラインの確保

### 第1款 警備・交通規制対策【警察署】

警備・交通規制対策については、「 防災本編 第3章 第1節」を準用します。

### 第2款 公共交通機関の対策【各公共交通機関】

公共交通機関の対策については、「 防災本編 第3章 第2節」を準用します。

第3款 ライフライン施設等の対策【東京都水道局、東京都下水道局、東京電力パワーグリッド(株)東京ガス(株)NTT東日本、日本郵便(株)各公共交通機関】

ライフライン施設等の対策については、「 防災本編 第3章 第3節」を 準用します。

# 第5章 物流・備蓄・輸送対策

# 第1款 備蓄対策【危機管理室】

備蓄対策については、「 防災本編 第4章 第1節」を準用します。

# 第2款 緊急輸送対策【土木部、警察署、東京都建設局】

緊急輸送対策については、「 防災本編 第4章 第2節」を準用します。

第3款 飲料水・食料等の調達と供給【危機管理室、総務部、教育 振興部、東京都水道局】

飲料水・食料等の調達と供給については、「 防災本編 第4章 第3節」 を準用します。

# 第6章 被災者・避難者対策

# 第1節 避難誘導

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令時等に、 適切な避難誘導を行います。

### 第1款 災害の態様と避難【危機管理室】

災害が発生した場合でも、危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。避難を行う場合は、次のとおりです。

1 区民が自主的な判断に基づいて行う避難

(例:自宅の倒壊等)

2 避難勧告等に従って行う避難

(例:土砂災害、洪水等)

3 警戒区域設定に応じて行う避難

災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも 考えられるため、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動 (垂直避難)するほうが安全な場合もありうることから、新たに位置づけら れたものです。

対象とする災害が水害の場合、避難勧告等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令されるため、同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれの避難行動が異なることとなります。

住民は浸水ハザードマップ等をもとに、立ち退き避難が必要な場所なのか、 垂直避難等で危険から逃れられる場所なのかをあらかじめ確認・認識してお き、避難勧告等が発令された場合に迷わず避難行動がとれるようにする必要 があります。

### 第2款 避難誘導【危機管理室、警察署、消防署】

### 1 区の役割

区長は、区域内において危険等が切迫した場合に、要避難地域および 避難先を定めて避難を勧告または指示します。

避難の勧告または指示を行った旨を東京都に報告します。

避難の準備、勧告または指示が出された場合、警察署および消防署の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所等に誘導します。

高齢者や障害者等の災害時要援護者を、地域住民、区民防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行います。

避難の準備、勧告または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておきます。

### 2 防災会の役割

避難勧告等が出された場合には、避難する旨を区域内に伝達します。特に災害時要援護者については、日頃の情報に基づいて、手分けして伝達に努め、誘導します。

### 3 警察署の役割

避難勧告等が出された場合には、必要な箇所に要員を配置するなどして、避難者の安全確保を図りながら、指定された避難所等に誘導します。 この場合、災害時要援護者は優先して避難させます。

避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握および危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努めます。

### 4 消防署の役割

避難勧告等が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況および 消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区、関係機関に 通報します。

避難勧告等が出された場合は、災害状況および消防力の余力に応じ、広 報車等の活用により避難勧告等の伝達を行います。

避難が開始された場合は、消防団員や関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとります。

### 5 消防団の役割

避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら避難者の安全確保と避難場所の安全確保に努めます。

# 第2節 避難所の指定、開設、運営管理

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令時等に、 速やかに避難所を開設し、避難者を受入れます。

### 第1款 指定緊急避難場所・指定避難所の指定【危機管理室】

平成25年6月の災対法の改正に伴い、円滑かつ迅速な避難のための立退きを確保するため、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することになりました(災対法第49条の4)。また、あわせて被災者を一時的に滞在するため、指定避難所を指定することになりました(災対法第49条の7)。

災害の種類	指定緊急避難場所	指定避難所
洪水(内水はん濫を含む)	小規模水害避難所	同左
崖崩れ、土石流および地滑り	土砂災害避難所	同左

### 第2款 避難所の開設【危機管理室】

河川の溢水や崖崩れ等が発生し、または発生する恐れがあり、当該地域住民を避難させる必要があると認めたときは、区長は、警察署長および消防署長と協議して、避難勧告・避難指示(緊急)を発令するとともに、避難所を開設します。

### 1 開設場所

避難所は、河川の状況、水防上注意を要する箇所、土砂災害の恐れのある箇所、浸水ハザードマップ等を勘案して、災害の状況に応じて被災地域 に近い予め指定された区立施設(65 か所)に開設します。

### 2 小規模水害時の避難所

小規模水害が発生した場合の避難所 (一時的避難所)は、次の施設のうち、災害の状況に応じて開設します。

小規模水害とは、集中豪雨や台風等により通常起こりうる水害をいいます。

施設所管部	施設名称	
総務部	男女共同参画センター えーる	
区民部	光が丘区民センター 関区民センター	
産業経済部	勤労福祉会館	
地域文化部	地区区民館 向山庭園 地域集会所	
福祉部	厚生文化会館 敬老館	

(必要により区役所練馬庁舎を使うこともできます)

### 3 大規模水害時の避難所

水害の規模・状況によっては、区立小中学校を避難所として開設する場合があります。

大規模水害とは、東海豪雨並みの降雨により、石神井川流域だけでも都全体で被害が45万世帯に及ぶような洪水被害をいいます。

施設所管部	施設名称
教育振興部	区立小中学校 83 校 (全 99 校中)

上記以外の区立小中学校16校は、水災害時に避難所となりません。

### 4 土砂災害時の避難所

区は土砂災害の恐れがあると判断した場合には、状況に応じて、避難 準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。防 災行政無線などで対象の地域へ周知を行い、避難を促します。

土砂災害警戒区域の所在地	施設名称
南田中3丁目	南田中敬老館
南田中5丁目	(南田中小学校)
桜台 6 丁目	桜台地区区民館
12 1 0 1 1	(開進第三中学校)
   大泉町 1 丁目	土支田地域集会所
八水町11日	(土支田中央地域集会所)
旭町3丁目	旭町地域集会所
	(旭町小学校)

旭町3丁目については、板橋区内で指定された土砂災害警戒区域のうち区

### 風水害等編

### 第6章被災者・避難者対策

境の一部が練馬区に該当しています。

被害の状況に応じて下段記載の施設も避難所として開設します。

今後、東京都は、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の追加指定を予定しています。区域指定後に、近隣の区立施設を避難所として指定する予定です。

### 5 開設時期、手続き、運営等

区長は被害の状況により必要と認める場合は、避難所を開設し、区民 および関係機関への周知徹底を図るとともに、被災者の避難誘導および 収容にあたります。

区長は、避難所を開設した場合は、職員を避難所管理者として配置し、 区民の安全、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、運 営します。

# 第3節 災害時要援護者対策

### 第1款 災害時要援護者対策【危機管理室、福祉部、環境部】

災害時要援護者対策については、「 防災本編 第5章 第2節」を準用します。

# 第7章 区民生活の早期再建

# 第1節 障害物の除去・消毒

区民生活の維持、公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を 行います。

### 第1款 道路障害物除去 【土木部、警察署】

区は、道路上の障害物の状況を調査し、所管道路上の障害物を除去します。 警察は、交通確保の観点から、交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下 がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者および関係機関に 連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力します。

必要により、区内の土木・建設業の各団体に対し、資器材等の提供を要請します。

### 第2款 河川障害物除去【土木部】

### 1 除去目標

区内の河川の流水の障害となる流失物を除去し、その機能の確保を図ります。

### 2 実施方法

障害物となる流失物等があり、流水の障害となる場合は除去に努めます。 除去障害物の処理場所は、あらかじめ定めます。

### 第3款 住宅関係障害物除去【土木部】

1 住家に流入した土砂、竹木等の除去

住家に流入した土砂、竹木等の除去は、次に掲げる救助法の基準に基づ き実施します。

障害物のため当面の日常生活を営みえない状態にあるもの 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの 住家が半壊または床上浸水したもの 原則として当該災害により直接被害を受けたもの

#### 風水害等編

#### 第7章区民生活の早期再建

半壊、床上浸水家屋のうち、急を要するものを選定して実施します。

### 2 実施の機関

救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施します。

救助法適用後は、除去対象戸数および所在を調査し、東京都に報告するとともに、東京都と協力して実施します。

東京都は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施します。

第一次的には区保有の器具、機械を使用して実施し、労力、機械力の不足の場合は、東京都総務局(都災対本部長室)に要請し、隣接区市からの派遣を求め、さらに不足の場合は東京建設業協会等に対して資器材、労力等の提供を求めます。

### 第4款 水災害廃棄物の処理【環境部】

区は、区内において発生した集中豪雨などの水災害により排出される廃棄物の処理を行います。処理の対象となる廃棄物は、以下のとおりです。

区内の一般家庭から排出される廃棄物を対象に処理を行います。

小規模事業者から排出される廃棄物については、一般家庭から排出されるものに準じます。

家電リサイクル法対象品目と、資源有効利用促進法に定めるパソコン等の対象品目についても対象とします(ただし事業系を除く)。

なお、被災者は、被災状況により、廃棄物処理手数料の減免を受けることができます。

### 第5款 消毒【危機管理室、健康部】

区は、床上浸水・床下浸水等の被害を受けた住家等を、必要に応じて消毒 します。

水災害応急対策本部が設けられている場合は、本部の指示によります。

水災害応急対策本部が設けられない場合は、危機管理室と練馬区保健所(生活衛生課)が協議して消毒を実施します。

# 第2節 区民生活の早期再建

- 1 被災者台帳の整備【区民部、各部】 被災者台帳の整備については、「 防災本編 第6章 第2節」を準用します。
- 2 住家被害認定調査【危機管理室、都市整備部】 住家被害認定調査については、「 防災本編 第6章 第3節」を準用し ます。
- 3 り災証明書の発行【危機管理室、区民部、都市整備部】 り災証明書の発行については、「 防災本編 第6章 第4節」を準用し ます。
- 4 区民生活の援護【危機管理室、区民部、福祉部】 区民生活の援護については、「 防災本編 第6章 第5節」を準用しま す。
- 5 ごみ・し尿・がれきの処理【危機管理室、環境部、東京都】 ごみ・し尿・がれきの処理については、「 防災本編 第6章 第7節」 を準用します。
- 6 応急住宅対策【都市整備部】 応急住宅対策については、「 防災本編 第6章 第8節」を準用します。

# 第8章 富士山噴火降灰対策

# 第1節 富士山の現況等

富士山の噴火による降灰の影響を予測し、降灰被害を軽減するための対策を定めます。

### 第1款 富士山の現況等

### 1 富士山の概要

富士山は、我が国に 110 存在する活火山の一つであり、活動度はランク Bであり、比較的活動度の高い火山に分類されています。標高は 3,776m で 我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 km で我が国の陸域で最大の火山です。山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩くなっていますが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっています。なお、現在の富士山は、気象庁が発表する噴火警戒レベル では、5 段階中一番下のレベル 1 (平常)となっています。

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動 を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表されま す。

### 2 富士山の活動史

富士山は、今から 約 70 ~ 20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約5千年前に現在のような美しい円錐形火山となったと考えられています。それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述があります。

1万年前から現在に至るまでも富士山は活発な火山活動を行ってきましたが、歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりです。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いています。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781 年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800~802年(延暦19~20年)	大量の降灰、噴石。	延暦(えんりゃく)噴火
864~866年(貞観6~7年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩に より人家埋没。湖の魚被害。	貞観(じょうがん)噴火
937年(承平7年)	噴火。	
999年(長保元年)	噴火。	
1033年(長元5年)	溶岩流が山麓に達した。	
1083年(永保3年)	爆発的な噴火。	
1511年(永正8年)	噴火。	
1560年(永禄3年)	噴火。	
1707 年(宝永 4 年)	49日前に、M8.6の宝永地震(東海・東南海・南海の連動地震)が発生。噴火前日から火山性地震が群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	宝永(ほうえい)噴火

### 3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている富士火山の噴火の主な特徴は、次のとおりです。

噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火およびこれらの混合型の噴火で 少数ではありますが火砕流の発生も確認されています。

山頂火口では繰り返し同一火口から噴火していますが、側火口では同 一火口からの再度の噴火は知られていません。

噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2,200 年前以降で最大の爆発的な火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火です。

古文書などの歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されています。

### 第2款 国による検討

平成 12 年 10 月から 12 月および翌年 4 月から 5 月には、富士山直下の深さ 15km 付近を震源とする火山性地震(低周波地震)の多発が観測され、あらためて富士山が活火山であることが認識されました。仮に噴火した場合には、他の火山と比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じる恐れがあるため、平成 13 年 7 月に、国、関係する県および市町村により「富士山火山防災協議会」が設立(のちに東京都も参加)され、火山防災対策の確立のため、平成 16 年 6 月に富士山八ザードマップが作成されました。

八ザードマップの作成においては、過去 3,200 年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について、数値シミュレーション等により、到達範囲等が求められました。

富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがあります。

	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、	
火山活動に起	岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火	
因する現象	に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振、火	
	山ガス	
火山活動に起	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、	
因しない現象	雪泥流、岩屑なだれ、落石	

平成 16 年 6 月には、同協議会において同八ザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にしたうえで互いに協働して行う広域的な防災対策、ならびに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成 17 年 9 月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告されました。

### 第3款 噴火による被害想定

### 1 被害想定

本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成 16 年 6 月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示さ れた被害想定を計画の基礎とします。

区は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。

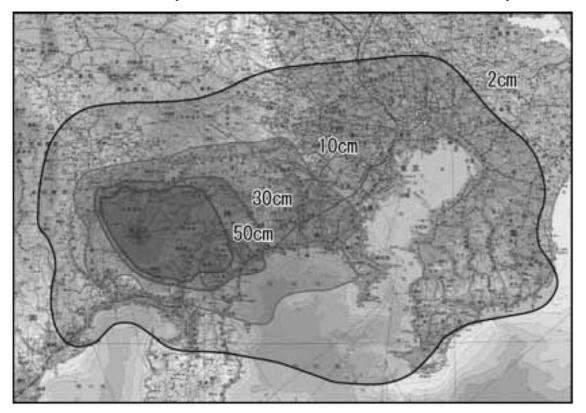
実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など、様々な条件によって変化します。

噴火の規模と被害の概要は、次のとおりです。

区分	内容	
	規模	宝永噴火と同程度
噴火の規模等	継続期間	16 日間
	時期	梅雨期 その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	練馬区 2~10cm 程度	
	(八王子市および町田市の一部 10cm 程度、その他	
	の地域 2~10cm 程度)	
被害の概要		健康障害、建物被害、交通・ライ
	降灰に伴うもの	フライン・農林水産業・商工業・
		観光業への影響
	降灰後の降雨な	洪水、泥流、土石流にともなう人
	どに伴うもの	的・物的被害

参考:「東京都地域防災計画 火山編(平成21年修正)」

# 2 降灰予想図(降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲)



出典:富士山火山広域防災対策基本方針(平成18年2月)より

# 第2節 降灰対策

降灰被害発生時の情報収集・伝達を行い、円滑な応急・復旧対策を行い ます。

#### 第1款 火山・降灰情報の収集・伝達【危機管理室】

#### 1 噴火警報等

平成 19 年 12 月に気象業法が改正され、5 段階の噴火警戒レベルが導入されました。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなりました。

発表される噴火警戒レベルは次のとおりです。

予報警報	対象範囲を 付した警報 の名称	略称	対象範囲	噴火警戒 レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	
	噴 火 警 報	噴火	居住地域およ	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生、ある いは切迫している状態に ある。	
	(居住地域)	警報	びそれより火   口側 	居住地域に重大な被害 レベル4 及ぼす噴火が発生する (避難準備) 予想される(可能性が まっている)。 居住地域の近くまで重		
噴火警報	噴火警報 火	火口の火筒報という。	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
			火口から少し 離れたところ までの火口周 辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。	
噴火予報	噴火予報	-	火口内等	レベル 1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火山 内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ)	

#### 風水害等編

#### 第8章富士山噴火降灰対策

#### 2 降灰予報

気象庁は、平成 20 年(2008年) 3月31日から、降灰予報の発表業務を 開始しました。

#### 発表基準

噴煙の高さが3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合

#### 内容

噴火発生から概ね6時間後までに降灰が予想される地域

#### 発表時期

第1報は噴火の概ね30~40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して、必要に応じ第2報を発表。その後も噴火が継続した場合は、必要に応じて発表。

#### 3 降灰情報の集約

都内の降灰の状況は、次の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山 監視・情報センターに集約されます。



降灰調査項目は、次のとおりです。

降灰の有無・堆積の状況

時刻・降灰の強さ

構成粒子の大きさ

構成粒子の種類・特徴等

堆積物の採取

写真撮影

降灰量・降灰の厚さ

構成粒子の大きさ(詳細)

(可能な場合)

#### 降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)

階級	解記
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10~20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見えず、10~20分で厚さ 1mm 以上積もる程度

東京都および各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課 火山監視・情報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」とし て公表されます。解説資料は、都、区市町村、関係防災機関に伝達されます。

#### 4 降灰情報の伝達

区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、区民防災組織等に通報するともに、警察署等の協力を得て区民に周知します。

# 第2款 宅地の降灰対策【危機管理室、東京都都市整備局、国土交通省都市・地域整備局】

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や区民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力が失われることになります。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻すことが必要です。

宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則ですが、 一般の区民では対応が困難な対策については、区が対応します。また、各関 係機関は、平時からの緊密な情報交換に基づき必要な対策を行います。

各関係の対応は、次のとおりです。

機関名	内 容				
	宅地の降灰について、以下の対策を行う。				
	降灰予報やその他火山情報の把握				
X	宅地の降灰運搬				
	収集した降灰の処分				
	測定機器の設置・測定				
	被害額の算定・報告				
	降灰予報やその他火山情報の把握や測定機器の設置、				
東京都	測定手法、 被害額の算定等について指導を行うとと				
都市整備局	もに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を				
	行う。				
国土交通省	都および区市町村からの降灰による宅地・公園等の被				
超工文題目   都市・地域整備局	害 状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等				
10日	を講じる。				

#### 風水害等編

#### 第8章富士山噴火降灰対策

#### 第3款 火山灰の収集および処分【危機管理室、環境部】

#### 1 火山灰の収集・運搬

火山灰の収集は、原則として土地所有者または管理者が行うものとします。

火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める ものとします。

宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとします。

宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとします。

#### 2 火山灰の処分・最終処分場の確保

火山灰の処分の方法については、関係機関との検討を踏まえ、今後詳細に決定します。

都は、都内で処分場の確保ができない場合に備え、広域的な処分を検 討するとともに、国に働きかけていくことから、区はこの方針に従うも のとします。

#### 第4款 応援協力・派遣要請【危機管理室、自衛隊、東京都総務局】

降灰による被害を受け、または受ける恐れがある場合の応援協力・派遣要請についての対策は、「 防災共通編 第2部 第3章 第1節」を準用します。

#### 第5款 医療救護【健康部】

降灰による被害発生後の、被災者に対する医療救護についての対策は、基本的には、通常態勢にて行いますが、必要に応じて、「防災本編 第2章 第1節」を準用した活動を行います。

#### 第6款 警備・交通規制【警察署】

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが 予想されるため、適切な交通規制を実施することが必要です。降灰時の対策 については、「 防災本編 第3章 第1節」を準用します。

#### 第7款 交通機関の応急・復旧対策【各公共交通機関】

降灰により交通機関が被害を受けた場合の対策については、「 防災本編 第3章 第2節」を準用します。

第8款 ライフライン等の応急・復旧対策【東京都水道局、東京都 下水道局、NTT東日本】

降灰により、ライフライン等が被災した場合の対策については、「 防災本編 第3章 第3節」を準用します。

第9款 避難【危機管理室、教育振興部、福祉部、健康部】

降灰による避難についての対策は、「 防災本編 第5章」を準用します。

# 第9章 その他の応急対策活動

# 第1節 小災害応急対応

災害救助法が適用されない小災害で区民が被害を受けた場合、あるいは受けそうな場合の応急活動を行います。

#### 第1款 活動内容【危機管理室】

練馬区の区域内において、豪雨・火災等の災害救助法が適用されない小災 害によって区民が被害を受け、災害の原因者が措置できないときは、区は、 次の応急活動を実施します。

情報の収集、伝達 関係部局との連絡 被害状況の調査 災害見舞金の支給 一時的避難所の設置

### 第2款 態勢【危機管理室】

- 1 危機管理室長は、消防署、警察署、区民等から災害発生の通報を受けたときは、直ちに区長に連絡するとともに、区における救護活動を総括します。
- 2 危機管理室長は、応急救護活動に必要と認めるときは、関係部局の長へ協力を要請して、所属員を救護活動に従事させることを求めることができます。

# 第2節 区民の避難を伴う災害の対策【危機管理室】

災害救助法が適用されない災害で区民の避難を伴う災害についての応急活動を行います。

区は、区民の避難を伴う事故等の際には、不発弾処理の本部体制に準拠した 対応を行います。また、その事故等の影響が区内全域に及ぶ場合は、防災本編 に定める対応に準じた体制をとります。

区民の避難を伴う事故等として想定されるものは、大規模な火災、危険物等の漏洩、有毒ガスの漏洩、核燃料物質輸送車両の事故、航空機の墜落等が考えられます。

核燃料物質の輸送中に万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において決められた安全対策が取られます。この際に、区は、練馬区放射線危機管理ガイドラインに基づき、東京都総務局から事故の情報を得た場合に、警察署・消防署もしくは現地係官および専門家が行う現場への立ち入り制限、住民の避難等必要な措置に協力します。

# 第3節 不発弾等の処理活動

不発弾が発見された場合、発見から処理まで速やかに対応します。

#### 第1款 不発弾の発見から処理まで【防災関係機関】

区内の一部には、先の第二次世界大戦の際に投下された爆弾が、地中深く存在している場合があります。昭和 40 年から平成元年にかけて、18 発の不発爆弾(250kg~1 t)が発見され、自衛隊の手で処理されています。

また、隣接の区・市で発見された場合には、避難区域が練馬区に及ぶことがあります。この場合に、区および防災関係機関は区民の生命・身体・財産を守るために、協力して不発弾処理にあたります。

発見から処理終了までは、第3款に示す流れ図のとおりです。

#### 第2款 対策本部体制【防災関係機関】

1 対策本部体制の確立

#### 対策本部設置

発生状況の報告、本部長その他の組織体制の確立、

本部設営場所の確定、仮設電話の設置(使用料免除)

区民からの問い合わせへの窓口の設置、

関係機関との調整窓口設置、自衛隊との協定、補助金申請

調整会議の開催

職員動員計画の策定

情報連絡体制の確立

(現地本部と避難誘導活動および現地本部と後方支援機関等)

防災関係機関の待機等の体制確立

後方支援体制確立 → 防災センター機能の活用

#### 2 警備および交通規制・立ち入り規制

避難勧告地域の確定

交通規制の確定(警察等との調整)

警備計画の策定 → 担当ブロック制等による避難誘導(警察等との調整)

交通規制の周知(交通機関との調整)

交通規制看板の設置、交通規制予告看板の設置、交通規制周知 看板の設置、迂回路告知看板の配置、迂回路チラシの配布(運転 手用)

#### 3 避難誘導計画

避難所の設置

医療救護所の設置および救護班の設置 避難誘導(各戸の確認等)

→ 担当ブロック制等による避難誘導

#### 4 広報計画

次のとおり行います。

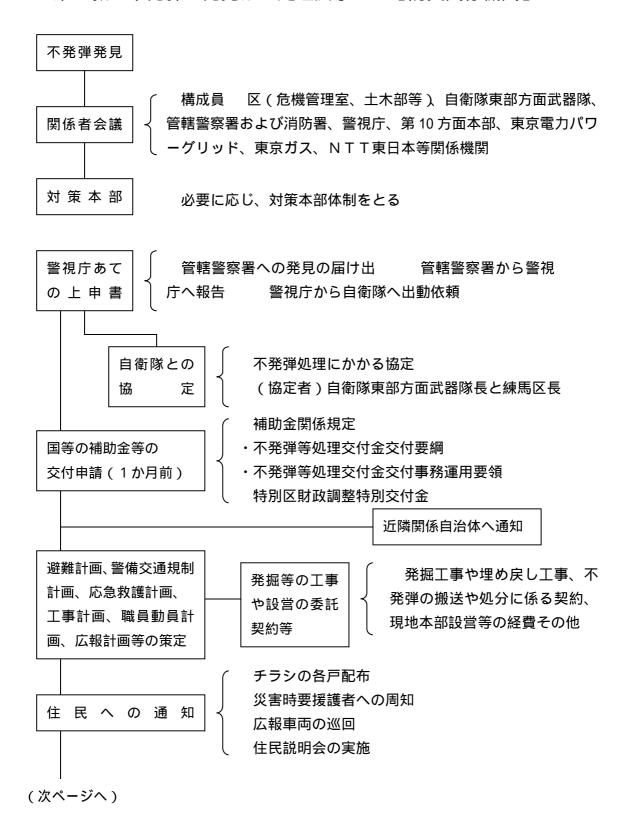
詳細は、「防災本編 第3部 第1章 第4節」によります。

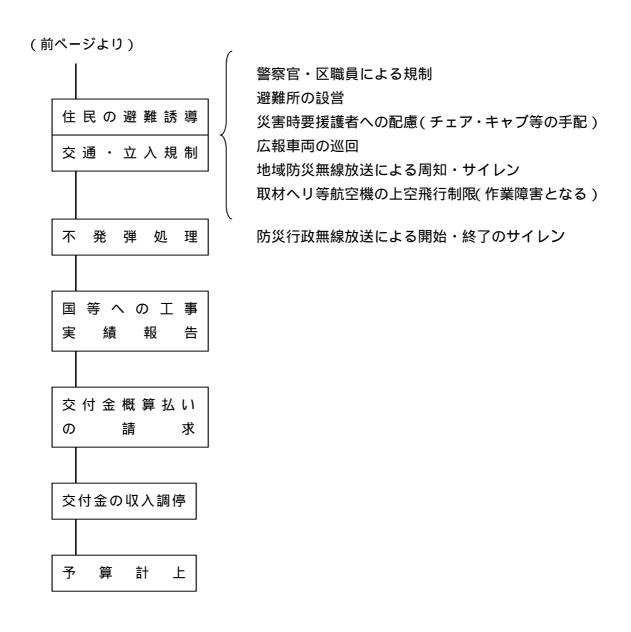
区報・ホームページおよび防災気象情報メール等による周知 避難勧告チラシの各戸配布

広報車の巡回

無線放送塔の活用

#### 第3款 不発弾の発見から処理終了まで【防災関係機関】





# 東海地震事前対策編

東海地震については、これまで、地震の直前予知が可能であるとの考えの下、昭和53年6月、「大規模地震対策特別措置法」が施行され、国が同法に基づき地震対策強化地域を指定する等、防災対策の強化が図られてきました。東京都地域防災計画では、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止しまたは軽減するため、都内全域を対象に都、区市町村および防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定めています。練馬区は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の地震防災対策強化地域には指定されていませんが、東京都地域防災計画も踏まえ、この章において、東海地震の事前対策を定めています。

こうした中、平成 25 年 5 月、国は、現在の科学的知見から、確度の高い地震の予測は難しいと公表しました。その後、平成 29 年 9 月、気象庁は、南海トラフ地震については、観測網の充実により地震に関する様々な異常な現象を捉えることも可能になってきたことから、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」【資料編 資料 20-035 参照】を発表することを公表しました。また、この対応に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととしました。

これを受けて、国は、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等については見直すこととしました。都は、東京都地域防災計画の「東海地震事前対策編」の修正については、国の法改正を踏まえて検討することとしました。

そのため、この章については、国および都の東海地震事前対策に係る計画等の見直し を踏まえ、今後、修正を検討していきます。

# 目次

# 東海地震事前対策編

第1章	東海地震事前対策の考え方1
第1節	東海地震事前対策策定の目的1
第2節	基本的な考え方2
第3節	前提条件 3
第2章	事前の備え4
第1節	東海地震に備え整備する事業4
第2節	広報および教育6
第3節	事業所に対する指導等8
第4節	防災訓練の充実11
第3章	東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒
宣言が発	せられるまでの対応15
第1節	東海地震に関する情報16
第2節	東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応17
第3節	東海地震注意情報発表時の対応19
第4節	東海地震注意情報の発表を受けた時の対応措置25
第4章	警戒宣言時の対応措置27
第1節	活動態勢27
第2節	警戒宣言、予知情報等の伝達30
第3節	消防、危険物対策36
第4節	警備、交通、公共輸送対策39
第5節	公共輸送対策43
第6節	学校、社会福祉施設等の対策46
第7節	電気、ガス、上下水道、電話、通信対策49
第8節	生活物資対策54
第9節	金融対策
第10億	節 避難対策56

第	1 1	節 救援、	救護対策	5	8
第 5	章	区民・事業	業者等のとるべき措置	置6	0
第	1 飣	対 区民のと	こるべき措置	6	0
第	2 飣	页 区民防约	災組織(防災会等) <i>0</i>	)とるべき措置6	3
第	3 飣	事業者の	Dとるべき措置	6	4
資	料 1	東海地震	に係る地震防災対策	強化地域(東京都総務局) 6	6
資	料 2	警戒宣言	、地震予知情報につ	いて (東京管区気象台)6	7
資	料 3	異常発見	から警戒宣言が発せ	られるまでのプロセス(東京管区気象台)	
		•••••			1
				ト案文(東京都総務局)7	
資	料 5	警戒宣言	に伴う区の広報案文		4

# 第1章 東海地震事前対策の考え方

## 第1節 東海地震事前対策策定の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日 施行されました。

この法律は、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定および強化地域に係る地震観測体制の強化ならびに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としていました。

また、この法律に基づいて、次の考え方により「東海地震に係る地震防災対策強化地域」として指定されました。

震度6弱以上の地域(地震の揺れによる著しい被害)

20 分以内に高い津波(沿岸で3 m以上または地上で2 m以上)が来襲する地域

一体的な防災体制の確保等の観点についても配慮

平成23年3月24日に国の「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」の修正が行われ、気象庁より発表される「東海地震に関連する情報」が、新しい情報区分で運用が開始されました。

これらの方策は充実されつつも、東海地震に関する予知等が行われることなく 発生する可能性も否定できないため、一般的な地震対策と共通する事項もまた重要です。

一方、練馬区の地域は東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されることから、強化地域として指定されておらず、区は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定および地震防災応急対策の実施等は義務づけられていません。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的には一定の被害が発生することが予想され、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されないわけではありません。

このため、練馬区防災会議は、東海地震の事前対策をとることとし、「東海地震事前対策」を策定します。

### 第2節 基本的な考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものです。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、練馬区の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、 警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的としています。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものですが、「東海地震注意情報」の発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込んだものです。
- 3 東京都震災対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災関係機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じます。
- 4 東海地震に係る予防対策および応急対策は、 防災共通編および 防災本編 に定めている「予防対策」および「応急対策」で対処します。
- 5 練馬区の地域は強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用 されないため、本計画の実施に関しては行政指導または協力要請で対応します。
- 6 計画の策定にあっては次の事項に留意しましたが、今後、本計画の実施にあ たっても十分配慮するものとします。

警戒宣言が発せられた日および翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としていますが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとします。

東海地震が発生した場合、区の地域のほとんどは震度5弱の揺れと想定され、一部震度5強と想定される地域があるところから、想定震度に応じた対策を講ずる必要があります。

東京都および隣接区等と密接な関連を有する対策については、事前に調整を図るものとします。

# 第3節 前提条件

本計画にあたっては、次に掲げる前提条件をおきました。

- 1 東海地震が発生した場合、東京都防災会議が発表した震度分布予想によると、 練馬区の地域は概ね震度5弱程度です。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として平日の昼間 (午前 10 時から午後 2 時の間)と想定しています。

ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それに も対応するものとします。

# 第2章 事前の備え

本章では、特に定める項目以外については、 防災本編を準用します。

# 予 防 対 策

## 第1節 東海地震に備え整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、練馬区地域防災計画の 予防対策に基づいて実施します。

東海地震対策編での課題としては、東海地震にかかわる注意情報および予知 情報の発表による社会的混乱の防止があります。

このため、本節では、 東海地震にかかわる注意情報および予知情報ならび に警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備資器材 等の整備と、 従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え被害を軽減するために整備すべき事業を取り上げます。

#### 第1款 社会的混乱を防止するために整備する事業【各部】

- 1 情報連絡体制
  - 「防災本編 第1章 第2款~第5款」を準用します。

### 第2款 被害の発生を最小限にとどめるために整備する事業【各部】

- 1 ブロック塀等の転倒防止
  - 「防災共通編 第3部 第2章 第2節 第4款」を準用します。
- 2 落下物の防止
  - 「 防災共通編 第3部 第2章 第2節 第5款」を準用します。
- 3 通信施設対策

判定会招集の報道に伴い、区民および事業所等による通話が集中的に発生

し、電話が著しく、かかりにくくなることが想定されます。

この場合において、NTT東日本は、防災関係機関の重要な通信を確保するため次により措置します。

著しく、かかりにくくなった場合は、一般電話の利用制限を行います。 一般電話の利用制限を行った場合でも、公衆電話からの通話は確保しま す。

防災関係機関等の非常・緊急電報および非常・緊急通話は最優先に確保 します。

#### 4 公共施設対策

「 防災共通編 第3部 第2章 第2節 第2款」を準用します。

# 第2節 広報および教育

地震予知が行われる可能性がある東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題です。区民が東海地震を正しく受け止め、これに対する的確な行動がとれるように平常時から広報および教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発、指導します。

#### 第1款 広報【危機管理室、区長室】

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、練馬区の 予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社 会的混乱防止と災害発生に伴う被害の軽減を図ります。

#### 1 広報の基本的流れ

広報の基本的流れは、 「平常時」 「注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで」 「警戒宣言が発せられた時から災害発生まで」 「注意情報が解除された時」に区分し、広報します。

#### 2 広報実施事項

東海地震についての教育、啓発および指導

東海地震に関連する調査情報(臨時) 注意情報について

注意情報発表時から警戒宣言の発令、災害発生までの情報提供や防災措置・各種規制の内容

練馬区の予想震度および被害程度

区民のとるべき措置

事業者のとるべき措置

警戒宣言時に防災関係機関が行う措置

気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生の恐れがなくなったと認めた場合の準備体制解除の発表

主な例を示すと次のとおりです。

帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報 電車の運行計画および混乱発生時の規制内容 警戒宣言時の時差退社の協力および優先乗車の方法 その他防災上必要な事項 道路交通の混乱防止のための広報 警戒宣言時の交通規制の内容

自動車利用の自粛の呼びかけ

その他防災上必要な事項

電話の輻輳による混乱防止のための広報

警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛

回線の輻輳と規制の内容

災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始

買い急ぎによる混乱防止のための広報

生活関連物資取扱店の営業

生活物資の流通状況と買い急ぎを控えて欲しいこと

預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業状況および急いで引き出しをする必要のないこと

その他の広報 電気・ガス等の使用上の注意

#### 3 広報の方法

テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、インターネット、SNS等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報により実施します。

テレビ・ラジオ・新聞等による広報

都および各防災関係機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努めます。

インターネット・SNS等による広報

ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図ります。

印刷物による広報

「ねりま区報」をはじめ、各防災関係機関が各種広報、印刷物により防災知識の普及を図ります。

イベントや講演会等による広報

防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図ります。

#### 第2款 教育指導【教育振興部】

#### 1 幼児・児童・生徒等に対する教育

練馬区内の幼稚園、小学校、中学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施します。

#### 東海地震事前対策編 第2章事前の備え

#### 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における、必ず指導する基本 的事項に基づき指導します。

地震災害時の安全行動 避難所の役割と貢献 災害への備えと安全な生活

#### 教育指導方法

児童・生徒に対しては、練馬区教育委員会作成「地震対策の手引き」、防 災教育副読本「地震と安全」および小・中学校版防災教育補助教材「3.11 を忘れない」【新版】を活用し、地震に関する防災教育を推進します。

## 第3節 事業所に対する指導等

#### 第1款 事業所防災計画等の作成【消防署】

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程および事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導します。

#### 1 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置および防災要員の配備

#### 2 情報の収集伝達等

テレビ、ラジオ等による情報の把握 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達 本社、支社間等の通信連絡手段の確保 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止 顧客、従業員等に対する安全の確保

### 3 安全対策面からの営業の方針

劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止または自粛

営業方針または任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の

#### 対策

その他消防計画等に定める事項の徹底

#### 4 出火防止および初期消火

火気使用設備器具の使用制限 危険物、薬品等の安全措置 消防用設備等の点検 初期消火態勢の確保

#### 5 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下および移動防止措置

#### 第2款 事業所に対する指導【消防署】

#### 1 地震防災応急計画の作成指導

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予 防規程および事業所防災計画に定めるよう指導します。

#### 2 事業所防災計画等の指導

#### 対象事業所

消防法および火災予防条例により消防計画、全体についての消防計画 を作成することとされている事業所

東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所

消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとします。あわせて 関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に行政指導を行うもの とします。

#### 事業所指導の内容

消防計画、全体についての消防計画に定める事項 予防規程に定める事項

#### 東海地震事前対策編 第2章事前の備え

(危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含みます。)

事業所防災計画に定める事項

# 第4節 防災訓練の充実

第1款 防災訓練の実施【危機管理室、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、東京ガス、鉄道機関、NTT東日本】

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達態勢の確立に重点を置く総合防災訓練および各防災機関別訓練を実施します。

区分	機関名	内	容
		警戒宣言時において、区は防災権	機関として、迅速かつ的確な
		防災措置を講じる責務があります。	
		このため、警戒宣言時における	防災活動の円滑を期するた
総		め、特に住民に対する情報伝達に重	<b>恒点を置いた訓練を実施しま</b>
Win.		す。	
合		そのために、必要な組織および乳	尾施方法等に関する計画を定
		め、平常時からあらゆる機会を捉え	え訓練を実施し、実践的能力
防		の涵養に努めます。	
173	X	1 参加機関	
災	<u> </u>	練馬区	
		地域住民および各事業者	
訓		防災関係機関	
н/п		2 訓練項目	
練		非常招集訓練	
NVK		警戒本部運営訓練(区災対本	×部運営訓練に準じます)
		情報伝達訓練	
		現地訓練	
		災害時要援護者等避難誘導詞	練

	警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関、地域住民 および事業所等と協力して合同訓練を行います。 1 参加機関 地域住民および事業所等 練馬区 2 訓練項目 部隊の招集、編成訓練 交通対策訓練(低速走行訓練を含みます) 情報収集伝達訓練 通信訓練 部隊配備運用訓練 装備資器材操作訓練 3 実施回数および場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定しま す。
		警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行います。
		1 参加機関等
		消防団
2214		協定締結等の民間団体
消		東京消防庁災害時支援ボランティア
		その他防災関係機関
   防		2   訓練内容 
193		参集訓練
	  消 防 署	初動措置訓練
	113 173 13	情報収集訓練
		震災警防本部等運営訓練
訓		通信運用訓練
		部隊編成および部隊運用訓練
		消防団との連携訓練
練		協定締結等の民間団体との連携訓練
		各種計画、協定等の検証
		3 実施回数および場所
		必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定しま
		す。

		上担供も地震にだらったの世界の田辺ルチ図ったは、 との古			
		大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内			
		容を主とする防災訓練を、年1回以上実施します。			
		1 非常招集訓練			
そ	東京電力	2 非常態勢の確立			
	パワーグ	3 情報連絡訓練			
	リッド	4 大規模地震発生時の災害応急対策			
の		5 避難および救護			
		6 その他必要とするもの			
		また、国および地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極			
他		的に参加します。			
		地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練			
		を、年1回以上実施します。			
防		訓練内容は次のとおりです。			
		1 非常態勢の確立			
	東京ガス	京ガス 2 工事の中断等			
災		3 ガス工作物の巡視、点検等			
		4 資器材等の点検			
		   5 事業所間との連携			
機		6 需要家等に対する要請			
		防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各			
		号の訓練を、年1回以上実施します。			
関		1 非常招集訓練			
		2 情報連絡訓練			
	各 鉄 道	3 旅客誘導案内訓練			
訓	機関	4 各担当業務に必要な防災訓練			
		また、練馬区、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等			
		に積極的に参加し、地震防災に関する知識および技術の習得を			
<b> </b>   練		図ります。			
WAL		<b>ロソの 7 0</b>			

	地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練
	を、年1回以上実施します。
	1 警戒宣言等の伝達
	2 非常招集
NTT	3 警戒宣言時の地震防災応急措置
東日本	4 大規模地震発生時の災害応急対策
	5 避難および救護
	6 その他必要とするもの
	練馬区が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、
	これに協力します。

# 第3章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・ 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せ られるまでの対応

東海地震に関連する調査情報(臨時)(以下「調査情報」という。)および東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表されます。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定めます。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があること を念頭において行動する必要があります。

# 予 防 対 策

#### 【状況の推移】



## 第1節 東海地震に関する情報

# 情報名

# 主な防災対策等

# 東海地震 予知情報

東海地震が発生するおそれがある と認められ、「警戒宣言」が発せ られた場合に発表される情報

(カラーレベル 赤)

# 東海地震 注意情報

観測された現象が東海地震の前兆 現象である可能性が高まった場合 に発表される情報

(カラーレベル 黄)

# 「警戒宣言」に伴って発表

- ●警戒宣言が発せられると
- 〇地震災害警戒本部が設置されます
- ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、 百貨店等の営業中止などの対策が実施されます

住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に 十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい

東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表

- ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」 がとられます
- 〇必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われ ます
- 〇救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が 行われます

住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい

# 東海地震 に関連する 調査情報

臨

時

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表

- ●防災対応は特にありません
- ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます

住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください

東海地震に関連する現象に ついて調査が行われた場合 に発表される情報

定

毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

●防災対応は特にありません

(カラーレベル 青)

例

日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

# 第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時 の対応

### 第1款 情報名、情報内容および区・防災関係機関の配備態勢【危機管 理室】

調査情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保等必要な態勢を維持します。

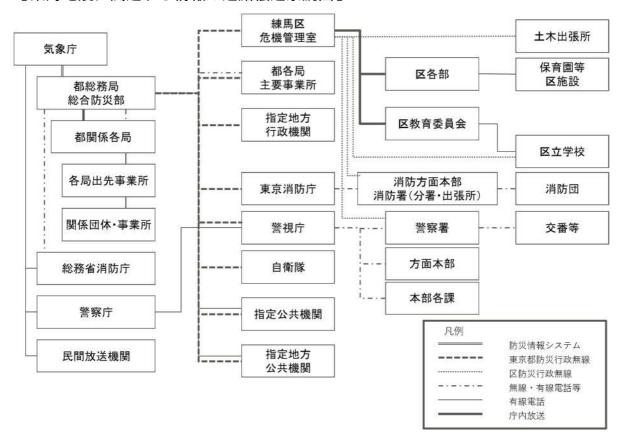
情 報 名		情	報	内	容	配備態勢
		観測デ-	- 夕に通	常とは異	なる変化	
東海地震に関連		が観測さ∤	1た場合、	その変化	どの原因に	
する調査情報	臨時	ついての訓	周査の状況	兄が発表	されます。	連絡要員を
[ カラーレベル	四中寸	情報発表	<b>長後、東海</b>	地震発生	Eの恐れが	確保する態勢
青]		なくなった	こと判断で	された場合	合は、その	
		旨が発表さ	されます。	,		

#### 第2款 情報収集および伝達【危機管理室】

「情報監視態勢」をとり、東京都、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行います。

区が夜間・休日において調査情報を受けたときは、休日・夜間警戒本部において、危機管理室の連絡担当者に情報を伝達する等の必要な対応を行います。

#### 【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



# 第3節 東海地震注意情報発表時の対応

## 第1款 情報名、情報内容および区・防災関係機関の配備態勢【危機管 理室】

注意情報が発表された場合、区・各防災関係機関は担当職員の緊急参集を行う とともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図り ます。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられます。また、東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表されます。

情	‡	段	名		情	報	内	容		配	備	態	勢
東 注 [力	海 意 ラー!	地 情 <sub>ノ</sub> ベル	震 報 黄]	観測が現場ではいる。	象であ	5る可	能性		<b>.</b> つ	担当 およひ ができ	情報(	の収集	急参集 •連絡

#### 第2款 情報収集および伝達【危機管理室、区長室】

注意情報発表時において、「情報連絡態勢」を確立し、都、気象庁、総務省消防 庁、関係機関から情報収集を行います。また区各部、区立施設等および各関係機 関に一斉連絡を行います。

情報の伝達系統および伝達方法は、別記「東海地震に関連する情報の連絡伝達 系統図」のとおりです。

### 第3款 伝達態勢【各部、警察署、消防署、防災関係機関】

各機関の伝達態勢は、次のとおりです。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮します。

機関名	内容
X	1 危機管理室は、東京都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部・教育委員会・防災関係機関に伝達します。 2 区各部は、1の伝達を受けた時は、あらかじめ定めた伝達方法により部内各課、施設に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し、周知します。 3 教育委員会は、1の伝達を受けた時は、直ちにその旨を各部各課に伝達するとともに所管施設、区立学校(園)に伝達します。
警察署	警察署は、警視庁または練馬区から注意情報の通知を受けた時は、 直ちに一斉通報、無線通信により交番および駐在所等の警察官に伝達します。
消防署	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに消防電話一斉 通報、消防無線、加入電話およびその他の手段により、消防職員お よび消防団員に伝達します。
その他の 防災関係 機関	区危機管理室から注意情報の通知を受けた時は、直ちに各部課および出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達します。

### 第4款 伝達事項【各部、防災関係機関】

- 1 区および各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢および地震防災応急対策の準備行動をとることを併せて伝達します。
- 2 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢および地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達します。

# 第5款 活動態勢【各部、警察署、消防署、交通機関、鉄道機関、NTT東日本、防災関係機関】

### 1 区、警察署、消防署

機関名	内容
X	1 区の情報連絡態勢 区は注意情報に接した場合、直ちに情報連絡態勢をとります。 また、政府が準備行動の開始を公表したときは、災害即応態勢をとります。 各部は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各課および各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知します。 なお、夜間、休日等の時間外に注意情報に接した場合、休日夜間警戒本部室において危機管理室職員への通知等必要な措置をとります。 2 職員の参集 職員の参集 職員の参集 職員の参集 で定める情報伝達経路により指示するものとしますが、伝達がない場合でもラジオ、テレビ等で知ったときは、直ちに参集するものとします。 3 所掌事務 区災対本部が設置されるまでの間、危機管理室が注意情報の発令、区各部および防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行います。  政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報および東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集および伝達 社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施都および防災関係機関との連絡調整
警察署	<ul> <li>1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、速やかに現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立します。</li> <li>2 署員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集します。</li> <li>3 現場警備本部は、各警察署に設置し、管内の警備指揮に当たり</li> </ul>

	ます。
	注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して次の対応を行
	います。
	1 全消防職員および全消防団員の非常招集
	2 震災消防活動部隊の編成
	3 救急医療情報の収集体制の強化
消防署	4 救助・救急資器材の準備
	5 情報受信体制の強化
	6 高所見張員の派遣
	7 出火防止、初期消火等の広報の準備
	8 防災関係機関(区)への職員の派遣
	9 その他消防活動上必要な情報の収集

### 2 防災関係機関

注意情報等を受けた場合、各防災関係機関は職員参集等、次のとおり実状に応じた防災態勢をとります。

機関名	内容		
東日本高	注意情報を受けたときは、職員の非常参集を行い、災害対策本		
速道路	部を設置します。		
東京都	1 注意情報が発表された旨周知を図ります。		
	2 職員を招集するとともに、東京都交通局災害対策本部の設置		
文 地 向	の準備を行います。		
┃ ┃東 武 鉄 道	注意情報を受けたときは、伝達経路により本部関係者や応急対		
米以跃足	策従事員を非常招集します。		
   西 武 鉄 道	注意情報の発令を受けたときは、社員への情報連絡を行い、非		
四以跃足	常招集により指定された場所に出動します。		
┃ ┃東京地下鉄	気象庁が注意情報を発表した場合は、直ちに要員を非常招集して		
米 示地下欽	対策本部を設置します。		
	注意情報の連絡を受けた場合、または警戒宣言が発せられた場		
	合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集します。		
NTT 東日本	1 警戒態勢(災害の発生する恐れがある場合)		
	2 情報連絡室(東海地震注意報が発せられた場合)		
	3 災害対策本部(大規模な災害等が発生した場合)		

そ	0	)	他	注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、	
防	災	関	係	担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的	
機			関	確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図ります。	

# 第6款 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報【防災関係機関】

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期です。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ・ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなります。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災関係機関において 必要な対応および広報を行うとともに、区、警察署、消防署へ通報し、必要な情報を区民に広報します。

### 第7款 注意情報時の混乱防止措置【各部、警察署、鉄道機関、NTT 東日本】

注意情報の発表等により種々の混乱の発生の恐れがあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりです。

機関名	内	容
	1 対応措置の内容	
	各防災関係機関等が実施する混乱	防止措置の総合調整およ
X	び防止対策の立案および実施	
<u> </u>	混乱防止に関する情報の収集および	が分析
	混乱防止に必要な情報の報道機関へ	への発表
	その他必要事項	
	1 情報の収集と広報活動	
	注意情報発表後は、関係機関等と連打	隽協力して、ライフライ
	ン・駅等の状況、道路交通状況等混乱降	防止を図るための情報の
	収集に努めるとともに、区民等に対して	て注意情報が発表された
   警察署	場合の区民等のとるべき措置、運転者の	のとるべき措置等につい
警察署 	て、積極的な広報活動を行い、冷静に対	付応するよう呼び掛けま
	す。	
	2 混乱の未然防止活動	
	駅、主要交差点等、混乱が発生する恐	れがある施設・場所等に、
	必要な部隊を配備して混乱防止措置をと	こります。

	1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達します。
	注意情報
	混乱防止のための旅客への協力要請
東京都	警戒宣言発令時の運行方針等
交通局	その他東海地震に関する情報
	2 主要駅(ターミナル、連絡駅等)において、特に混乱が予想さ
	れる場合は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図ります。
	警察署の協力を得て警備体制を確立します。
	状況により駅出入り口の使用制限を実施します。
	1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にする
東武鉄道	ため正確な情報連絡に努めます。
	2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努めます。
	1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、掲示・
西武鉄道	放送等を活用し正確な情報提供に努めます。
	2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努めます。
	1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請
┃ ┃東京地下鉄	します。
宋尔地下跃 	2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を実施し、旅
	客に協力を要請します。
	国や地方公共団体から発出される指示および各種情報を受け、ま
	た報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、
	これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、ならびにそれ
	ぞれの地震防災応急対策に反映させます。
	1 情報収集と伝達
NTT	2 通信の利用制限等の措置
東日本	3 災害用伝言ダイヤルの提供準備
米口本 	4 対策要員の確保および広域応援
	5 災害時における災害対策用機器等の配備および災害対策用資機
	材の確保
	6 通信建物、設備等の巡視と点検
	7 工事中の設備に対する安全措置
	8 社員の安全確保

## 第4節 東海地震注意情報の発表を受けた時の対応措置

### 第1款 学校(幼稚園、小学校、中学校)【教育振興部】

### 1 児童生徒等に対する伝達と指導

学校(園)は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級活動・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震後の授業(保育)の再開等について説明します。

児童生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、 あらかじめ定めた下校(園)計画に従って帰宅させるよう準備を整えます。

### 2 注意情報が発表された時の学校(園)における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、園児・児童・生徒の保護者が直ちに引取りに来校 する事態が予想されます。

学校(園)においては、注意情報が発表された段階では授業(保育)を継続し、 警戒宣言が発せられた後に授業(保育)を中止して帰宅の措置をとります。

したがって、学校(園)は、平素から、保護者に対して学校(園)の対応策を周 知徹底しておきます。

特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、 家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に 注意し、警戒宣言が発せられた場合に園児・児童・生徒を直ちに引取りに出る 準備を整えるよう打合せておくことが大切です。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取 りに来校(園)した場合は、校(園)長の責任において臨機の措置をとります。

### 3 校外指導時の措置

宿泊を伴う指導時(移動教室、修学旅行など)に注意情報の発表を知ったときは、児童・生徒に対し、注意情報の発表を伝達するとともに、地震に対する注意事項、今後の行動などについて説明し、冷静に待ちます。また、速やかに学校に連絡をとり、現地の対応状況を報告します。

宿泊を伴わない遠足などの場合に注意情報の発表を知ったときは、速やかに 学校に連絡をとり、原則として帰校の措置をとります。帰校後は、在校時と同 第3章東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

様の措置により帰宅させます。

### 第2款 保育園、学童クラブ【こども家庭部】

職員は注意情報が発表されても、勤務体系は原則として平常勤務と変わりないものとします。

ただし、上司から命令があるまで、退庁時間がすぎても退庁しません。また、不要不急の会議・行事等は、原則として中止します。

#### 注意情報が発表されたら

- 1 「注意情報の発表」を全職員に周知します。
- 2 正しい情報をキャッチします。
  - ・テレビ、ラジオのスイッチを入れ情報を確認します。
  - ・防災ラジオの情報に注意します。
- 3 室外保育・遠足のときは、園(クラブ)に戻ります。
- 4 原則として、通常どおり保育を行います。

# 第4章 警戒宣言時の対応措置

東海地震が発生する恐れがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災 応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるとき は警戒宣言を発します。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予 知情報(以下「予知情報」という。)が発表されます。なお、本情報の解除を伝える 場合にも発表されます。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、または警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関および住民は一致協力して、地震防災応急対策および災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策(以下「地震防災応急対策」という。)に努め、被害を最小限にとどめなければなりません。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要があります。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまでまたは警戒 解除宣言が発せられるまでの間に、とるべき対応措置について定めます。

# 応 急 対 策

### 第1節 活動態勢

### 第1款 区の活動態勢【統括部】

1 区災対本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、区災対本部を設置します。(災害対策基本法第23条の2)

2 区災対本部の設置場所

区災対本部の設置場所は、練馬区役所とします。

3 区災対本部の標示掲出

区災対本部が設置された場合は「練馬区災害対策本部」の標示を掲出します。

#### 4 区災対本部の所掌事務

警戒宣言、予知情報および各種情報の収集、伝達 社会的混乱の発生予防および混乱回避策等の決定 生活物資等の動向および調達準備体制の決定 防災関係機関の業務に係る連絡調整 住民への情報提供

#### 5 区災対本部の組織

区災対本部の組織は、災対本部条例および同施行規則の定めるところによります。(「防災共通編第2部第2章第1節」参照)

### 6 配備体制

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢および配備人員は、災対本部運 営要綱に定める第二次非常配備態勢とします。

### 第2款 区の業務等の対応措置【災対各部】

### 1 窓口業務

警戒宣言が発せられた場合でも、都市機能は極力平常を確保することを原則としていることから、区の窓口業務は平常どおり行います。

### 2 行事の中止、停止

区が主催または共催する行事は、行事の実施中、計画中にかかわらず、警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止または停止とします。

#### 第3款 防災関係機関等の活動態勢【防災関係機関】

1 各防災関係機関は警戒宣言が発せられた場合、練馬区地域防災計画および 各々が定める防災計画の定めるところにより、防災対策を実施します。また、 区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な 措置をとります。

- 2 各防災関係機関は、上記1の責務を遂行するために必要な組織および防災 対策に従事する職員の配置および服務の基準を定めておくものとします。
- 3 練馬区の区域内の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画に 定めるところにより防災対策を実施するとともに、区が実施する防災対策が 円滑に行われるよう協力するものとします。

### 第4款 相互応援協力【統括部・防災関係機関】

警戒宣言時等において単一の防災関係機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災関係機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとします。

# 第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達

各防災関係機関は警戒宣言および予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要です。

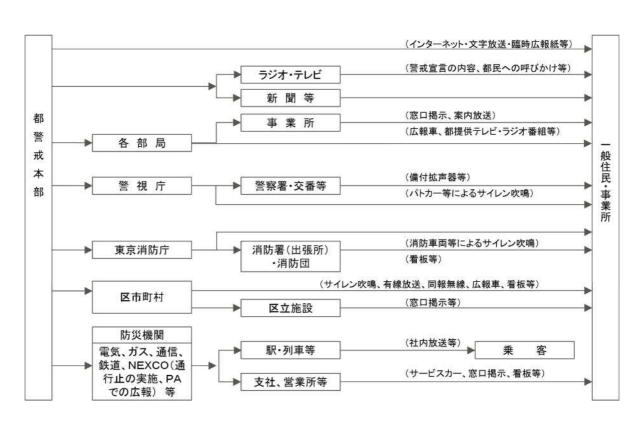
本節では、警戒宣言等の伝達および警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定めます。

### 第1款 警戒宣言の伝達等【災対各部、警察署、消防署、医師会、防災 関係機関】

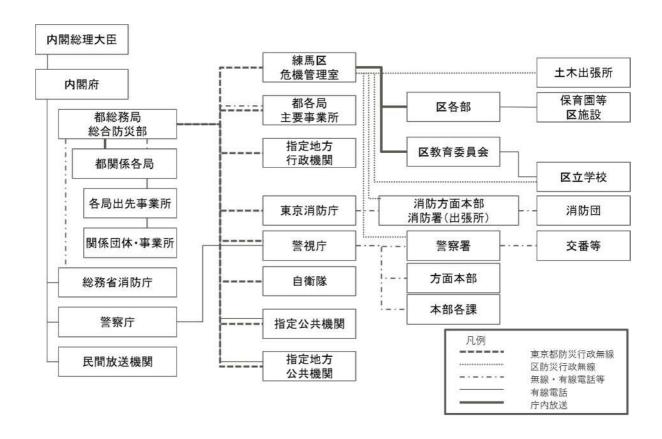
### 1 伝達系統

警戒宣言および予知情報等の伝達経路および伝達手段は、次のとおりとします。

#### 【一般住民に対する警戒宣言の伝達経路および伝達手段】



### 【防災関係機関に対する警戒宣言の連絡伝達系統図】



### 2 一般住宅・事業所等への伝達

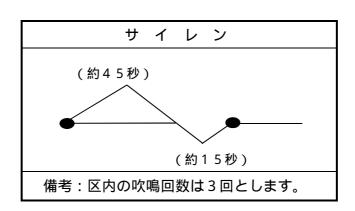
サイレン吹鳴、同報無線、広報車、ホームページ、窓口掲示 (同じ情報がラジオ、テレビ、新聞等により報道されます。)

### 3 伝達態勢

機関名	内容
X	1 区災対本部は東京都総務局から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに庁内放送により各部へ伝達するとともに、地域防災無線が配備されている区立施設等については一斉通報により伝達します。 2 災対各部は、区災対本部から警戒宣言の通報を受けた時は、電話連絡網により直ちに各課および事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知します。また区のホームページに掲示します。 3 一般住民に対しては、警察署・消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号広報車および区防災無線による同報等により、警戒宣言が発せられたことを伝達します。 4 教育委員会は、区災対本部から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を各課、事業所、区立学校(園)に伝達します。 5 伝達を受けた各課、事業所、区立施設等は、その旨を窓口に掲示します。
警察署	1 各警察署は、警視庁もしくは方面本部から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察無線等により交番・駐在所等に伝達します。 2 各警察署は、区と協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。
消防署	1 各消防署(出張所)は、東京消防庁から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに消防無線等により、消防団本部、分団本部等に伝達します。 2 各消防署(出張所)は、区と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。

区医证人	都医師会より、警戒宣言、予知情報等の通報を受けた時は、迅速か
区医師会	つ、的確に管下の病院、診療所に伝達します。
その他の	区災対本部から警戒宣言の通報を受けた時は、直ちに部内各課およ
防災関係	び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機
機  関	関、団体、事業者および施設利用者に周知します。

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



### 4 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとします。

警戒宣言の内容 練馬区内での予想震度 防災対策の実施の徹底 その他特に必要な事項

### 第2款 警戒宣言時の広報【統括部】

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられます。これらに対処するため、練馬区および各防災関係機関は広報活動を実施します。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応および広報を行うとともに区災対本部および必要な機関へ緊急連絡を行います。緊急連絡を受けた区災対本部等は、必要情報をすみやかに区民等へ広報するものとします。

### 1 広報

区は警戒宣言が発せられた時は、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の 事項を中心に広報活動を行います。

なお、特に重要な広報はマニュアル等の中にあらかじめ定めておくものとします。

#### 区の広報

広報項目

- ア 区長のコメント等
- イ 区民および事業所のとるべき防災措置
  - (ア) 火の注意
  - (イ) 水の汲み置き
  - (ウ) 家具の転倒防止等
- ウ 混乱防止のための対応措置
  - (ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
    - ・列車の運行状況
    - ・駅等の混乱状況
    - ・時差退社の呼びかけ等
  - (イ) 道路交通の混乱防止のための広報
    - ・道路の渋滞状況
    - ・ 交通規制の実施状況
    - ・自動車利用の自粛要請等
  - (ウ) 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
    - ・回線の輻輳状況
    - ・規制措置の実施状況
    - ・電話利用の自粛要請
    - ・災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等
  - (I) 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報
    - ・スーパーマーケット、デパート等の営業状況
    - ・買い急ぎをする必要のないこと等
    - ・物資の流通状況
  - (オ) 預貯金引出等による混乱防止のための広報
    - ・金融機関の営業状況
    - ・急いで引き出しをする必要のないこと等
  - (加) その他

#### 各防災関係機関の広報

広報の実施方法

住民および施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、区に準じて行うものとします。

- ア 各機関は従業員・顧客・住民等に対する情報伝達を、具体的に定めておくものとします。
- イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止する ことに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものと します。
- ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとします。
- エ 広報文はあらかじめ定めておくものとします。

### 第3節 消防、危険物対策

### 第1款 消防対策【消防署】

### 1 活動態勢

東京消防庁は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にあり、次の対策をとります。

全消防職員および全消防団員の非常招集

活動部隊の編成

警戒派遣所の開設

ポンプ車等を移動し、次の場所に警戒派遣所を設けます。

練馬消防署管内

春日町、旭丘、中村北の各地域

光が丘消防署管内

土支田、谷原の各地域

石神井消防署管内

大泉学園、下石神井、石神井台の各地域

防災関係機関への職員派遣(各警察署、練馬区役所)

救急医療情報の収集体制の強化

救助・救急資器材の強化

情報受信体制の強化

高所見張員の派遣

出火防止、初期消火等の広報の実施

その他消防活動上必要な情報の収集

#### 2 情報連絡体制の確立

地震予知情報等の伝達ルート等



#### 伝達方法

サイレン、広報車等により情報等を伝達します。

### 3 区民、事業所に対する呼びかけ

区民に対する呼びかけ

情報の把握

テレビ、ラジオや警察、消防、区からの正確な情報の把握 出火防止

火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認および危険物類の安 全確認

初期消火

消火器、消火用水等の確認

危害防止

- ・家具類、ガラス等の安全確保
- ・ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

#### 事業所に対する呼びかけ

防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置および防災要員の配備 情報の収集伝達等

- ・テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握
- ・顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ・本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- ・百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- ・顧客、従業員等に対する安全の確保

#### 安全対策面からの営業方針

- ・劇場および映画館、地下街、超高層ビル等の不特定多数の者が利用 する施設に対する営業の中止または自粛
- ・営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等 の対策
- ・近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- ・その他消防計画等に定める事項の徹底

#### 出火防止および初期消火

- ・火気使用設備器具の使用制限
- ・危険物、薬品等の安全措置
- ・消防用設備等の点検
- ・初期消火態勢の確保

#### 危害防止

・商品、設備器具等の転倒、落下および移動防止措置

### 第2款 危険物等対策【消防署、警察署】

# 1 石油類等危険物の取扱い施設

機関名		名	内	容
消	防	署	危険物を貯蔵し、または取扱う事業所に対し 事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導	<b>ノ</b> て、予防規程または

### 2 危険物輸送

機関名		内	容
警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防ため、次の対策を推進します。 警察署 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱いおよび運搬の抑いての協力要請 2 危険物および保管施設に対する警戒強化		製造、取扱いおよび運搬の抑制につ	
消防	署	消防法に定める危険物を運搬する車両およびタンクローリーで所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を付討・実施するよう指導します。 1 出荷、受入れの停止または制限 2 輸送途中車両における措置の徹底	

# 第4節 警備、交通、公共輸送対策

### 第1款 警備対策【警察署】

機関名	内	容
警察署	1 警備部隊の編成および配備 速やかに警備部隊を編成するととも ミナル駅、地下街、主要交差点、港 配備 2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、 れることから、正しい情報の発信、警 等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止 3 避難誘導活動 強化地域を管轄する警察署は、次の 避難の勧告・指示の伝達および避 ます。 避難誘導に当たっては、パトカー して活発な広報活動を行い、混乱に ます。	等に、必要により、部隊を 社会的混乱の発生が懸念さら活動の強化等により都民 に努めます。 措置をとるものとします。 難誘導は迅速・的確に行い 、サイレン等を有効に活用

- 1 警備部隊の編成および配備 部隊編成を実施し、必要により配備します。
- 2 治安維持活動 正しい情報の発信と、警戒活動の強化により犯罪等の未然防止に努めます。
- 3 避難誘導活動 避難誘導にあたっては、パトカー等警察車両のサイレン・マイク等を利用した 広報活動を実施し混乱防止に努めます。

### 第2款 交通対策【交通機関】

### 1 交通対策本部等の基本

警戒宣言が発せられた場合における交通対策は、道路交通の混乱および交通 事故の発生を防止し、防災関係機関が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通 行車両の円滑な通行を図るとともに、東海地震が発生した場合の交通対策を迅 速に行うため、次の措置を講じます。

東京都内の車両の通行は、できる限り制限します。

強化地域(神奈川県および山梨県)方向へ向かう車両の通行は、できる限り制限します。

強化地域(神奈川県および山梨県)以外の地域から都内へ流入する車両の 通行は、できる限り制限します。

### 2 運転者等の取るべき措置

車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

警戒宣言が発せられたことを知った時は、慌てることなく低速度で走行すること。

カーラジオ等で地震情報、交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。

車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。

目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。

バス、タクシーおよび都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。

危険物等を搬送中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。

現場警察官等の指示に従うこと。

### 3 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用 しないこととします。

### 4 交通規制

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限します。 国道254号(川越街道)(本郷3~東埼橋)は、必要に応じて緊急交通 路に指定し、車両の通行を制限します。

埼玉県境から都内に流入する車両の通行については、できる限り抑制します。

上記のほか、状況により必要な交通規制を行います。

#### 5 交通規制の実施

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚(交通部長)および現場警備本部長は、 必要に応じ、次の規制を行います。

#### 都県境

神奈川県または山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県または千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する 車両については規制しない。

環状7号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

高速自動車国道・首都高速道路

通行止めにより高速への流入を制限し、滞留車がないよう流出させることを優先する。

### 6 緊急通行車両等の確認事務

区内各警察署、緊急交通路の起点および終点、交通要点に設置する交通検問 所において、緊急通行車両の確認事務を行います。

第3款 道路管理者の措置【災対土木部、東京都第四建設事務所、東日本高速道路株式会社】

機関名	内容
X	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際は、避難拠点に至る区道等を重点に、地震 発生時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急に パトロールの強化を図ります。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時即応できるように道路管理者工事および各企業占用工事を 原則として中止し、通過交通に支障のないようにするとともに、地下 埋設物の安全確保に努めるため、所轄警察署および各占用企業者に要 請し、安全対策に万全の措置を講じます。
東京都建設局第四建設事務所	1 危険箇所の点検の実施 警戒宣言等が発せられた場合、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、 地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊 急特別点検を実施します。 2 工事中の道路についての安全対策を確立 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策 を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図ります。
東日本高速道統式会社	1 警戒宣言が発せられた場合には、道路状況の把握に努めるとともに、原則として次の方針で対処するよう努めるものとします。高速自動車国道における交通対策都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等にかかる措置に協力するものとします。一般国道等における交通対策関係機関が行う車両の走行の抑制に係る措置等に協力するものとします。 2 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努めるものとします。 3 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源ならびに道路管理用通信施設の点検等に努めるものとします。 4 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努めるものとします。 5 工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとします。

## 第5節 公共輸送対策

### 第1款 鉄道対策【統括部、消防署、鉄道機関】

### 1 情報伝達

#### 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供および不要不 急の旅行や出張を控えるよう、駅放送および車内放送により要請します。

#### 警戒宣言が発せられたとき

警戒宣言および地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車および駅ならびに乗客等に伝達します。

### 2 列車運行措置

#### 運行方針

防災関係諸機関、報道機関およびJR各社との協力のもとに、地域の実情に 応じた可能な限りの運転を行います。

### 運行措置

~		
機関名	警戒 宣言 当日	翌 日 以 降
都交通局	警戒宣言が発せられたとき	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)
	は、現行ダイヤを使用し、減速	を作成し減速運転を行います。
東武鉄道	運転を行います。	なお、地震ダイヤは一部列車
	なお、これに伴う列車の遅延	の運転中止等を考慮するので、
西武鉄道	は、運転整理により対応するた	輸送力は平常ダイヤよりかな
	め、一部列車の運転中止等が生	り減少します。
東京地下鉄	じるので、輸送力は平常ダイヤ	
	より減少します。	

### 3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想されます。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられます。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとります。

機関名	内 容
X	平常時から、区民に対して時差退社および近距離通勤者等の徒歩
	帰宅の広報を行います。
	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社
消防署	の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行いま
	す。
	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力
都交通局	についての広報を行います。
東武鉄道	2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況を報道するとと
西武鉄道	もに、時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行います。
東京地下	3 駅において、放送・掲示・ホームページ等により運転状況を旅
鉄	客に周知するとともに、時差退社および近距離通勤者等の徒歩帰
	宅を呼びかけ、協力を要請します。

### 4 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講じます。

機関名	内容
	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めます。
	2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとと
都交通局	もに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行います。
東武鉄道	3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣する
西武鉄道	などの措置を行います。
	4 状況により、警察官の応援を要請します。
	5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止します。

### 5 主要駅等の警備

警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集 に努め、混乱発生が予想されまたは混乱が発生した駅等については、部隊を 配備します。

### 6 列車の運転中止措置

鉄道機関および区、警察署、消防署等は一致協力し、上記措置をとり列車 運行の確保に努めますが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす 恐れが生じた場合および踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむ を得ず列車の運転を中止する場合があります。

### 7 その他の措置

機関名	内容
	1 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒
	宣言中は工事を中止します。
鉄道各社	2 防災資機材および復旧資機材の整備を行います。
	3 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、
	巡回警備等を行います。

### 第2款 バス、タクシー等対策【交通機関】

### 1 混乱防止措置

旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区・警察署・消防署およびバス会社等は、時差退社および近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、 区民および事業者に対する広報および指導を行います。

バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たります。

### 第6節 学校、社会福祉施設等の対策

### 第1款 学校(幼稚園、小学校、中学校)【災対教育振興部】

### 1 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導します。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護します。

なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休校とします。

また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休校とします。

### 2 児童・生徒の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなります。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保 に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用(引渡し)カー ド等を利用します。

一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、 その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじ め周知しておくものとします。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、SNS 等を使用した、児童・生徒および保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておくものとします。

### 3 校外学習および宿泊行事等実施の安全確保

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上

や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておくものとします。

### 第2款 社会福祉施設等【災対福祉部、災対こども家庭部】

#### 1 保育所・通所施設

利用者等の扱い

利用者等は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引渡します。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受 人において保護するよう依頼します。

引き取りのない利用者、または身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護します。

通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護します。

#### 防災措置

施設設備の点検

ライフラインの確認

落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止

食料、飲料水、ミルク等の確保

医薬品の確保

その他

利用者等の引渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮します。

職員・利用者・保護者等の防災教育を行います。

### 2 入所施設

利用者は施設内で保護します。このために、次の措置を講じます。

施設設備の点検

ライフラインの確認

落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止

食料、飲料水の確保

医薬品の確保

利用者の家族等に対する連絡手段の確保

利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知 関係機関との緊密な連絡・連携

### 第3款 劇場、高層ビル、地下街等【消防署】

劇場、高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止 および安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じます。

劇場、映画館等

火気使用の中止または制限

消防用設備等の点検および確認

避難施設の確認

救急処置に必要な資材の準備

営業の中止または自粛

施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による 適切な誘導

#### 高層ビル

火気使用の中止または制限

消防用設備等の点検および確認

避難施設の確認

救急処置に必要な資材の準備

ビル内店舗については、営業の中止または自粛

店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達および誘導の実施

エレベーターの運転中止および避難時の階段利用

#### 地下街

火気使用の中止または制限

消防用設備等の点検および確認

避難施設の確認

救急処置に必要な資材の準備

地下街店舗については、営業の中止または自粛

利用客に対しての必要な情報伝達および従業員による誘導の実施

# 第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

### 第1款 電気【東京電力パワーグリッド】

### 1 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続します。

### 2 人員、資器材の点検確保

#### 要員の確保

非常災害対策本部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集します。

#### 資器材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材(予備品、発電車、変圧器 車等)、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保します。

### 3 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認します。

### 4 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報します。

### 5 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事および作業中の電力施設について、 人身安全および施設保全上の応急措置を速やかに実施します。

### 第2款 ガス【東京ガス】

### 1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても原則としてガスの製造・供給はそのまま継続するものとし、地震発生時の二次災害の防止、または軽減を図るための応急措置を迅速、かつ的確に講じ得る全社態勢を確立します。

#### 2 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を 伝達し、避難、帰宅等を要請します。

### 3 工事等の中断

工事中または作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を 講じた上、工事または作業を中断します。

### 4 人員確保と資器材点検

人員の確保と配備

勤務時間内、休日および時間外における、あらかじめ定められた動員 計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保します。

資器材の点検確保

保安通信設備の健全性確認ならびに保安電源設備の燃料残量確認および確保ならびに復旧工事用資機材の点検整備を行います。

### 5 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

### 広報の内容

不使用ガス栓の閉止の確認

地震発生時のマイコンメーター自動停止,身の安全の確保 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作

#### 広報の方法

広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかけます。 テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請します。 区とも必要に応じて連携を図ります。

### 第3款 上水道【東京都水道局】

### 1 飲料水の供給および広報

警戒宣言時においても、水は平常通り供給し、次のとおり広報活動を実施します。

当座の飲料水のくみ置きの要請 地震発生後の避難にあたっての注意事項 地震発生後の広報等の実施方法 地震発生後における住民への注意事項

### 2 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害発生に備えて給水対策本部を設置します。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を 強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動 の準備を行います。

### 3 施設等の保安措置

配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう 送配水圧を調整する。

警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施します。

工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じます。また、 掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋 め戻しを行います。

### 第4款 下水道【東京都下水道局】

### 1 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続します。

### 2 施設等の保安措置

管きょ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水および雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化および整備を行います。

工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じます。また、応急 資機材の状況の把握と準備を行います。

#### 第5款 電話、通信【NTT東日本】

#### 1 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想されます。

このため、NTT東日本は次の措置をとることとします。

電話

警戒宣言が発せられた場合、次の業務および関連する規定に基づき、 通信の疎通等に係る業務を適切に運用します。

#### 確保する業務

- ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- イ 街頭公衆電話からの通話
- ウ 非常、緊急扱い通話
- エ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 可能な限りにおいて取扱う業務
- ア 一般加入電話からのダイヤル通話
- イ 100 番诵話
- ウ 防災関係機関等からの緊急な要請への対応
  - (ア) 故障修理
  - (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注)ただし、避難命令発令下においては実施しない業務があります。

#### 2 広報措置の実施

警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、または会社の業務について変更した場合、次に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送および新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施します。

通信の疎通状況および利用制限等の措置ならびに代替となる通信手段 (自動通話に関するものの他、手動台扱いの通話、番号案内業務を含み ます。)

お客様に対し協力を要請する事項

(災害用伝言ダイヤルの準備状況を含みます。)

加入電話等の開通、移転等の工事および故障修理等の実施状況電報の受付および配達状況

その他必要とする事項

前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、 その的確かつ、迅速な実施を可能とする措置を講じます。

### 3 防災措置の実施

警戒宣言発令時の防災措置は、次のとおり実施します。

警戒本部または情報連絡室を設置

各対策組織の必要要員を招集

社外機関との情報連携

通信サービス利用者の協力を得るための広報

電源、物資および人員の確保

社員の避難および誘導並びに食料、飲料水等の確保

その他必要な事項

# 第8節 生活物資対策

### 第1款 営業継続の要請【災対産業経済部】

食糧および生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等について極力営業を継続するように要請します。

- 1 練馬区商店街連合会を通じ、各商店街に要請します。
- 2 適正価格による円滑な供給に努めるよう指導します。
- 3 平常時より連絡を密にします。

### 第2款 買い占め、売り惜しみ防止【災対産業経済部】

練馬区商店街連合会を通じ、各商店に対し、買い占め、売り惜しみをしないよう要請します。また区民に対しても、買い急ぎをしないよう広報します。

# 第9節 金融対策

関係機関(関東財務局・日本銀行)の指導方針に基づき、各金融機関および区 民に対し、次のとおり協力依頼および広報を行うものとします。

### 第1款 金融機関【金融機関】

- 1 原則として平常どおり営業します。やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通貯金の払い戻し業務については継続します。
- 2 店頭の顧客については警戒宣言が発せられたことを直ちに伝達するととも に、その後の来客に備えて店頭にその旨を掲示します。
- 3 店内の顧客および従業員の安全確保のため、危険箇所の点検等適切な応急 措置をとります。

### 第2款 区民への広報【統括部】

各金融機関が原則として、平常どおり営業しているので、不要な預貯金の引き出しは自粛するよう広報します。

# 第10節 避難対策

原則として避難の必要はありませんが、区長は、区内の崖地等の危険箇所について、各関係機関と連絡を密にして実情把握を行い、危険が予測される地区の選定を行い、警戒宣言が発せられた場合、安全な場所へ避難するよう、避難勧告を行います。

#### 第1款 事前対策【危機管理室、土木部】

#### 1 危険が予想される地区の選定

区長は、管内の崖地等について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行い、 危険が予測される地区について、あらかじめ地区選定を行っておくものとし ます。

#### 2 避難者収容施設の指定

区長は、被害を受ける恐れがあり、避難しなければならない者を一時的に 収容し保護するためあらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておくものと します。

なお、指定にあたっては、次の点に留意するものとします。

火災の危険度の低い場所に立地していること。

(木造建物密集地、危険物取扱い(貯蔵)施設の周辺は避けます。)

耐震性、耐火性を有すること。

窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。

落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。

火災報知機、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。

避難所の運営に必要な資器材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

### 3 周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法(広報車、防災無線等)および伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておきます。

## 第2款 警戒宣言時における対応【統括部】

## 1 避難勧告

区長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の区民に対し、第1款 3項に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施します。

## 2 避難所開設に伴う対応措置

区長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに東京都福祉保健局および地元警察署、消防署、東京都水道局営業所、保健所等関係機関に連絡します。

区長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料水、燃料、寝具、 応急医薬品、非常照明具および台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、 日常の食事に支障を生ずる場合は、炊きだし、その他による食品の供給を 行います。

区長は、情報収集および非常通信のためラジオ、無線機等を備えます。

## 3 避難所等における区職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置します。

## 第11節 救援、救護対策

## 第1款 給水態勢【統括部、災対総務部】

災害発生後に備え本部を設置し、各事業所における情報連絡および施設の保安 点検強化、応急資器材の点検整備を行います。

## 第2款 食糧等の配布態勢【統括部、災対総務部】

## 1 職員の配置

被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため待機の態勢をとります。

優先供給、提供協定を締結している業者等に待機態勢をとるよう要請します。

## 2 運搬計画

備蓄物資および調達物資の輸送を確保するため、区が所有する車両の待機を指令します。

備蓄物資および調達物資の輸送を確保するため、協定輸送業各団体に待機の態勢を要請します。

東京都が地域内輸送拠点へ輸送する食糧、物資を必要に応じて避難拠点に輸送する態勢をとります。

## 第3款 医療救護体制【健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道 整復師会、獣医師会】

機関別の対応は、次のとおりです。

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	人のこのうです。
機関名	内容
X	1 医療救護所の編成準備
	医療救護所運営体制の編成準備
	医療救護所における資器材の点検整備
	区医師会医療救護班などの編成準備要請
	2 救急患者の受入れ体制の確保
	医師、看護師等の確保
	医療資器材の点検、補充
	患者の収容体制の整備
	水、食糧の点検確保
	区医師会などに対する受入れ体制確保の要請
区医師会	
区歯科医師会	練馬区地域防災計画( 防災本編)に基づき医療救護班な
区薬剤師会	どを必要な時に速やかに編成できるように準備します。
柔道整復師会	
区獣医師会	災害発生に備えて、動物救護の体制を必要とするときは、
	速やかに体制をとれるように準備します。

## 第5章 区民・事業者等のとるべき措置

練馬区の区域内は、「東海地震」が発生した場合、ほとんどの地域が震度 5 弱になると予想されています。

震度5弱の場合、家屋の倒壊等大きな被害は発生しませんが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想され、場合によっては警戒宣言による社会的混乱の発生が予想されるため、区および各防災関係機関は万全の措置を講じます。

被害および混乱を防止するためには、区民および事業者の果たす役割は極めて大きいといえます。区民一人一人が、また、各事業者が冷静、かつ的確な行動をとることにより、被害および混乱を大幅に減少させることができます。

本章においては、区民、区民防災組織および事業者が警戒宣言が発せられたときにとるべき基準を示します。

## 応 急 対 策

## 第1節 区民のとるべき措置

## 第1款 平常時【危機管理室】

1 日頃から出火の防止に努めます。

火を使う場所の不燃化および整理整頓

ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破壊や転倒しないよう に措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管

プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、 腐食などを点検

2 消火用具を準備します。

消火器等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用出来る場所 に設置

3 家具類の転倒、落下防止および窓ガラス等の落下防止を行います。

タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定

家具の上に物を置かない

窓ガラスの古いパテは取り替え

ベランダの物品、屋根の工作物および看板等は落下防止の措置

4 ブロック塀等の点検補修をします。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強する等倒壊防止の措置 を実施

5 食糧や非常持ち出し品を準備しておきます。

家族が必要とする3日分の食糧、飲料水を準備 三角巾、絆創膏等の医薬品を準備 ロープ、バール、スコップ等の避難救助器具を準備 携帯ラジオ等を準備

6 家族で対応措置を話し合っておきます。

注意情報発表時、警戒宣言時および地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。

警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。

- 7 区民防災組織に加入し、防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高めます。
- 8 災害時要援護者がいる家庭はなるべく事前に自ら区民防災組織、官公署等 に知らせるようにします。

# 第2款 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまで【危機管理室、区長室】

- 1 情報に注意するとともに冷静に行動します。 テレビ、ラジオ等の情報に注意 あわてて行動をとらない
- 2 電話の使用を自粛します。
- 3 自動車の使用を自粛します。

### 第3款 警戒宣言が発せられたときから地震発生まで【統括部】

1 情報の把握を行います。

区等の防災信号(サイレン)を聞いた時は、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手

都、区、警察、消防等、防災関係機関の情報に注意

警戒宣言が発せられたことを知った時は、隣り近所に周知

2 火気の使用に注意します。

ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるように 火気器具周囲の整理整頓を確認

ガスメーターコックの位置を確認(避難するときはガスメーターコックおよび元栓を閉に)

使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、 安全器またはブレーカーの位置を確認(避難する際は、ブレーカーを遮断) プロパンガスボンベの固定位置を点検

危険物類の安全防護措置を点検

- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認し、浴槽等に水を貯留し ます。
- 4 家具の転倒防止措置を確認し、棚の中の重い物をおろします。
- 5 ブロック塀等を点検します。 危険箇所はロープを張るなど、付近に近寄らせないよう措置
- 6 窓ガラス等の落下防止を図ります。 窓ガラスに荷造用テープや飛散防止フィルムを貼付 ベランダの植木鉢等の片付
- 7 飲料水を汲み置きします。
- 8 食糧、医薬品、防火用品を確認します。
- 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にします。(長そで、長ズボン)
- 10 電話の使用を自粛します。 区役所や放送局、鉄道会社、学校への電話による問い合わせを控えます。
- 11 自家用車の利用を自粛します。

路外に駐車中の車両は出来る限り利用しません。

路上に駐車中の車両はすみやかに空地や駐車場に移動します。

走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、後は車を使いません。

12 幼児・児童の行動に注意します。

幼児・児童の遊びは、狭い路地やブロック塀等の付近を避け、確認できる 範囲の安全な場所でする。

園児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合 せに基づいて対応

- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせます。
- 14 エレベーターの使用は避けます。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認します。
- 16 不要な預貯金の引き出しを自粛します。
- 17 買い急ぎをしません。

## 第2節 区民防災組織(防災会等)のとるべき措置

## 第1款 平常時【危機管理室】

- 1 組織の役割分担を明確にします。
- 2 組織の活動訓練や教育、講習を実施します。
- 3 地区内の危険箇所(崖、ブロック塀等)を把握します。
- 4 情報の伝達態勢を確立します。
- 5 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておきます。

## 第2款 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで【危機管理室、 区長室】

- 1 テレビ、ラジオの情報に注意します。
- 2 地区内住民に冷静な行動を呼びかけます。

## 第3款 警戒宣言が発せられたときから地震発生まで【統括部】

- 1 区からの情報を地区内住民に伝達します。
- 2 防災住民組織本部の設置を行います。
- 3 地区内住民に区民のとるべき措置(第1節参照)を呼びかけます。
- 4 ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行います。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行います。
- 6 老人や病人の安全に配慮します。
- 7 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児・児童等に対して注意します。
- 8 救急医薬品等確認します。
- 9 食糧、飲料水および炊き出し用品等の確保ならびに調達方法の確認を行います。

## 第4款 その他【統括部】

- 1 各避難拠点では、地域の防災会の活動等を優先しつつ、災害が発生した際 の準備を行います。
- 2 防災会が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に 準じた行動を行います。

## 第3節 事業者のとるべき措置

## 第1款 平常時の措置【危機管理室】

事業者は、自主防災態勢の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防災用品の備蓄ならびに出火防止対策および従業者、顧客の安全対策等についての防災計画(消防計画、予防規定およびその他の規定等を含みます。)に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとします。なお、防災計画等作成上の留意事項は次によります。

- 1 東京都および区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件(最 寄駅、建築構造および周辺市街地状況等)事業内容等を考慮した実行性のあ るものとします。
- 2 従業員、顧客および周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を 重点に作成するものとします。
- 3 責任者の在、不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとします。
- 4 他の防災または保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとします。
- 5 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して実情に あったものにします。

## 第2款 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの措置 【危機管理室、区長室】

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手します。
- 2 自衛消防組織等自主防災態勢を確認します。
- 3 消防計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備します。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行います。

## 第3款 警戒宣言が発せられた時から地震発生までの措置【各部】

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員および配備等の警戒態勢を確立します。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達します。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意します。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状 況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動がとれるように

します。この場合、災害時要援護者の安全確保に留意します。

4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を継続します。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館および超高層ビル、地下街等の店舗にあっては、混乱防止のため、原則として営業を自粛します。

- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じます。
- 6 建築物の防火または避難上重要な施設および消防用設備等点検し、使用準備(消火用水を含みます。)等の保安措置を講じます。
- 7 商品、設備器具および窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認します。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都、区、市町村、警察署、 消防署、放送局、鉄道等に対する問い合わせを控えます。
- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用は出来る限り制限します。
- 10 救助、救急資器材および飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備します。
- 11 新築工事、水道工事および金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生 により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を 講じます。
- 12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務としますが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅および路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとします。

ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通 機関は利用しないものとします。

## 資料 1 東海地震に係る地震防災対策強化地域(東京都総 務局)

1 昭和54年8月7日付指定(総理府告示第26号)

昭和53年6月15日、大震法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、強化地域の指定および強化地域に係る地震観測体制の強化ならびに警戒宣言に 伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、東海地震(震源 = 駿河湾沖、マグニチュード 8 程度)が発生した場合、 木造建築物等に著しい被害」を生じるおそれのある震度 6 弱以上と予想される地域(6 県 167 市町村)が、強化地域として指定された。

2 平成 14 年 4 月 24 日付追加指定(内閣府告示第 12 号)

平成 13 年 12 月中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会(平成 13 年 3 月設置)から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度 6 弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。

平成 14 年 4 月の中央防災会議において、強化地域は、大震法第 3 条第 1 項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する地域」とされていることに鑑み、以下の基準に基づき、新たに 96 市町村が指定され、 8 都県 263 市町村となった。(市町村合併を踏まえ、平成 17 年 4 月、 8 都県 213 市町村を再指定)

地震の揺れによる被害

木造建築物等が一般的に著しい被害を被る揺れという見地から、震度 6 弱以上の揺れが 発生する地域(この基準は、従来通りであるが、想定震源域見直しに伴い指定地域が拡大 した。)

津波による被害

大津波(3 m以上)若しくは満潮時に地上の浸水深2 m以上の津波が予想される地域のうち、地震発生から20分以内に津波が来襲するおそれのある地域

一体的な防災体制の確保等の観点

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、 一体的な防災体制等をとるべき地域を併せて強化地域とするのが妥当であるとした。

都においては、新島村、神津島村および三宅村が、上記 に該当するとして、強化地域 に指定されたものである。

## 資料 2 警戒宣言、地震予知情報について (東京管区気象台)

#### 1 地震予知体制

大規模地震対策特別措置法第 33 条に基づき、現在「東海地震」に対して気象庁が行っている地震の予知体制は、地震の前兆現象を捕捉するための各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合に、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについての判断をするための判定組織からなっている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域およびその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮および地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、地方公共団体、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院および産業技術総合研究所などにより実施されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会(気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という)が設置されている。判定会は、地震に関する専門家である、会長および委員5名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。

#### 2 東海地震に関連する情報

東海地震に関連する調査情報(臨時)

気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合などに東海地震に関連する調査情報(臨時)を発表する。

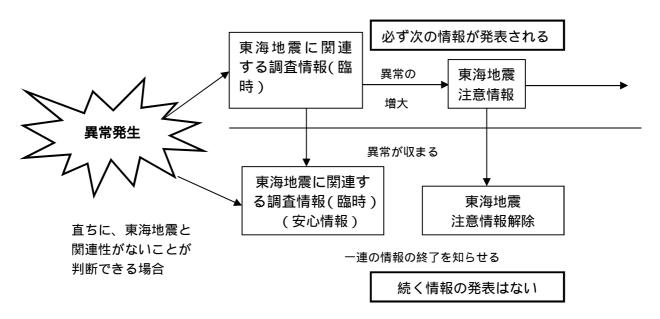
また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、あるいは「直ちに東海地震と関連性がない」と判断できる場合は、安心情報である旨を明記して東海地震に関連する調査情報(臨時)を発表する。

#### 東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報を発表する。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報を発表する。

#### 東海地震に関連する調査情報(臨時)と東海地震注意情報の発表形態



#### 警戒宣言文の一例

#### 東海地震の地震災害に関する警戒宣言および国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発令します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾およびその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波の恐れがあります。

強化地域内の公的機関および地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応 急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者および事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の 指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、 ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣

#### 東海地震予知情報

東海地震予知情報の内容については、警戒宣言発令とほぼ同時に発表され、気象庁 長官から詳しい技術的説明が行われるが、これには次のような事柄が含まれることに なっている。

すなわち、

地震が発生するおそれがあると認められる旨およびその理由 地震が発生するおそれがあると認められる時期

震源域

地震の規模

地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域(以下「強化地域」 という。)における震度

地震が発生により生ずるおそれのある津波の予想 その他

このうち、 の「時期」を除いた 以下の各項目については、一つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準出、これをはっきり予想するのははなはだ困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生まえの時間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が 考えられている。

異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言が発せられた時点から2、3日以内という意味である。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

ア 予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅れることが予想される

イ 異常現象が正常に戻る 等

地震の発生するおそれがなくなったと認められた場合である。アの場合には、状況に応じて臨機の措置がとられることになるであろうが、イの場合には、「警戒解除宣言」が発せられ、警戒体勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

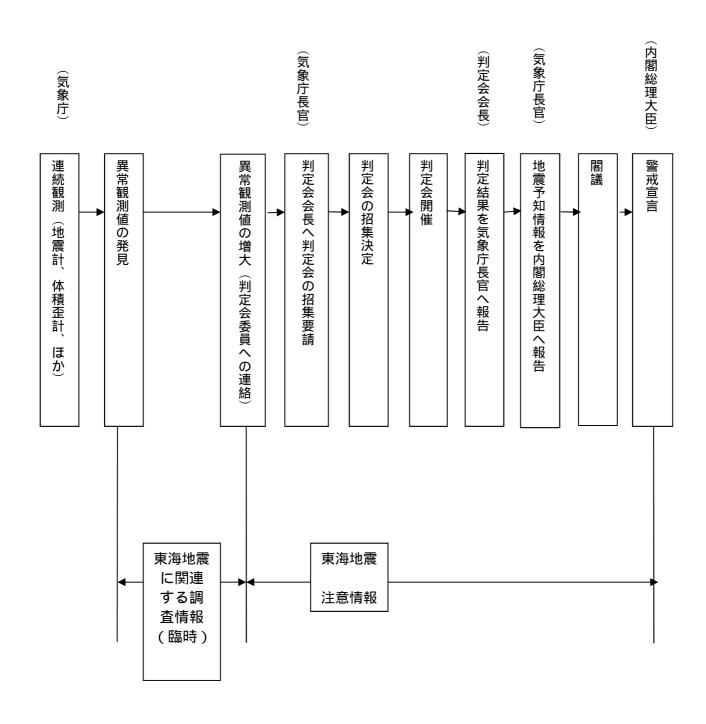
宣言が発せられた後でも、気象庁では観測データを 24 時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報」として、関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報」には事態の推移等が説明されるので、情報を正しく解釈し、 冷静に行動することが必要である。

#### 3 警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、 これに基づいて、気象庁長官は、直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。 内閣総理大臣は閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

# 資料3 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス(東京管区気象台)



# 資料4 予知情報の発表に伴うコメント案文(東京都総務局)

1 警戒宣言が発せられたときの知事コメント案文

#### 都民の皆様、東京都知事の

です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の 固定等も行ってください。

東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。 地震が起きましてもあわてずに落ち着いて行動してください。

#### 2 注意情報が発せられたときの危機管理監コメント案文

都民の皆様、東京都危機管理監の

です。

内閣官房長官から、東海地震の発生に備えて「準備行動を行う」旨の発表がなされております。

都においても、「警戒宣言」が発せられた場合に、直ちに対応できる態勢を整えておりますので、都民の皆様は落ち着いて行動してください。

状況が確定するまで、旅行の自粛や学生の登下校の安全確保に留意してください。 また、交通機関の運行状況を把握し、帰宅等に備えてください。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意して下さい。その他の島しょ地域についても津波には十分注意して下さい。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような 大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が 転倒したりすることが考えられますので、家庭や事業所において、火元や危険物の管理、 家具の固定等の安全対策を行ってください。

なお、内閣総理大臣が警戒宣言を発令した場合、または、準備体制を解除した場合は、 直ちに皆様にお知らせしますので、ラジオ、テレビ等のニュースに注意してください。

都民の皆様、東京都危機管理監のです。

政府より、東海地震準備体制を解除する旨の発表がなされております。

これを受けて都も災害即応態勢等の準備体制を解除したので、お知らせします。

交通機関の運行状況等が平常に戻るまで、引続きラジオ、テレビ等のニュースに注意し、落ち着いて行動してください。

## 資料 5 警戒宣言に伴う区の広報案文

区民の皆様、練馬区長の

です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、区内各地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が 転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きい揺れがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

練馬区においては、すでに警戒本部等を設置しております。

地震がいつおきてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震がおきましてもあわてずに落ち着いて行動してください。